

平成22年第7回

香美市議会定例会会議録

平成22年10月 4日 開 会
平成22年10月20日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 2 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 1 号）

平成 2 2 年 1 0 月 4 日 月曜日

平成22年第7回香美市議会定例会会議録（第1号）

招集年月日 平成22年10月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月4日月曜日（会期第1日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長補佐	野 島 順 奈
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
総務課長	法光院 晶 一	環境課長	横 谷 勝 正
企画課長	濱 田 賢 二	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	竹 内 敬
収納管理課長	阿 部 政 敏	林政課長	舟 谷 益 夫
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保険課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	今 田 博 明
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長	岡 本 博 臣
農政課長補佐	森 安 伸	地域振興課長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	幼保支援課長	山 崎 泰 広
-------	---------	--------	---------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

代表監査委員 福 留 通 彦 水道課長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 2 1 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 2 1 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 0 号 平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 1 号 平成 2 1 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 2 号 平成 2 1 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 5 9 号 平成 2 2 年度香美市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 2 号 平成 2 2 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第

- 1号)
- 議案第 65号 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
- 議案第 66号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 67号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 68号 香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 76号 定住自立圏形成協定の締結について
- 議案第 77号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
- 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議案第 79号 香美市立小・中学校太陽光発電システム設置工事（電気設備工事）の請負契約の締結について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成22年第7回香美市議会定例会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成22年10月4日（月） 午前9時開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

1. 議長の報告

2. 市長の報告

（1）地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22号第

1項に基づく報告について

報告第 18号 平成21年度香美市健全化判断比率の報告について

報告第 19号 平成21年度香美市資金不足比率の報告について

(2) 行政の報告並びに提案理由の説明

- | | | | |
|-------|-----|-----|--|
| 日程第4 | 認定第 | 1号 | 平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 認定第 | 2号 | 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第6 | 認定第 | 3号 | 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 認定第 | 4号 | 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第8 | 認定第 | 5号 | 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第9 | 認定第 | 6号 | 平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第 | 7号 | 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第 | 8号 | 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第 | 9号 | 平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 認定第 | 10号 | 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第14 | 認定第 | 11号 | 平成21年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第15 | 認定第 | 12号 | 平成21年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第16 | 議案第 | 59号 | 平成22年度香美市一般会計補正予算（第2号） |
| 日程第17 | 議案第 | 60号 | 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第18 | 議案第 | 61号 | 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第19 | 議案第 | 62号 | 平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第20 | 議案第 | 63号 | 平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第21 | 議案第 | 64号 | 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補 |

			正予算（第1号）
日程第22	議案第	65号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
日程第23	議案第	66号	平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第24	議案第	67号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第25	議案第	68号	香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第26	議案第	69号	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第27	議案第	70号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第28	議案第	71号	香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第29	議案第	72号	香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第30	議案第	73号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
日程第31	議案第	74号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
日程第32	議案第	75号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について
日程第33	議案第	76号	定住自立圏形成協定の締結について
日程第34	議案第	77号	香美市過疎地域自立促進計画の策定について
日程第35	諮問第	1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第36	諮問第	2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
日程第37	議案第	79号	香美市立小・中学校太陽光発電システム設置工事（電気設備工事）の請負契約の締結について

会議録署名議員

3番、山崎眞幹君、4番、利根健二君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成22年第7回香美市議会定例会を開会します。

第6回臨時会から今期定例会の間に執行部の説明員の方々に就任及び人事異動がっておりますのでご報告をいたします。

まず、去る10月1日付で明石教育長の後任として香美市教育長に就任されました時久恵子教育長をご紹介します。

(教育長立礼)

はい。どうもありがとうございました。

次に、10月1日付の人事異動により奥宮政水農業員会事務局長が総務課広域分権担当参事に、中井潤君が農政課長から農政課長兼農業委員会事務局長の併任となりました。

ここで時久教育長からごあいさつをいただきます。教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼いたします。明石俊彦前教育長の後を受け香美市教育長として務めさせていただくようになりました時久恵子と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

公立学校の教員として、在職中は大宮小学校、そして平山小学校、山田小学校、楠目小学校と長い間皆様方にお世話になりまして本当にありがとうございました。

私は、この香美市で育ち本当に大切に思っているふるさと香美市で教育の任にこれからつかせていただくこと大変ありがたく思っています。香美市の子どもたちの本当に元気な未来のために、そして香美市の教育風土の向上のために全力で取り組んでまいりたいと思っています。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） ありがとうございました。今後ともよろしくお願いいたします。

これから日程に入りますが、その前に平成22年第7回香美市議会定例会開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

まず、改めまして、去る9月12日の選挙でご当選をされた皆様方に心からお喜びを申し上げます。今年選挙期間中は、猛暑で毎日35度を超すような厳しい暑さでありましたので本当にお疲れさまでございました。

去る9月14日に民主党の代表選挙があり菅首相が再任をされましたが、選挙中の言葉で一番耳に残っているのが1に雇用、2に雇用、3に雇用と言われておりましたが、具体策は何も言っておりませんでした。そして、10月1日に第176回臨時国会が招集され、補正予算の規模を総額5兆円とし、雇用拡大に公共事業の追加として4兆8,000億円の方針を固められたようでありますので、これには期待をいたすところであります。

さて、ご承知のように明石俊彦前教育長が体調を崩され辞職されたことは残念であります。1日も早い回復を願うものであります。そこで、先ほどごあいさついただきましたが10月1日教育委員会が開かれ、新しく時久恵子教育長が選任をされました。

本日、ここに招集されました平成22年第7回香美市議会定例会に市長から提出された議案につきましては、平成22年度香美市一般会計補正予算（第2号）等19件、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算、認定第1号等12件、諮問2件、報告2件であります。追加案件があると伺っております。後ほど市長より提案理由の説明がありますので、議員各位におかれましては、慎重な審議の上、それぞれの議案に対し適切な議決を賜りますようお願いをいたしておきます。

その他、議員提出の決議案2件、意見書案1件の追加を予定をいたしております。議員各位におかれましては、議会の品位を重んじ円滑な議事運営に各段のご協力を賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当たり私のごあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて3番、山崎眞幹君、4番、利根健二君の両君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、9月30日の議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、前田泰祐君。

○議会運営委員会委員長（前田泰祐君） おはようございます。議会運営委員会からご報告を申し上げます。

本日招集されました平成22年第7回香美市議会定例会の運営につきまして、去る9月30日に開催しました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、お手元にお配りしました会期及び会議（審査）の予定表のとおり、本日から9月20日（後に「10月20日」と訂正あり）までの17日間としました。なお、会議が順調に運んだ場合の繰り上げての閉会と会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日は今期定例会に付議された提出議案の提案理由の説明までとします。ただし、執行部から要請のあった議案第59号、議案第62号、議案第76号、議案第79号は、本日、本会議方式で議題とし採決まで行うことになりました。議案第59号は、物部川流域ブロック広域行政の電算システム関連予算等については、香南市、南国市は9月定例会で議決済みであり香美市の議決待ちとなっております。そのほか予算執行上及び事務処理上の理由から、また、議案第62号は、人事異動による職員給与の補正等予算執行上の理由から、議案第76号は、中核都市となる高知市を初め南国市、香南市は既に議決済みであり、協定の締結のためには香美市の早期議決が必要なため、議案第79号は、繰越事業であり、早期に契約を締結し工事完成を

図る必要があるためであります。また、諮問第1号、諮問第2号は、人事案件であり、慣例により本日、本会議方式で議題とし、審議、採決まで行います。

会期第2日目、5日から会期第8日目、11日までは、休日並びに議案精査のための休会としました。

会期第9日目、12日から会期第11日目、14日までの3日間は、一般質問を予定しております。

会期第12日目の15日金曜日は、議案質疑の後、各議案等は委員会付託ということになります。引き続き各常任委員会において委員会の審査をお願いしたいと思います。

会期第13日目から16日目までの4日間は、休日並びに議案審査整理のため休会となります。

会期第17日目の最終日20日は、各常任委員会の付託案件の審査報告と採決並びに追加案件がありますので、委員会の付託を省略して本会議方式で審議、採決を行います。最終日の追加案件ですが、決議案2件、意見書案1件が提案される予定です。

次に、一般質問の通告は、会期第2日目、5日木曜日（後に「火曜日」と訂正あり）午前10時までに提出をお願いいたします。また、一般質問の通告内容であります。質問の趣旨が十分にわかるように具体的に記入をお願いします。審査の都合上、通告書ができ次第、順次ご提出いただくようご協力をお願いをしておきます。

3点目に、請願、陳情、決議、意見書等について協議をいたしました。請願、発議については提出案件がなく、決議案が2件、意見書案1件が提出されており、協議の結果、決議案2件については会期中に文体の整理と案文のすり合わせを行い、提出者はそのまま賛成者を各常任委員長として提出することに決定いたしました。意見書案第14号については、会期中に字句の訂正等を行い、全会一致を目指して提出者を教育厚生常任委員長、賛成者を他の常任委員長として提出することに決定しました。

続いて、市議会運営申し合わせ事項についての協議結果をお手元に配付いたしておきましたので、今後の運営はこのように進めてまいりますのでご留意くださいますようお願いをいたします。

最後に、議会運営委員会で協議をしたその他の件についてご報告いたします。

本日、本会議終了後、議員協議会を開催することとなりましたのでご報告いたします。議題等につきましては協議結果報告書のとおりであります。

その他の議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いをいたします。

以上で議会運営委員会の報告を終わります。

恐れ入ります。訂正をお願いします。会期の件でありますけれども、「本日から9月20日」と発表しましたが、これ「10月20日」の誤りです。わかりましたかね？10月で。それから、「会期2日目、5日の木曜日」と言いましたが、これ「火曜日」の誤りですので訂正をお願いいたします。

以上で報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 議会運営委員会委員長の報告を終わります。

お諮りします。今期定例会の会期は、委員長報告のとおり本日から10月20日までの17日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から10月20日までの17日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりです。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに議長の報告をします。

市長より地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく報告第18号、報告第19号の報告がありました。

また、香美市監査委員から例月出納検査報告書、平成21年度香美市一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書、平成21年度健全化判断比率の審査意見書、平成21年度資金不足比率の審査意見書の提出がありました。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、認定第1号、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第37、議案第79号、香美市立小・中学校太陽光発電システム設置工事（電気設備工事）の請負契約の締結についてまで、以上34件を一括議題とします。

行政の報告並びに認定第1号から議案第79号までの提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。平成22年第7回香美市議会定例会開催に当たりましてごあいさつを申し上げます。

まず、冒頭ではございますが、元土佐山田町長を長くお務めをいただきました町田守正様が、昨日ご逝去されました。謹んでご冥福をお祈りをいたしたいと思っております。

本日、平成22年第7回香美市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましてはご多忙の中をご出席をいただきましてまことにありがとうございます。今議会は議会議員改選後、初の定例議会でございます。会期中、活発なご議論を賜りまして、市政運営に対しましてのご指導をお願いいたします。

それでは、諸般の報告並びに提案理由の説明を申し上げます。お手元のほうにお配りをさせていただいておりますので、ごらんをいただきたいと思いますというふうに思います。

まず、各関連の各課の行政報告から行います。

総務課から、行政改革検討委員会につきましては、7月14日に第1回行政改革検討委員会が開催をされ、集中改革プランの実績を検証するとともに、毎月1回程度の委員

会を開催をして、年内には次期行政改革実施計画を、これは平成27年度までになりますが策定することを確認をいたしております。

住基関連システム三市共同利用につきましては、8月10日、物部川流域ブロック広域行政検討協議会から構成3市の市長に対して住基関連システム共同利用に関する調査報告があり、協議の結果、共同利用を決定いたしました。今後、年度内に事業者を選定し、平成24年1月の稼働へ向け作業を進めてまいります。

参議院選挙・市議会議員選挙につきましては、7月11日、参議院選挙が執行され市内81投票所で投票、同日に中央公民館で開票が行われました。また、9月12日には市議会議員選挙が執行されまして22の議席が決まりました。それぞれの選挙当日の有権者数及び投票者数と投票率は、下の表のとおりでございますのでごらんいただきたいと思っております。

企画課から、姉妹都市あわら市への訪問交流につきまして、8月28日から29日に姉妹都市の福井県あわら市で開催されました第10回あわら北潟湖湖畔観月の夕べに参加をいたしました。今回は香美市物産展を出店し地場産品を販売するとともにあわら温泉バスツアーを行い、あわら市民の皆さんとの交流を図りました。

旧大栃高等学校の施設利用検討会につきまして、8月3日に香美市役所におきまして、市全体の検討委員会から移管となった県主体の検討会議、旧大栃高等学校の施設利用検討会の第1回検討会が開催をされました。この検討会は、高知県教育委員会事務局の東教育次長を会長に、県から5名、市から4名の計9名の委員で構成をされております。会議ではこれまでの経過や取り組み、現状などの報告の後、施設の使用方法などについて検討をいたしました。

その結果、施設を雇用につながる産業の拠点として利用することを目的に、施設利用の公募の準備を進めていくこととなりました。

産業振興条例検討会につきましては、9月6日、各課推薦の職員13名が出席をしまして、産業振興条例の必要性について調査研究する第1回産業振興条例策定に関する調査研究検討会を開催しました。

結果、3つの専門委員会を設置しまして、調査研究した結果につきましては、市長に平成23年3月までに報告することなどを決定をいたしております。

財政課から、新庁舎建設に係る進捗状況についてでございますが、建設本体工事は現在屋上階の塔屋及び議場の屋根を施工いたしております。9月末時点の進捗率は約42%であり、屋根の完成後は電気工事、機械設備工事が本格化をいたします。

一方、ITの設計・施工も順調に進んでおりまして、10月からはネットワークの主要部分でありますサーバーの構築が始まります。

庁舎移転後の備品につきましては、現在使用している備品のうち老朽化していないものは最大限使用の方針で準備をしておりますが、1階フロアに配備される課等に限り、移転のリスク軽減のため事務机と事務用いすは新規に購入することといたしております。

今回の補正予算に備品購入のため予算計上をいたしております。

防災対策課から、一斉避難訓練につきましては9月5日、自主防災組織を主体に南海地震を想定した一斉避難訓練を行いました。31組織、住民1,290人が参加をしました。また、炊き出し、初期消火、救急講習などの訓練も同時に行われました。

住民課から、住民基本台帳及び戸籍における100歳以上の高齢者の状況についてでございますが、平成22年9月1日現在、香美市に住民登録がある100歳以上の高齢者は23名で、所在については福祉事務所により確認済みでございます。

また、香美市に本籍があり住所不明の100歳以上の高齢者は128名ですが、そのうちの42名につきまして法務局の許可を得て戸籍に高齢者消徐の記載を行いました。

保険課から、物部町に設置予定の高齢者福祉施設整備につきましては、介護保険事業者などの公募を行いまして、1業者から応募がございました。

この事業者から提出された申請内容につきまして審査委員会により審査を行った結果、適正な事業者であると決定をいたしました。その事業者との協議により、施設を整備する予定の土地は造成工事の必要がございますので、用地造成にかかわる工事費などについて今回補正予算を提案をいたしております。

農政課から、木質バイオマスエネルギー利用促進事業につきましては、物部川流域の市町村で300キロリットルの重油使用量を削減する目的で、木質バイオマスエネルギー利用促進事業を利用した農業用ハウスのペレットボイラー設置をJA土佐香美とともに呼びかけまして、香美市内で5人が応募いたしております。

中組、須江地区の用水路改修工事と農業施設災害復旧事業につきまして、村づくり交付金事業の中組、須江地区の用水路改修工事を発注いたしました。来年3月には完了予定でございます。

7月28日から29日にかけての集中豪雨による農業施設災害復旧事業は、10月6日と7日に行われる国の査定に向けて準備を進めております。被災件数は山田地区2件、香北地区5件、物部地区1件であります。

商工観光課から、雇用については、平成22年度高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業は緊急・重点分野・地域人材育成事業で、14事業で43人が新規雇用をされております。現在、同事業の最終の追加募集があり、県へ変更計画を申請をいたしております。

また、ふるさと雇用再生特別基金事業は4事業で8人を雇用しておりますが、同様に追加募集があり企業などへプロポーザル方式による一般募集を検討しております。その際は12月補正で対応することとなります。

建設都計課、土木関係ですが、道路改良工事では市道有谷線、猪野々西線を発注、後入線は発注準備中で市道船谷幹線の測量委託を発注をいたしました。

がけくずれ住家防災対策事業は、14件すべて審査を完了いたしておりますして、うち5件が発注済み、残り9件は年度内完了を目指して発注準備を進めております。工事箇所の内訳は、物部町3件、香北町7件、土佐山田町4件であります。

災害復旧事業は、4月からの長期の豪雨によります道路、河川などあわせて18件の災害が発生をいたしました。この災害につきましては、国の査定が9月末に終了し、工事完了が3件、発注済みが1件、残り14件は発注準備を進めております。

下水道課から、逆川農業集落排水事業につきまして、8月20日に処理場の起工式を行いまして本体工事に着手しました。処理場本体工事は平成23年度に施工予定でしたが1年前倒しをし、本年度末に補助対象分の工事を完成させる予定です。平成23年度は、残りの管渠工事や処理場内の植栽工事などを予定をいたしております。

健康づくり推進課から、新型インフルエンザワクチンの接種につきまして、この対策のワクチン接種が10月1日から行われております。低所得者に対する費用助成措置につきましても引き続き実施いたします。

林政課から、有害鳥獣被害対策につきまして、平成22年4月1日から9月17日までの有害鳥獣による被害状況、有害鳥獣捕獲数及び被害防止さくの設置状況は下の表のとおりであります。被害件数、捕獲数は昨年同期と比較すると若干減少しておりますが、被害防止さくの設置延長は伸びております。表をごらんいただきたいと思います。

森林土木事業につきまして、5月豪雨により発生をしました林道災害では、押谷線、中津尾宇筒舞線、西熊線の復旧工事の発注準備を進めています。西熊線につきましては、紅葉の観光シーズン終了後に発注をいたします。

また、7月豪雨により発生した林道災害につきましては、白尾線、影仙頭線の復旧工事を10月中旬に国の査定を受けまして、年度内復旧工事完了に努めます。

学校教育課から、全国学力・学習状況調査についてでございますが、今年度は抽出調査校制で小学校6校、中学校2校、また、希望調査校として小学校3校、中学校2校の市内全校で実施をしました。この調査結果を分析するとともに過去の取り組みを検証し、各学校が連携して学習・生活面の課題解決に一層取り組んでまいります。

香美市保育、幼稚園、小学校、中学校の合同研修会につきましては、8月21日に4回目となる保育、幼稚園、小学校、中学校合同研修会を開催し、特別支援教育の推進について実践発表や意見交換と講演を行いました。このような取り組みを通じて各教育現場の連携教育をより一層に推進をしてまいります。

幼保支援課から、保育園建設につきましては、平成23年4月開園予定のあけぼの保育園は7月下旬に工事着工されます。平成23年3月中旬を完成予定として、現在の進捗率は約20%で基礎工事がほぼ終了をいたしております。

生涯学習課から、社会体育につきましては、香美市体育大会、香美市軽スポーツ大会は9月26日の女子バレーボールを皮切りに10月から12月の間の土曜日、日曜日に開催する予定です。

また、香美市体育指導委員会と香美市教育委員会が主催するファミリースポーツフェスティバルは、11月13日に開催予定です。

中央公民館から、第5回香美市市民大学につきましては、8月25日から9月26日

までの間、うち4日間開催しました。また、内容は、下の表をごらんいただきたいと思います。

消防課からは、平成22年1月1日から8月31日までの火災、救急及び救助出動件数につきまして、昨年同期と比較しまして火災件数は5件減少、救急出動件数は59件減少、救助出動件数は4件増加いたしております。詳しいことは下の表をまたごらんいただきたいと思います。

香美市消防団の活動につきましては、香美市消防団では団員の技術向上と連携を図るため7月25日に香北方面隊が夏季訓練を、9月26日には香美市消防団合同訓練を行い、各方面隊から11分団が出場して放水技術を競いました。また、7月4日には土佐山田方面隊がボランティア活動の一環として物部川一斉清掃と献血を行いました。

全国消防救助技術大会などへの出場につきましては、7月22日に徳島市で第39回消防救助技術四国地区指導会が開催をされました。香美市消防本部からは、陸上の部、ロープ応用登はんとう水の部、人命救助に5名の隊員が出場し、2種目とも入賞をいたしました。

また、8月27日には京都市で第39回全国消防救助技術大会が開催され、陸上の部、ロープ応用登はんとうに2名の隊員が出場し、入賞をいたしました。

それでは、続きまして、今期定例会に提出をいたしております議案の提案理由の説明を申し上げます。

まず、報告第18号は、平成21年度香美市健全化判断比率の報告であります。

報告第19号は、平成21年度香美市資金不足比率の報告であります。

次に、認定第1号は、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定です。

認定第2号から認定第10号は、各特別会計歳入歳出決算の認定であります。

認定第11号並びに認定第12号は、水道事業会計の歳入歳出決算の認定であります。

これらにつきましては、監査委員さんの意見書とともに提出をいたしておりますので、審査のほどをよろしくお願いをいたします。

なお、監査委員さんには細部にわたっての監査をいただきました。このご労苦に感謝と敬意を表する次第でございます。

続きまして、議案第59号は、平成22年度香美市一般会計補正予算（第2号）であります。今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に6億3,221万円を追加し、歳入歳出予算総額それぞれ166億717万6,000円といたしました。

概要は、歳入では公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加、木質バイオマスエネルギー利用促進事業費県補助金の追加、前年度繰越金の追加、小規模特養施設用地造成事業に充当する社会福祉施設整備事業債の追加及び災害復旧事業費の追加が主なものでございます。

歳出では、職員共済の追加、小規模特養施設用地造成事業費の追加、木質バイオマスエネルギー利用促進事業の追加、都市計画街路用地購入の追加、公共土木施設災害復旧

事業の追加が主なものとなっております。

議案第60号から議案第67号は、各特別会計の平成22年度補正予算でございます。

次に、議案第68号から議案第74号は、各条例の一部を改正する条例の制定であります。

議案第75号は、物部町に神池ヘリポートが完成したことによる、設置と管理に係る条例の制定についてです。

議案第76号は、高知市と香美市が相互に役割を分担して、人口定住のために必要となる生活機能の確保や充実並びに圏域全体の活性化を図るため、高知市と定住自立圏形成協定を締結することについて議会議決を求めるものであります。

議案第77号は、過疎地域自立促進特別措置法の計画期限が平成21年度から平成27年度まで延長されたことにより、引き続き総合的かつ計画的な自立促進の施策を推進するため、香美市過疎地域自立促進計画を策定します。

議案第79号は、香美市内の小学校4校、中学校2校に太陽光発電システムを設置する工事の入札を9月29日に実施し、本契約を締結するため議会の議決をお願いをするものであります。

次に、諮問第1号と諮問第2号は、人権擁護委員の任期が平成22年12月31日をもって満了するので、その後任を推薦したいので議会の意見を求めます。

以上、平成22年度香美市一般会計補正予算など報告2件、認定12件、議案20件、諮問2件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位におかれましては、審査の上、適切なるご決定をよろしくお願いをいたします。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君）　これで市長の行政の報告並びに提案理由の説明を終わります。

これから地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項に基づく報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君）　質疑がないようですので、質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

次に、先ほど議題となりました認定第1号から認定第12号までの各案件は、平成21年度香美市一般会計及び各特別会計、水道事業会計並びに工業用水道事業会計の決算の認定であります。

これから認定第1号から認定第10号までの決算認定とあわせて、認定第11号並びに認定第12号についての監査委員の決算審査意見の報告と健全化判断比率、資金不足比率の審査意見の報告を求めます。代表監査委員、福留通彦君。

○代表監査委員（福留通彦君）　おはようございます。代表監査委員の福留です。よろしく申し上げます。

決算審査意見書の説明をさせていただきます。お手元に決算書と同時にこのような厚

い紙が行っていると思いますけれど、まず読み上げて説明をさせていただきます。

平成21年度香美市各会計歳入歳出決算審査意見

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算、ほか年度は省略します。

香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

香美市老人保健特別会計歳入歳出決算

香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算

香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算

香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算

香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

（附属書類）として、

平成21年度各会計歳入歳出決算事項別明細書

実質収支に関する調書

財産に関する調書

2 審査の期間

平成22年8月30日・31日、9月1日の3日間

3 審査の手続

（1）各会計に関する会計処理が、関係法令などの規定に準拠して適法かつ正確に行われているかどうかを確かめ、かつ決算書及び政令で定める書類は、法令などの定めるところにしたがって調製され適正に表示されているかどうかを確かめた。

（2）予算は、計画的かつ効率的な執行が図られ、所期の目的達成に向け努力されているかどうかを確かめるとともに、決算計数の分析を行い、財政運営の健全性について考察・検討した。

（3）審査の方法については、各会計決算書及び政令で定める書類並びに関係諸帳簿の閲覧、計数の突合、関係職員からの説明聴取等、通常実施すべき監査手続き及びその他必要と認められた監査手続きを適用した。

なお、証拠書類については、例月現金出納検査において精査している。

第2 審査の結果

審査に付された各会計の歳入歳出決算書及び政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、それらの計数は関係諸帳簿その他証書類と照合した結果、正確であると認められた。また、関連する事務の処理は適正に行われており、予算の執行については、概ね適正に執行されたものと認められた。

以下、審査の詳細につきましては、事前に資料にお目通しをいただいていることと思いますので、要点のみの説明とさせていただきます。

まず、2ページの決算の総括でございます。

1の決算規模ではですね、一般会計と9つの会計を載せてございます。平成21年度は住宅新築資金等貸付事業特別会計が一般会計に組み込まれましたので、特別会計は昨年度より1減の9会計となっております。

決算の収支でございますけれど、3ページにありますように平成21年度の一般会計と特別会計を合わせた総計決算における歳入総額は256億4,600万円、歳出総額は245億8,600万円で、形式収支は10億6,000万円となっており、翌年度へ繰り越すべき財源を引いた実質収支の額は9億1,400万円の黒字、これから前年度実質収支額を控除した単年度収支の額は、4億2,700万円の黒字となっております。後ほど申し上げますけれど、この中には各会計に繰り出し、または繰り入れた金が重複しておるものがあります。

次に、3の市債の状況ですが、今年度末の地方債残高は下の表にありますように231億4,336万3,000円で、対前年度4億4,669万8,000円の減となっております。また、平成19年度から国の補償金免除繰上償還制度、これは市債を発行した場合には契約に基づきまして償還期限まで元金、利子を償還することとなりますけれど、償還期限前に元金を返済する場合は、将来発生することの予測されている利子については元金を返しても払わなければならないということになっております。この将来発生する金利を免除するというものがこの制度でございます。したがって、この制度を利用しますと高い金利の市債を繰上償還し、また、低金利のものに借りかえて将来の負担軽減をすることができます。このような措置を行っております。

市の借金であります市債231億円に対しまして貯金に当たる基金はといいますと、現在79億円、これは3月末でございますけれど市債の3分の1程度であります。差し引きしますと152億円の借金があると言えることとなります。

しかし、これは後ほど財政健全化比率のところでも申し上げますけれど、県下の市町村の中ではよいほうでございます。

続きまして、4ページの一般会計について説明をさせていただきます。

平成21年度の決算状況は、歳入総額171億217万円、歳出総額161億3,280万5,000円で形式収支は9億6,935万5,000円となっている。翌年度へ繰り越すべき財源1億4,627万3,000円を差し引いた実質収支は8億2,309万2,000円の黒字となり、うち4億1,154万6,000円を地方自治法233条の2ただし書きの規定により財政調整基金へ積み立てました。

しかし、この4億1,154万6,000円については決算を調整して初めて剰余金がかかるということから、剰余金の2分の1を下らない額を翌々年度までに積み立てるといふ地方財政法第7条の規定によりまして、実際の積み立ては翌年度、今年の平成22

年度となります。したがって、決算書の最後のページにある財政調整基金の年度末現在高にはまだ反映されておられません。決算年度中の増減高に記載されている金額は、平成20年度の積立金1億8,880万7,000円と平成21年度中に発生した利息相当分となっておりますので、少し数字が違っております。

次に、(1)歳入でございますが、ア、歳入の構成、自主財源と依存財源の構成比率は下の表のとおりでございます。前年度と比較して依存財源に占める割合が2.9ポイント増しております。

自主財源については、市税が2.6%減収し、歳入に占める割合が15%を割っております。

依存財源につきましては、国庫支出金の大幅増で地方交付税及び国庫支出金に占める割合が57.2%となり、財源全体の中で国に依存する比率が増加をしております。

少し飛ばさせていただきますが、次に、13ページにあります簡易水道事業特別会計の説明をさせていただきます。

文章には書いてございませんけれど、香美市には土佐山田町から物部町までの広い範囲に26の水道給水施設があります。給水人口が100人を超し5,000人までの水道を簡易水道といいまして、特別会計にて管理をしております。簡易水道といいましても給水の水質とか施設の内容が簡易という意味ではなく、一般の水道水と同一の基準の水質が保たれております。

それで、平成21年度の決算額は、予算現額5億10万5,000円に対して、歳入総額は4億3,018万2,000円、歳出総額は4億3,003万3,000円、形式収支は、14万9,000円となっている。

しかし、一般会計から1億3,544万3,000円が基準外繰入金として補てんされているため、実質1億3,529万4,000円の赤字となっております。

基準外繰入金といいますのは、水道事業につきましては、もともと水道事業会計でなく一般会計から歳出すべきものがあります。例えば、消防施設であります消火栓、こういったものは市の一般会計から賄うものとされております。これが基準内繰入金ですが、それ以外に会計に不足が生じた場合は基準外繰入金として簡易水道事業に繰り出しをしております。

このページの一番下に水道料金の収入実績を載せておりますが、平成21年度の収入率は現年度で99.6%、過年度で46.5%、現年、過年合わせまして99.1%となっております。この収入率につきましては各水道事業、下水道事業はどの会計でもほぼ99%の収入率となっております。

次に、4の公共下水道事業特別会計、これはこの市役所周辺といいますか土佐山田地区の下水であります。この下水につきましても、最後のところ4行目に書いてありますが、実質1,173万4,000円赤字となっております。

それから、次のページの特定環境保全公共下水道事業特別会計、これは香北町の美良

布地区の下水ですが、これも実質８８０万３，０００円の赤字決算となっております。

続きまして、１６ページの農業集落排水事業特別会計、これは対象地区は土佐山田町逆川地域で、平成１９年から平成２３年の５カ年計画で事業化されているものでございます。平成２１年度末の進捗状況は事業費ベースで４９％となっておりますが、まだ供用は開始されておられません。

次に、７の老人保健特別会計になります。

老人保健医療制度は、平成２０年度に後期高齢者医療制度へ移行したため、事業の精算のための予算、決算となっております。

この事業につきましては、繰出金も出してありますが、年度末に一般会計に繰り戻しをしましたので収支額はゼロとなっております。

次に、１８ページの国民健康保険特別会計の説明をさせていただきます。

平成２１年度の決算額は、予算現額４０億１，８８６万１，０００円に対して、歳入総額は３９億２，７８７万４，０００円、歳出総額は３９億１，９６０万４，０００円で、翌年度へ繰り越す財源がないため実質収支は８２７万１，０００円となります。そのうち２分の１に当たります４１３万６，０００円を国民健康保険財政調整基金に積み立てました。この積立金についても、一般会計の財政調整基金と同様に実際の積み立ては平成２２年度となっております。その結果、国民健康保険財政調整基金は、平成２０年度の取り崩し額１億４，０００万円と積立金１，０００万円に平成２１年度の利子相当分を合わせたものとなり、前年度末より１億２，６３９万円少なくなっております。また後ほど、決算書の最後のページにございますので見ておいていただきたいと思います。

続きまして、２０ページ介護保険特別会計、それから、続きます１０の介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）及び１１の後期高齢者医療特別会計につきましては、決算のみを述べさせていただきますと、介護保険特別会計はですね、７，００４万５，０００円の黒字決算、介護保険の介護サービス事業勘定につきましては７０万円の黒字決算、後期高齢者医療につきましては１，０８２万２，０００円の黒字決算となっております。特につけ加えることがございませんので省略をさせていただきます。

次に、２３ページの財政構造の弾力性等でございますけれども、平成２１年度は經常収支比率や公債比率が大きく改善されている。これは両比率とも大幅に増加した普通交付税や臨時財政対策債が分母となる数字に含まれることや、公債費比率の縮小につきましては低金利の市債に借りかえたこと、完済した市債が多額であったことも影響しております。

分母が大きくなったということが主な原因でございますので、これは自助努力にもよりますけれども外部要因の効果によるものが大きく、今後も国政の動向等に注意しながら財政の健全化に努力をする必要があります。

最後に、むすびといたしまして、平成１８年３月の合併から４年が経過し、合併に伴う特例措置である合併推進補助金、合併特例債、普通交付税の優遇措置、県の新しいま

ちづくり交付金等を活用した財政運営の強化が図られ、大宮小学校の落成、新庁舎の建設や保育園の新築統合などの事業も順調に進んでいる。

昨今の不況のもとで、市財政の根幹を担うべき市税収入は減少しているが、地方に配慮した普通交付税の増額、定額給付金及び地域活性化臨時交付金などの増により、平成21年度の一般会計と特別会計を合わせた額は、歳入総額は256億4,590万5,000円、歳出総額245億8,579万9,000円と拡大し、差し引き10億6,010万6,000円の黒字となりました。各会計相互間の繰入金、繰出金、また市債の繰上償還に伴う借換債、返した額と借りた額が重複します、こういったものを除いた純計は、歳入総額240億5,486万6,000円、歳出総額229億9,476万円となり、前年度と比較すると歳入総額は15億9,470万7,000円、歳出総額は12億675万6,000円拡大した決算となっています。

また、財源的に見ると、国の景気対策や雇用対策から普通交付税、臨時財政対策債及び国庫補助金などが大幅に増額交付され国の動向に依存する色合いは強くなっている。

一方、自主財源である市税等の確保については、厳しい経済状況にあるもののきめ細かな努力により収納率の維持につながっている。今後も引き続き収納対策の強化を図り、市政全般にわたる中・長期的な視野に立った計画的及び適時適切な予算執行に努められたい。

最後に、市民が将来にわたって安心して暮らすことのできるまちづくりと、市のさらなる発展を期待するものであります。

続きまして、水道事業会計の審査結果を報告させていただきます。こういった資料をお持ちと思いますが、後ろのほうから4枚めくっていただきますと監査1、監査2というページ番号を振ったところがございますのでおあけを願いたいと思います。

平成21年度香美市水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成21年度香美市水道事業会計決算について、審査を実施したので、次のとおり意見書を提出する。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成21年度香美市水道事業会計決算

2 審査の期日または期間

平成22年7月21日、26日の2日間

3 審査の場所

香美市役所 2階 監査室

4 審査の手続

この決算審査にあたっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続

きを実施した。

第2 審査の結果

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているものと認める。

2 事業の概況

給水人口、給水戸数は若干増加しているものの、年間配水量、年間給水量ともに減少しております。これは、次の項に書いてありますように利用者の節水意識の向上によるものと考えられます。

また、有収水量率、いわゆる配った水が、使用料として入ってくる水いいますか有収水量率でございますが、これも若干低下しております。これは配水管等の老朽化に伴うもので漏水であろうと推測をされます。

続きまして、3 ページですが、3 ページの表の一部にミスプリントがありましたことをお詫びをいたします。

平成21年度の収納率でございますけれど、右の表にありますように現年分、過年分の合計で91.99%と過去3年間の大きな変化は見られませんが、数字的には他の会計より少ないように表示をされております。この収納率につきましては、水道事業会計が他の会計と違いまして、地方公営企業法第20条の規定によりまして複式簿記を採用することとなっております。そうなりますと、出納整理期間がなくなりまして、3月31日ですばり締めることとなります。そうしますと、2月、3月分の水道料につきましては4月に入ってきててもこの数字に反映されないと、この結果90%台になっておりますけれど、実際には4月、5月にも水道料入ってきております。これは、年度を越しておりますけれど、この入ってきたお金を足しますと98.9%、約99%、他の会計と同じような収納率となっております。

次に、財務の状況でございますけれど、5 ページにありますのが、資産、負債及び資本につきましては、資産につきましては1.7%の増、資本につきましても2.2%と前年度より増加をしております。この結果、自己資本率比率が上昇しており、経営が安定していることがうかがえます。

また、固定比率は96.09%、固定資産対長期資本比率は80.76%と、ともに100%未満でありますので固定資産を自己資本のみで賄うことができる健全経営であるということが言えます。

最後に、むすびですけれど、水道事業会計の当年度の純利益は4,870万9,740円と、業績は安定しており、また、平成19年度からの繰上償還や低金利への借りかえ等適切な対応を行うことにより企業債利息が減少するなど、健全な経営がなされている。

しかしながら、給水量は減少傾向にあるものの将来の安定供給のための水源確保や、簡易水道事業との統合も見据えた運営が必要となり、現状のままでは将来的には厳しい

経営になることが予想されることから、香美市水道事業基本計画に沿った運営に努めていただきたいと思ひます。

以上、水道事業の審査結果です。

続きまして、工業用水の説明に入ります。工業用水のこの資料の後ろから2枚をめくっていただきたいと思ひます。

香美市工業用水道事業会計決算報告書

平成21年度 香美市工業用水道事業会計決算審査意見書

地方公営企業法第30条第2項の規定により審査に付された平成21年度香美市工業用水道事業会計決算について、審査を実施したので、次のとおり意見書を提出する。

第1 審査の概要

1 審査の対象

平成21年度香美市工業用水道事業会計決算

2 審査の期日または期間

平成22年7月21日、26日の2日間

3 審査の場所

香美市役所 2階 監査室

4 審査の手続き

この決算審査にあたっては、審査に付された決算書類が関係法令に準拠して作成され、工業用水道事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているかどうかを検証するため、関係職員の説明を求めるとともに、会計帳簿・証拠書類との照合等通常実施すべき審査手続きを実施した。

第2 審査の結果

1 決算諸表について

審査に付された決算諸表は、工業用水道事業の財政状態を適正に表示しているものと認める。

2 今後の動向とむすび

高知テクノパーク工業団地は、高度技術工業や先端技術産業などの県外事業や隣接する高知工科大学と共同研究を行う県内企業を誘致し、新たなリーディング産業の育成を図る役割を担っている。

しかし、平成19年度以降は給水実績がなく、事業費用の99.6%を一般会計から繰り入れている。

また、平成20年度から企業債の償還が始まったことにより、原資となる損益勘定留保資金、これは減価償却費から生まれるものでございます、は1,518万円に減少した。今後も毎年280万円以上減少することが予測され、近い将来、平成26年ごろから他会計からの繰り入れを1,590万円程度に増加しなければならない厳しい状況となっております。

以上、工業用水道事業です。

続きまして、平成21年度健全化判断比率の審査意見つきまして説明をさせていただきます。

表紙は省略させていただきます、2ページ目にあります平成21年度健全化判断比率の審査意見。

1 審査の対象

平成21年度の実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。

2 審査の期間

平成22年9月1日

3 審査の概要

市長から提出された健全化判断比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の健全化判断比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、すべての比率は早期健全化基準未満となっている。

表の中身を少し説明をさせていただきます。

実質赤字比率、連結実質赤字比率は横棒で記載されておりますけれど、これは冒頭に述べました一般会計と9特別会計に水道事業、工業用水道事業を合わせたものが該当します。ただ、どの会計にも赤字がないためにこういった表示になっております。

3番目の実質公債費比率につきましては、各会計に一部事務組合と広域連合を含めたものの3年間の平均で算出をいたします。地方交付税や臨時財政対策債の発行額が増加したため、これは分母の標準財政規模が大きくなることとなります。したがって、本年度1%ほどよくなっておりますけれど、この半分は分母が大きくなったこと、また分子となります元利償還額が繰上償還等によりまして減りましたために残りの0.5%がよくなりまして14.3%とよくなっております。

下の端の将来負担比率は、さらに土地開発公社等が加わります。これは単年度で計算をしますけれど、これも実質公債費比率と同じように標準財政規模が大きくなったことと将来負担額となります地方債の減少、退職手当見込額の減少、土地開発公社の負担見込額の減少と充当可能財源であります基金の積み立てが先ほど79億円あると言いましたけれど、これの一部でございます。すべてではありません。

それと、基準財政需要額算入見込額、これも増加しております。この結果、46.2%と大きく改善されております。この指数につきましては、去る9月29日の高知新聞にも載っておりますので皆さんご承知のことと思っておりますけれど、県下34市町

村の中では15番目に位置しております。中ほどでは実はないんです。主要な高知市、南国市、お隣の香南市、室戸市、こういった11の市だけで比較をしてみますとですね、一番いいのは土佐市なんですけれど、土佐市に次いで2番目によい指数となっております。

続きまして、資金不足比率の審査意見です。

1 審査の対象

平成21年度の各公営企業会計の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）。

2 審査の期間

平成22年9月1日

3 審査の概要

市長から提出された資金不足比率及び算定基礎書類が適正に作成されているかどうかを主眼に置いて実施した。

4 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及び算定基礎書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

また、すべての比率は早期健全化基準未満となっている。

資金不足比率はすべて横棒で掲載されておりますけれど、各公営企業会計とも資金不足は生じておりません。

工業用水道事業につきましては、現在給水をしていなくて営業収入はございませんけれど、減価償却費が損益勘定留保資金として残っておりますもの1,518万4,000円ございますが、これが剰余金として勘定されますのでこういう結果となっております。

少し、走り走りでおわかりにくかったかと思えますけれど、以上で説明を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 監査委員の報告を終わります。

以上、複雑多岐にわたる一般会計及び特別会計決算等の決算審査の意見と財政の健全化判断比率及び資金不足比率の審査の意見について報告をしていただきました。そのご苦勞に対しまして、一同にかわり敬意を表します。どうもありがとうございました。

暫時休憩をいたします。

（午前10時15分 休憩）

（午前10時31分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

お諮りします。先ほど議会運営委員会委員長から報告がありましたように議案第59号、議案第62号、議案第76号、議案第79号、諮問第1号、諮問第2号は他の案件と分離し、会議規則第37条第2項の規定により委員会付託を省略し本会議方式により

審議、採決いたしたいと思います。また、採決は挙手により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、そのように決定をいたしました。

これから、先ほど議題となりました日程第16、議案第59号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第2号）を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） おはようございます。私のほうから平成22年度香美市一般会計補正予算（第2号）につきまして補足説明いたします。

議案第59号、平成22年度香美市一般会計補正予算（第2号）

平成22年度香美市の一般会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,221万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ166億717万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

平成22年10月4日提出、香美市長 門脇槇夫

提案理由

前年度繰越金及び災害復旧事業の追加等により変更が生じたため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳入歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳につきましては、議案59-58ページ、提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成22年度香美市一般会計補正予算（第2号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に6億3,221万円を追加し、歳入歳出予算それぞれ166億717万6,000円としました。

概要は、歳入では公共土木施設災害復旧費国庫負担金の追加、木質バイオマスエネルギー利用促進事業費県補助金の追加、前年度繰越金の追加、小規模特養施設用地造成事業に充当する社会福祉施設整備事業債の追加及び災害復旧事業債の追加が主なもので、歳出では、職員共済の追加、小規模特養施設用地造成事業の追加、木質バイオマスエネルギー利用促進事業の追加、都市計画街路用地購入の追加、公共土木施設災害復旧事業

の追加が主なものとなっております。

以下、歳入歳出予算の款別の補正予算の概略については省略させていただきますのでご参照ください。

次に、議案59-9ページ「第2表 債務負担行為補正」につきましてご説明いたします。

債務負担行為補正につきましては、例規システム等整備業務ほか9件につきまして、期間、限度額をそれぞれ新たに起こし追加をするものです。調書につきましては、議案59-56ページにごございますのでご参照をお願いします。

続きまして、議案59-10ページ、「第3表 地方債補正」につきましてご説明いたします。

社会福祉施設整備事業債は、小規模特別養護老人ホーム貸付用地造成事業を新たに4,940万円を追加しました。それから農業施設整備事業債は、県工事ため池整備事業負担金の増で限度額を600万円としました。林道整備事業債は、林道開設事業3路線の増で限度額を8,600万円としました。道路新設改良事業債は、地方特定道路整備事業県工事負担金の増で限度額6,860万円としました。農林水産業施設災害復旧事業債は、農林水産施設災害復旧事業の増で限度額3,000万円としました。公共土木施設災害復旧事業債は、公共土木施設災害復旧事業の増で限度額3,320万円としました。補正後の起債限度額は、9,850万円増の32億7,090万円としました。起債の方法、利率、償還の方法は補正前と同じでございます。なお、議案59-57ページに内訳がございますのでご参照をお願いします。

なお、お手元にA3の資料として記載のそれぞれの分をお配りしてございますので、よろしくをお願いします。

以上で補足説明を終わりますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑は、歳入、歳出を分割して行います。

まず、歳入に対する質疑を行います。歳入に対する質疑はありませんか。

8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） はい。8番、山崎です。

議案59-9ページですけれども、この一番上の例規システム等整備業務っていう、これについてちょっと詳しい説明をお願いいたします。

それと、新庁舎建設に伴う備品購入ですけれども、先ほど諸般の報告で1階フロアに配置される課について移転のリスク軽減のために新規を購入するということでしたけれども、既存のものを生かすっていうことでしてきたかと思うんですけれども、そしたらこの不要になったものの処分っていうのはどういうふうにご考えておられるのか。市民に安く払い下げるとかそういった方法等はあるかと思うんですけれども、その辺のご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 議案59-9ページの債務負担行為補正の例規システム等整備業務に関してどのような内容かというご質問でございますけれども、お手元のほうに、議員のほうにも例規集をお渡しをしてあると思っておりますけれども、紙ベースではなく画面でも確認ができるような内容に現在なっております、これは毎年といいますか毎年度、毎議会で条例等の改正がございますので、こうしたものをシステムに取り込んで早く反映させるような形にいたしております。この契約が長期にわたっておりますので、このような債務負担行為をさせていただいておりますので、このように債務負担行為をさせていただきますところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） はい。庁舎建設に附帯する備品の購入で、その部分、あとで不用になった物の処理につきましては、現在まだ未検討、基本的にはこの12月から不用品のインターネットオークションを開始しておりますので、それにもかけていこうかというような、具体的ではございません、そういう検討をしております。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

まず、先ほどの債務負担行為補正の中のその新庁舎に係る備品購入ですが、財源内訳が議案59-56ページですかね、載ってるんですが、その他の財源で5,250万円ということですが、このその他の財源が何であるのかまずお示しいただきたいということと、先ほどで1階の部分は諸般の報告の中で新規に購入するということでしたが、その部分が一括入札になるのか、地元業者優先等の配慮があるのか、また、地元業者優先であると制限つきの入札のほうにするのか、そういうところの検討はされているのか、その点を伺いますが。ただ、先ほど財政課長の答弁ではオークションというふうなことも、ネット上のね、というふうなことも言われてたんですが、そういうことがある部分、現庁舎内の備品でありましても市民の財産という観点もありますので、そこら辺のところは廃棄の分、廃棄するときにはいかなものかというところがありますが、これはまた一般質問等でも聞きたいなと思っておりますのでそこら辺にしておきまして、もう1点、議案59-17ページの木質バイオマスエネルギー利用促進事業費補助金の4,205万円か。これは県のほうからということですが5業者ということでしたね、5事業所と。JAとの関係もあるかと思っておりますけど、単純に言いましたら800万円を超すと、どこまでのことをやるのかなということをお伺いしたいのとその積算の根拠ですわね、それをお示しいただきたいと、また、この2点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 山崎議員さんのご質問にお答えします。

まず、財源でございますけれども、財源は一応庁舎建設基金を想定しております。

それから、入札の方法でございますけれども、入札の方法は現在検討中でございます。

て、まだ決まっておりません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 農政課長補佐、森 安伸君。

○農政課長補佐（森 安伸君） 山崎議員のご質問にお答えいたします。

今回この木質ペレットボイラーの事業ですが、今、農家が5戸、希望農家がございます、一応見積もりをとりましてその中身ですが、木質ボイラーのボイラー、それからペレット燃料用タンク、それからペレットを運ぶ搬送機器、こういうものを一応想定しております。

それで、1台当たりの事業費ですが、841万円程度となっております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 済みません。関連ですけど、答弁漏れがあったと思いますが、新庁舎建設に伴う備品購入のことで地元業者発注なんかも全然検討されてないのか、1階のフロアの備品購入ですね、そういうことについてはどうなのかということです。

それと、もう1点、議案59-17ページのJAとの関係ですわね、JAとの関係で見積もりが出てそれを基本にして県のほうが試算して100%補助できたという認識でいいかと思うんですが、JAを通じてそのまま農家さんへ行くということでののか、そこに何らかの約束事が発生するのか、その点を再度お尋ねします。

○議長（西村芳成君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君） 再度ご質問にお答えします。

備品の購入につきましては、まだ全然決まっておりませんと先ほどもお答えしましたように備品の設計自体が、納入すべき備品がどれどれあって、どのような構成でとかいう、そこまでがまだできておりませんので、その調達の方法についてはまだそこまで至っていないと、こういう状況でございます。

○議長（西村芳成君） 農政課長補佐、森 安伸君。

○農政課長補佐（森 安伸君） JAとの関係ですが、この事業のたてりはですね、この事業主体は、購入者は市ということになっております。市のほうで施設を整備しまして、市はJAに施設の管理、運営を委託します。それで、JAは農家と利用に関する委託契約を結ぶということになります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようですので、歳入に対する質疑を終わります。

これから歳出に対する質疑を行います。歳出に対する質疑はありませんか。

11番、竹平豊久君。

○11番（竹平豊久君） はい。11番です。議案59-29ページです。工事請負費の小規模特養用地造成工事についてお聞きをいたします。

まず、これの造成工事の場所、それから造成の面積ですね、それとこれに係る工法ですね、それと議決後に決裁をして工期やるというたら大体何カ月ぐらいを予定をしているのか、その4点についてお願いをします。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 議案59-29ページ、老人福祉費、工事請負費の小規模特養用地造成工事のご質問にお答えをします。

まず、場所は物部町の堀田ってところの埋立地を予定をしております。それから面積については約4,000平米です。それからどういった工事、大まかな工事についてですが、川側に擁壁をつくる予定です。それで川以外の部分については空石積で工事を行う予定で、大体表面は現状の高さで大体ならずというような格好を考えております。工期については、できたら年度内に終了したいというように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 17番、石川です。

議案59-36ページの木質バイオマスエネルギーの利用促進ですが、5軒の農家ということですが、希望者が、これはどういう作物をつくっておりますか。それとまた、それに対して、もしボイラーが働かなくなった場合、市との契約ということですが、それに対する補償はどのようになるかということと、それと、もう1点、こうち農業確立総合支援事業ですが、当初では583万5,000円の予算で、ユズのカラーリングの機械とか、モノレール、貯蔵庫というものを購入するようになっておりましたが、これができなかったということでしょうか。モノレールをつけたい方はおりますが、個人ではいけないということでやめてる方もおるようにお伺いしますが、この点はどんなになっておるのでしょうか。

○議長（西村芳成君） 農政課長補佐、森 安伸君。

○農政課長補佐（森 安伸君） 木質バイオマスエネルギー利用促進事業についてお答えをいたします。

作物ですが、土佐山田町内でシトウ農家が4軒、ピーマンの栽培農家が1軒となっております。それから、その施設が働かなくなったことですが、これの維持管理に関するものについてはもう農家のほうで負担をしていただくということを想定して委託をお願いすることにしております。

それから、こうち農業確立総合支援事業についてですが、当初計画しておりましたユズのモノレール、予冷庫、これについては、今年度内には事業着手が困難ということで

今年度内の中止となっております。

それから、モノレールについてですが、一応個人補助となるものは対象外をしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 17番、石川彰宏君。

○17番（石川彰宏君） 関連して、個人ではいけないということとなればよ、ユズ部会を1つの受け皿として個人にすることはできないか。今リース事業とかいろいろございますが、そういうことはできないものかお伺いします。

○議長（西村芳成君） 農政課長補佐、森 安伸君。

○農政課長補佐（森 安伸君） こうち農業確立総合支援事業のモノレールの件についてお答えいたします。

県単位事業で実施しております手前上、個人補助は認められておりませんが、生産部会等でまとめた面積を共同で利用するという事になれば対象になるかと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡です。

議案59-41ページ、財産購入の都市計画街路ですけど、これどこなのかということが1点と、それから、議案59-44ページ、ここに防火水槽1基ということで工事費が出てるんですが、15節か、これは昔と全く違って耐震ということで、鉄筋入りのコンクリート製ということで昔はしよったんですけど、今の防火水槽はどういう基準で耐震がなされてるのか、その点を1点、場所と水槽の内容。

それから、その下にある災害対策費の倉庫の解体や廃棄物、これは一体どこでどういうことをするのか、この点を説明をお願いしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 片岡議員のご質問にお答えをします。

議案59-41ページ、都市計画街路用地の公有財産購入費でございますが、対象土地は9筆ぐらいが対象になります。場所につきましては、新町西町線関連、字新町までです。それから楠目小学校跡地、それから秦山公園の代替地、それで楠目ほかです。駅前の東本町1丁目の土地も対象となります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 議案59-44ページの9款、1項、3目の15節、工事請負費、防火水槽の件についてお答えを申し上げます。

これにつきましては、物部町の小浜です、施工場所は。当初予算で計上させていただいておりましたが、簡易的な防火水槽という形で予算計上させていただいておりましたが、今回耐震性の強度の強いもので施工するという事で予算不足が生じたのでそ

の分の増額の補正をお願いするものでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑ありませんか。

防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 片岡議員さんの同じページ、議案59-44ページの災害対策費のご質問にお答えいたします。

13節で300万円、15節で430万円、これは同じ関連したものですが、黒土住宅の東側に昔の竹串組合の倉庫がございまして、そこに現在ある建物をとり壊しまして、それからそこにある廃棄すべきものも取り除きまして来年度に防災倉庫を建てたいと計画しております。その関連の予算でございます、今年度に行う予算でございます。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 済みません。先ほど片岡議員よりご質問をいただいた土地の場所の説明の中で「秦山公園用地」と申しましたが、「秦山公園線代替用地」でございますので、失礼をいたしました。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 議案59-38ページの商工業振興費の商工会の共通プレミアム付商品券の件でございますが、これにつきまして、確かこの商品券自体は10%のプレミアムやっと思えますけども、今回の補正の金額につきまして、これの何%とかいう補助の対象の考え方なのか、発行事務に関する考え方なのかみたいなことが、その中身ですね、それについてお伺いをしたいと思います。

○議長（西村芳成君） 商工観光課長補佐、野島順奈君。

○商工観光課長補佐（野島順奈君） 利根議員さんのご質問にお答えをいたします。

商工会共通プレミアム付商品券の発行事業に対する補助金なんですけれども、香美市商工会が発行を予定していますプレミアム付商品券、販売総額が2,000万円ですけれども10%のプレミアム付ということで、今回の補助金につきましてはプレミアム部分の10%の補助金ということになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光です。

議案59-22ページの6目の19節、負担金、補助金及び交付金の、これ移動販売車の購入費用かと思いますが、これは業者さんはどこなのか、それとその移動場所というのはどの範囲を想定してるのかをお聞かせください。

それと、その上の5目の財産管理費の13節、委託料、第2北庁舎改修工事設計委託、どこをどのような改修をするのかお聞かせください。

それと、議案59-23ページの9目の物部支所の14節のコピーリース料が30万円補正が出ていますが、これは印刷機リース料とはまた別ですかね？印刷機リース料が

補正になったのか、別のものかちょっと教えてください。

それと、議案59-29ページの3目の障害者福祉費の中の19節の心身障害者扶養共済制度加入者掛金というのはどういった掛金なのか、ご説明をお願いします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、今田博明君。

○香北支所地域振興課長（今田博明君） お答えいたします。

議案59-22ページ、企画費の中の中山間地域生活支援総合補助金についてでございますが、おっしゃるとおり移動販売車の購入でございます。これにつきましては香北支所、物部支所に分かれておりますので、香北支所につきましてご説明いたします。補助事業者につきましては既存の事業者でございます、その事業者が販売している地域は香北地区の中の在所地域でございます、27地点、一部物部町の庄谷相が含まれております。27地点で顧客数は約160人ということでございます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 物部支所地域振興課長、西村博之君。

○物部支所地域振興課長（西村博之君） 依光議員ご質問の中山間地域生活支援総合補助金は、移動販売車の購入の事業でございます、同じく既存の業者さんであります信崎商店さんの移動販売車の購入を考えております。販売エリアですが、香美市物部町の9地区で移動販売を行っておりますので、範囲としてはその地域になります。

それと、同じく議案59-23ページの14、コピーリース料のご質問がありましたが、林政課と地域振興課につきまして同じコピー機を利用されておりますけれども、カラーコピー機と白黒のコピー機の2台がありまして、1つのカラーコピー機につきましては林政事業の国庫補助金の事務費として林政課のほうで処理をしておりましたところ、国費の分の事務費がなくなるということでカラーコピー機の利用の機器をうちが予算計上しました。よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 依光議員さんの議案59-22ページ、委託料ですが、第2北庁舎の設計委託ということでございますが、これにつきましては新たな来年、平成23年度以降の機構改革に伴いまして新庁舎に入らない、配置されない上下水道課の事務室を整備するものでございます。それに伴いまして、その他新庁舎に配置されておられない調査員室等々2階部分にございますが、それについても間仕切りをすとかいった部分の設計をするものです。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 依光議員のご質問にお答えします。

議案59-29ページの3目、19節の心身障害者扶養共済制度加入者掛金についてですが、障害のある方を扶養している保護者がみずからの生存中に毎月一定の掛金を納

めることにより、保護者に万一のことがあったとき障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度の掛金を補助するものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） はい。8番、山崎です。

その議案59-29ページですけれども、これは先ほどの3目、障害者福祉費の19節、負担金、補助金のところの心身障害者扶養共済制度加入者掛金ですけれども、これは当初は扶助費で計上していたかと思うんですけれども今回これが減額になって負担金、補助金及び交付金にかわっているということなんですけれどもそれはどういうことなのかということと、それから、その同じページですけれども老人憩の家の修繕、これがどこか。それから、その下のシロアリ駆除の老人憩の家ですけれども、これはどこの老人憩の家なのかということと、それから、その下の19節の地域介護・福祉空間整備等交付金、これは今回はどこの部分に使われるのかということの説明をお願いします。

それと、議案59-41ページですけれども、先ほど2目、街路事業費のほうで公有財産購入費のところ、9筆ということでお話がありましたけれども、当初にも予算計上されていたんですが、これは引き続いて追加なのか、増額というか別の9筆なのか、それと、まだこれからもこういうことが出てくるのか、その辺をご説明をお願いします。

それと、議案59-46ページですけれども、2目、教育振興費、道徳教育重点推進校事業ですが、これは需用費が減額になって旅費にかわっているがですけれども、これはどっか視察に行かれるのか、ちょっとそのご説明をお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

議案59-29ページの、先ほどの心身障害者扶養共済制度加入者掛金で、当初は20節の扶助費で組んでおりましたが、監査との協議の中で香美市「高知県心身障害者扶養共済制度」加入者掛金補助金交付要綱などもありまして、扶助費として支出するよりは19節の補助金で支出するほうが適切だろうということで組みかえたのもでございます。

それと、その次の老人憩の家の修繕費と老人憩の家シロアリの駆除ですが、これは逆川の老人憩の家です。上の修繕はシロアリの関係で床が抜けかかっているということで、その修繕でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

同じ議案59-29ページの老人福祉費、地域介護・福祉空間整備等交付金の内容ですが、認知症高齢者のグループホームのスプリンクラーの設置について2事業者からの

要望で、改修について814万5,000円と、病院の転換の計画についての国が基準額を上げたための追加の補正が330万円であります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎晃子議員の議案59-41ページの街路事業費のうち公有財産購入費について私のほうからお答えいたします。

この部分につきましては、土地開発公社が持っております財産について市のほうにお引き取りいただくというようなことで計上していただいております。土地開発公社につきましては、ご承知のように国も解散の方向を示しております、市としてもこの方向に沿いまして解散をするような準備をしておる、その中の1つとして市に引き取っていただくという流れの中での予算計上でございますのでよろしくお願いたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） はい。山崎議員のご質問にお答えします。

今回補正提案をさせていただいた土地は、当初予算外の土地でございます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 答弁漏れがございました。

今後についてですけれども、今回でもってすべてを引き取っていただくということではございません。まだ秋ノ谷のほうも残ってございますので、これも条件が整いましたら順次引き取っていただくということで作業を進めていきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。山崎議員のご質問にお答えいたします。

議案59-46ページの道徳教育重点推進校事業の旅費についてですけれども、この道徳教育については楠目小学校が指定を受けて実施をしているところです。それで、お見込みのとおり先進校の視察について広島とか、県内では室戸、津野町等予定してしますので、11の需用費から旅費のほうに組みかえをお願いするということです。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

まず、提案説明の中で、職員共済の追加で補正総額が2,156万5,000円ということですが、これは料率等の変更によるものなのか、実際職員の総合的な数というがはそんな変わっていませんわね、そこら辺のところをまず1点お尋ねします。

先ほど来出ております議案59-41ページに戻っていただいて、先ほどの宮地課長の話の中では東本町1丁目のホテルダイワさんに貸している部分も出てきたんですが、そういう貸付物件ですわね、そこら辺は市との契約変更になっていくのか、売買の見込み等はないのか、その点をまずお尋ねします。

それと、議案59-40ページですが、このがけくずれ、従来から出ていますけれども、財源区分もわかりますが総合的にどこどこなのか、再度になるかもしれませんがお尋ねをします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 共済組合費についてのお尋ねでありますけれども、この時期に毎年共済組合のほうから追加費用を求められるわけでありまして、ご承知のように共済組合の運営それ自体が大変困難な状況になっておりまして、早期の改善をいたさなければならない、つまり毎年度負担を上げていかなければならないというような状況になっておりまして、職員のほうも合わせて負担をしていただいております。

それとも関連するわけでございますけれども、少し細かく申し上げますと、職員の長期、短期の掛金あるいは負担金とあわせて、例えば恩給組合条例給付金に係る払い込みというのもございます。これは過去のOBの部分になるわけですが、そうしたものが今回の場合でありますと前年比に比べまして0.0783幾ら幾らというのが数字でパーセントがふえてきておるとかというふうなこともございます。

また、特定健診負担費用というものの率も1,000分の55.3から65.3にふえておりますとか、さらに単価それ自体が上がるというふうなこともございまして、もろもろのものが加わって全体として引き上がっております。加えて職員の異動がございしますので、昨年のもをベースにして人事というものは予定をしておりますので、4月以降、異動がございしますので、そうしたものもあってプラスマイナスという形でこのような形で予算が変更になっておるとございまして。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎龍太郎議員の議案59-41ページの公有財産購入費に関するご質問についてお答えいたします。

売買あるいは賃貸という形というものを想定をできようと思っておりますが、売買については公社の段階でできれば処理をしたいと。賃貸につきましては、当然市に移ってから賃貸ということになりますから、買い取っていただいた後に賃貸ということになるかと思っております。特に今お話の出ましたホテルダイワさんの前の用地につきましては、一部都市計画決定をしておる部分がございます。これは目的を持った土地でございますので、市が引き取って管理をしていただくということからすると売れないということになりま

すので賃貸ということになろうかと思えます。この賃貸の条件等については、今度は逆に市の条例等に照らして対応していくということになろうかと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 山崎龍太郎議員の議案59-40ページ、がけくずれ住家防災対策費についてお答えをします。

諸般の報告でも件数14件のご説明をさせていただきました。個別の地区調整については詳細は持っておりませんが、物部町3件、香北町7件、土佐山田町4件でございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡です。

議案59-30ページに7目、役務費で特殊建築物点検ということで手数料出ているんですが、あわせて議案59-22ページにも12節で同じような建物点検が、これえらい金額的には非常に違うんですけど、場所とそれからどうしてこれの金額の差異があるのかをお願いします。

○議長（西村芳成君） ふれあい交流センター所長、田中育夫君。

○ふれあい交流センター所長（田中育夫君） 議案59-30ページの特殊建築物の手数料についてお答えいたします。

当ふれあい交流センターの施設におきまして、消防施設の点検報告をしておりまして、今回特殊建築物の定期報告の対象となるという趣旨が高知県のほうより通知がありまして、今回その特殊建築物に該当した場合は定期的に調査、検査をしその結果を高知県のほうへ報告しなくてはならないというようなことがわかりまして今回処置をするものであります。この面積が、うちのふれあい交流センターの施設だけではこの規模に入っておりませんでしたけれども、大分前に改修したときに隣の老人憩の家と渡り廊下、屋根をして渡り廊下でつないでおりまして、屋根をつけましたので面積がふえたというようなことで該当するというようになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 香北支所地域振興課長、今田博明君。

○香北支所地域振興課長（今田博明君） 片岡議員のご質問にお答えいたします。

議案59-22ページの財産管理費の中の12節、役務費、特殊建物点検手数料でございますが、これは香北町の香美市基幹集落センターに対するものでございます。特殊建築物点検につきましては、建築基準法にのっとり行うわけでございますが、2年ごととなっております関係で当初予算に予算計上することが漏れておった関係で今回予算計上させていただきましたものでございます。

○議長（西村芳成君） ほかに。

8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） はい。山崎です。

済みません。議案59-29ページですけれども、先ほどちょっと抜かりましたので、4の老人福祉費の中の19節、地域介護・福祉空間整備等交付金ですけれども、これはスプリンクラーということでしたが、一定の条件があった場合にスプリンクラーの設置が確か義務づけられたかと思うんですけれども、この香美市内の老人ホームも全部スプリンクラーの設置ができていますのかどうか、ちょっとそのことをご説明をお願いします。

それから、議案59-31ページの4、地域子育て支援センター事業費、この中の地域子育て創生事業、これが当初そのまま減額になっているかと思うんですけれどもこの事業がなくなったのか、このあたりのご説明をお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

議案59-29ページの地域介護・福祉空間整備等交付金の関係のスプリンクラーの設置の事業所の関係ですが、スプリンクラーの設置については平成19年度の法改正によってグループホームにもつけないかんということになりまして、香美市が4事業所グループホームがあるわけですが、今回の分ですべて設置がされるというように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

幼保支援課長、山崎泰広君。

○幼保支援課長（山崎泰広君） はい。それでは、山崎晃子議員のご質問にお答えいたします。

議案59-31ページの地域子育て支援センター事業費のうち地域子育て創生事業が減額になったその理由はというご質問ですけれども、当初、一定他の事業との重複が可能だということで計上しておりましたけれども、申請時期に詳しく調べてみますと他の事業との重複が対象外ということで、条件に合わないということで取り下げたものでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光です。

議案59-27ページの6目、国勢調査費の中の11の需用費、消耗品ですけれども、この補正を入れると180万円からあるんですけれどもどんな消耗品を買われるんでしょうか。それと、この国勢調査の駐車料というのはどういった場合に使うんでしょうか、その2点お聞かせください。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 国勢調査費についてのご質問についてお答えいたします。

国勢調査の交付金につきましては、このたび概算が示されました。それで、調査員については、それから委員等については、調査区の数に2調査区にまとめられたということで非常に調査区がふえた、そのことによって調査員数の減によってこの報酬を減額せざるを得ないという状況が出まして、ただ、総額的にはこの部分だけを規定して配られておまして、あとについてはそれぞれの自治体が配分して使ってくださいということから今回、案分によって一応予算を割り振っておるといような状況でございます。具体的に何をやるのか、それから駐車料はどういうところを使うのかということについては、具体的に積算をしたものではございません。今ご説明をしましたように交付額総額から規定をされております調査員等の手当をのけた金額を案分したものでございますので、ご理解よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 議案59-32ページの子ども手当費について伺います。

補助金の返還金が出ているわけですけど、実績として総合的にどうであったのかと、返還するのであるのを受け取らなかったのか、そこら辺のところも含めて全般的な印象、感想も含めてお尋ねしますが。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

子ども手当、この返還金は準備事業の関係です。その関係で補助事業としてこれぐらいの金額がありましたけど、もう必要なかったとか使わなかった分を返還しております。郵送料とか必要なパンフレットとかそういったもの、極力費用がかからないような、最初どれぐらい使うかわからなかったのでもうそういったことで行いました。その辺である程度臨時の賃金なんかも見込んでおりましたけど、それほど構わないということで使わなかった分がありましたので、これぐらいの使わなかった分を返還金で返したというところでございます。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 関連。

済みません。ちょっと見込み違いをしまして、準備事業の返還金ということですが、関連して聞きますが、支給自体に対してすべて支給は完璧にできたのか、その点をお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） はい。山崎議員のご質問にお答えします。

支給につきましては、全員対象者には支給できています。

○議長（西村芳成君） ほかに。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑がないようでありますので、歳出に対する質疑はこれで終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第59号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第59号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第19の議案第62号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。下水道課長、佐々木寿幸君。

○下水道課長（佐々木寿幸君） 議案第62号、平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を提案させていただきます。

平成22年度香美市の特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ489万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,376万7,000円とする。

第2条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成22年10月4日提出、香美市長 門脇楨夫

提案理由

下水道管理費に変更が生じたこと及び人事異動等により人件費が変更となったため、補正予算を調製したので、地方自治法第218条第1項の規定により提案する。

以下につきまして、議案62-15ページ、提案説明書の朗読に補足を加えまして提案理由とさせていただきます。議案62-15ページをお願いいたします。

平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）提案説明書

今回の補正予算の規模は、歳入歳出予算の総額に489万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億8,376万7,000円としました。

補正予算の概要は、次のとおりです。

（歳入）

4款 繰越金

一般会計繰入金486万2,000円を追加しました。

5款 繰越金

繰越金3万7,000円を追加しました。

（歳出）

1 款 下水道費

下水道管理費で62万円を追加しました。主に、終末処理場維持管理費の追加によるものです。下水道施設費で427万9,000円を追加しました。主に、人事異動等による職員給与費等の追加によるものでございます。

議案62-9ページへ帰っていただいて歳出のほうでございしますが、2、下水道維持管理費のほうの委託料52万5,000円、これは終末処理場、香北クリーンセンターの最終に脱臭装置というにおいをとる装置がございまして、その活性炭、いわゆる冷蔵庫の中に入れる活性炭と同じようなものでございます。その大きいものでございますが、今まで維持管理としまして、いわゆる冷蔵庫の中のものも振ったら機能が回復するというので、今まであった分を何度か中をまぜ返しまして何とか使っておりましたがそろそろ変える時期かなと。今回、先月もまぜ返しまして、今回ちょっとえひめAIを入れまして臭気をとるということを実験的にやっておりますが、とりあえず今年度末ぐらい様子を見まして執行しなくてはならないかなということもございまして、材工ともの委託料として52万5,000円を計上させていただいております。

次に、議案62-10ページをお願いいたします。職員1人につきましては、これは議案62-13ページにございますように補正前の若い職員から中堅の職員に人事異動でかわりましたことによる給料、職員手当及び共済費の追加でございまして、13節の委託料につきましては、ナンバー2のマンホールポンプの用地委託、用地の買収をすることによって進めておりましたところ、現地といわゆる国調の結果が整合しておりませんでしたので、ここで土地家屋調査士のほうに委託をしまして、それを整合させていただくということで15万円の計上をさせていただいております。

以上でございまして。ご審議よろしくをお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第62号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、議案第62号は、原案のとおり可決されました。

これから日程第33、議案第76号、定住自立圏形成協定の締結についてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 議案第76号、定住自立圏形成協定の締結について

高知市との間に次の協定を締結することについて、香美市定住自立圏形成協定に係る議決事件に関する条例（平成21年香美市条例第46号）の規定により、議会の議決を求める。

平成22年10月4日提出、香美市長 門脇槇夫

定住自立圏の形成に関する協定

本文につきましては省略をさせていただきます。

議案76-6ページの最後に提案理由とございます。こちらをごらんください。

高知市と香美市が相互に役割を分担して、人口定住のために必要となる生活機能の確保及び充実、並びに圏域全体（高知市・南国市・香美市・香南市）の活性化を図るため、国の定住自立圏構想推進要綱に基づく定住自立圏形成協定を高知市と締結することについて、議会の議決を求めるものである。

以上です。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番です。

これまでに何回かご説明をしてきていただいておりますが、これまでの説明会の中でも意見を申し上げてきましたが、これ福田内閣当時に起こった事業で当時からいうと予算も随分減額になっているということなんです、どうもいま一つ、ぜひともこれをやらんといかんという必要性がいま一つのみ込めないわけですが、あえてこれを議会で議決をしてやるメリットといいますか、それを一つどういうふうに課としてとらえておられるのかをお聞きしたいのと、それから、いただきました説明書の中の取り組み状況によりますと、現在のところ第3段階まで今、香美市は来ておることです。ほかの市は9月議会でこれを議決をされていることかと思っておりますが、これから第4段階に移っていくわけですが、第4段階の時点ではもう議決は不要ということですので議会に対する報告だけになると思うんですね。たくさんメニューがこの議案の中にもございますけれども、担当課とされましてはどれをどういうふうに、どのメニューをやられるおつもりなのか、そのことをお聞かせいただけますでしょうか、まず、それを1点。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） お答えをいたします。

メリットといたしましては、これまで同じ圏域の中で何となく連携をしておる、お互いが持っているものを相互乗り入れをするというような状況がございましたけれども、今回はこういった協定に基づいて明確に連携すべきものを位置づけていくということになろうと思います。

それから、次に、財源の部分でいいますと中心市4,000万円、それから周辺市1,000万円といったこの特別交付税の部分に期待をしているということがあろうかと思えます。その2つが大きなメリットだというふうに認識をしております。

それから、第4段階については議会に対して報告だけということ、これは構想の中でそういう規定をされておりますので、このルールにのっとって対応していくということになろうかと思えます。

それから事業ですけれども、これまでもご説明いたしましたようにこの協定によって新たな事業を起こして何かをしようということではございません。もう既に4市の中で実施をされております事業を整理を横並びにいたしまして、その中で協定、連携ができるというものについてくり込んでいくというような書き込みになっております。そういったことではございますので、一つ一つの事業についてはもうそれぞれの課にお答えをしていただくことが一番えいわけですけれども、そういうことでなくても既設の事業であるというご説明でくくらせていただきたいと思いますけれども、そういった観点でございまずので、事新たにこの協定によって新しい方向が事業として何かあるのかと言われるとそれは特にはございません。初めにも申しましたように明確なテーマと形というものを持って連携をしていくということではございますので、よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） ほかにはございませんか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） そうしましたら今までやってきたことに新たに1,000万円の特別交付税を得ようと、そういうふうなご説明がこれまでの経過の中でもあったんですけど、それともう1つ、この第4段階では議決は不要ですので報告だけになるかと思うんですが、この圏域共生ビジョン懇談会の開催が2回程度というふうにあります。この都度、事前あるいは事後に議会に対する説明会のようなものは想定をしておられるのか、議会は何をやるか決まった後で報告を受けるのか、その点を。

それと、中心市と周辺市との対等性は担保されておるのか、その点についてお聞きをします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 議会に対しての報告ですけれども、策定会を2回ということからいたしますと、タイミングとして次の定例会までにこのことを逆にまとめて報告しなければならないという状況になろうかと思えます。したがいまして、臨時議会等がない限りあえて改めてこのビジョンの策定どうこうについてご報告するということにはどうもならないというふうに判断をいたしております。

それから、協定に係る対等性の問題ですけれども、対等であるかどうかということについては、これは双方が対等な立場に立っての協定ということではございますから中心市、周辺市ということによってその立ち位置が変わるということではございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） 2番。

文言でありますけれども、この議案76-1ページの医療のところのアでありますけれども、半分から後ろのほうに「休日又は夜間における救急医療体制の確保と充実に取り組む。」と、このようにありますけれども、これは平日とか、あるいは昼間に、市では今までどおりと、余り取り組んでいかないと、このように解釈してよろしいでしょうか。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 矢野議員さんのご質問にお答えをいたします。

休日夜間につきましては、これまでどおり休日につきましては香美郡医師会との連携のもとでやっていくようにいたしておりますが、平日等につきましては、香美市内の病院等開いておりますのでそちらのほうで救急並びに通院という形で対応がこれまでどおりしていけるということになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 2番、矢野公昭君。

○2番（矢野公昭君） そうなってきますと、ここに香美市の過疎地域自立促進計画、これがあるんですが、この中の30ページの「消防」という欄においてですね、「課題」というところなんです、「救急においては市外医療機関への搬送が大半を占めており、医師による治療開始までに時間を要しているなどの課題がある。」と、こうなっております。先ほどのあれでは市内の病院で足っておると、救急に対しては、このようにお聞きをいたしましたけれどもそれは本当に足りておりますでしょうか。こことちょっと整合性がとれんように思うんですが。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） はい。済みません。足りておるということではございませんが、やはり消防の救急搬送体制とともに、あわせて市内の救急医療機関、そして市外の救急医療機関で対応していくということになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） まず、高知市の中心都市宣言書の中ですけど、それに圏域全体の住民がひとしく利用できるように努めますという高知市内の各施設のやつがずりり載っていますけども、これについては、高知市と周辺のこれに係る圏域の利用料も含めたものが差別なくひとしく利用できるようになるような構想なのかということですよ。

あと、ちょっとこれについて自分は今回初めての説明なのでよくわからないんですが、もちろんこういった補助金とかいろんな流れも含めましてメリットもあると思いますが、

そのデメリットの部分がもし計画の段階で幾つか浮上してきたのであればちょっとお聞きをしておきたいということです。お願いします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 利用料等を含みます使用規定については、これから協定が結ばれたら具体的な作業として調整がされていくものというふうに考えております。これまでも、以前にもご説明しましたように何となくお互いが持っている施設を相互に利用するというごさいましたけれども、これが今回は協定によって明確に相互乗り入れをしていくことが可能になるということでもあります。

じゃあデメリットはこの間の協議の経過の中であったかということですが、そういうことについてはちょっと聞き及んでおりません。メリットの追求だけというもともとの姿勢でございまして、デメリットが発生あるいは生じるようなものについては、その協議の中で整理をされていくものというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） この共生ビジョンについてこの議案を読んだときに考えたんですけども、定住自立圏構想ということで、では住民の側からしましたら、特に周辺部にいくに従って住みなれたところに住みたいという思いはたくさんの方が、ほとんどの方が持っておられると思うんですね。そういった市民の思いがマネジメントにどういうふうに反映をされていくのか。この共生ビジョンの中に懇談会のメンバーというのがそれぞれの分野の代表というふうにありますけれど、もう大体選定をされかかっておるのか、どういうところから選定をされるんだらうかということが1つと、それから特別交付税で手当てされるということをお聞きをしました。これは財政課長にお聞きしたほうがいいのかもかもしれませんけれどもどういう算定のされ方をされるのか、どんなふうに積み上げられて1,000万円という額に大体なるのか、その辺をわかりましたらお聞きをしたいですけれど。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） ビジョンにかかわるご質問についてお答えをしたいと思いますけども、中心市となる高知市長さんも常々言っておられるのが周辺部を寂れさせるようなことになってはいかんと。すなわちそこに意を持ってやっぱり定住自立圏というものを考えないかんだらうし、ビジョンについてもそういったものについて思いを持って対応すべきだらうというふうに言っておられます。この協定がなければ、高知市を中心市というイメージから外すと香美市も本当に周辺部になってしまうわけですが、やっぱりこれが圏域を1つにすることによってそれぞれの中心部からそこにつながる、そのまた周辺というものを、どういいますか、活性化あるいは現状の維持というも

のに尽くしていきたいというのが発想の原点であろうかというふうに考えておりますので、そこはもともと、初めに言いましたような高知市長の思いをもって私どももかかわっていくべきだろうというふうに思っております。

懇談会のメンバーについてですけれども、まだ先々作業をするということにもなりませんので、人定についてはそういった作業に取りかかっておりません。すなわち高知市がどういったメンバーでもって構成するかということ、そのことも見ながら考えていきたいというふうに考えております。

それから、特別交付税のことについては財政課長にというご質問でした。財政課長の立場でお答えいただいたらよろしいかと思っておりますけれども、基本的に特別交付税については国全体として総枠の中で配分をされるということでございますので、年々その数字が上下するというのもうご承知のとおりでございます。今回の協定の方で見込んでおります1,000万円についてですけれども、これが明確に数字として位置づけられるかという多分ご質問だろうと思っておりますけれども、私どもはこういった協定を結ぶことによって1,000万円というものを特別交付税で措置しますよと、上限1,000万円を措置しますよということですから、これは国との信頼関係の中で対応するしかないというふうに考えております。1,000万円のじゃあ事業費はどういう割り出しをするかということにつきましては、今回協定の中で取り上げておりますそれぞれの事業を積み上げてみますと、例えば林に係る分でいうと、香美市がもう既に一財で負担をしているのは1,000万円をゆうに超す金額ですから、この事業だけでも入れることによって1,000万円というものがここに位置づけていけるということからしたら、この数字がしっかり特交中に私たちがルールとして位置づけているという見方をするしかない。ほんで、一つ一つのがについて幾ら幾らということが多分特交というのは仕組みとしてなっていないというふうに思っておりますけれども、一定そのルールというものがそこにあって、それに基づいて交付しますということですから、そこに依拠して一定このことについては協定の1つのメリットとして位置づけておるというふうに考えております。そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第76号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よっ

て、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

(午前11時56分 休憩)

(午前11時56分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

これから日程第35、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長(法光院晶一君) 諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町中野111番地2

氏 名 井 上 俊 一

生年月日 昭和19年5月10日

平成22年10月4日提出、香美市長 門脇楨夫

推薦の理由

井上俊一氏の任期が平成22年12月31日をもって満了するため、その後任を推薦しようとするものです。

後に参考資料をつけておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長(西村芳成君) 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第1号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、諮問第1号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

これから日程第36、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求める
ことについて

下記の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定
により議会の意見を求める。

記

住 所 香美市土佐山田町1998番地5

氏 名 高 橋 梅 尾

生年月日 昭和15年6月13日

平成22年10月4日提出、香美市長 門脇槇夫

推薦の理由

高橋梅尾氏の任期が平成22年12月31日をもって満了するため、その後任を推薦
しようとするものです。

同じく後ろに参考資料を添付してありますのでよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから諮問第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり適任とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。

（サイレンにより中断）

○議長（西村芳成君） 全員賛成であります。よって、諮問第2号は、原案のとおり
適任とすることに決定しました。

これから日程第37、議案第79号、香美市小・中学校太陽光発電システム設置工事
（電気設備工事）の請負契約の締結についてを審議します。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから議案第79号を提案させていただきます。

議案第79号、香美市小・中学校太陽光発電システム設置工事（電気設備工事）の請
負契約の締結について

平成22年9月29日付けで指名競争入札に付した標記の工事に係る請負契約の締結
について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定に基づ
き、次のとおり議会の議決を求める。

平成22年10月4日提出、香美市長 門脇槇夫

- 1 契約の目的 香美市小・中学校太陽光発電システム設置工事（電気設備工事）
- 2 契約の方法 指名競争入札
- 3 契約金額 1億5,435万円
- 4 契約の相手方 株式会社 四電工

山田営業所 所長 中嶋 啓文

次のページから後に入札結果記録及びそれぞれの施工場所の資料を添付してごさいますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番です。

この香美市立小・中学校ということで、今見たところ山田小学校、楠目小学校、香北中、大栃小、大栃中の太陽光発電システムの設置工事ということですが、金額が一括して1億5,400万円が計上されておりますが、それぞれの学校別に金額がわかりましたらお願いします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。大岸議員のご質問にお答えいたします。

ご承知のとおりそれぞれの学校で容量10キロワットから50キロワットまでです。全体はわかりますけど細かく案分とかあります。現在のところ資料はございませんのでちょっと説明できません。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 各、そうしましたら小・中学校でどれぐらいの電力を賄うのか、この太陽光発電によりまして、それも各個別に何割を賄うとかいうふうなことまではわかりませんか？どうでしょうか、どの程度のものをこの太陽光発電で賄う予定なのか。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

山田小学校では容量は50キロワット可能です。楠目小学校は30キロワット、大宮小学校が10キロワット、大栃小学校が30キロワット、香北中学校が30キロワット、ほんで大栃中学校が10キロワットというところになっています。どれぐらい賄えるかというのは、これもいろんなメーカーさんとかにお聞きしましてもなかなか難しいところです。それで、天気にもよりますし、モジュールが南を向いているのか西を向いちゅうのか北を向いちゅうのかということありまして、基本的な電気量を賄うことはできます。それと、地球温暖化の防止とか、CO₂の削減とか、子どもたちのエネルギー教育、環境教育とか地域の方々の啓発とかに活用していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡です。

これは1回設置したらどれほどの耐久年数を予定していますか。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

例えば、これも耐用年数とか補修をどうするかというのについては、業者さんも非常に不明確なところがあります。例えば、太陽電池モジュールについては、期待寿命が20年以上である、期待寿命が20年以上であるとか、パワーコンディショナーについては、期待寿命が10年以上というような表現になっております。使用とそれぞれの発電量、これからずっと見ていかなければはっきりしたことが、これからの事業ですのではっきりとわからないというような部分があります。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかに。

19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） ちょっとこれ確認と言いますか、させていただきたいんですが、香美市立小・中学校ということになっておりますが、大体の答えは予想がつかないことはないですが、あの佐岡小学校とか繁藤小学校これに入っていないような気がするんですけど、これどういう意味かという、どういう分け方ということをちょっと。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

耐震が基本的に済んだ学校から順次やっているというような現在、状況です。繁藤、佐岡についてはちょっとまだ未定です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） いや、耐震が済んだところがやってるということでしたね、耐震は済みましたよ繁藤、終わりましたよ。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。

この事業については、平成21年度事業で繰り越してきておりますので、今後のことになろうかと思えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 19番、前田泰祐君。

○19番（前田泰祐君） しつこいようやけんど、ほんなら順次、後これはやっていくということで考えてえいわけですか、繁藤も佐岡も。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

- 学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。お答えします。
補助金等のいろいろな流れもあろうかと思えますけれども、そういうことも検討して、今後のほかの学校については検討していくことになろうと思えます。
以上です。
- 議長（西村芳成君） ほかにはありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
「進行」という声あり
- 議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。
これから議案第79号を採決をいたします。
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。
(賛成者挙手)
- 議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第79号は、原案のとおり可決されました。
これで本日の予定はすべて議了しました。
次の会議は10月12日水曜日の午前9時から開会をいたします。
本日はこれで散会いたします。
(午後 0時07分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 2 号）

平成 2 2 年 1 0 月 1 2 日 火曜日

平成22年第7回香美市議会定例会会議録（第2号）

招集年月日 平成22年10月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月12日火曜日（会期第9日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	13番	依光美代子
2番	矢野公昭	14番	山崎龍太郎
3番	山崎眞幹	15番	大岸眞弓
4番	利根健二	16番	片岡守春
5番	爲近初男	17番	石川彰宏
6番	千頭洋一	18番	竹内俊夫
7番	濱田百合子	19番	前田泰祐
8番	山崎晃子	20番	山本芳男
9番	織田秀幸	21番	小松紀夫
10番	比与森光俊	22番	西村芳成
12番	島岡信彦		

欠席の議員

11番 竹平豊久

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇慎夫	商工観光課長補佐	野島順奈
副市長	明石猛	建設都計課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	下水道課長	佐々木寿幸
総務課長	法光院晶一	環境課長	横谷勝正
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	田中育夫
庁舎建設担当参事	前田哲雄	健康づくり推進課長	几内一秀
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	竹内敬
収納管理課長	阿部政敏	林政課長	舟谷益夫
防災対策課長	吉村泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	地域振興課長	今田博明
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松美公	支所長	岡本博臣
農政課長兼農業委員会事務局長	中井潤	地域振興課長	西村博之

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	幼保支援課長	山崎泰広
-----	------	--------	------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

選挙管理委員長 松 尾 禎 之 水道課長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成 2 2 年第 7 回香美市議会定例会議事日程

(会期第 9 日目 日程第 2 号)

平成 2 2 年 1 0 月 1 2 日 (火) 午前 9 時開会

日程第 1 一般質問

- ① 1 3 番 依 光 美代子 君
- ② 1 0 番 比与森 光 俊 君
- ③ 4 番 利 根 健 二 君
- ④ 8 番 山 崎 晃 子 君
- ⑤ 1 6 番 片 岡 守 春 君
- ⑥ 1 番 有 元 和 哉 君
- ⑦ 5 番 爲 近 初 男 君
- ⑧ 3 番 山 崎 眞 幹 君
- ⑨ 9 番 織 田 秀 幸 君
- ⑩ 1 2 番 島 岡 信 彦 君
- ⑪ 1 4 番 山 崎 龍太郎 君
- ⑫ 7 番 濱 田 百合子 君
- ⑬ 6 番 千 頭 洋 一 君
- ⑭ 1 5 番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

3 番、山崎眞幹君、4 番、利根健二君 (会期第 1 日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前にご報告いたします。11番、竹平豊久君は、家族の通院介助のため欠席という連絡がっております。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

13番、依光美代子君

○13番（依光美代子君） おはようございます。13番、依光美代子でございます。何かきょう初めての議会ということですので、いっしょに最初に参加したときのような気分で少し緊張しております。

私の主軸としてあります教育と予防福祉について3点質問をさせていただきます。

最初に、本市の図書館の読書環境を整える予算の増額が必要ではないかということで質問をいたします。

いよいよ読書の秋です。虫の音を聞きながら本を読みふけるのも楽しみの一つと言われる人も多いでしょう。読書は夢と希望を与えてくれ心を和ませてくれます。一冊の本との出会いが人生を大きく変えることもあります。読書を重ねることでものを見る目や感性が豊かになり、経験をはるかに超える新しい世界の発見、わくわく感、また、そのときの感動は読書の得がたい喜びの一つです。市民が読書に求めるものは人それぞれですが、こういう不況が続く社会背景もあり、市民は本を購入するより図書館を利用する人がますますふえてきているのではないのでしょうか。図書館へは多くの期待感を抱き訪れていると思います。

香美市の図書館は、こうして期待して訪れている市民のニーズにこたえ切れているのでしょうか。8月の高知新聞に高知県の図書館の貧弱さが報道され驚きました。皆さんは8月5日の高知新聞をごらんになりましたか？昨年度の日本図書館協会の統計によると、全国市町村立図書館の資料購入費や蔵書冊数が高知県は全国最下位と大きく報道をされておりました。こういった新聞ですが、その新聞には県内の市町村立図書館、昨年度は資料費、冊数が全国最低、全国の市町村立図書館のワースト5が載っています。蔵書冊数では1番が高知県、2番が和歌山、3番が鳥取、島根、佐賀となっております。そして資料費は高知県が同じくワースト1です。そして秋田、島根、徳島、鳥取、こういう状況でございます。高知県の学力が低いのはこういったことも関係しているのではないのでしょうか。そして、県内の状況はというと、2市5町の公立図書館が資料購入費や蔵書冊数の双方か、いずれかが全国最低と掲載をされておりました。この2市とは香美市と須崎市です。平成22年度の予算の資料購入費の人口1人当たりの費用を比べれば、市長さんと教育長さんなんか少し資料をお渡ししておりますが、香美市の資料購入費

は57円です。そのうち42円が図書購入費です。また、須崎市と比べてみれば、須崎市は62円です。そのうち図書購入費は48円ですので香美市より多いです。全国で最下位は香美市ということになります。この現状をどのようにとられているのでしょうか。お隣の香南市の資料購入費は136円です。そのうち図書購入費は107円、購入費、図書費ともに本市の2倍以上あります。そして、県下の市の状況をごらんになってください。財政的に大変苦しいと言われておる安芸市でさえ資料購入費216円、そのうち図書購入費は165円でございます。そして、宿毛市、土佐清水市、こういった地域も大変厳しい中をやりくりをしておると思います。そうした中でもやはりこの図書費に対してはきちっと費用を組み込んでおります。宿毛市におきましては210円、そのうちの164円が図書費です。土佐清水市におきましては275円が資料購入費、そのうちの216円が図書費となっております。そして、東におきましては、室戸市では246円、そしてそのうちの222円が図書購入費となっております。

住む地域により本に触れる機会がこんなに大きく格差があってはならないと思います。どのようにお考えでしょうか。土佐山田町では高品位定住都市、文化のかおるまちと言われておりましたが、その看板もいつの間にか外されました。文化の発展の下支えをする一つに図書館の役割は大きいのではないのでしょうか。本市の図書購入予算は20年前とほぼ変わりません。こんな状況が続いていいのでしょうか。来年度予算の増額が必要だと考えますがいかがですか。読書は子どもたちにとって学力低下の改善や情操教育に最善と考えるが、こういう状況を市長はどのように受けとめ、来年度に向けどのように改善するのか見解をお聞かせください。

今回の答弁書を見ると教育次長さんがお答えになるようになっていますが、教育次長さんからも聞かせてください。そして、やはり市長にも、やっぱりこの市としてどうあるべきか、この今の現状を見たときにどうあるべきかということで、香美市の方向性、そういったこともありますので市長としての見解もあわせてお尋ねをいたします。

2つ目に、学校図書館に専任教員の配置はできないかについてお尋ねをいたします。

以前にも質問したことですが、そのときの答弁では専任の人が必要と考えているので強く県へ声を上げていくということでした。

さて、その後、香美市の状況はどうでしょうか。本年度は図書支援員として山田小学校と鏡野中学校の2名のみです。ひょっとするとこの図書支援員という表現ではないかもわかりませんが、図書の専属の方という意味でございます。近隣の自治体と比較をすると、お隣の香南市は4名、南国市は6名配置されております。学校図書館の役割は、学校教育をより豊かにするために授業や行事に必要な本を取りそろえ、本の楽しさや活用の仕方を知らせる場所です。しかし、そこには専任の人がいなければ生徒へのアドバイスもできません。書籍だけでなくアドバイスできる人がいなければ、図書館としての機能は十分とは言えません。先ほども申しましたが、高知県の子どもの学力の低下はこういったことも大きく関係しているのではないのでしょうか、教育への投資が必要です。

本市の学習到達度調査の結果では、子どもたちの読解力の低下が明らかになっております。そして、この読書力、読書の量と学力が比例しているというような結果も出ております。読解力をつけるには本の楽しさを知ってもらうことから始まりです。子どもたちに本の楽しさやおもしろさを気づかせてくれる指導者にめぐり会えるかどうかが決め手になります。読書の積み重ねによって読解力が身につく、主体的な人間を育て、ものを見る目や感性が豊かになります。今の子どもたちはテレビなどの映像を通して瞬間的にマル・バツや白黒を見分ける能力はたけていますが、じっくりと思考を深めていくような経験が少ないように思います。単なる情報の摂取なら映像からでもよいですが、情報化時代に求められるものはあふれる情報の中で主体的に情報を取捨選択することです。

物事の背景を読み取れる判断力や複眼的な思考力や表現力は、読書によってこそ得られます。読書の大切さや楽しさを教えることこそ現代の教育の大きな役割ではないでしょうか。子どもが知りたいときを逃がさないように、適切なアドバイスができる司書か司書担当教諭、もしくは図書支援員の配置が来年度からできないかお尋ねをいたします。

時久教育長さん、ご就任まことにおめでとうございます。教育長は、学校現場では常に教師の立場ではなく子どもの立場に立ち実践をしてこられました。香美市の教育のために思う存分力を発揮してくださると期待をしております。そこで教育長にお尋ねをいたします。

そして、最後に、子宮頸がん予防のためのワクチン接種費用に助成ができないかについてお尋ねをいたします。

この子宮頸がんについては過去二度ほど触れたことがありますが、この子宮頸がんの発症率は過去20年間で2倍以上になり、特に20歳代から30歳代に急増しております。全国で年間1万5,000人が発症し、約3,500人が死亡しております。昨年3月議会で香美市の子宮頸がんの状況を聞くと、若い人には該当者はいないという答弁でしたが、いないのではなく検診受診者が20歳から29歳までは2名と少なく、また、30歳から39歳の対象者は、1,165人のうち受診者は36名と少なく、受診率はなんと1%にも満たない0.1~0.3%でした。翌年は、20歳から5歳ステップで40歳までを対象に検診の無料券の配布が行われたことで効果を上げ、対象者679名のうち120名が受診をしております。受診率もこの無料券の配布のおかげでぐんと上がり17.7%でございます。そのうち1人だけが精密検査が必要な方がありました。

今年、平成22年度がこの子宮頸がんの検診ですが、検診の状況はいかがでしょうか。若い方の受診率どうなっているのでしょうか、少し心配をしております。この検診も大変重要でございます。そして、がんの中で唯一このワクチン接種で予防できるのが子宮頸がんです。約7割が予防できると言われております。一度接種をすれば約20年間は効果があるといわれております。女性の健康と命を守り、出生率向上のためワクチン接種費用に助成ができないかということで通告をしましたが、今回、国は子宮頸がんのワクチン接種無料化の年内実施の費用を補正予算に計上する予定です。与野党双方から国

による公的助成の必要性を訴えておりましたので可決をするでしょう。香美市としていつごろから取り組みますか。また、ワクチン接種に適した年代は10代前半と言われており、対象者は中学生と考えられますが、対象人数は何人ですか。また、市の財政負担はどれぐらい必要となるのかお尋ねをいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。私が答弁をするようになっていなかったんですが、せっかくのリクエストでございますのでお答えをさせていただきます。後ほどまた、次長からもお話、ご答弁があるというふうに思います。

私に対しましては、図書館の予算の貧弱さについてどう考えるかというふうなご質問でございました。提出をいただきました資料には近隣の、あるいはまた各市の予算についての内容をお示しをいただいております。

まず、最初に、8月5日の新聞、私も読まさせていただきました。大変驚いたと言いましょ、こういう状況なのかということが大変市長として気がついていなかったということについて責任も感じたわけでございますし、また、こういう状況であったのかということも改めて感じさせられました。ちょうど高知県と高知市との図書館の合築問題、そうした問題もある中で図書館の重要性の議論がさまざまな立場の中で問われている現在でございますが、そうした中で本市の予算の状況等については、改めましてこの資料も見せていただきましたのでまた考えていかなければならない、そのような思いをいたしております。

なお、中身につきましては、また、改めまして次長のほうからも検討があろうかと思っておりますけど、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） おはようございます。私のほうから市立図書館について図書館の読書環境を整える予算の増額が必要ではないか、現状と対策についてお答えをいたします。

香美市立図書館の現状でございますが、平成22年度予算については資料費が全体で160万9,000円、図書購入費、これは本代になりますがこれが120万円、市民1人当たりの資料費については先ほどの質問にもございましたが1人当たり57円、うち図書費については1人当たり42円ということでございます。予算的にはなかなか厳しいものがございます。

それから、全体の蔵書につきましては古く、調べ学習などができないような状況でございます。古くなって貸与ができないため百科事典を購入予定をしておりますが、それを購入いたしますとほかの図書が購入できなくなるというふうな状況にもございます。

それから、乳幼児から成人の図書購入の中で、乳児から本に親しむ機会の必要性から乳児向けの本の整備が必要であるということでございます。

それから、予約とかあるいはリクエスト、要は利用者の要望でございますが、2,461冊、これは平成21年度でございます。それから、相互貸借、借り受け数は7,266冊で、県内で一番借り受けをしている状況でございます。これは県内で約1万8,000冊の相互借り受けというのがございますが、そのうちで7,266冊でございますので、香美市についてはこれを多く利用しているということでございます。

この対策といたしましては、一番にはやはり図書の購入費を増額していただくことが一番えいわけでございますが、現在の図書購入費でいきますと、1冊当たり1,300円といたしまして923冊しか購入できないような状況でございます。その分を相互貸借の借り受けによって対応しておるわけでございますが、ただですね、市町村によっては新刊図書は1年間貸し出しをしないというふうな取り決めをしておるところもございます。ただ、高知県立図書館につきましては貸し出し用は1年以内の分でございますもしていただけるわけですが、予約待ちになるとかいうことございまして、利用者に届くのが非常に遅くなるということで、やはり自館での購入によりまして即市民に対応することができれば市民の満足度は高まるということになります。この資料の充実というのが課題になっておりますので、本年度は昨年度に比べまして国民読書年ということもございまして10万円増額をいただいておりますので、さらに要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼をいたします。依光議員さんの学校図書館に専任教員をということのご質問にお答えをいたします。

私も教員をしておりましたときに、学校図書館は取り組みの柱の大きな一つに挙げておりましたものですから、学校図書館の重要性については私も依光議員さんと同様の考えです。子どもたちにとって本との出会いは知識を得、世界を広げ、心を豊かにする原動力となるもので、おっしゃるように学校図書館と子どもをつなぐ図書館専任教諭の役割は大きいと認識をしています。

香美市の学校図書館につきましては、昨年度から大柝小学校、中学校に子どもの読書環境整備支援員の事業がありまして、その事業により読書支援員を配置して取り組んでもらっています。学校のほうからは子どもたちの図書館活用に大きな成果が出ているというふうに報告をされております。山田小学校には学校図書館教育推進教諭の配置がなされておりまして、市内はもとより県内の拠点校として役割を果たしてくださっています。いい取り組みを進めてくださっておりまして、この学校から取り組みを深めたり広げたりする役割を果たしてくださっているところです。

学校図書館教育推進教諭の配置につきましては、県で目的や役割の見直しがされたばかりです。大変厳しい状況もあります。複数校への配置というのが大変数的に厳しくて、なかなか今までも働きかけて難しかった現状あるようではございますけれども、学校図書館の重要

性っていうのは本当によくわかりますので、配置につきましては県の教育委員会のほうへ強く要望していきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、几内一秀君。

○健康づくり推進課長（几内一秀君） おはようございます。依光議員さんの子宮頸がんのワクチン接種の助成をということでお答えをいたします。

子宮頸がんにつきましては、おっしゃられましたように、近年、罹患率そして死亡率ともに若年層で増加傾向と、特に20代、30代のほうでがんの発症率のほうでトップということになっておるようです。ワクチン接種をすることによりまして予防のできるがんということで、7月26日の時点でございますが、ちょっと古いですが全国では126自治体が公費助成を決定をしております。厚生労働省のほうも公費でワクチン接種事業を行う市町村支援ということで、平成23年度予算のほうに子宮頸がん予防対策強化事業として約150億円を盛り込んでおりましたが、先日、8日付の高知新聞のほうに本年度の補正予算にワクチンの無料接種を年内に始めるための費用を計上する方針が掲載されておりましたところ。国と地方が半分ずつということで書いておりました。本人負担なしということでしたが、これには所得制限を設けるといような方針も新聞のほうにも示されておりましたが、今後、具体的なことがまだ全然出てきておりませんので、この方向がどうなっていくのか、それも見ながら検討していきたいというふうに思います。

なお、対象者と費用でございますが、対象者につきましては10代前半の接種が望ましいということでございますので、初年度につきましてはある程度の年代をカバーするというので中学生全員を対象としますと、4月1日現在で325人の12歳から14歳の子どもさんがおいでます。そちらのほう全員、これは今の段階ではこれも任意ですので全員接種するかどうかはわかりませんが、全員接種するとしますと1人当たり5万円前後ということになっておりますので、こちらのほうの額がはっきりしておりませんが全体で1,625万円という数字になります。単純にそれを半分ということでしたら812万5,000円が地方負担と、こちらのほうの負担のほうも単純の計算ですので、これは大きく動く可能性がまたあろうかと思っております。

以上でよろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光美代子でございます。2回目の質問をさせていただきます。

最初に、図書館についてでございますが、市長さんに済みません、ご無理を言いましたが、ぜひ、とても大事なことで、やはり教育への投資というのがこれからの将来の社会への大きな投資にもなると思っております。その投資をためらうようでは決して香美市の将来が開けないのではないかと思いますので、ぜひよろしく申し上げます。

そして、こういう問題が提起されたときにすぐ話し合っていくというのは教育委員会のほうではなされたのでしょうか、どうでしょうか、それをお聞かせください。

そして、さらに費用を要望してくださるということで本当にありがとうございます。入ったところのすぐ右手の書棚というか百科事典を初めあのコーナーというのはほとんど利用価値のない、情報価値の薄いというような状況ですので、せっかくのこの香美市の図書館、まして合併して大きな働きをしていかなければならないし、それで、県の図書の利用が一番多いということはいいことやけど、けど、裏返して考えればやはりこの図書本がないからという結果ですよ。やはり待たなければならないというもどかしさというか、そういうのもあるので、ぜひ、さらに要望して来年度は必ず増額をするようお願いをいたします。

そして、学校図書館の専任教諭のことで、本当に教育長さんありがとうございます。本当に子どもたちにとって図書館の役割というのは大きいと思います。今回、教育長さんが就任をされて、私もここの部分には本当に期待をしておりますので、県のほうにも強く要望していってください。今回の県議会でも質問が出てましたよね。そうしたときに中澤教育長さんもやはり子どもの読書の習慣化の定着、このことにもっと力を入れなにかん、その支援員がおることによって子どもたちの読書量も大きくなってると、読書活動を活性化していると。引き続き配置が必要だし、今こののがは緊急雇用のをやっているんですけど、2011年で終わるんですけど、それが終わっても引き続き、ぜひ必要だから取り組みたいと、どういった支援ができるか、どういった配置ができるか、そのこともあわせて検討して、ぜひ継続をいしたいということですので、ぜひ引き続きお願いをいたします。

そして、大柵小のこと私は知らなかったので済みません。もし図書支援員が無理でしたら、例えばその大柵小と大柵中のやってるような形、2校なり3校持ち回りでやっっていく、そういうような配置だけでも来年からできないものなのでしょうか、再度お尋ねをいたします。

そして、子宮頸がんについてでございますが、まだ可決をしていないということで状況を見てということですので、ぜひよろしくお願ひしたいです。本当にワクチンで予防できるっていう唯一のがんでありますし、これだけ少子化が言われているときに、やはり産みたいというときに産めなくなる、それほどつらいことはないことですので、それで県下でも補助があるなしにかかわらず取り組みを始めてる市町村もありますよね。やはりそれは女性の健康と命を守り、そして出生率向上、そういうことを踏まえてやはり少しでも子どもが健全に生まれるようにという思いもあり取り組んでると思いますので、ぜひ、もしこれが、可決すると思いますが、できなくっても何らかの形で少しでも前向きにいけないか再度ご質問をいたしまして2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 2回目の依光議員の質問にお答えいたします。

平成22年8月5日の高知新聞に掲載された記事の内容についてすぐに話し合いをされたかというご質問でございますが、図書館の担当職員とは話をいたしました。やはり毎年県下の状況、図書購入費の状況等のこともですね予算要求のときには話もさせていただいて、そういう状況の中で2万5,000人から3万人未満の人口のところでは香美市が全国で最下位ということでございます。今年も予算要求の中では国民読書年ということもあって増額を要望いたしまして、今年の場合は10万円増額ということになりましたので、さらにまた増額をお願いをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼します。2回目の依光議員さんのご質問にお答えをいたします。

学校図書館の専任教諭ですけれども、大栃小学校、中学校に配置をされている方につきましては、実は県のほうで子ども読書環境整備支援員設置という事業がございまして、どちらかという読書っていうか読書環境が厳しい状況にある、そういうところへの指定をされた支援員の配置というふうなことがあります。それを活用させていただいているというふうな形でもあります。いわゆる教員の配置につきましては先ほど申しましたとおりですけれども、そういう活用ができるところはもうできるだけ活用していくというふうなことをとりながら、何とかもっと研究をしながら図書館のほうにこういう専任の方が入るような環境を整えたいというふうには思っています。ただ、ちょっと研究をしないとそのあたりまだ細かくわからないところがありまして、申しわけございません。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 2回目のご質問にお答えをいたします。

県内におきましても東洋町が本年度からということ、またそして、平成23年度から大豊町や越知町などが、これまでの助成措置の中で市町村負担額は3分の1という助成の内容でございましたが、その段階でも平成23年度のほうは助成を決めておりました。香美市としましても予防のできるがん、また、十分に子育てができる環境づくりが大切だと考えますので、今回助成率も2分の1ということにも上がったわけですので、検討もしやすくなっている状況がありますので、なお、詳しい内容を見ながらまた検討を進めたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 13番、依光美代子君

○13番（依光美代子君） 3回目の質問をさせていただきます。13番、依光美代子でございます。それぞれにご丁寧なご答弁ありがとうございます。

教育長さんにもう1点、本当に前向きに取り組んでくださるということ、本当に感謝申し上げます。1つの方法としてそれは取り組んでもらえる、もう1つとして、それは

正式ではないけど読み聞かせのグループとか、それから学校の先生の退職された方なんかいらっしゃるよ、そういう方にボランティア、もしくは有償ボランティアで当座、そういういろんな事業に当てはまらないときにそういう考え方はできないものでしょうか、またよろしく願いいたします。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） はい。3回目の質問にお答えいたします。

読み聞かせのグループとか退職された先生方の学校図書館へのボランティア活動っていうのは、周りでも活用したりしたことがございます。とてもいいことだと思います。方法等いろいろあると思いますので、それも含めて検討させていただきたいというふうに思います。はい。

○議長（西村芳成君） 依光美代子君の質問が終わりました。

次に、10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） おはようございます。10番、比与森です。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、教育関係についてお尋ねいたしますが、特に時久教育長におかれましては、明石教育長の後を受けまして香美市児童・生徒のために尽力されますことを改めてお願いすることでございます。今後ともよろしく願いいたします。

放課後子どもプランの推進についてお尋ねいたします。

文部科学省では、学校の余裕教室などを活用し、放課後等における子どもたちの安全、安心な活動拠点を確保、家庭の経済力等にかかわらず学ぶ意欲ある子どもたちに学習機会を提供、学力向上、格差是正に取り組み、地域の子どもたちと大人の積極的参画、交流による地域コミュニティの充実や生涯を通じて学ぶ意欲を喚起することなどを目指し、放課後子どもプランを推進しています。また、一方、厚生労働省では、香美市が小学校で実施しています放課後児童クラブと文部科学省が実施する放課後子ども教室推進事業、一体的あるいは連携して放課後子どもプランの着実な推進を図るとしています。

文部科学省の推進します放課後子ども教室推進事業と厚生労働省の放課後児童クラブの違いの1つに毎月の家庭の経済負担があります。文部科学省の事業では、国、県、市がそれぞれ3分の1の率で補助されますことから保護者の経済負担がなくなります。

高知県教育委員会では、子どもを取り巻く環境の変化や家庭、地域の子育て機能、教育力の低下が指摘される中、放課後等の子どもの安全で健やかな活動場所を確保することが必要ですと、県内のすべての小学校区に子ども教室や児童クラブを設置し、必要なすべての子どもたちが参加して放課後の生活と学習習慣を身につけるよう取り組んでいます。中学校では、放課後学習室を設置して地域の方々の指導のもと基礎学力の定着を目指して取り組んでいますと、県教委のほうは放課後子どもプランを推進しています。香美市にありましては、各小学校でそれぞれ学童クラブが有料ではありまして一

応定着していますことから今回は中学校での取り組みを求めるところでございます。

県下11市の中で中学校の放課後学習室の設置、取り組みが全く実施されていないのは、現在、室戸市、土佐市、香美市の3市のみとなっています。お隣の香南市では、4校あります中学校すべてで学習室の取り組みが進められ、学力向上へも取り組みを実施されています。県下では、スタート時、半強制的に実施した中学校もあったように聞いていますが、希望の高校への進学など生徒本人がその問題に直面すると進んで放課後学習室に参加していったとの事例もお聞きいたしました。香美市にあっても1日も早い取り組みも求める次第でございます。今後の対応をお尋ねいたします。

時久教育長は、香南市の教育現場にも熟知され、森田塾でも児童・生徒とかかわってきたと思いますが、香南市で取り組んでおります放課後学習室に対しどのような評価をされているのかお聞かせください。また、学力向上やいじめ問題、不登校問題など香美市教育現場の課題への取り組みをどのように考えておられるのか、今後の抱負もあわせてお尋ねいたします。

次に、あけぼの街道と商店街、国道195号を結ぶ南北に通る道路整備についてお尋ねいたします。

JR西町駅からさくら保育園南の踏切までの間には、JRを横断する南北の道路は幾つかありますが、国道から八王子宮への道路以外は一部踏切が広がった箇所はありますが道幅はほとんど変わっていないように思われます。車社会の現状とあけぼの街道周辺の住宅増加や商業施設の建設などを見たとき、今後のまちづくり、生活環境を考えますと、1日も早い道路整備が求められるのではないかと思います。交通量の多さや住宅など道路左右の建物の現状を見たときに、山田小学校の西を一部、L字型であります。南北に通る道路が拡張整備可能な道路ではないかと推測いたします。この道路、利用頻度もかなり高いのではないかと思います。高知銀行の東側からあけぼの街道までほぼ直線で、もう少し道幅が広がり結ぶことができれば便利なのにとするのは私だけではないと思います。

そこでお尋ねいたします。あけぼの街道と商店街、国道195号を結ぶ南北の道路整備の必要性について見解をお聞きいたします。拡張整備計画は全く考えられないものでしょうか。

また、この山田小学校西側を通る道路は、小学校の北門があることから白線によるスクールゾーンはありますが、道幅自体は狭く地域の方や学校関係者からも児童の登下校の安全対策として歩道の設置を求める声が聞かれます。現状の道幅ではとても困難な要求であることは理解した上での声でございます。山田小学校では、現在、グラウンド北西にあります北門を利用し通学する児童が6割を超えようとしています。私たちのころにはほとんどの児童が商店街側の正門と、今はありませんが東門を利用して通学していました。線路の北には幼稚園もありますし、来春にはあけぼの保育園も開園されることからこの道路の利用頻度は今後ますます高くなることは明らかだと思っております。園児、児

童、保護者の通学、通園に対する安全対策への見解をお伺いいたします。

次に、防災対策についてお尋ねいたします。

先日は香南市の約4キロメートル沖を震源とする地震があり、香美市でも震度3が計測されたわけですが、災害に対するより充実した対策は増しているように思われます。香美市にありましては、担当課の尽力、地域の協力もあり、香美市自主防災組織連絡協議会が設立され、防災対策も着実に一步一步前進していると思います。そこで、今後新たな自主防災組織の設立や市民の防災に対する意識の向上を求めることから、香美市自主防災組織の手引きとか香美市自主防災リーダーマニュアルといった独自の地域性に合った資料の作成と配布を求めるところでございます。

去る7月31日に開催されました第1回連絡協議会では座談会形式で意見交換を実施したわけですが、自主防災組織設立の有無から始まり、それぞれの自治会で防災に対する意識にかなりの温度差があることも明らかになりました。防災組織の立ち上げから運営など各地域での課題はさまざま出てくることは当然ですし、それぞれが工夫、解決していかなければなりません。連絡協議会では、さまざまな角度から質問も出たわけですが、そういった疑問にもお答えできるような香美市独自の手引き本やマニュアル本の作成と配本を提案するところでございます。今回、この質問をするに当たりまして、早稲田大学の浦野正樹教授の自主防災リーダーマップ全80ページと総務省消防庁発行の自主防災組織の手引き全146ページに目を通しましたが、こういった資料を参考にもう少しコンパクトでより見やすい教本が香美市にも必要ではないかと感じ質問させていただきました。今後の対応をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼いたします。比与森議員さんの中学校の放課後学習室の設置推進についてというご質問にまずお答えをさせていただきます。

この放課後子どもプランは、子どもたちの健やかな育成のために地域の学校教育施設や人材などを積極的に活用する仕組みづくりとして県が進めている事業です。その中で中学校の放課後学習室は、中学生に放課後の居場所を提供し学習支援を行うもので、学習習慣の定着や基礎学力の向上が期待できます。活用できる施設、人材など可能性を探り検討していきたいというふうに思っております。

私がこの9月まで勤務させていただいておりました香南市のほうでは、この事業を導入しまして4校ある中学校が全部放課後学習室を行っております。やり方としては、放課後子どもたちが帰る時刻から学校の教室を使ってこの放課後学習室を開きます。そこに地域の方がおいでくださって子どもたちの学習をサポートしてくださるというシステムです。これは学力向上においても子どもたちの学習習慣においてもとてもいい事業ですので、ぜひ学校のほうの教室とか、それから地域の人材とかそういうふうなことを探って可能な限り行っていったらいいというふうに思っている事業ですので、その辺の

可能性を探っていきたいというふうに思っています。

それから、2つ目の香美市教育現場の課題をどのように考えているかというご質問に対してお答えをいたします。この教育現場の課題の中で、ここでは学力向上と不登校問題について述べさせていただきたいと思えます。

まず、学力のほうですが、香美市の児童・生徒の学力は本年度4月に行われました全国学力・学習状況調査結果からいうと、これは小学校の6年生と中学校3年生の学力を全国的に調査したのですが、今年は全部の学校ではなくてピックアップした形での調査にはなっています。ただ、内容的には全部の学校が受けていますので、そういう意味でこの学力の調査結果からいいますと、小学校では国語、算数ともに全国平均を上回っています。A問題、B問題という問題がありまして、基礎的なものを問う問題とそれから活用を図るといふようなことを問う問題ですが、国語のほうは両方とも上回っているといふようなことになっています。小学校ではこれまでで最もよい結果となっています。中学校では、国語、数学ともに基礎、活用両方ですが、全国平均を大きく下回る厳しい結果が出ています。学習状況調査というもう1つチェックするようなそういう調査がありますけれども、その中で依然として家庭学習時間の不足などに課題があります。今後家庭にも協力を求めながら取り組みを充実させる必要があると考えています。読書が好きな児童・生徒の割合が高いという結果も出ています。学力と関係が深い部分で本市の児童・生徒のよい面も見られておりまして、今後そこをさらに伸ばす工夫も大切になってくるというふうに思っています。

学力向上については、市全体の重要課題として取り組んでおりまして、各校での授業改善、香美市授業研究会で相互研究を行いながら強力に取り組んでいるところです。

もう1つの重要課題として不登校問題への取り組みがあります。本年度7月末現在の長期欠席児童・生徒数、これは不登校だけをカウントするというのはなかなか分類分けが難しく、長期の欠席の児童・生徒数でこの7月までに病気、不登校を含んで30日以上欠席になっている子どもは小学校で2名、中学校で26名、この中学校の26名のうちに家に閉じこもりがちな生徒が4名います。数的には昨年度より減少していますが、少ないといっても長期欠席による心身の苦痛、学力の低下など課題は大きく、一人一人の状況に合わせた個別支援と関係機関の機能を生かした支援をしていかなければならないと思っています。不登校の未然防止が大事ですので、未然防止に力を入れて今後取り組んでいきたいというふうに思っています。

3点目に、新教育長としての抱負を問うというご質問にお答えいたします。

香美市教育長として仕事をさせていただくに当たりまして、私は、香美市教育の向上と発展を強く決意をしています。その責任も強く感じているところです。幼児、青少年、青年、高齢者、この香美市に住むすべての人たちがそれぞれの年代に合わせて元気に楽しく学び活動することができる、豊かな教育風土のある香美市をイメージしながらこれからの仕事を進めていきたいというふうに思っています。

子どもたちを育てる基本的な教育理念は、香美市の振興計画に示されている「未来を開く子どもの育成」であります。私はこの未来を開く子どもの育成というのが信念でして、この子どもたちが成人をしたときにこれからの社会を互いに知恵や力を出し合っ有意欲的、創造的に発展していくことができるように、そのもとになる確かな学力、豊かな心、元気な精神と体を持った人に育てていきたいというふうに思っています。そのために3つのことを思っています。1点目は、各保育所、小・中学校の保育、教育の充実、2点目が、保育所、幼稚園、小・中学校、高等学校、大学、こういう教育機関がそろっているこの町の特性、そして各関係機関の連携を深めていきたいというふうに思っています。3点目は、教育風土づくりを担う社会教育の充実がとても大事だと思いますので、ここに力を入れていきたいと思っています。

以上、私の抱負を述べさせていただきました。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） おはようございます。比与森光俊議員の道路整備についてお答えをします。

まず、質問につきましては、沿線住民のお声を道路整備に応援をいただくというような質問と解釈してお答えをさせていただきます。

質問の道路は、昭和47年に高知広域都市計画の中、新町西町線として計画をされ、国道195号とあけぼの街道を連結する重要なアクセス道路であります。これまでの経過の中で概略調査、費用対効果等の検討を行い、有利事業による採択要件などの調査、検討を進めてきました。しかしながら、立体交差の計画には多大な工事費を要することや沿線の道路事情などから大きな進捗がない状況です。現在、地域の意見も参考に都市計画との整合性、また、関係機関との調整、費用便益などを含めた検討を進めています。さらには高知県、JR等との調整なども行うための検討図面の作成を予定しております。都市計画決定の重要性と審議の場には一定の時間と調整が必要であり明確にお答えはできませんが、早期の着手に努力をします。現状の道路の安全確保は市街化区域内の街路であり、スクールゾーン、高齢者と交通弱者に配慮した両側歩道が重要と考えており、道路構造など技術的な検討を充分行いまして整備に努めていきたいと思っております。

以上お答えします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員のご質問の香美市独自の自主防災組織の手引き、自主防災リーダーマニュアルなどの製本、配布を、つくってはどうかというご質問にお答えいたします。

言われます手引きやマニュアルがほかの市町村の例でどのようにつくられているか、また参考となる資料など内容を見てみたいと思っております。マニュアルをつくれればそれが活用されるように持っていかねばなりません。例えば、今、議員が言われました自主防災組織連絡協議会、この協議会において防災組織の活性化を図っているとこ

ろでございますが、活性化を図るとともにこういうマニュアルを積極的に見てもらえるように持っていかなければならないと思います。現在の業務との兼ね合いも見ながらこれらについて検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 10番、比与森光俊君。

○10番（比与森光俊君） 10番、比与森です。2回目の質問を少しさせていただきます。

放課後子どもプランの対応ですが、教育長のほうから前向きな取り組みをとという答弁をいただきましたのでよろしくお願ひしたいと思います。

それで、これ課長になろうかと思ひますけど、学童クラブの運営が、本当に児童数が減っている物部とか香北の学童クラブ、前にずっと訪問させていただいたときにも児童数がかなり減少していることから運営に苦慮するといった指導員さんの声をお聞きしたこともあります。そういった場合、今回中学校への取り組みということで質問させていただきましたけど、その運営に困難を来すとかというような方向になった場合、やはり小学校でも現在のシステムからこの放課後子どもプラン、これ県下では小学校でも取り組みをしているところがあるわけですので、その辺も研究されて、また意向も計画の中に入れてはどうかと思ひますが、その辺の見解をお聞きしたいと思ひます。

それから、道路整備についてですが、言われた通り都市計画との整合性、最初に都市計画の青写真、自分たちも見せていただいたし、その図面も駅の北にビルが建って公園ができてという、今はとても絵そらごとのような都市計画のように自分は思っています。その中であるものは仕方ありませんので、できる限り早い時期での道路整備、安全確保をお願ひしたいと思ひます。その辺をよろしくお願ひします。

それと、防災対策ですが、先ほど言ひました自分が目を通した本も一度課長のお手元に回しますし、連絡協議会の中で出されたその質問、そのときに今まで運営してきた防災組織の会長さんから本当に適切な現場の質問なんかもあったように記憶しております。その辺も集約して香美市独自の香美市に合ったマニュアル本を、連絡協議会の中でも会長さんとかリーダーの方等と話し合いながら1日も早い製本を求めるところでございますが、もう一度その辺お聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

確かに児童数、これから毎年減ってまいります。それに伴って学童クラブの子どもたちも減っていくという現状があります。それにつれて国の補助金の基本的なことも、20人以下とか年間250日以下だったら補助金を落とすというようなことも聞こえてまいっております。今年は去年から現状維持をしておりますけれど、そういう状況があり

ますので、指定管理料になりますけど何とか現状を維持できるようなことで、また、話し合いもしながら運営を考えていきたいと考えていますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

早期着手はもちろんのことでございますが、確かに都市計画決定時点から人口動向、そしてまた幹線道路の交通量、いろんな部分の動向がございます。その中で将来交通形態を見据えた道路計画に早期着手をしたいと考えておりますのでよろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 比与森議員の2回目のご質問にお答えいたします。

自主防の手引き、マニュアルの件、自主防連絡協議会と連携してという意義のあるご意見をいただきました。検討してみたいと思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 比与森光俊君の質問が終わりました。

暫時10分間休憩します。

（午前10時05分 休憩）

（午前10時16分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

次に、4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 4番、利根です。それでは、4年間のブランクがありましたので非常に私は緊張しております、ちょっと何を言うのか失礼なこともあろうかと思いますがよろしくお願いします。

先の依光美代子議員の答弁のところで、私が欲しかった答弁も一部出ておりますのでちょっとどうかなと思いますけども、ちょっと短い時間の中で質問の切りかえができませんので通告どおりの質問をさせていただきたいと思います。

まず、香美市の図書館の件でございます。

香美市内のほとんどの施設につきましては皆さんが利用できる公的な施設ですが、休館日は月曜日が多いわけですが、それが祝祭日と重なった場合、休館日を1日火曜日にずらして皆さんが利用しやすくしてる措置を大体がとっております。いろいろ調べてみますのに山田の図書館だけがこの措置がとられていないということで、月曜日の祭日なんかは周辺、子どもがうろうろして入りたがって休みやということであったりもしています。ということで、祭日の開館を望む声が児童を含め数多くありますが、香美市内の他の施設と同様に考慮できないかお伺いをいたします。

ついでに、ほかの私が調べてないところでそういった施設があるかもしれませんので、もしそういった施設がありましたらまた同様の措置をお願いをするということでこの質

問をさせていただきます。

それと、次ですが、また、高知市立の図書館の統合、合築なのかどうなのかまだはつきりわからないようですが、話が進んでいるようでありますが、県内の図書館協会で作る県図書館協会は、新県立図書館に関して単独整備を求める決議を8月13日高知市で開いた臨時総会でまとめて、8月23日に尾崎高知県知事や中澤県教育長、岡崎高知市長あてに提出をされたと伺っております。

内容につきましては、県教委が2013年度に始める計画の県立図書館建替移転工事で、高知市図書館との合築や統合の案が出ていることに対しまして、すべての県民のために図書館サービスをする図書館として単独整備されることを強く求めるというようなことが言われております。また、県図書館協会は、会員を対象に実施したアンケート結果も出したそうです。それによると、高知市立市民図書館と同じ建物になったら高知市民だけが優遇されるとか、必ずしも高知市内に建設される必要はないのではないかというような意見があったという記事も載っております。

それに対しまして、市町村の図書館との連携を強化するとか、新図書館の開館時には県内を幾つかのブロックに分けて担当職員を配置し、地域の公民館や公立図書館や学校図書に日常的にきめ細やかな支援をしていきたいという、先の県議会において中澤教育長が答弁をしました。

そこで次の質問をいたします。現在の香美市立図書館、各学校の図書館と県立図書館の連携はどのようなことが行われたか、平成21年度の実績で結構ですのでお願いをいたします。

あと、現在、香美市立図書館、各学校の図書館と高知市立図書館の連携、地域図書館同士の連携とかは行っているのかいないのか。行っているのであれば平成21年度の実績でこれもお願いできればと思います。

そして、統合、合築が行われた場合、香美市の図書館において、現在行っている連携がどのような変化が予想されるのかということもあわせてお願いをいたします。

先の提出をいたしました、県図書館協会に加入している香美市内の図書館がありましたら何図書館なのか。もしそれがそうであればどんな内容のアンケートがそのときに来まして、香美市の図書館としての立場の意見がどうであったかということもあわせてお伺いをいたします。

また、図書館と香美市全体としての、香美市としての意見もまた微妙に違うかもしれませんが、あわせて香美市としてどうしたほうがいいのかということもお伺いをいたします。

続きまして、2点目の補助金の情報を公開をしていただけないかということでございます。

国、県からの補助金が出る事業について整理をして公開してほしいがいかかと。多種多岐にわたりその多くは行政のみで完結する補助金であろうとは思いますが、商工会、

自治会、その他NPOなんか各種団体とかと協働できる可能性があるものはどんどん出していただきたいと。商店街や地域おこし、観光、教育、児童・生徒に対する教育から生涯教育まで多岐にわたっております。防災、自治会など民間がともに検討できる補助金があるのではないかとという声があちらこちらから聞こえてまいりますので、こういう方法をとってはいかがかというようにございませう。補助金のとれるとれんということはもちろん非常に重要なことございませうが、補助金の種類を知り、また、その認定を受けることの難しさを知ること、そしてそれに至る行政事務、特に対国とか対県に対しての申請の本当に大変なことは私も知っております。その大変さを知り、それは商工会や自治会、その他先ほど述べました各種団体などの活動家、または香美市民全体にとって貴重な体験となって行政と住民との協働の推進に役立つのではないかと私は思っております。

例えば、商工観光課長さん、入院されてあれながですけども、商工観光課が、漠然とシャッターが閉まって、商店街の、寂しい何とかしてくれと言われても非常に難しいと思います。そうやなくて、これを公開することによって、香美市のホームページに載っちゃったあの補助金調べてみたけど、妙になんか使えそうながあるけど申請の資料をもらって一緒に考えてみんかえと、一歩踏み込んだ住民からの、団体も含めて声がかかってきたらえいかなという思いがあります。つまり、何事においてもそこに住んでいる人たちが人任せではなく、みずから一緒に頑張るという気持ちを、その気持ちを育てていかないといつまでたっても地域福祉の向上や地域振興は成らんということを私は考えておりますんでよろしく願いをいたします。

かつて当時の商工会の青年部員が、新聞で多分現在の総務省の関係の補助金やったと思ひますがそれを知りまして、当時の旧土佐山田町の担当者がいろいろいきさつはあったと思ひますがそれを申請して、全国で多分10カ所にも満たない3カ所か4カ所か5カ所ぐらいの難関を突破してその認定を受けまして補助金をもらったことがあります。そこで立ち上がったコミュニティ21というのがありまして、その多くの地域の活動家を排出いたしました、そういう補助金のとれた団体ができたことによりまして。現在の香美市長である門脇慎夫氏は会長も務めていただいております。商工会会長などもその会長を務められて、地域に貢献するとともにみずからも非常に磨き上げられました。行政からは現在の濱田課長とか中井課長なんかも参加されてございまして、両課長の現在のご活躍はそのときの自己研さんのたまものと私は思っております。

(笑い声あり)

○4番(利根健二君) 私も真っ先に加えさせていただいたこと、今でも懐かしく思っております。行政の事務量はかなり、多分これをするによってふえる可能性もありますので大変とは思ひますが、今述べましたように人が育っていく可能性も大事に今後していくべきではないかと思ひますがいかがでしょうか。

補助金本体の件にちょっと戻ってみますと、ちょっと探ただけで国の民間団体向け

補助金が平成21年度後期だけで50以上、ぱっと見つかりました。ちゃんと探したら多分その何倍も見つかると思います。なんで、例えば、通常は経済産業省からの補助金などは商工会への案内もあろうかと思いますが、国交省、農林水産省、総務省、厚生労働省なども商工会絡みがあると思いますが、通常関係ないと思われる文部科学省が出している補助金が、例えば商工会が他の団体とコラボすれば対象になってきてともに地域をつくっていけると、そういうこともあつたりしますので、ぜひ一つの団体に対してのアナウンスじゃなくって市民全体に対するアナウンスということをお願いをしているわけでございます。その例を挙げようと思いましたがかなりの資料になりましたので、ちょっと自分自身の頭の整理もできん状態になるほど多いです。ちょっと自分の得意分野であります商工会に特化したシミュレーションで簡易版をまたつくろうと思いましたがそれでもかなり多くって、国交省関係で地域観光づくり実践プランとかずっと農林水産省、文部科学省、総務省とかがそれぞれ二つ三つありまして、経済産業省関係では51事業、厚生労働省では45事業、自分がぱっと調べただけで昨年度実績でこれぐらい出ております。そういったやつをぜひ出していただきたいと。多分担当の課が判断してその事務量の多さにあきらめたりしている例もあるかと思いますが、そういったのに対しまして他の課や民間の商工会、団体、NPO団体なんかが手を挙げれる可能性がわずか1%でもあればそれを捨ててしまうのは非常にもったいない話ではないかと思ひまして質問をいたしました。ぜひご検討と、本日におきましては答弁のほうよろしくお願ひをいたしまして1回目の質問とさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 利根議員の香美市の図書館、山田の図書館の休館日についてと県立、高知市立図書館についてお答えをいたします。

まず、最初に、山田の図書館の休館日についてですが、県内の図書館では2館を除いてすべて月曜日が休館となっているということでございます。その代休の月曜日に図書館大会とかあるいは研修会を開催している状況でございますが、ただ、休館日が月曜日ですが、祭日と重なった場合、祭日に研修会等を開催するという事は余り考えられませんので、議員の言われるように休館日、月曜日が重なった場合は休館日を1日おくらせて市民が利用しやすいように考慮することは可能であると考えております。ただ、ローテーションということもございますので検討をさせていただきます。

それから、次に、2点目の現在の香美市立図書館と県立図書館との連携でございますが、平成21年度の実績でというご質問でございますが、平成22年度も少し入った中で答弁をさせていただきます。

まず、移動図書館、これはバスにおよそ1,500冊ぐらいの本を積み込んで館を訪問をします。毎回香美市の本館では250冊ぐらい、香北の分館では約200冊ぐらい、物部の分館では約60冊ぐらい借り受けて利用者に提供をしているようでございます。平成21年度は、年間で本館、香北分館が10回、物部分館が6回という実績になって

おります。相互貸借、本の貸し借りなのですが、これにつきましては自館に、自分のところの館にない蔵書の借り受けでございます。これの連携ということで、依光議員のほうにもお答えもいたしました。年間7,266冊という借り受けをしておりますが、このほとんどが県立図書館ということでございます。

それから、点字図書の借り受けなのですが、平成22年度9月末までに3セット借り受けて約200冊、次に、事業への協力依頼ということで、もう既に8月に終わっておりますが図書館まつりというものが毎年ございます。このときに県立図書館の職員とインターンシップの学生に協力の依頼をお願いしております。

それから、利用案内等のチラシの作成、これも県立図書館の職員とインターンシップの学生をお願いしております。

次に、各学校の図書館と県立図書館との連携でございますが、この移動図書館というのが学校のほうへも行ってございまして、香美市では2校訪問をしております。香長小学校と大栃小学校、保育は双葉保育園へ行っておるようです。

それから、学校図書館の整備につきましては、山田小学校と片地小学校、これにつきましては蔵書登録、廃棄図書の選定、装備ほかでございます。それから、市立図書館を通して調べ学習への本の借り受けというのがございます。

それから、次に、現在の香美市立図書館と高知市民図書館との連携でございますが、これにつきましては相互貸借、本の貸し借りでございますが、香美市の図書館にない資料の借り受けということで、先ほども申し上げましたが県立が一番多く、次に借りるのが高知市でございます。それからその他の市町村ということになります。

次に、各学校の図書館と高知市民図書館との連携でございます。資料の借り受けということでございます。

次に、県立、高知市立の両図書館が統合された場合の、合築された場合のということでございますが、香美市の図書館において現在行っている連携にどのような変化が予想されるかというご質問でございますが、県立、高知市民図書館が担うサービスが違っておりますので県立図書館の現行のような市町村支援に影響が出ると考えられておりますが、県立では、合築により浮いた予算で市町村支援の専任司書を雇用いたしまして今まで以上の支援を考えているということでございます。ただ、合築のために蔵書整理に何カ月必要であるとか、その間の支援はどうするのかというふうないろいろな不安要素もありますので、十分に説明もしていただきたいと思っております。ただ、知事あるいは高知市長が、人員の増加あるいは資料費の増額、今以上の市町村支援を約束をしているということでございますので、課題は非常に多いですが期待をしていきたいというふうに考えております。

それから、次に、県立図書館協会に加入している香美市内の図書館はということでございますが、これは香美市立図書館で加入をしております。

それから、次に、どんなアンケートであったかということでアンケートの内容ですが、

1番目に新しい県立図書館はこうあってほしいということでハード、これは建物、設備、駐車場など、それから、次に、ソフト、運営体制、機能など、それからその他、ほんで、2番目が不安に思うこと、3番目がその他という、この大きな題目で3つの項目でございいます。それで、香美市の図書館の意見はどうであったかということでございいますが、1番目のハードについては広い駐車場の確保、それから、ソフトの面につきましては、図書館のない市町村への今以上の支援と予算の少ない市町村図書館への現行以上の支援ということでございました。

それから、香美市としてはどうしたほうがよいと思うかということでございいますが、合築は敷地面積、駐車場、蔵書管理、この蔵書管理については恐らくシステムの違いとか機能の違いなどの課題が多いわけですが、もう少し県民の多くの意見を聞いて長期的なことも考慮に入れて検討してほしいというふうに考えております。

それから、もし図書館協会と意見を同じくしているのならいろんなチャンネルを使って申し入れをすべきということでございいますが、図書館の館長が協会のほうへ出席をしておりますが、さまざまな意見がある中で図書館協会の会員としては会へ出席をして意見交換しているところでございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 利根健二議員の補助金等の情報公開をしてというご質問についてお答えをいたします。

これまで各課におきましては、補助金等に係る事業実施を行う場合、国あるいは県その他の機関からの有利な補助金や交付金等を利用して実施をしておるところでございませぬけれども、特に補助金につきましては、その性質として原則的には汎用性を持たず、概して交付対象や目的が明確化されていることからすべての補助事業には当てはまらないかも知れませんが、該当する対象者との間において、これは直接的に情報伝達や調整作業が行われるなど特定と言いますか、限定と言いますか、そうした形であろうかと思っております。そういった形で補助事業等が進められてきたというのが実態であろうかと思っております。そういった意味では、直接行くものですから行政あるいはその所管課においても知らないような補助金制度がたくさんあるだろうというふうに今思っておりますし、見ております。そこでまた、そういう片側で、今日では補助金そのもののあり方が変化をしてくるようになってきておまして、以前は例えば相乗りでの事業は認められなかったことが、事業によっては可能な制度もあると考えられますし、実際にはそうした活用の道が開かれております。複合事業により実現をしております施策もあると思っております。一方で、ご承知のとおり、やはり補助金については一定の縛りがかかることから、行政施策において特化しての範囲でありますけれども使い勝手と自由意思の尊重、これは地方分権の立場からということで、近年は補助金事業から一括交付金制度への移行方針が打ち出されたり、年度途中であっても事業仕分けで廃止や見直しが出されるというようなこともあり

まして、大変安定しない情報を発信することへの不安といった、そういった懸念もございました。

ちなみに、県の地域づくり支援課が地域づくり関連の補助制度などを網羅いたしました「これでわかる地域づくりハンドブック」を作成、発行をしております。私たちがこの資料を有効に活用しておりましたけども、このハンドブックも平成20年度限りで取りやめられ、また、県の公式ホームページで登載をしておりました情報発信も昨年度限りでやはり取りやめたとのことでございます。その背景は承知をしておりますけれども、やはり今日的な年度途中でやめたりとかいったさまざまそういった事情が一定影響しているのではないかというふうに推測をしておるところでございます。

こうしたことから、市独自の補助金制度に関する情報の取り扱いも含めて、情報の一覧化につきましては、国や県などの制度や動向などにもかんがみながら住民や関係機関との協働という視点を踏まえた上での示唆に富んだ提案であると受けとめまして、どんな形でできるのか、そういったことも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 2回目の質問をさせていただきます。なかなかメモが追いつかず、頭も追いつかず、2回目に苦勞いたしますが、まず、図書館の件でございます。

いろいろ自分が想定しておりました連携については、だんだんというか十分に今後検討されていくようなので一つ安心をしております。非常にマイナス要素が強調された報道というか、図書館協会が非常に単独整備されることを強く望むというような表現でニュースに流れておりましたので、それとの整合性というか香美市の立場はどうなのかなという心配がありましたが、先ほどのようにその後の答弁にありましたように市町村支援にその分予算を使うとかいろいろありましたので安心をいたしました。

また、図書館の開館日は、ぜひご検討していただきたいと、そのうちにまた開館時間の延長の話もそのうちにやりますので、またよろしくお願いいたします。

（笑い声あり）

○4番（利根健二君） なかなか5時に閉まってしまうと普通の方は5時にはなかなか借りたり返したりできませんので、その辺もまたよろしくあわせてご検討をお願いいたします。

その件でございますが、今回の議会に出ておりました議案第76号の定住自立圏協定の中の教育のほうの分野におきまして、公立図書館の相互利用を促進するため云々という記事がありましたが、その共生ビジョンが今後策定されると思いますが、それに当たって県立、高知市立の両図書館の統合、合築も視野に入れたビジョンが示されるように監視というか、監視するほどの立場でなければ注視を少なくともしていく必要があるのではないかと考えておりますが、それについてどうなんだろうということをお尋ねをい

たします。

あと、実は微妙にちょっと答弁の中に出てきておりましたがその関連ですね、県立図書館との。ぱっと調べてみるのに、先の依光美代子議員と基本理念は同じながですけども限られた予算とか、特に蔵書スペースなどを考えたときに購入金額や蔵書数で私は勝負するんじゃないくてですね、例えば、現在は香美市内の3図書館同士で横断検索システムって一発どんと蔵書を探したらどこの図書館に香美市、少なくともあるかということではできるようになっております、予約まではできないのかな。そういったやつが県立図書館とのリンク、県立図書館で同じように横断検索システムというのがあるがですけども、それは香南の図書館というがはそのグループに入って、いうたら1カ所で県内のどこに何冊この蔵書があるかということが検索できるがになっちゃうがです。それにいうたら香美市内、行く行くは全県内の少なくとも公立図書館、また学校図書館が参加をできるようなシステムをつくっていくべきだと思っておるがです。実際は現在の図書館の本を買うよりもシステム統合になりますので予算も太るし、香美市だけの問題でなくて他の市町村、県との調整も大変になろうと思いますが、そういう方向で今後いかないと、どんどん蔵書がふえるに従って廃棄もしていくと思いますが、蔵書スペースの問題も出てきますのでそういった視点でもって図書館整備を行っていただきたいなという私の意見でございます。

今年度の県立図書館の事業でうたっておりますところの、先ほどから出ております相互貸借制度、貸し借りの制度の充実、実現のところですね、「県内の市町村図書館23施設、公民館図書館28施設、大学図書館4施設を週1回の宅配便によるネットワークで結び、県内各地の住民が有する多様な図書需要に対する確かつ迅速に対応する」とありますが、先ほど申しましたようにこれをもっと推し進めて香美市の市民がインターネットを例えば利用して、高知のどこの図書館に入ってもいいです、横断検索システムを使って検索、予約をしていうたら香美市の市民が県立図書館の本を香美市で借りられるように、そういう視点まで進んでいけるように、きょう、あすの話ではないですけども、ずっとせっかく図書館協会の会員でありますのでそういう意見を言う場もありますので、ぜひそういった方向へ進むように提案をしていっていただきたいということですが、それに対していかがでしょうかという質問でございます。

補助金等の情報ですが、検討をしていただきたいと思います。ちなみに埼玉県の飯能市というのがありますけども、そこの市のホームページトップには補助金情報というのがあります、一番見やすいトップの左の帯に。そこは直接もありますし、市が出しゅう補助金が、いうたらオール電化やないけど太陽光発電に対してどういう補助金が出ゅうとか水洗にしたらどれぐらい出るかということと一緒に国の団体に対する補助金、市が把握している部分について一緒に流して、住民がそういった情報をもって市政に住民としての立場として参加できるようなこともやっていますので、そういったこともあわせてまたよろしく願いをいたします。

また、中小企業で商工会とかいろいろな団体に入っていない企業者がおります。そういったことに対して経済産業省なんかの補助金を見てみるとかなりの割合で中小企業対象の補助金が出ておりますが、そういったことに対しては、中小企業者にはだれがアナウンスしていくんだろうという心配もしております。団体に入っておればその団体からいろんな情報は入ってくると思いますが、零細になってまいりますとそういった団体へ入ることも、自体が負担になってやめてる中小企業者もおりますので、そういった部分を市が一応補っていくというのはタイムリーな話ではないかと思いますが、その辺もあわせてよろしく願いをいたします。

2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 2回目の質問にお答えをいたします。たくさんまた新たな質問をいただきました。

まず、開館時間の問題でございますが、確かに5時というのは少し利用勝手が悪いのではないかというふうには思いますが、ただ冬場に行きますと、もう5時過ぎると暗くなってきます。やはり子どもたちの対象者が非常に多いと、利用者が多いということからいえば夏時間ということも検討していかないかではないかというふうには考えております。

それから、次に公立の図書館協会の連携ということでございますが、これにつきましては先ほどその連携については述べさせていただきましたが、ただ利根議員の言われる蔵書数だけでなく横断検索システムを利用して県立図書館との連携、その他の市町村のシステムも整備して、連携をとって相互貸借が十分できるようにというお話でございます。そこで、横断検索システムというのは市内だけのシステムでございますので、ほかとの連携はございません。ただ、県立図書館だけはシステム上検索ができるようになっています。それから、高知市とかそのほかの市町村につきましては、インターネットで入って行って図書館の蔵書に関する情報、どのような本があるかというふうな、それはインターネットで入ってできるということでございます。それで、その相互貸借につきましては、基本的にファクスで県立図書館あるいは香南市、あるいは高知市で借りる場合もファクスで依頼をいたしまして、それから一度県立図書館のほうへ回していただいて、それから県立図書館から香美市の図書館のほうへ持ってきていただくというふうな、そういうシステムで流れております。

ということで、インターネットの利用も現在しておりますし、それから検索システムを利用しておるということで、ただこの検索システムが入っていない市が3つございますので、そこらあたりの整備も県立図書館のほうで指導もしていただきたいというふうには思っております。それで、システムができた上でその互換性といいますか相互貸借あるいは検索機能が連携してできるようなシステムの開発ということも、また県立図書館の一つの仕事の一部であるのではないかというふうには考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 2回目の利根議員のご質問にお答えいたします。

まず、図書館のご質問に絡んで定住自立圏協定に基づく連携事業について言及をされた部分がありますのでその点についてお答えをしたいと思いますけども、共生ビジョンの中で相互利用の観点でどのような意見が出されて、あるいはその共生ビジョンの中に盛り込まれるかということについては、今後推移を見守る必要があるかと思っておりますけども、ただ今回の件については県立図書館との合築ということでございますので、やはり全県的な視野でいろんなものをここで計画をされていくだろうというふうに考えております。そういったしますと、単に定住自立圏を前提に、ここに焦点を当ててこの中で計画がつけられていくということにはどうもならないんじゃないかというふうに思います。ただ、その延長線上で高知市と香美市との間、やはり定住自立圏を構成いたしますこの4市の中でどうするかということは、わきで協議をされるかもわかりませんが、これが直接的に共生ビジョンに反映されていくという手法はどうもとられないんじゃないかというふうに考えております。

次に、補助金の一覧化の問題ですけども、先進地事例も見ながら検討もしてみたいと思っておりますが、特に国あるいは県とその制度を合わせ、その市の補助金もというお話も出ましたので、そういった観点ももって各課等との調整も必要ですから、そういった作業をしながらどういった形でやるかということも含めて検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 4番、利根健二君。

○4番（利根健二君） 最後の質問、ちょっと短いです。

昨年度の図書館の件でございますが、県立図書館の購入数、平成21年度は3万750冊の受け入れ、このうち購入図書は補正予算で市町村支援用が1,100万円、本館用が720万円の図書ですね。ということで、いうたら県立図書館もそこに現在建っている県立図書館用というよりは、先ほどから述べられているように移動図書館も含めて市町村に対する補助的な意味合いの蔵書がふえているということを考えますと、ますますそういった連携が重要になってくると思います。検索システム、先ほど言わせていただきましたようにせつかく図書館協会に入って言える立場がありますのでいろんなことをどんどん言っていただいて、実は検索システムは、高知県立図書館の検索システムよりもユーザーインターフェースというか使い勝手は自分は香美市のほうが好きなのですが、やりやすい、非常に、見やすいですしね。ぜひ統合されるのであれば香美市方式を、ちょっと無理な話でしょうかね、よろしく願いをいたします。

あと、県立図書館というのは、いろんな連携の中でインターンシップの受け入れとか図書館見学とかいろいろ受け入れてまして、職場体験も含めて周辺じゃなくてちょっと

遠いところ、梶原とか北川なんかも図書館見学とか行っているわけです、学校単位ながですけども。もちろん学校単位でのそういった大きい図書館でのシステムを知ることとか含めて、もっともっと子どもたち含めて連携をしていくような見学を小学校としても企画してはどうかと、それはちょっと通告になかったのであれながですけども。あとは、香美市の図書館が連携の中で募集をすると、夏休みに行ったらどうか、そんな図書館が募集して行くようなことなんかも一つの小学校でちょっと無理な場合もあろうかと思えますので、そういったことも提案としてさせていただきまして最後の質問とさせていただきます。よろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 3回目のご質問かどうかちょっと微妙なところですが、確かに図書館のほうも情報の利用だけでなく事業も、いろいろ図書館祭りを初め読み聞かせの教室とかいろいろボランティアも含めてやっていただいております。そういう中で、さらに連携についていろんなほかの市町村でやられているような事業もこの図書館協会の中ではいろんな報告もされておると思えますので、えいところを十分に活用していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 利根健二君の質問が終わりました。

次に、8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） 8番、くらしと福祉を守る会の山崎晃子です。市民の皆様からご信任をいただきまして再びこの場に立つことができました。感謝の気持ちと当時に責任の重大さを強く感じています。私は今後も市民の皆様の代弁者として、その思い、願いを議会の場で真っすぐ届けられるよう丁寧な質問に努力したいと思います。市長並びに関係担当者から率直で誠実な答弁をいただきますよう求めまして通告に従い質問をいたします。

初めに、高齢者に関して、高齢になっても安心して暮らせるようにとの思いからお伺いいたします。

厚生労働省が調査した今年の100歳以上の高齢者は、40年連続の増加で過去最多の4万4,449人となり、高知県においては3年連続で全国3位の多さだと聞いています。100歳を越える年代の方々は、戦前、戦中、戦後の混乱の中をたくましく生き抜いて来られた方々です。食べる物なども少ない中で大変な苦勞をされてきた方々が、100歳を超え元気でおられることを家族も周りの人たちも心から祝福しています。

そんな中、信じられないようなニュースが報道されました。東京都足立区で111歳の男性の遺体が見つかりました。これを皮切りに、杉並区では113歳の女性が数十年前から行方不明になっていたことがわかりました。長野県や名古屋市でも長期にわたり行方不明の高齢者が見つかるなど、100歳以上の高齢者の所在不明が全国各地で相次ぎました。法務省は、この問題を受けて所在調査を行った結果、戸籍が存在しているの

に現住所が確認できない100歳以上の高齢者が全国で23万4,000人に上ると発表しています。

このことに関しお伺いいたします。本人の意思による家出やだれにもみとられず息を引き取ったなど事情はさまざまだと思います。住民登録などを残したまま行方がわからなくなって何年も何十年もたつのに家族から申告がなかったことや地域の人々も気づかなかったということにも疑問を感じますし、人間関係が希薄になったような気がして寂しい思いがします。また、年金や医療などを管轄する行政も、詳しい実態調査等も行わず時間だけが経過してきたことが何とも不可解な気持ちです。本市の状況については開会日に諸般の報告でお聞きしたところですが、どうしてこのような事態が起こったのでしょうか。128名中42名を法務局の許可を得て戸籍に高齢者消徐の記載をしたということですが、残りの86名はどうなったのでしょうか。また、年金支給などはどうなっているのでしょうか。所在確認など状況をもう少し詳しくご説明をいただければと思います。

2点目は、高齢者の実態把握についてです。最初に問題になった足立区の男性の場合は、最近まで地域を担当していた民生・児童委員の方が異常に気づき、区役所や警察と連携したことで発見されたということでした。しかし、亡くなって30年以上というのは余りにも遅過ぎるのではないのでしょうか。東京都のような人口密集地で、しかも隣近所のかかわりが薄いような都会と本市の状況は違いますが、このような状況が絶対に起こらないとは限りません。本市でもひとり暮らしの方が亡くなられて何日もたってから発見されるケースが何件かありました。このようなことに対処するためにも、日ごろから高齢者の生活実態を適切に把握しておく必要があるのではないのでしょうか。高齢者の実態把握は今、介護保険法に基づいて2006年度に始まった地域包括支援センターが担うようになっていますが、介護保険制度導入により介護保険の対象にならない高齢者の生活実態が見えにくくなったのではないかと危惧されます。本市の状況についてお聞かせください。

3点目は、高齢者の孤立防止についてです。今年発表した高齢社会白書によりますと、高齢者の社会的孤立について、ひとり暮らしで困ったときに頼れる人がいないとか、ふだん近所の人とのつき合いがほとんどないというような人が急増していることが明らかになっています。さらに、今後ひとり暮らしは増加すると推測され、特に男性のひとり暮らしの急増と社会からの孤立が指摘されています。また、高齢者の地域におけるライフスタイルに関する調査では、だれにもみとられず亡くなったあとに発見される孤独死について多くの高齢者が身近な問題と受けとめられており、その理由として特にひとり暮らしや近所づき合いが少ない、家族親戚とつき合いがないなどが挙げられています。高齢者の孤独死や孤立の背景には、急速な高齢化とひとり暮らしの増加だけでなくコミュニティの崩壊、さらには病気や貧困など複雑で多岐にわたる原因が考えられるのではないかと思います。核家族化と高齢化が急速に進行する中で、孤独死はいよいよ現実

味を帯びてきました。高齢社会白書は、社会と交流のある人間らしい生活を維持するためには地域社会の支え合いが不可欠だと強調していますが、孤立からつながり、そして支え合いのシステムをどうつくるのか、本市における孤立防止の具体的な対策についてどのようにお考えなのかお聞かせください。

次に、介護サービスに関して、どこに住んでいても安心して介護が受けられる状況をとということでお伺いたします。

1点目は、物部町に建設予定の小規模特別養護老人ホームについてです。このことについては10月7日に関係住民に対して説明会がありました。そのときに現段階での詳しい説明をお聞きいたしました。物部地域の方々にとってこの問題は大変関心が高く、前回のようなことがないか多くの不安の声をお聞きしておりますので、今後の計画がスムーズに実行されますよう望んでいます。

説明会の中でも質問をさせていただきましたが、施設はユニット型の全室個室ということでした。私は全室個室にした場合、利用料の負担が大きくなってしまふことを危惧しています。物部町では月々3万円前後の年金で生活されている高齢者が相当数おられると思いますが、そのような方々が果たして入所できるのかという不安があります。前は別の事業所でしたが多床室も計画に組み入れられていました。国の方針が全室個室化になってきていることはもちろん承知をしているところですが、地域密着型の施設であればなおのこと、地域の実情に合わせた施設でなければならないと考えます。施設の運営者の採算性などの諸事情もあるでしょうから無理が言えないこともわかります。しかし、所得の低い方々も安心して利用できるように、市として何らかの対策を考えていく必要があるのではないのでしょうか、見解をお聞かせください。

続いてお伺いたします。物部地域には、現在、通所介護と訪問介護、居宅介護支援事業所としてこづみがあります。こづみは物部地域にある唯一の介護事業所で、合併前は社会福祉協議会が住民の福祉、介護の拠点として運営していました。現在は民間事業者が運営をしています。中山間の在宅サービスは、要介護者が広範囲に点在するため介護保険事業者が厳しい運営となるため、サービスの量や種類が制限される実態があると聞いています。県が実施した調査によりますと、事業所から遠隔地のため訪問介護や通所介護の利用回数が制限されたり、ヘルパーの効率的な移動のため利用できる曜日が限定されたり、訪問看護の医療系サービスが受けられないなど、利用者の希望ではなく事業者の都合に合わざるを得ない傾向があるとの結果が出ています。不利な条件を補う介護報酬の加算もありますが十分と言えるものではありませんし、その加算分は利用料としてはね返ってくる仕組みになっていますので利用者の負担が大きくなるという現状があります。こづみは一つの民間事業者ではありますが、高齢化率50%を超えた物部地域にとっては、身近な介護保険事業者はなくてはならない存在です。先ほども述べましたように山間地でのサービス提供は厳しい運営を強いられているようですが、こづみの存続と体制強化など、物部の介護を後退させないように望むものですが、このことに

についてのお考えや今後の対策などについてお聞かせください。

次に、乳幼児医療費助成事業についてお伺いたします。

このことについては、6月議会でも質問をさせていただきました。担当課長からは、「少子化対策を進めていくとすれば有効的な対策であると考えます。」との答弁をいただきました。私がこの問題を再三取り上げるのは、将来を担う子どもたちが元気に成長できるよう子どもを産んで育てる環境を整えることは、今後の香美市の発展にとって大変重要なことであると考えます。ある子育て中のお母さんから聞きました。「厳しい経済状況の中で子育てをすることは大変なこと。もっと子どもが欲しいが今の状況では1人しか育てられない。物部川を挟んで向こう側とこっちは随分違う。香美市も香南市のように子どもが病気になっても医療費の心配なく病院で診てもらえるようにしてほしい。」と切実な声をお聞きいたしました。

香美市の人口は合併以後減少し続けています。少子高齢化の中で子育て環境を整えることは定住人口の拡大にもつながってくると考えます。このことは先延ばしすることなく早急に対応する必要があるのではないのでしょうか。香美市の宝である子どもを大切に育てるため、子どもの医療費無料化を中学校卒業まであるいは小学校卒業まで年齢延長するように再度要求いたします。門脇市長から見解をいただきますようお願いいたします。

次に、家庭ごみの収集についてお伺いたします。

家庭ごみは決まった曜日に指定された収集場所へ持参することになっています。しかし、高齢や病気、けが、障害などのため、ごみを収集場所まで持っていけないで困っている人がたくさんいます。「足が悪くてごみの収集場所まで持っていきことができない、せめて月1回だけでも自宅近くまでごみをとりにきてほしい。」との声もお聞きしております。近所の人にゴミを持って行ってほしいとは頼みにくいとのことで、自宅近くまでの収集を希望されていました。

ごみの収集場所はその地域で話し合っ申し出ることで変更することが可能のようですが、収集車が入る道幅があるかどうかなどの条件やクリアしなければならないことも多く、戸別の収集については現実的に厳しいのではないかと聞いています。しかし、現実に困っている方がいるのですから、実態調査をした上で検討していただくよう要望いたします。

また、自宅周辺までの収集などが難しい状況であるならなおのこと、だれもが気軽に収集場所まで持っていけるような体制づくりが必要なのではないのでしょうか。今後、高齢化や過疎化がますます進み、ごみ出しにも困る状況がふえてくると考えられます。これから大事なことは地域での支え合いだと思いますが、集落単位、あるいはご近所の数軒単位での支え合い体制を確立していくことが重要になると思います。また、地域担当職員制度をフル活用することも必要であると考えますが、見解をお聞かせください。

次に、選挙の投票所に関してお伺いたします。

今年の7月10日付の高知新聞に、山間地域の投票所に関する記事が掲載されていました。その内容は、「過疎と高齢化の波にあらわれる中山間地域などで投票所がじわじわ減っている。9年前の参院選と比べ県内では約5%、47カ所の投票所が消滅、多くは公共交通機関もない山深い地域で新たな投票所に行く手段のない高齢者も多い。遠く投票所は有権者の思いや願いも政治から遠ざけている。」という記事でした。また、この記事では、「投票は国や地方の一番先に立つ人を選ぶ国民の義務と思うてきた。でも、腰が痛い、すねも痛いので遠くなったら投票にはもうえい行かん。」とか、「投票日の日曜日にバスが運休した地域では、乗せていってくれる人がおったら行くが頼みづらい。」などの住民の声も掲載されていました。今回の香美市議選の最中にも、香美市内のあちこちでこれと同じような話をたくさん聞きました。私は市民の参政権を確保、保障する意味からも早急に対策を検討しなければいけない、深刻な問題だと感じました。また、このときの高知新聞の記事では、代替措置についても触れていました。越知町では、投票日に送迎バスを出す予定であること、宿毛市では、既に沖ノ島まで送迎バスを走らせていること、そして、県の選管のコメントとしては、投票所の遠い地域には日時限定で期日前投票ができる場所を設けるなど柔軟な対応が必要だろうと掲載されていました。

私は、このことで先日、県の選管に電話して香美市の状況を伝え、「思いつきではありますが、移動スーパーのように移動の投票所は実施できないものでしょうか。」と聞いてみました。担当者は、「アイデアとしては悪い考えとは思いませんが、現在の法律では移動投票所的な形では実施できません。」と言われました。そして、今考えられる対策としては、それぞれの自治体の努力で臨時送迎バスを運行すること、あるいは既存の期日前投票所以外に日時限定の期日前投票所を増設することなど高知新聞に書かれていた記事と同じような内容の対応策を挙げられておられました。

そこでお伺いいたしますが、香美市の山間地域などからもこの高知新聞の記事と全く同じような状況が生まれており、私たちが予想している以上に住民の悩みは深刻な状況です。昨年9月議会でお伺いしたときは、バスを1カ所だけ運行したとき他の地域はどうなるかという点や、仮に朝運行したとき夕方に行きたいという人はどうなるかなどの課題があり、なかなかこれといった方法がないという答弁の一方で、投票の機会均等という点、高齢者や障害者に対しても優しいやり方をいろいろ検討していかなければならないという趣旨の答弁もいただいております。あれから1年たって過疎と高齢化などで住民の状況はさらに深刻な状況になってきていますが、なるだけ早い時期に何らかの方法を検討していただきたいと願うものですが、これに関しての見解と今後の見通しをお聞かせください。

最後に、議員報酬についてお伺いします。

議員報酬に関しましては、市長の諮問に応じ香美市議員報酬及び特別職給料審議会、いわゆる報酬等審議会でも慎重に審議される事項であるということはよく理解しています。

本日の質問で取り上げさせていただく理由はただ一つです。それは、市長が報酬等審議会に諮問されるときに市民の声を反映させていただきたいというものです。私は、香美市議にさせていただいて以来ずっと続けている議員活動があります。それは、地域を訪問し地域の方々と対話することです。香美市の面積はとても広い上に急峻な山間地が多く、1軒1軒のお宅が遠く離れているところもあり、議会ごとには訪問し切れない場合もありますが、会議などの合間を見ながら訪問するように心がけています。

そんな中で、市民の皆様からいつも聞かされるのが議員への苦情や議員歳費の問題です。中でも際立って多いのが議員報酬が高過ぎるという声です。中には、「合併して議員が一番先にやった仕事は自分たちの給料の値上げだ。そもそも財政難でこのまま単独自立ではやっていけないということから合併したのではなかったのか。」という声もありました。私は、議員歳費は安ければ安いほどよいという考えではありません。しかし、税金や医療費などの負担はふえ、仕事もなく暮らしがますます厳しくなっているときに、議員の給料だけなぜ値上げをするのか意味がわからないとか、市民の暮らしが大変なときだからこそ、自分たちの報酬のことで市民の生活の実態がかけ離れないように議員として率先して考えてほしいなどの厳しい指摘を聞く中で、やはり現在の議員報酬について再度慎重に協議し見直しを行うべきではないかと考えています。

また、今年初夏に私たちが行った市民アンケートでは、香美市一円から600名を超える回答が寄せられました。その中でも全体の15%を超える93名の方々が、議員報酬の引き下げを要望する声を筆頭に議会の改革について言及されています。議員報酬の引き下げを要望する理由としては、厳しい市民の暮らしに相反するというものも多くありました。

そこで市長にお伺いいたします。市長が報酬等審議会に諮問される場合に、このような市民の声や願いをご報告していただき審議会で慎重に協議していただければと思います。提案するものですが、市長の率直な見解をお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員のご質問にお答えします。

まず、1点目の高齢者に関してです。

高齢者に関しての1点目、高齢者の所在不明が問題になっている本市の状況はというところですが、100歳以上の高齢者につきましては行政サービスによる確認を行いました。9月15日現在で22名、香美市内におりまして、その中で在宅または施設入所による介護保険の利用者が19名、医療の利用者が3名となっております。それによりまして確認しております。先ほど諸般の報告で128名の中で42名を職権消滅したというご質問がありましたけど、これは恐らく128名というのは香美市内に本籍がある方ですので、香美市に住んでいる方という意味ではないと思います。それから、これだけ多数がおりますけど、本籍の中で付票なんかには所在とかが載っておりますけど、必ず

しも、所在がわからない人とか国外におる方なんかも本籍としては現存しておりますので、その中である一定の年齢以上の人はもうこの世にいないだろうっていうことで法務局と相談して職権消滅した分だと思えます。それで、まだ年齢的にいるっていいですかね、そういった方は職権できないってところで86名ぐらい残っているんだと思えます。

2点目の高齢者の実態把握はというところですが、平成20年度より、毎年住民基本台帳から抽出しました75歳以上のひとり暮らしの高齢者のデータをもとに、民生・児童委員さんによる把握調査を行ってもらっております。民生・児童委員さんが必要事項を聞き取りまして見守り等に利用することの同意をもらい、香美市要援護者安全安心ネットワーク台帳として登録、管理をしております。これ今年度、社会福祉協議会は、その調査をしたものを管理するシステムを導入してデータベース化による管理を始めております。また、75歳以上のひとり暮らしの高齢者以外の方でも民生・児童委員さんが気になる方につきましては、その台帳のほうに掲載しております。また、包括支援センターが介護予防特定高齢者把握事業で生活機能チェックを配布、回収しまして、高齢者の実態把握も行っております。

3点目の高齢者の孤立防止の対策をということですが、現在、75歳以上のひとり暮らしの高齢者等の方につきましては、先ほど申しました香美市要援護者安全安心ネットワーク台帳に記載されている協力員や安否確認の方法や約束事に基きまして、地域での見守り、支え合いを行っていきたいと思えます。

次、介護保険サービスに関しまして、こづみの存続と体制強化の件につきましてはですが、こづみは物部町における最重要福祉施設でありますので、当該施設の安定的、継続的な事業運営は必要だと考えております。こづみですが、これは介護保険事業で行う事業と市が決定しまして入居させる居住部門とに分かれております。この中の介護保険事業部門につきましては、介護保険による利用者からの負担と介護保険から入ってくる収入で運営してもらっております。一方、居住部分につきましては、香美市から職員の人件費等、運営に必要な経費を支出することによって行っております。引き続きこういった形態で実施していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員のご質問にお答えします。

介護サービスに関しての1点目、物部町に建設予定の小規模特別養護老人ホームの料金についてのご質問にお答えをします。

事業者の計画では、ユニット型、全室個室となっております。これは国の方向、考え方に沿ったものであり、事業運営面からもやむを得ないものというように考えます。事業者からは、近くにある白寿荘の料金に合わせた料金を予定しているということですので、近隣の施設との整合性がとれた適正なものになるというように考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎晃子議員からのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、乳幼児医療費の助成事業についてということで、子どもの医療費無料化の年齢の延長というふうなご質問でございます。

このご質問には、先の6月議会で課長のほうから一つの有効な手だてであるというふうな答弁をさせていただいております。ご承知のとおり本県におきましても、また、香美市におきましてもそうではありますが少子高齢化がどんどん進んでおりまして、全国に先駆けて15年も早く自然減が起きておるというふうなこと、知事からもよくお聞きをするわけでございます。そうした中で少子化対策を当然進めていかなければならないというふうに思います。今までにも少子化対策としまして、保育施設の整備であるとか、あるいは保育内容の充実、そうしたものも図ってまいりましたし、また、ほかにもさまざまな対策、対応があろうかというふうに思っております。

その中で、この少子化対策の一環として子どもの医療費無料化についても、これも当然考えていく必要が来たというふうに認識をいたしております。既にその検討には入っております。が、ただ、今後引き上げをする場合のその年齢幅をどこまでにするのか、あるいは財源の問題、財政の問題等も含めましてさらに詰めていく必要になっております。そういうふうな検討をさらに深く進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、議員報酬に関してのご質問でございますが、私がこの市長をさせていただきまして、合併以後2回の特別職等報酬審議会を開かさせていただいております。1回目は平成18年11月に諮問をさせていただきました。それぞれの諮問事項に対しまして意見をつけての答申をいただきました。そして、今年4月26日にまた審議会を開かさせていただきました。そして、これもそれぞれの意見をいただいて答申をいただきました。先ほど山崎議員も、社会情勢等も十分に内容に含めてそうした諮問をすべきではないかというふうなご質問でしたが、審議会の委員さんには、各方面にそれぞれ精通をした方々に就任をさせていただいております。審議の中では社会情勢も踏まえた中での特別職の報酬に対する審議をさせていただいておりますというふうに認識をいたしております。

そうした経過の中で答申をいただいておりますので、この答申は最大限尊重すべきであるというふうな考えの中で、答申につきまして議会に議案として提案をし、議決をいただいておりますということをご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。この意見を見せていただきましても、そういう社会情勢を踏まえた中での審議がなされていることがわかるわけでございます。

ただ、議会は独立した組織でございます。その構成は、住民の声をいわゆる日常一番聞いておられる議員の皆さん方の集団であるわけでございますので、多くの市民の方々のそういう声があるとするならば、そのことにつきまして議会として自主的な判断があ

っても不思議ではないというふうには思います。これは私の個人的な意見でございます。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 8番、山崎晃子議員さんの家庭ごみの戸別収集に関してのご質問にお答えいたします。

まず、香美市においての一般廃棄物の処理はステーション方式処理方法ですが、これは香美市一般廃棄物処理計画に沿って行っているものであります。また、香美市廃棄物の処理及び清掃に関する条例施行規則第12条にも「一般廃棄物収集は、ステーション方式とする。」と明記されております。

ご質問のありました家庭ごみの戸別収集についてであります。香美市内には現在約1,300カ所以上のごみ収集ステーションがございます。厳しい財政状況と、より円滑な収集処理を目指すため、収集場所につきましては少しでも数を少なくし、収集にかかる時間を短縮して管理しやすくなるよう努めているところでございます。また、弱者の定義づけなど困難な問題がございます。市内すべての高齢者や障害者のお宅へ戸別収集を行うことは極めて難しいと言わざるを得ません。先ほど述べました事由から、戸別収集方法については現段階では困難であると考えております。

次に、高齢者や障害者の方々のごみ出しのご苦労、お気持ちは十分に理解できますし、大きな課題であると認識をいたしております。対策といたしまして、周辺住民の方々にご協力をお願いし、みんなが助け合える環境づくりに努めていただきながら高齢者や障害者宅の家庭のごみ出しを手助けしていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 山崎晃子議員のご質問にお答えをさせていただきます。

質問全般といいますか、毎回の質問をお聞きしてございまして高齢者及び過疎に対する対策等の思いでのご質問を常に出されてございまして、ライフワーク的なご質問だと思います。その一環での今回のご質問でございますが、高知新聞にもいろいろ載っております。現状でその香美市の投票所は81カ所でございます。平成16年ごろに、実は予算がないという大あらしが吹いたときでございますけれども、投票所の統廃合という話が県から大きく出てございました。香美市でも投票所の統廃合ということで、そういう形の検討を加えたことがあります。その中でよく出ましたのは、やっぱり一つは我々の任務としての投票環境をどう改善、維持をするかという視点がまず非常に大事でございまして、議員にご説明するまでもなく憲法上の要請でありますこの投票権については、重要な権利としてとらえる必要があると。その中ではございますが、各地域の状況によりましては現在でも一番小さい投票所13人ぐらいの規模のところがございます。実際上の投票所の運営について、全員住んでるわけではなく病院住まいの方、そこに常時はいらっしゃらない方等々ございまして、実質的に投票所を運営することが難しいというよう

なこともございまして投票所の統廃合ということを考えてことがあります。その一環の中で、では統合するけれど非常に距離的な問題もあり移動手段はどうだろうという、もちろんご意見もたくさん出たわけですが、西又地区が統廃合にそのときなつたと記憶しておりますけれど、現実的に前回もご答弁、私かどうか忘れましたがさせていただいたように、なかなか一定の地区のみにそういうことをするという事は難しいとかいろいろなことございまして実際しておりません。

ただ、先ほどございました越知町が統合のときの話以降バスを出したという話は聞いております。その辺のことも少し加味する必要はあると思いますが、實際上、期日前投票所を臨時で設けるとなると、じゃあそれはどの場所にするのかと、何カ所も要するのかとかいうこととか、それから、移動投票所につきましては、県の見解もそうですけれども若干実施が難しいということもございまして、今考えられる手段でございまして、一つには不在者投票というのがございまして、これは病院関係ですが、一定の基準を設けてやるということでこれはやっています。それからもう1点、要望として出しておりますが、郵便投票という制度でありまして、この制度については厳しい基準、障害者手帳何級だったかちょっと今すぐあれですが基準があつてなかなか利用は難しいわけですが、これに対してもうちょっと基準の緩和要望というのは選挙管理委員会、全体の会なんかでも出してあります。そういうことが具体的には少し動いておりますが、現実的には議員のご質問の中によくありますけどライフラインだとか、もう一方の権利であります生存権に基づく、本当に過疎地、高齢者の生活手段の確保なんかと連動した部分もありまして、投票に関しては投票日ということが原則今、外れております。実際上は投票日投票というのが決まりでございまして期日前投票がかなり緩和をされておまして、日常の例えば買い物行動、それから市民バスの運営、これは前回の質問にもたしか出されてたと思いますが、そういったところとの連動で期日前投票所へ行く手段の確保みたいなことについて、もう少し詳細に検討する余地はあるかなと思っております。ちょっと私、詳しくわかっておりませんが、それと、そういった手段をご利用いただいて期日前に何とか、市議会ですと5日間ほどございましてやっただければ幸いかと思っております。

それから、もう一方で、例えば支え合いのシステムというご発言がございましたけれども、やっぱり非常に地域社会ではこれが重要で、非常に希薄になっておって、皆さん高齢者ということなのである意味、例えば民生・児童委員さんの方、それから、最近インターンシップ等を通じて大学生等が非常に地域に入ってきておりますが、そういった方々のボランティアみたいなことを検討する余地はないのかと。きょう傍聴に来られてました明推協のメンバーの方も選挙については非常にいろいろご協力をいただいておりますが、少しご高齢の方が多くてなかなかその方々にお願いするという事は難しいわけですが、例えば、そういうメンバーの中に大学生等を入れてやるとかいうことも検討課題にはなるかと思っております。ただ、例えばそれをやりますと、今度事故とかいろいろな問

題でどういう対策をとるべきなのかと関連のことがいろいろ付随してまいりますので、少し慎重には考えてやっていきたいと思っております。

前回のご答弁で前向きな発言もちょっとあったようでございます。1年たって同じような似たようなことしか言えてないような気がしますけれども、少し、今回細かくいただきましたので、いろんなご意見、ご要望を聴取をしながら、それから各地区の投票率をまた精細に見させていただいて、少しできることはないかと検討させていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをします。

○議長（西村芳成君） 8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） 8番、山崎晃子です。2回目の質問をいたします。

まず、初めに、高齢者に関してということで、75歳以上の方々に対して民生・児童委員さんが調査をして台帳をつくってということでお話を聞きましたけれども、市のほうとしては、そしたらそこでチェックをされたの方々に対してどういった対応をしていっているのか、訪問をして状況を確認したりしているのか、その点と、それから、先ほどちょっと出ました地域包括支援センターがしている生活機能チェック、これも毎年行われているわけですが、中にはもう毎年同じことということで、体の不調なんかを書いたとしても見に来るわけでもないしというふうな声もお聞きすることがありましたけれども、そういった調査をしたものがどういうふうに、いろんな個人情報っていうこともあるかもしれませんが、それは了解を得た上でっていうことで民生・児童委員さんとか地域包括支援センター、そういった関係機関とどういうふうに連携をしていってその見守りの体制、孤立防止の対策をしていくのかっていうところ、もう少し具体的に連携等も含めた中のご答弁をお願いいたしたいと思っております。

それから、介護サービスに関してですけれども、先ほど保険課長のほうからは、やむを得ないもので施設の事情も事業者側の事情もあるということ、それは重々わかります。ですから、国民年金が3万円前後の方がそういったことで利用されたいといった場合には利用できるのかどうか、どうした方法がとれるのか、市としてその対策を考えていくべきではないだろうかというふうなことを思いましたので、もう少し具体的に、そしたらどういった方法がとれるのかっていうことをお答えを願いたいと思っております。

それから、こづみの件ですけれども、居住部門としてのこづみ、生活支援ハウスのこづみのほうですが、こういった施設があるっていうことはほかの市町村では少ないかと思うんですけれども、一次的に受け入れをできる施設っていうことでこれは大変いいことだと思いますけれども、利用状況のほうを教えてくださいたいと思っております。

それから、私は、この介護サービスに関してのこづみということでちょっと質問をしたわけですが、なぜここを取り上げたかといいますと、中山間地域における在宅サービスというのは非常に厳しい運営状況であるということをお聞きをしております。それで、県も2008年度から独自の補助を研究しているということをお聞きをいたしました。いろいろ調査もしていらっしゃるんだけれども、市としてこうい

った非常に厳しい状況の中で運営をしているということで、物部の住民の方々にとってはもうなくてはならない事業所ということになりますけれども、そういった状況の中で市として、そしたら、例えば事業所にどんな状況かを聞くとかっていうふうなやっばり調査、県に任せるだけでじゃなくってそういったこともしていかなければならないんじゃないかっていうことでお聞きをしたわけですが、そのことに関してまたお答えをいただきたいと思います。

それから、乳幼児医療費助成事業については、現在、検討に入っているっていうことでお聞きをしました。いつまで検討をされていくのかちょっと気になる場所ですけれども、できるだけこれは早く結論を出していただきたいということをお願いしたいと思います。

それから、家庭ごみの戸別収集、いろいろ財政的な面からいうてもなかなか難しいということで、今後こういった方々がふえてくるんじゃないかとも思いますし、それから、家と家が離れているというところで収集場所をどうするかっていうことなんかも今後出てくるんじゃないかとも思いますので、なお、また調査をしていただいてよりよい方向でお願いしたいと思います。

それから、投票所に関しても、本当に私は安易な発想で移動スーパーでやってるよう移動投票所っていうものができんのだろうかというふうな思いで県のほうにも聞いたところなんですけれども、いろいろの大変厳しい状況があるようですので、でも参政権の確保を保障するということからなるべく早い段階でよりよい方向を見出していただきたいと思います。

郵便投票に関して、ちょっとまだこれは県の提案をしている状況やということですが、こういった方法もいいことだと思いますのでぜひとも進めていただきたいというふうに考えます。

それから、議員報酬に関しましては市長のお考えをお聞きしましたので、あとは私のほうで考えをさせていただきたいと思っております。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 昼食のため1時まで休憩をいたします。

（午前11時50分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

1回目でも少し申しましたが、住民基本台帳から抽出しました75歳以上のひとり暮らしの高齢者、これは平成22年度ですと約1,910人ぐらいおります。それを社会福祉協議会を通じまして各地区の民生・児童委員さんに調査、聞き取り調査をしていた

だいております。この台帳の中で聞き取りとかしていただいている内容ですが、高齢者の方の要介護度とか、また、見守りランクとしまして問題がない方とか、さりげない見守りを必要とする方とか、意識的な見守りが必要だとかそういったことや、また、協力員の方や、安否確認の方法や約束事として新聞とか郵便受けでの確認とか電気とか洗濯物とか農作業とかその他のこととか、ある程度聞き取りの中で約束事とかを決めてそういった項目を記載した台帳をつくっております。ただ、これに基づきまして、人数が結構多いので福祉事務所の職員が直接訪問するとかそういったこととかはやっておりません。社会福祉協議会でこういった民生・児童委員さんが調べてくださったデータとかをすべて登録しまして民生・児童委員さん等に見守りをお願いしているところであります。

また、包括支援センターのほうで高齢者調査をしております。これが平成21年度の回答者数は約4,000人ちょっとぐらいあります。この中で気になる方、そういった方は包括支援センターの職員が訪問して聞き取りなんかをしております。その中でサービスが必要と思われる方には、介護予防事業とか、今年始めましたお試しデイとかお試しヘルプとかそういった働きかけをしております。

これらの台帳は、社会福祉協議会とか包括支援センターとかもそれぞれがデータベースで管理をしております。それぞれが持っておりますが、今年度、災害時に援助が必要な方として災害時の要援護者台帳を整備しようとしております。そういった中でこれらの方のデータを1つにしていきたいというふうなことを思っております。

具体的に今、民生・児童委員さん等による見守り、見守りと合わせまして今年、土佐香美農業協同組合の職員の見守りとか、物部町だけになります。郵便配達時の見守りなんかも行っておりますので、こういったことを合わせまして高齢者の方々が孤立することなく引き続き安心して暮らしていけるような、関係機関や地域の方々と連携して多角的というか複合的な取り組みを行っていきたいと考えております。

それから、こづみの居住部門の利用状況ということですが、年間の延べ実績として62人です。あと相談とか助言が236件、地域住民との交流が2件です。

それと、こづみの介護保険事業の実績といいますかそういったことですが、介護保険事業はデイサービス部門と訪問介護部門と居宅介護支援部門を行っております。その中でデイサービス部門ですが、これは訪問介護部門とか居宅介護支援分のほうでは毎年赤字が出てますので、それをこのデイサービス部門で収益を上げたもので補てんをしているような実態です。利用実績としましては、1日平均利用人数が9.8人ぐらい、それから月間利用実人数が平均33.6人となっております。利益に占める人件費の割合なんかは48.3%と地域性を考慮しますと割と、相当な低コストになっております。

それから、訪問介護部門ですが、毎年、平成18年度以降この部門につきましては赤字で事業収入を上回る人件費であります。平成21年度ですと165万5,669円の赤字になっております。利用実績としましては、介護給付が月平均16件、予防給付が

月平均6件で、対象者は介護保険25名、障害者自立支援1名でありました。やはり山間地を抱えまして、派遣所要時間数が多くって不採算な地域というところではあります。それと、サービスが行き届かないとかいうお話がありましたけど、確かにこの訪問介護につきましては、サービスを受けたい時間帯が重なってくるというか重複してくるというところはあるようです。そういった場合、その時間帯に介護の職員を派遣しなければならなくなりますので、その職員自体の確保がなかなかいないというか、できなくて断ったケースはあるようです。どうしてもパートといいますか限られた時間だけ必要なサービスが多くなってきますので、ほかのところと合わせて実施できればいいですけど、どうしてもその時間帯に多くの人が必要の場合、実際、職員といいますかそうした人が足りなくて断ったという事例はあるようです。ただ、そういったパート的な職員を雇いたいという意向はあるようですが、なかなかいないというような実情もあります。

それから、居宅介護支援部門につきましては、これも平成21年度は52万8,187円の赤字でした。利用実績としましては、月平均で介護給付は22名、介護予防が6.8名であります。収益に占める人件費の割合は95%ぐらいです。利用者の減少傾向はありますが、常勤の介護支援専門員1名で運営する事業所としては比較的適正に運営されてると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の介護サービスに関しての2回目のご質問にお答えします。

低所得者への対策についてのご質問ですが、現在、香美市で行っている介護保険サービスの事業について、市独自の補助等は行っておりません。ご質問の内容は理解できませんが、物部町に設置する施設だからといって特別な対策、補助を考える予定はありません。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎議員の乳幼児の医療費助成、子どもの医療費の無料化についての再質問にお答えをさせていただきます。

結論を早くというふうな要請でございました。いろいろなパターンが想定をされます。現在、香美市では就学前まで行っているわけですが、小学校の卒業までということに取り組んでおられる市が2市ありますし、また、中学校卒業までの市は1市のみになっております。そういうことで、現在の就学前までの経費といいたいまいしょうか、この費用的なものが約3,500万円ぐらい要っておりますので、それからしますとこの2つのパターンをどうすればというか、パターンを考えた場合に経費的なものも一応試算はできておりますが、そのことを含めて今後詰めていかななくてはならないというふうな思っております。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 山崎晃子議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

戸別収集の取り組み事例といたしまして、これは山田地区ですが、新改地区で以前ヘルパーさんが高齢者宅の家庭ごみをサービスでステーションへごみ出ししていた事例がありました。しかし、これは指定された収集日でないときに出しましたので、地元より苦情が出たということでそれ以後は地元で助け合い、高齢者の家庭のごみを手助けしたと聞いております。また、県外ですが、神奈川県寒川町ですが高齢介護課や地域包括支援センターが窓口となりまして、ねたきり高齢者世帯等一般廃棄物戸別収集運搬実施要項を定めて、寝たきり高齢者、独居高齢世帯、高齢者のみ世帯等に対し戸別収集運搬をすることによりまして、安否の確認と衛生的な生活環境の改善に資することにより福祉の向上を図ることを目的に行っています。ここでの戸別収集につきましては、福祉の向上を図ることを目的としていることですので、収集に当たっては必ず利用者に声をかけて安否確認を行ってから収集しているということです。

山崎議員さんのお尋ねの実態調査につきましては、環境課で調査するのはちょっと物理的にも限界がありますので、先ほど山崎議員さんが言われました地域担当職員や香美市地域包括支援センターへの働きかけはできますのでそちらのほうで協力させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 済みません。2回目のがちょっと質問だったかどうかを理解をしておりますでした。失礼をいたしました。

山崎議員のご質問に対してお答えをしたわけですが、少し、ではその関係で補足をさせていただきますと、投票所の合併の話をさせていただきましたが、現状では実際は進んでおりませいで、実は香北地区の割と大きいところの合併問題について住民との話し合いをさせていただいたりしているのが今現状で、その後そういう予定を今のところしておりません。意見を聞きながら進めたいと思っておりますが、その上で小さい投票所につきましては、距離的な問題とか過疎の問題とかいろいろありますので、現状ではこちらから合併を強制するとかいうような気は全然ございませんが、先ほど申し上げましたとおり非常に運営上難しくなる可能性が年々出ておりますので、その際には住民の方々とお話をしながら合併なりをする可能性はありますが、その際に先ほど出ておりました越知町のような状況も検討課題の中には入ってくるかと思っております。それは住民との話し合いになります。そういう形で進めていきたいと思っております。

それから、その絡みで言いますと、私先ほども申しましたが、投票日の投票に行くことだけでなく高齢者の日常の活動についてのいろんなバスの問題だとか、交通手段だとか、これは日常のやっぱりこととしてやる必要があるんじゃないかという気はしてございまして、それは投票に関するものと一緒にできれば最高かなと思っております。現在、市営バス路線図ってこうありまして、西又なんかにも平日走っておりますので、これを

使って期日前投票に行くだとかいうこともご検討いただければ、西又だけの問題ではないですが、ただ、合併のときにそういう寂しいとか厳しいご意見をいただいたのがいまだに記憶に残っておりますので、そういうことも検討課題にさせていただいたらと思います。

それから、郵便投票とか郵便による不在者投票についてちょっと発言をしましたが、だれでも郵便ができて投票ができるという制度ではもちろんございませいで、そんなに単純ではございませんが、現在、基準がですね、たしかまだ法改正になってないと思います。介護度5のレベルの方にそういう制度があるということ、選管の組織で介護度4、それから障害者3級かな、ぐらいの人にも適用されてはどうかという要望を出したと記憶しております。民主党政権になったりしてごたごたしてその後法律になったかどうか現在把握しておりませんが、また調べておきたいと思います。先ほど申し上げたのはそういうことでございます。

○議長（西村芳成君） 8番、山崎晃子君。

○8番（山崎晃子君） 8番、山崎晃子です。3回目の質問をいたします。

まず、高齢者に関してですけれども、調査の実態把握の件で詳しいご説明をいただいたわけですが、その民生・児童委員さんとの見守りとか、JAの方々の見守りとか、郵便局の方の見守りとかっていうことで見守り活動をしていっているということですが、それなら、そういった個別に見守りをしていっているんですけれどもその連携、そういった方々とどういうふうな連携をしながらやっていっているのかってところ、そのこともう少し詳しくご説明をお願いしたいと思います。

それから、その介護サービスに関してですけれども、この費用負担が大きくて入所ができない方に対してどういった対策をとっていくのか。課長のお話では、独自の補助はないということで特別な対策を考える予定はないというお話でした。しかし、入所できない、必要であるけれども入所できないって方がおいでの場合ではそういった対策は考えてないし、独自の補助がないってことでそのままいいのかどうか。やっぱり、例えば措置をするとかっていう方法も出てくるかとも思うんですけれども、何か対策は考えていかなければいけないんじゃないかというふうに考えますが、ご答弁をまたお願いしたいと思います。

それから、家庭ごみの収集の件ですけれども、先ほどちょっと2回目でお聞きをするのを漏らしたんですけれど、地域担当職員制度などまた働きかけをして実態調査をされるってことで、そうしてぜひいただきたいと思います。というのは、先ほど課長、今後ごみステーションを減らして効率化を図っていくというふうなことを言われたかと思いますが、住民サービスが後退しないような、ぜひそういった手だてを考えていただきたいと思います。また、地域担当職員制度の活用もぜひお願いをしたいと思います。

それから、投票に関してですけれども、1点お聞きをいたします。

期日前投票に関してですけれども、今現在、本庁とそれから物部、香北の支所の3カ所で期日前投票が行われてるかと思うんですけれども、先ほどバスのお話もありましたが、繁藤のほうにも、繁藤の出張所にもバスは経由して通るわけですから、ぜひ期日前投票に関して繁藤出張所ではできないものだろうかというふうに考えますがお考えをお聞かせください。

以上で私の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

見守りの連携というのはどのようなことを行ってるかということですが、通常の見守りですね、そういったことはやはり民生・児童委員さん等をお願いをしております。そういった見守りの中で何か支援とかこういったことが必要やという情報をいただきましたら福祉事務所とか、包括支援センターとか、健康づくり推進課、社協なんかも含めましてそういった対処できるところが対応していくような形になっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 環境課長、横谷勝正君。

○環境課長（横谷勝正君） 山崎晃子議員さんの3回目のご質問にお答えいたします。

ごみ収集ステーションの削減につきましては、行政サービスを低下させないようにごみステーションを管理していきたいと考えております。また、地域担当職員の活用につきましては、関係機関との連携をとりながら検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎晃子議員の介護サービスについての3回目のご質問にお答えします。

今まで何回も言ってきたことですが、介護保険事業というのは施設から在宅へという大きな流れを生み出すための事業ですので、基本的には在宅で長く暮らしていただきたいというのが基本です。やむを得ず施設へ入所しなければならない、したいという方については、これはもう仕方ないことですが、香美市では施設整備について抑制を図ってきているところですので基本的には在宅でという考えです。それで、低所得のために入所ができないという方については、また別の制度で対応していかなければならないのではないかというふうには考えます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えをさせていただきます。

期日前投票所、繁藤出張所にということですが、これまでのご質問の経緯からいって、いろんなどころにあるにこしたことはないわけですが、期日前投票所を設けますと市会

議員ですと5日程度ですが、実際、長いやつは2週間ぐらいその運営をしなくていけなくなって人力的な問題とかもちろん費用の問題等がございます。なかなか、はいはいというレベルのお答えはできないわけですが、1回目の質問でもお答えしましたように各投票区の状況を改めて検討させていただいた上で、選挙民の投票のしやすい形はどうあるべきかということを含めて検討させていただくということのご返事にさせていただきたいと思います。何分ご理解をよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 山崎晃子君の質問が終わりました。

次に、16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡でございます。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、最初に、木質バイオマスエネルギーについてお尋ねをします。

京都議定書のもと、排出される二酸化炭素を抑制する目標と計画を達成すべく省エネの推進や温暖化ガスを増加させない新エネルギーの導入は国などの助成をバックに図られていますが、その中でも木質バイオマスエネルギーを導入した場合、地域の活性化に貢献できるということで各地の自治体で取り組みが急速に進められています。新エネルギーは、温暖化防止という理由のほか、外国からの輸入による化石燃料に頼らずエネルギーの自己供給が可能であるというメリットがあります。その中でも太陽エネルギー利用や風力発電においては、エネルギー自体のコストはゼロであり、省エネルギーという観点からは大きな魅力であります。しかし、一方、設置のためのコストは高く、このエネルギーを年間を通じて貯蔵することができないというデメリットがあります。それに対して木質バイオマス熱利用は、森林によるCO₂の吸収など地球温暖化に対しては中立であり、二酸化炭素削減目標達成の1つの有力な方法であります。木質エネルギー自体のコストは廃棄物ではない限りゼロではありませんが、一般的に重油燃料より安く調達できることは可能であります。今回、この事業もそのような趣旨のもと導入されたものと理解しております。

そこでお尋ねいたしますけれども、まず、本市での加温ハウスの農家戸数、これは非常に少ないということを経営に参加する農家の方からも聞きましたけれども、正確な数字をお尋ねをします。

この事業の中で7年間は農家に熱ボイラーを貸与するとなっているが、この7年間という根拠は一体何なのか、これをお尋ねします。

それから、ペレットの供給の問題ですけれども、これは高知県でつくられているペレットは全木ペレットということで結局皮つきペレットであって、ホワイトペレットはまだ高知県ではできてないというような情報も入っていますけれども、これ大量にペレットを必要とするのだがどこからどんな形で納入するのか。今、日本では外国産までが使用されているということ、また有名な岡山の銘建のがかなり入っているとかいうことですが、今回この事業に対して農協から納入されるということになっているようですけど

どこで生産されたものを使うのかお尋ねをします。

それから、この事業に対して、バーナーとかそういうものは非常に一般的に重油より高いのではないかということをお聞きしますが、重油と比較した場合のどのような経済的なメリットがあるのか、長い見通しも含めてお尋ねをします。

次に、熱中症対策についてお尋ねをします。

総務省消防庁は、10月5日、全国で熱中症のために救急車で病院に運ばれた方が7月から9月の3カ月間で約5万4,000人に上ったと発表されました。全国的な猛暑により搬送者数は2009年の4.2倍に増加、搬送直後に死亡が確認された方も前年同期比の10.4倍の167名に上りました。搬送者数、死者数は、いずれも集計を始めた2008年以降では過去最高、特に記録的猛暑になった8月は、搬送者数は1カ月だけで2万9,000名に上りました。3カ月間の搬送者数の46.4%に当たる2万5,000名が65歳以上の高齢者であったわけでありますと。

では、熱中症とは何でしょうか。人は、環境によって体温が変動するカエルや魚などの変温動物と違って、24時間周期で36度から37度の狭い範囲に体の温度を調整している恒温動物です。体内では生命を維持するために多くの営みがなされていますが、そのような代謝や酵素の働きから見てこの温度が、36度から37度が最適の活動条件なのです。私たちの体では運動や体の営みによって常に熱が産生されますが、同時に私たちの体には異常な体温上昇を抑えるための効率的な調整機能も備わっています。熱いときには自律神経を介して末梢血管が拡張します。そのため、皮膚に多くの血液が分布し外気への熱伝導による体温低下を図ることができます。また、汗をたくさんかけば汗の蒸発に伴って熱が奪われますから体温の低下に役立ちます。汗は体にある水分を原料にして皮膚の表面に分泌されます。このメカニズムも自律神経の働きによります。このように私たちの体内で血液の分布が変化し、また、汗によって体から水分や塩分が失われるなどの状態に対して私たちの体が適切に対処できなければ、筋肉のこむら返りや失神、いわゆる脳貧血を起こします。そして、熱の産生と熱伝導と汗による熱の放出のバランスが崩れてしまえば体温が著しく上昇します。このような状態が熱中症であります。熱中症は死に至る恐れのある状態ですが、適切な予防法を知っていれば防ぐことができます。しかし、我が国における熱中症の現状を見る限り、熱中症の知識が十分に普及しているとは言えないとの指摘がなされておるところであります。

この点を踏まえましてお尋ねをします。全国的には4.2倍と昨年からいっただけ発生した熱中症、香美市の場合でも消防署のほうに聞きますと、熱中症で倒れた方は今回は昨年からいけば3.5倍ということで、21名の方が搬送されていったということが言われております。だから、こういう田舎町においても熱中症ということが一つの大変大きな問題として浮かび上がってきた、この猛暑の夏であったわけでございます。そういう中で熱中症の原因、また、結果に対する行政としての認識がどういうことなのかをお尋ねをします。

また、本市における熱中症の発生とその対応、どういう方がそういうことになって救急車で走ったかという内訳がわかればお尋ねをします。来年も猛暑になるとの予測が既に気象庁のほうで発表されておりますけれども、今年の教訓から何を学ぶかということでの対応をお尋ねをします。

次に、火災報知機についてお尋ねをします。

香美市の場合、各家庭に火災報知機を配布して1カ年となります。その後の設置状況はどうなっているか。10月3日に私の町内会主催の自主防災組織の集まりがあり、参加者は40名ほどの参加でありましたが、その席上、消防署のほうからも3名の指導者が来てくれておりましたが、その席上、警報機、火災報知機の設置についてのお尋ねをしたところ大半の方が設置はしていないと、どこへいったかもわからなかったということで、たしかこんな箱に入っちゃったけどもう今はなかなか探さんと見つからないというような返事で、事が前に進んでいないということですが、こういうことの中で配布された警報機の設置状況について消防署のほうで何か調査、市民をピックアップしてというか調査をしてるということをお尋ねをします。

それから、市営住宅の駐車場についてお尋ねをします。

黒土団地市営住宅への入居者の車保有台数と駐車場の利用状況はどうなっているか。A棟の西側につくられた、最後につくられた駐車場ですけど、かなりのスペースがあいているのではないかと私たちは見受けられるが実態はどうなっているのかということ。それから、利用されていないスペースの今後の利用、このことについて何らかの方向を持っているのかどうかをお尋ねをします。

それから、投票立会人の食事についてお尋ねをします。

投票立会人は、朝早くから夕方まで長時間1カ所に拘束され厳格な任務につかなければなりません。先ほど委員長のほうからは市内で81カ所という投票所数があると聞きました。1日が終われば大変疲れるとの声も聞きます。早朝からの勤務ですので、昼食を持参できない場合は家族のだれかが弁当をつくり昼食までに投票所まで持参しなければなりません。選挙によっては夕食、今まで夕食の提供があったと聞きますが、直近の参議院選挙と9月12日に行われました市議員選挙については夕食も出なかったということで、どうしてやろうという意見も含めて、夕食をちょうだいできるやったら昼食のほうを希望したいということの声があります。なぜならば、投票は大体日曜日だということで日曜日に朝早く起きて奥さんにお弁当をつくってもらおうということは大変厳しいと、しかし、山田の場合は7時からの投票ですのでどうしても6時半には行って座っちょらないかと、それから、それまでに自分が食事をして準備をしてということになればお弁当を構えていくのは大変厳しいので、どうしても後から弁当を持ってきてくれよというような格好で出発するということなので、ぜひともその昼食を提供してもらえたらということです。というのは、81カ所ですので全体は総勢数百名が参加している

と思いますけれども、どこに何人が立会人としておるかはそれは役場（市役所）のほうがしっかり握っていると思いますので、お弁当の提供についてもそんなに苦勞する内容ではないと思いますので、その点、前向きなご答弁をお願いします。

これで1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（中井 潤君） 片岡議員の木質バイオマスイエネギーの利用促進事業につきましてお答えを申し上げます。

本市での加温ハウスの農家数はということでございます。厳密な調査をしたことはございませんけれども、JAを通じて把握している限りでは香美市内の加温ハウス農家戸数は19戸となっております。また、農家、個人ではありませんが、1農業法人が菌床シイタケを加温で栽培してございます。

それから、7年間の貸与となった根拠ということでございますが、ペレットボイラーの減価償却期間が7年ということになっておりますのでその期間を貸与期間といたしております。

それから、ペレットの供給元はどこかということでございます。岡山の銘建工業さんがホワイトペレットをつくっておるといふふうに聞いております。ただ、ペレットの供給につきましては、JA土佐香美さんを通じましてボイラーの設置業者が納入することといたしておりますので、まだ業者も決まっておられませんし業者によって取引先が異なるというふうに思います。県内では、現在、平成21年度中に稼働している製造所というのが4カ所あるように聞いております。梶原町、仁淀川町、須崎市、高知市であります。

それから、重油と比較した場合のメリットということでございます。それと、ペレットボイラーのバーナーが高いというようなことを聞いておるがということのようですが、重油ボイラーが幾らするのかということをお私ちょっと知りませんので比較はできませんけれども、今のところ業者からの見積もりといたしますか、予算要望するときにはいただいた資料によりまして温湯の設備で簡易なボイラー小屋を含めて設置する、補助にもよりまますので単価が変わりますが650万円から700万円程度であろうというふうに見込んでおります。

メリットとしまして、地球温暖化の原因となっておりますCO₂を削減することによりまして地球環境に負荷を与えにくいということが最大のメリット、そして、再生可能なエネルギーの利用ということにあります。また、将来的に石油の価格が高騰した場合には単価的にも有利に働くとおられます。熱量としまして石油の約2分の1というふう聞いておりますので、例えば、重油を1キロリットルたく場合には、それをペレットボイラーに変えた場合には2トンのペレットをたかなければいけないというふうに聞いております。現在、単価が70円ちょっとに、重油がリッター70円ちょっとになっているようなんですが、ペレットの納入予定価格というのが約40円を見込んでおりま

すので、重油換算にしますと80円そちこちで対等になるのではないかと、熱量的には対等になるのではないかというふうに見込んでおります。重油の価格がこれ以上下がるというふうな見方ではなくって今が底ではないかというような見方でありますので、これから価格が高騰した場合には単価的には有利に働いてくるというふうと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、几内一秀君。

○健康づくり推進課長（几内一秀君） 片岡議員さんの熱中症対策についてお答えいたします。

本年につきましては、全国各地の観測地点で真夏日の最多記録を更新するなど大変猛暑が続いたところです。そのため、全国では、熱中症で緊急搬送された方はおっしゃられましたように昨年の4.2倍という大変大きい数字となっております。

熱中症の原因につきましては先ほど詳しく述べていただきましたが、気温が高かったり湿度が高くなることによって体の体温調節機能が働かなくなり健康障害を引き起こすことによるものとなっております。徐々に迫って来るものではありませんので、自分では少し気分が悪いとか体調が悪いとかいうふうな程度とと思っている間に症状が進んでしまうというケースもありまして、大変危険な症状であるというふうに思っています。また、特に高齢者の方につきましては、加齢によります体温調節機能の低下、また、のどの渇きを感じにくくなったりとか、また、水分の摂取量が少ないということなどが熱中症になりやすい原因となっているところです。

香美市での熱中症状と思われる方につきましては、消防の緊急搬送のほうですが、おっしゃられましたように21名、昨年の3.5倍ということで男性13名、女性8名という方が運ばれております。月別には、6月に2名、7月4名、8月10名、9月5名ということで、香美市におきましても8月10名ということで8月が一番多くなっております。このうち65歳以上の方につきましては11名ということで約半数を占めておりますが、全員、21名の方が幸いにも軽症でその日のうちに帰宅されているということをお聞きしております。

今後の予防についてということですが、予防につきましてはやはり本人そして家族など周りの人の注意に頼る面がどうしても多いと思います。日ごろからの体調管理、小まめな水分補給、それから外出時の日よけ対策、そして室内の温度調節などが重要となりますので、そのあたりに気をつけていただけたらというふうに思います。本年、市内約40地区で高齢者の集いや健康教育の場で熱中症予防についてもお話を本年もしてきております。今後もこのような活動とともに広報へも掲載を行うなど幅広い予防対策、普及、啓発に努めていきたいというふうに思いますのでよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 16番、片岡議員の火災警報器の設置の現状についてのご

質問にお答えを申し上げます。

もう既にご承知のことと存じますが、住宅用の火災警報機の設置につきましては平成18年6月1日に施行、新築住宅につきましては設置が義務化されまして、それ以降の新築住宅にはすべて設置されているところでございます。また、既存の住宅につきましては、平成23年の5月31日まで5年間の猶予期間がございましたが、それもあと7カ月ほどとなったところでございます。消防本部といたしましては、市民の生命と財産を守ることが使命でございますので、万一住宅火災が発生したといたしましてもだれひとりけがをすることなく避難をしていただくと同時に、早期の通報により火災による家屋や家財の被害を最小限に食いとめることができることから、全世帯を対象とした住宅用の火災警報器の配布事業を行ったものでございます。当然、配布をして終わりだというふうに思っておりませんで、幾ら警報機と言いましても適切に設置をしていなければ火災が発生しても無意味であり、その効果も発揮されることはありません。このため、配布をした火災警報器も含めた住宅用火災警報器の設置状況の把握と設置につきましては、広報紙やホームページ、また、先ほど議員からもお話がありましたように自主防災組織の訓練、また各種の研修や講習時に設置の重要性を説明して設置についての推進活動を継続して行っているところでございます。

また、設置状況につきましては、国への報告もでございますので、抽出によるアンケート調査を実施し設置状況の把握に努めているところでございます。調査の結果を簡単に申し上げますと、昨年8月、設置、警報器の配布以前に1回調査をしまして、その時点では約38%という結果でございました。そして、配布後の今年の6月の調査では約66%ということになっております。先ほど申し上げましたように設置期限があと7カ月ということになりましたので、なお推進活動を強力にしていくために年内にもう1回アンケート調査を実施する予定でございます。今回は1,000世帯を対象としたアンケート調査を実施すべく広報の9月号でご協力をお願いをさせていただきました。アンケート調査の実施につきましては、11月ごろを予定をしておりますので、またご協力のほどよろしくお願ひしたいと思います。ちなみに、香美市の設置率、先ほど申し上げました66%でございますが、高知県下の平均は34.1%ということで香美市が県下で第2番目に設置率が高いというふうになっております。また、反対に全国で見ますと、高知県が34.1%でございますので、全国最下位ということになっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから片岡議員さんの市営黒土団地の駐車場につきましてお答えいたします。

まず、1点目の駐車場の利用状況につきましては、ご存じのとおり黒土団地につきましては昭和48年当時の住宅80戸を改築するというところで事業を始めております。一番最初に平成15年にメゾンを実行、やりまして、ここに駐車場が5台できております。

それから、その後、平成17年にA棟28、平成19年C棟で24、平成20年にD棟の18で、これで建物すべてが終了しまして、その後ご指摘のございました黒土A棟の西に21台分の新駐車場をつくりまして、それで予定の交付金事業が完成となりまして、現在、平成21年3月時点で72台駐車可能な状態になっております。そのうち、これは建てかえ事業でございまして、既に既存で入っておられた方で車は持っておられない方とか高齢で車の必要ないという方も既に入っておりました。そういった影響もございまして、現在、72のうち42台分を入居者または同居者が使用しております。残り30ございます。

2点目の利用されていない駐車場、今後の利用見通しということでございますが、今後につきましては入居者に新たに車を購入されるとかそういった部分があります。そういったことについては再募集を行い、また、入居者の入れかえに伴いふえる可能性があるということで現在そういった状況で募集をしております。

なお、駐車場、今年の完成、平成21年度以前のときは51台分ありました。その時点で40台使用しておりました。その後、完成後入居者が入れかわって新しい2世帯が入ってきた段階で2台が増と。それで入居者が入れかわれば駐車場が利用されるという状況が見受けられますので今後はこういった形で管理していきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 片岡議員の1回目の質問に対してお答えさせていただきます。

投票立会人の食事についてということでございますが、実は投票時間が大幅に変更された時期、当初6時までですべての投票所が運営されていましたが、投票時間が8時に延長されたときに、夕食をどうするかという議論で夕食を準備しないといけないうらうということから導入されてまいりまして、当初の6時までのときは、立会人の方には大変申しわけないけども手弁当で、もちろん報酬、日当はあるわけですが手弁当で来ていただいたというのが経過でございます。その後そういう変更に伴いまして夕食だけ用意すると、弁当を2つつくらせるというのはとてもできないし、晩の弁当を朝持ってくるというのも大変だということもありそういう形をとらせていただきました。ただ、今年の衆議院選挙で、それ以前からも遅いところでも7時までになっておりましたが、やっぱり夕食どうするかという議論の中でもう最終盤、弁当が届いてから閉まるまでの間が余り時間がないと。食べる暇もないしばたばたするので結構ですというような意見も含めて、それからもちろん経費上、それから配送の関係とかいろいろ含めて廃止をさせていただきました。實際上そのときに7時までやってたのは10カ所ですので、6時までにはほとんどなっておりましたのでそういう形で廃止をしております。今回、それから前回の参議院選挙につきましても夕食については出しておりません。ただ、その後、開票作業に従事する事務職員の方につきましては、それから後ずっと仕事がありますので一

応夕食を用意するという事になっております。それで、昼食も朝早いので大変だと、もちろんそうだという気はしますけれども、以前からずっとそういう形でやらさせていただいたということもありますので、経費上の問題から申しましてその辺は少しご容赦をいただけないかなと。81カ所ありますので、例えばその時間に有料で弁当をとってもらおうということも考えられないこともないですが、奥のほうだとそういうこともなかなかできませんので、まことに申しわけないですけど昼食についてはご持参をいただいて、その場を離れることができませんので、済みませんが従来どおりというかもっと前どおりに運営させていただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、2回目の質問をします。片岡です。

農政の課長さんはえらい責任のないような答弁じゃったけど、農協がやりゆうから知らんというような答弁だったように思いますけれども、行政としてこのペレットというか、ペレットという表現じゃなくて木質バイオマスエネルギーに対して香美市としては一体今後どのようにするつもりかということをお尋ねしたいです。このエネルギー政策をどんなにしていく予定なのか。それから、県内のペレット工場が4つで大体6,500トンの生産能力持ちゆうように聞いてますけれども、それでバランスとれるのかどうか。先ほど芸西の友達から電話があつて聞くのに芸西は47基入ると、今年でね、ということです。これは林野庁のほうからの関係で入ってくるので、すべてペレットは銘建のホワイトペレットということを使うんです。私何でペレットの色のことを聞くかというたら、全木のをたいたとき百姓の負担が大きくなるんですよ、残渣が倍になるからね。ホワイトの場合は灰が少なくて済むけど全木で黒いというか、色が、そういうペレットをたいた場合は灰が非常に多いと。灰の残渣をこら自由に田んぼへまくわけにいかんということから負担も多いので、とにかく県内でペレットの需要と供給はどんなにかということの一つ知りたいんです。それと、今言うたように、こういうエネルギーに対して行政は今後どんな姿勢を今後とっていくかと、そういう計画があるのかかどうかということ。

それから、一つには、心配されるのは、今年は40円でペレットを買ってもらおうという提示をするという、なっちゆうんです。けど、高知県産の場合は大体50円の単価でしかできないというように、まだ合理化できてないと。ほんで、カナダ産は17円50銭、銘建が12円でホワイトが入ってきゆうということからいって、非常に値段の格差いうかこの値段がばらばらで、一番安いところを買ってやれば大きく、いうたら安く抑えられるというようなことで、やっぱり香美市としてどうゆう体制をとっていくかということの一つには聞きたいと思ひます。

ここに行政も参加して検討してる文章があるんです。8月30日、参加者40名、香美市土佐山田町、これは森林技術センターで14時から16時まで会議を開いて、何を相談しよったかというたら高知県木質バイオマスエネルギー利用促進協議会というもの

の供給部会というものを開いて、香美市からもだれかは行っちゃったと私は思います。その中に詳しくいろいろ、事務局ということはこれは県のほうの方やと思います。それから参加者とでいろいろな論議をした中で高知県はペレットが少ないと、つくるところがね、そういうことも実際検討しよって、ここの文章ちょっとだけ読ませてもらいます。事務局、これは県のほうの答弁じゃと思います。「この協議会は、供給から利用までの県内事業者が一緒になって地域産のエネルギーを地域で使っていくためにどうしたらよいかということ協定することを目的に設置された。今後どのように実現していくかについてもそれは県がつくるものではなく、皆さんと一緒になって考えていくものと考えている。」と。続いて事務局の別の人が答えちゃうかと思いますが、「バイオマスに関する事業を進める上で、燃焼灰の処理等、さまざまな課題を協議するために、おくれながらこの協議会を設置した。実際に事業を行う皆さんの提案を受けながら県の支援や施策を考えていきたいと考えている。」ということで、種々いろいろありますけど木質ペレットが銘建ほどようないと、高知県のつくるのはようないというて参加者が言うたらそんなことはない、そうそう悪いことはない。ただ、燃やした後の残渣が2倍になるというようなことも答えてるんですけど、こういう中でいろいろこういう会議でも協議をしちゃうんですけど、やっぱりその地域の産業を興すということからいって、私が素人考えから言えば、やっぱり南国から東はすべて責任もってペレットつくるんだというぐらいの腹づもりでしなきゃいけないのじゃないかと。農協の職員も、このバイオマスの今度の事業の中へ参加しちゃう人らあの声を聞くと、香美市が最高にえい場所やと、これをつくるのに、場所もあるし木材もあるからここでやっぱり行政がしっかりした姿勢をとらざったらで、ただボイラーだけ入れて百姓さんだけにCO₂を少なくしてくれと、山のほうは荒れ放題じゃというわけにはいかんのかなと。山のやっぱり木材の育成から、そういう立派な木材をつくっていくと、水も守っていくということからいけば、行政が何らかの対応をしてそういう地産地消の燃料をここでつくっていくべきじゃないかという意見も出ましたということ、今度ボイラーをすえるお百姓さんからも聞いたけど、そこのあたりの考えどんなに持ちちゃうのかひとつお願いをします。

それから、もう1つ問題出ちゃうその法定耐用年数が7年ということですけど、これ7年たったら、いうたらこの協議会の中でもこの7年間は県内のペレットを使ってもらいたいと、いうたら縛りをかけちゃうわけやね。ということは、今言うたようにキロ40円と、1トンは4万円ということで農家に売りつけていくということになるわけなんです。しかし、この縛りが外れたとき、7年間使ってもう後県内のペレットやのうても構わんぜとなったときずっと安いほうに手が百姓さん伸びていきます。そうなったときに県内のつくりよったペレットが愕然と売れなくなってくるということもやっぱり考えられるので、生産を、つくるほうと使うほうのバランスがどんなにか、そこらあたりもしっかりしていかなと、ある面、香美市でどンドンつくってもえいやいかという意見も十分そのあたりと整合性を持たないかなのやと思うけど、そこらあたりも含めてお願い

します。

それから、熱中症のことですけれど、この8月私の南組地区内で2人の熱中症が発生しました。2人とも高齢の女性です。1人がお墓参りの帰りに道端で倒れあえいでいるときに近所の男性が発見、しかし、草原であえいでいたけれども熱中症への対応が全然わからず男の人は大変困ってたけど近くの家に運よく走り込んで女性に連絡をとり、その女性がバケツに水を入れて首回りや顔を冷やしてやり、もう1人別の女の方が飲み物を与えて助けた事例がありますと、この人も80を過ぎた方でした。運がよかったですと、発見されなかったら、もしこの男の人に出くわさなかったら結果はどうなっていたか、大変日中暑い日じゃったそうでございます。もう1人の方は、室内で熱中症にかかり救急車で高知市へ搬送されて1カ月間入院して現在は退院してきました、今月7日に退院してきました。この方は体の弱い娘さんと同居していたので娘さんが救急車を呼んだと、本人は呼ぶような力も何もないと、ぐったりしちよったということです。もし、ひとり暮らしであったらどうなっていたか。クーラーも昔つけたクーラーですけど全然稼働できないほど傷んでいるんです。だから、クーラーもない暑い部屋で我慢をしてて結果こうなったということで、非常におのおの持っている暮らしの条件、どういうところでどういう体勢でおったということからいえば、僕は非常にこの2つの例を見てもひとり暮らしの高齢、この人こそが物すごい問題と、これから思います。やっぱりだれかがおってくれたら、両方とも一緒の熱中症になるということはないとはいわんけどやっぱり声かけができるということからいって、今後としては、今、課長さんのほうから熱中症の予防の啓発は今もしてきたと、今後もしていくということは、私もこのことについては第一に熱中症という、こういうお年寄りが今まで日本の気候の中で聞いたことのないとか、なれたことのない、こういうことに遭遇したことのない人たちが非常にかかる率が多いので、こういう人たちに啓発を行うことが非常に大事なことでありたいことは私も課長さんも同意見でございます。これはぜひとも進めてもらいたいと思います。

それから、もう1つは、やっぱり特にとということで私も今言いましたけれども、ひとり暮らしの高齢者、それから低所得者、生活保護世帯に対して、どういう環境でその人がこの夏、それぞれの夏を過ごしていきゆうかのやはり調査をする必要が僕はあると思います。例えば、エアコンを持っているのか持っていないのか、大体35度の気温になればこういう症状になる可能性が大変高いということからいって、エアコンの設置の状況なんかも調べてみるということはまた大事やと思います。

それから、もう1つは、やっぱりエアコンは持っているけれども、なかなか生活の格差の中でフル回転したら電気代が高いのでスイッチをえい入れんということで暑さをしのいでいるというような内容もあるそうでございます。そういうことに対する電気代の補助、また、四国電力に対しての電気代の減免制度の要望とか、そういうことも含めて行政のほうから声をかけていく必要はないのかどうか、その点についてお答えをお

願います。

もう1点このことについてお尋ねをしますけれども、小・中学校の運動会の練習等で、これは須崎のほうでは子どもさんの運動中に熱中症で何十名もが倒れたということが出てきたけど香美市の場合はどうだったか、1つその点をお尋ねをします。

火災報知機のことについては、もう一度アンケートをとるということも言われましたけれども、66%は県内的には非常に高いということも今言われました。しかし、私は、実際にお年寄りの家庭を訪問したときに、この人らにどんなにアンケートをとったってつけることはえいしない、実際、物理的にえいしないと思います、はしごかけて高いところへということね。だから、僕はその点については、やはりこういう言葉を使ってえいかわからんけどシルバー人材センターの方なんかにはやっぱり要請をしていくと、行政からの要請、これは民生・児童委員さんなんかは回ってもろうたら、高齢の方で実際、肉体的にえいつけない人なんかをピックアップすることわけないことなので、そういうことで実際、体を持っていて今からつけますと、どこに器具はありますかという援助をしなかったら、これはいうたら費用対効果から言っても2,400万円かなんか使ったでしょ、警報器を買うときにね。そういうことからいっても、やっぱりそういう体を持っていてつけると、実際つけてあげるという体制がとれないものかどうか、その点をもう一度お尋ねをします。

市営住宅のえらい団地については、民間から考えたら絶対やられんことがもう堂々と通っていくというか、僕はそこの家族構成といいますかそういうことからいって、もう絶対にこの人らあは車に乗らないという世帯がかなりあると思うんです。にもかかわらずまだここで30台分余っているんですか、それを新しい人が入ってきたときに、いうたら対応せにゃあいかんから置いちよくという姿勢は、ちょっと僕は考えもんじゃと思います。なぜかいうたら、これがあればああいちゅういうことで行政のほうに近くに住民がぜひともひとつ利用させてくれと、もういかんというときにはいつでも引き上げるのであいちゅうときだけ貸してくれんやろかという申し入れしちゅうわけなんですよ、僕にもそのこと言うたんよ。言うたけどいろいろ補助金の出ぐあいが、そういう形でやっちゅう仕事やからほんで民間には貸せれないというようなことでむげに断られたということで私のとこに言うてきたけど、私はそういうもんかなということ非常に気持ちは落ちつかないんです、それがね。こういう30台分も遊ばせて、それで新しくチェンジするいうてもそれが本当に、今1人この間亡くなったでよね、また1つ部屋があいたと思います。しかし、それは本当に微々たる数であって、もう車に絶対乗らないという人なんかの駐車場いうものは永遠に空きで残るんじゃないかというように思うので、ひとつここをもうちょっと検討してもらいたいと。借り手としては役場（市役所）が戻ってくれ言うたら無条件で戻すと言うからあいちゅうときだけ貸してくれという申し入れしちゅうの。しかし、それがいかざったということがあるので、それを検討してみてください。

それから、投票所のことやけど、これは投票所で拘束されてる時間が違ったのもう夕食が出ないということについては理解できます。今までもらってた人からいったら、あそこで夕方弁当もろうて、7時までやから8時までやからいうて弁当開いて食べたりできんと。実際どんな形でご飯食べようかいうたら、あれは選挙法上はその場所を離れてはいけないいうからみんなが投票しゆうときに弁当開いて食べにゃいかんわけよ。けど、そんなことできませんいうわけよ、投票者に対してね。ほんでもう、悪いけど来ない時間にかわりがわりが裏の部屋へ入って食べゆうと、そうせざったらもう飯を開いた前を投票した人が通っていくやいうことはやっぱりあそこに座りゆう人としては絶対できんというのが実情じゃいうことだけは知っちゃっちゃって、そういう中で夕食は、今までは出よったということ的前提に僕は言うたんです。それも夕方もう終わる前にもろうても食わずに帰って嫁さんと2人で食べたというような話も聞きました。ただ、時間的なことで提供されよったと、時間が短縮されたのもう出ないということについては、この問題については僕に問題を話してくれた人については答弁をしておきますので、ほいたらこれで2回目を終わります。

- 議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩します。
（午後 2時16分 休憩）
（午後 2時28分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。
農政課長、中井 潤君。

- 農政課長兼農業委員会事務局長（中井 潤君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えします。

香美市としてどういう取り組みということですか。このペレットボイラーの導入につきましては、物部川流域で300キロリットルの重油の使用を削減するという目標のもとに事業を始めております。それで、香南市さん、香美市、南国市さん、3市でこれと一緒にになって取り組むということで進んでおります。今のところ香美市では5軒の方が手を挙げられておまして、きょう現在、1軒の方が取りやめということで4軒の農家がこれに参加をする予定でございます。

それで、このペレットをどこから買うのか、責任感がないのではということなんですが、業者を選定するに当たりまして、入札の条件としまして燃料供給を条件にしております。ボイラーを入れる業者に燃料供給を条件にしておりますので、その業者がどのペレット工場と契約をするのかということとはわかりませんし、現在もまだ業者自体も決まっていないという状況であります。今のところお話を進めておられますのが相愛さんと昭和産業さんとそれからネポンさんの3社から見積もりをちょうだいして予算の要求の資料にいたしております。相愛さんの場合には銘建さんを使われるであろうというふうには考えられますが、昭和さんはどこのメーカーを使うのかということはまだわか

っておりません。それから、おっしゃられたように銘建さんはホワイトになっておりますし、県内のペレット製造工場でも土佐テックさんと須崎燃料さんはホワイトのようがあります。それから、ゆすはらペレットさんと佐川町（仁淀川ペレット製造施設）さんはブラウンといいますか全木のペレットのようであります。それから、平成22年度に生産を開始する予定の池川木材さんはホワイトの予定でありますし、安芸市の安岡重機さんはブラウンの予定であるということでもあります。平成21年度現在で4,300トンの生産能力があります。それから、平成22年度末になりますと6,500トンの生産能力になるというふうに聞いております。それから、ゆすはらペレットさんにつきましては1,800トンの能力があるんですが、現在そこまで生産に至っていないと、注文がないという状況にあるようです。このペレットボイラーのことで数回もう協議をいたしておりますけども、6,500トンの生産量に対してボイラーを全部たいたとしても銘建さんから入ってこないということは考えられませんので、これで需給自体はバランスがとれるのではないかとこの協議になっております。

それから、農協さんに全部任せておるといことなんですが、ボイラー自体は香美市の所有になります。その維持管理につきまして農協さんと契約をし、農協さんが通常の維持管理及び使用に関して農家と再契約をするということになりまして、日常の維持管理及び使用に関しては農家が責任を持つといいますか、通常の使用に関して消耗品等もすべて農家が負担をしていくという契約になります。そのうちの7年間、県内産のペレットの使用というお話を先ほどいただきましたが、そのような縛りはかけておりません。どこのペレットを使っても構わないことになっておりますし、業者さんにそういう燃料供給を条件にしておりませんので県内産でなければならないという縛りはかけておりません。

それから、次に、高知県産で50円ぐらいになるだろうというお話をいただきましたけども、協議をする中でボイラーの業者さんの話では40円ぐらいでは入れられるのではないかとこの話を従前にいただいております。

それから、灰の処理につきまして、ホワイトよりもブラウンのほうが残渣がよけ出る、それは間違いのないこととございます。エネルギー量につきましては、ホワイトもブラウンもほとんど変わりはないという話を聞いております。あとそれで、灰の処理につきましては、一たん農家さんに預かっていただいてペレットの配送業者が収集をしてくる、あるいは農家さんからJAさんの一時保管場所に持ってきていただくというような格好で残渣につきましては対応していきたいというふうに考えております。おっしゃられたように灰につきましては産業廃棄物になりますので、ほ場への散布はできないこととなっております。

それから、ペレット工場は香美市が最適ということにつきましては、林政課さんのほうが検討していただいておりますので林政課さんのほうにお答えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 林政課長、舟谷益夫君。

○林政課長（舟谷益夫君） 片岡議員の香美市において木質バイオマスエネルギーの取り組みについて答弁いたします。

平成19年度と平成20年度に、香南香美地域新エネルギービジョン詳細ビジョン策定調査というのを香南市とともに行っております。木質バイオマス、次世代エネルギーとしての可能性を模索するということで、基幹産業であります農林水産業におきまして原油価格の急激な変動、それから長中期的な計画に基づく経営戦略を構築することができない。そこで、香南香美地域では物部川流域が連携し、未利用森林バイオマス利用によって地域の活性化と低炭素化社会の実現を目指すというようなビジョンを立てております。そこで、実現としましては、物部川流域の中で切り捨て間伐されてます発生量が年間9万5,000立米、それから、搬出間伐なんかで端材とかかれこれ山のほうで捨てられておりますがその数量が5,000立米、合わせて切り捨て間伐材が9万立米、林地残材が5,000立米、合わせて9万5,000立米と。ほんで、利用できるであろう原材が4万トン以上は出てくるだろうと。それと、農業のほうのことでいいますとA重油のほうで今まで主流でたいておりました、加温するのに、それがリッター65円を上回ったところで農家経営が成り立たんということで農家さんが工夫されまして二重張り、三重張りの温度が保てるような加温ハウスをつくったり、代替の燃料をほかで探したりいろんなことをして今まで来ていたようです。そこでリッター65円が採算ベースということをお農家さんのほうからも聞いておりますので、先ほど申しましたA重油1リッター当たり2倍、2キロ要るわけで、それで35円から、2倍といたしても材料によりまして1.73倍要るとかということもありますので35円から38円以内で農家さん渡しでいけるとしたときにはこの物部川流域で地産地消型のエネルギーとして、循環型のエネルギーとして事業化が可能やろうという判断です。

それと、もう1つが、先ほど片岡議員さんがおっしゃられました銘建のほうでは十何円とか言いましたけど、自分が話に聞きますと1キロ、一般の人で25円渡しだそうです。それで、市内の農家さんとか、それから市が経営しています市営のプールとかいうのは1キロ20円渡しということで、こっちへ持ってくるときにはその買い取りの量とか運搬費が要るんで確かにこの地元でつくるよりは銘建のペレットのほうがお安価である。さらに、外国産になるとそれこそ十何円が入ってくる可能性があるということも聞いております。ただ、この物部川流域で香美市のほうが供給、香南、南国が消費という供給先ということで回していくためには、上下流の連携による信頼といいますか連携でこの地域の中を回していくしかない。安い材は県外、外国にありますけど、お互い理解し合える中で事業ができんやろうかというようなことを検討しております。

それで、さっきの平成20年度の香南市で行いましたビジョンに、次の段階としまして、総務省の平成21年度2次補正予算として「緑の分権改革推進事業」というのが創

設されました。これはクリーンエネルギーなどの地域資源を把握し、最大限活用することによりまして、地域の活性化、絆の再生を図り、分散自立型・地産地消型社会、地域の自給力と創富力を高める地域主権型社会への転換を目指す緑の分権改革を推進するというので、県のほうへの委託事業として香美市については流域内におけます木質バイオマスエネルギーの可能性の実証事業の再委託を受けることになりました。そこで、香美市は、再々委託として工科大学のほうに、いうたらこの検証事業の委託をしております。香美市のかかわりとしましては、流域内で各市とJAとか県の関係機関とかで検討委員会をこしらえまして、供給側の部会、それから使う側の部会、両部会によりまして何とか連携して事業化ができんやろうかということをお今、実証調査中でございます。

最終的にこの流域内でコスト的に見合うような材料が見出せてそれを工場で生産したときの製造コスト、それから農家さん渡しの価格とかいうのを調査、研究して、やはりそこで自分が、まだ結果が出たわけじゃないですけど銘建さんなんかは1日100トン廃材が出ゆうわけです。以前はそれを産廃処理ということでお金を払って処分しよったのがですね、手をかけずしてペレットの製造機器のほうへ空気で送って自動的に製造されゆうということで、そこはホワイトペレットですけどなかなか価格的には太刀打ちできん、ほんで、地域内の連携がいかにかにできるかによって香美市におけます将来の事業化が可能か、それから製造の工場の規模なんかもこれから検討していくようなことに、状況になっています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 片岡議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

事例のほうお話しいただきまして、それぞれの家庭状況が違っているということで家庭の調査をというお話でございましたが、なかなか1軒1軒調査ということになりますと大変な作業ともなりますし、事務的にも困難が伴います。やはり予防の啓発ということが大切だと思いますので、日ごろから各世帯を訪問することが多い民生・児童委員さんとか地域包括支援センターの職員とも連携をしながら訪問時の熱中症対策についての啓発を行い、また連携してやっていきたいというふうに思います。

それと、電気料についての補助、減免をというふうなお話もありましたが、電気料の補助、減免ということはなかなか難しいんじゃないかというふうに思います。電気料等につきましては、ご家族がおれば、同居していなくても子どもさん等おりましたらそちらのご支援もいただくというふうなこともまたお考えいただきたいというふうに思いますし、また、同居していない子どもさんからもやはり注意といいますか、日ごろから気にかけていただくということも必要かと思っております。親族のない方もおいでると思っておりますが、ご近所でコミュニケーションを図りながら気をつけていただきたいというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

運動会の練習中のということですが、こちらにつきましては教育委員会のほうがお答えいただくということになりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 片岡議員の学校関係の熱中症のことでお答えをいたします。

須崎の小学校のほうで熱中症が起こったということを受けてます。香美市としては、学校で熱中症が起こったというような報告は今年は受けておりません。県教委のほうからもいろんな通知とか情報が来ますので、それをまた学校のほうに流すというような形をとっています。例えば、水筒を持たすとか、適度の休養とか、無理な運動会の練習をしないとか、教室での通気をよくするとか、保健室での飲み物とか塩の準備をするとか、そういうことで対応をしてきました。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 16番、片岡議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

高齢者や独居等の家庭、シルバーや民生・児童委員さんをお願いしたらということですが、以前にも、配布前にもお話ししたかと思いますが、配布のご協力は消防団員、また民生・児童委員さん、会長さんのほうにもお話をいたしまして、やはりご近所、消防団員につきましてもそうですが、ご近所の高齢者や独居の方につきましては心配りをお願いしますということでご協力お願いをいたしました。

また、今回、一定すべて配った後、辞退者とかいうところで必要量余った関係で65歳以上の高齢者、独居の方にはもう1個社協のほうを通じて配らせていただきまして、その時点でも設置等についてのご協力をお願いをいたしました。

一定の手渡ししておりますが、まだ、やはり先ほど議員の質問がありましたように設置をしていないというような方もあろうかと思えます。それと同時に、まだ設置率が66%ということでまだまだ設置を上げていかなければならないということがございますので、先ほど申し上げましたように再度11月にアンケートとりましてその結果を見て、そのアンケートの中にも設置をしていない理由とかいうのも簡単に選んでいただくようにしておりますが、そういう状況を把握した後に、今後の推進についてどういうふうにしていくか検討していきたいというふうに思います。

以上よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さん、2回目の質問にお答えします。

確かに民間では考えられないような状態になっております。本来ここの、先ほども申し上げましたようにここの住宅もともと80戸ありまして、それを改築すると、建てかえるという段階でメゾンと今の黒土で70の10の80というような状況で建てかえを

行いました。これ従前、私の以前のことでございますが、この建てかえの戸数と駐車場のことについてはなんか議会のほうで議論があったというふうなことを聞いております。その中で最終年、B棟が完成した最終年におきまして、一番西にありました古いものを壊してその跡どうするかというときにですね、交付金の事業が使えるということでありましたので駐車場をあえて改めて21のスペースを追加してやったと、これで72の分ができました。それで、基本的にメゾンと黒土、両方足しますと80戸あります。それで、現在メゾンに5戸、黒土に72で77台分は確保をするという状態になりました。確かに現在30という空きスペースがございますが、もともと整備をする事業が一般の駐車場整備事業のお金をもらってやっているわけではございません。いわゆる住宅交付金事業の有利なお金を使わさせていただきまして整備するというふうになってきておりますので、いわゆる一般開放するということにつきましては、交付金、補助金の制度そのものが緩和されるか、でないと現時点ではできないというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 16番、片岡です。3問目の質問をします。

バイオの関係でございますけれども、これ5名が4名になった、1名やめたということ今聞いたんですけど、私はそのうちの2名の方からお話を聞いたんですけど、一つには、時代の変化によって農業をするところまでCO₂削減の制度が入ってきたということについては、非常に自分らあがずっと今まで重油をたいてやってきよったものが大きく転換するんだということでは、非常に感動的なのとか嬉しいという受けとめ方をしております。私も本当にこの世界を守っていくには、やっぱりあらゆるところでそういう結果の出ることをしていけないかということ考えたものです。その中でこの農民の方が何を言ったかいうたら、やはり使うほうでCO₂を削減するのでぜひともつくるほうでも、ペレットをつくるほうでも山の安全な木材の育成のためにもCO₂削減のためにも間伐材を使って地産地消でやってくれんやろうかと、それでこそやっぱりこの制度は生きていくし、外に向かっても誇れる事業として香美市が発表できるんじゃないかということをおっしゃいました。そのとおりだと私も思いますけれども、今、説明してくれたとおり、南国、香南、香美市の中で物部川流域としてのバイオの関係を検討しゅうと、大体9万5,000立米が、いうたら散財として廃っていきゅうのをやれば4万トンのペレットができるというようなことを聞いたように思いますけれども、4万トンということになれば大変な供給量が生まれてくるわけなんです。それに伴うやっぱり使うほうのことも考えないかということになりますので、これは費用対効果とか、採算も度外視してただつくったらえいというようなものではないのでなかなかそこらあたり難しいと思いますけれども、今後のこの需要の関係、使うほうの側がどんどんふえていくのかどうか。つくるのは、そういう体力は香美市にはあると何ぼ言うても、つくったものがやっぱりそういう値段の相場に合ってお百姓さんが使ってくれるようなもののが、そのバ

ランスはどうとれるのか、そういう見通しはやっぱり今後どういうようにこの物部川の関係で検討しゆう中では出てきてるのか、その点を一つお尋ねをします。

それから、熱中症のことについて、これ9月13日の参議院厚生労働委員会で共産党の田村智子さんという議員の質問に対して、厚労省は生活保護費に夏季手当を検討するという答弁があつてゐるんです。ご承知のとおり生活保護については、冬季の冬の加算がなされているけど、冬だけでなく暑い中での生活保護世帯に対する加算も検討するという答弁は出されてゐるんですけど、そのことについては担当の方はご承知じゃろうね、その点。

火災報知機については、私たちが知った人については協力をしていくということで努力をせないかんと思いますし、また、消防のほうとしてもそういう方向で今後も検討していくということですので、ぜひともお年寄りの方、一番火災に弱い方が実際はこの報知機が設置されてないという現状だけは十分に理解をして対応をしてもらいたいというように思います。これは答弁はよろしいです。

それから、駐車場の問題は、非常に、何かこうくくったようなことを言うてくれますけれども…。

(笑い声あり)

○16番(片岡守春君) 私は、一納税者としてそういう形でしか実際はできんもんなのかと。地域の人が貸してちょうだい言うたときで、それほど縛りがかっちりせにゃあいかんもんじゃおかという非常に危惧した気持ちがあります。遊びゆうことは目の前にはっきりしちゆうのに、その点は全く改善の余地はないものかどうか、再度お尋ねして私の質問これで終わります。ありがとうございました。

○議長(西村芳成君) ちょっと休憩します。
(午後 2時56分 休憩)
(午後 2時56分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

市長、門脇楨夫君。

○市長(門脇楨夫君) 片岡議員の木質バイオマスエネルギーの件についてお答えをさせていただきます。

課長からさまざまな今の状況について述べさせていただきました。そうした多くの課題がある上で進んでいくというのが現実であります。ですから、先ほど5名が1名減って4名になったという、いわゆる使用側についても大変不安もあるわけです。いいますのも、やはり我々にとってもこの事業が本当に香美市の将来のためになっていくのかどうかということは大きな課題であります。しかしながら、国の考えは、やはり今の地球温暖化の中でいかにCO₂を削減をしていくのかという問題と、もう1点は、その多くの日本の木材をどう再利用していくのかというのが根本にあるわけですので、

そうしたことから考えればやはり国としてのそうした制度といたしましょうか、補助的な部分、そうしたものが充実をしてこないと、安易にこのペースに乗って進めていきますとトップを走りよったら変なもんになっていくということもこら考えられるわけでありますので、やはり慎重な対応が必要ではないのかなというふうに思っております。

需要のバランスがとれていくのかどうかっていうのは、香美市で考えますともう30年前のオイルショックのときに、やはりこの化成のいわゆる燃料に頼らないハウス園芸を進めていくということで無加温ハウスを進めてきた。当時はたくさんの加温農家があったわけですが、今このような状況になっているわけです。これは香美市、旧土佐山田町の状況でございましたが、そのようにしてやはり時代を見通した中でそうしたバランスを持っていかないかと思っておりますので、一概にこれを急速にリーダーシップをとってやっていけるのかどうかというのは今後の見きわめが大事だというふうに私は思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 健康づくり推進課長、凡内一秀君。

○健康づくり推進課長（凡内一秀君） 3回目のご質問にお答えします。

生活保護費の中の夏の加算ということで今年の4月に通知か何かがあったようでございますが、自分のほうちょっと承知しておりませんので、また福祉事務所のほうへ聞いてみたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 片岡議員さん3回目のご質問にお答えします。

えらい申しわけございませんが、こういった交付金事業でいわゆる市の負担を少なくして制度上を利用してつくってございますので、縛り、これほど厳しくせにゃあいかんもんかと言われましても我々も条例、法律等がありますので、それを越してやるのはなかなか難しいというふうに考えてます。議員さんにつきましては、地域の声とかご意見を出してフェンス、それからバスケットゴールの移転なんかは我々管理責任において簡単にできるものは、できるだけことはやらさせていただきますが、この件につきましてはご容赦お願いいたします。

○議長（西村芳成君） 片岡守春君の質問が終わりました。

次に、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。通告に従いまして質問を行います。

4年が経過し、再びこの場所に戻ってまいりましたことに大変心躍る思いと、これまで支え心配していただいた皆様に大変感謝の気持ちでいっぱいでございます。

皆様ご存じのとおり、4年前の選挙において同数、くじ引きになり、一度当選はしたもののその後異議申し立て受理により失職という、1票を大変、本当に考えさせられる経験をさせていただきました。しかしながら、本当に1票の重みを感じとっているのは日々この香美市に暮らす市民であり、今回の投票率の低下もまたこの1票の重みを思っ

てのものであろうかと思えます。投票日も非常に暑い日で、外出するには面倒と感じる人も多かったかもしれませんが、ほかには政治に期待ができない、関心の持てる事業を知らない、わからない、大事な1票を投じる先がない、そういった市民の思いもあろうかと思えます。これは、私も含め私たち政治家が十分に市民に対し政治の情報発信力を発揮できていないことも原因と考えます。

また、逆に市民も知ろうとしない、理解しようとしていないという、与えられて当然という間違った考え方も原因であらうかと思えます。市民もまた政治に関心を示し、政治をあきらめない態度を示すことが香美市政の活性化につながってまいります。本当に未来を変える選挙であれば、人は必ず投票へ、いかなる手段を持ってでも行くはずでございます。私の知っております非常に高齢の目もほとんど見えなくなったおばあさんが、1キロ先の投票所まで道路にかかれた白い白線をたどり、ひたすら近くの小学校まで投票に行った。そういう思いがあれば必ず人は投票に行く、それは私たち政治家の姿勢、そしてまた市民の思いからつながるものでございます。投票率の低下を選挙管理委員会に問うといった責任放棄の姿勢は今後とりたくありませんし、そして、これからの投票率、さらには住民の市政への関心を今以上に持っていただくためには、やはりこの議場にいる私たちがこれからしっかりと切磋琢磨し、できることをしっかり行っていく必要があります。そして、その姿、活動を見て投票すべき政治が香美市にはある、重要な1票をしっかりと行使し、この香美市を変える力としてかかわりたい、そう思っていただけの市民が1人でも多くなっていただけたらと思います。市民の苦情が声援に変わる政治、行政を行っていきけるよう、議員の壁を越えて、また行政執行部の皆様のお力にもなればと思います。

議会議員は、まず市民の味方でございます。そして、逆に行政の施策が議決、決定されたとき、そこから議員は行政の盾として市民にお伝え、説得する必要があります。市民のやりとして行政の盾として、それが私の香美市議会議員としてのあり方、政治姿勢としてそれを目標とし、今後議会議員活動に専念してまいりたいと思います。まさに矛盾という漢字そのもののような話ですが、矛盾から生じる未来がまさに市民政治の始まりであると信じ、それを大局観とし、それでは、ただいまより質問に移りたいと思います。

まず、最初に、市長にお伺いをいたします。市長の政治姿勢についてでございます。大変多くの方から質問をされた質問だと思えますが、確認の意味も込めましてご質問をいたします。

昨年、国政の政権交代により、日本は大きく変化をしました。自由民主党政権の最後の経済対策、さらには民主党政権になってからの概算要求基準、通称シーリングの排除による国の財政の膨張は、今回の香美市の財政にも大きく影響し、大きく黒字の運営を行うことができる状況とはなりましたが、国の膨らむ借金は納税者の負担、地方への交付金の削減など、近い将来今まで以上の覚悟をしなければなりません。国政の状況に左

右される市政では、いずれ経営も立ち行かなくなることを危惧いたします。しかしながら、現在、国の政策により逆に予算面での実行に余力がある今だからこそ10年、20年先の自立できる地方都市に向けた香美市を目指すことも必要であると考えます。

そこでまず、私、香美市最年少の議員として市長にお尋ねをいたします。「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」というものを考えた際、これは10年、20年先の自立できる地方都市を目指すのか、それとも今までどおりの中央集権型国家の中の上位機関追随型の地方都市を継続していくものなのか、市長のお考えをお聞かせください。

また、「輝き・やすらぎ・賑わいをみんなで築くまちづくり」を行っていくには、土佐山田、香北、物部のそれぞれ独自の文化、地域性を生かし、住民参加を広く実践していく必要があると考えます。今後、地域の文化を尊重した香美市のまちづくりを進めていくのか、それとも新生香美市として4年が経過いたしました新たな文化を築いていくのか、どのような地域実現の目的、コンセプトを持ち、日々の業務に取り組んでおられるのかについても市長のお考えをお尋ねいたします。

続きまして、市民の視点、生活の実情に合った行政についてと題してご質問をいたします。

今回の市議会議員選挙の投票率の減少は、先にも述べましたが日中の暑さだけでなく現在の市政に対する不信が少なからず影響しているように感じました。そして、この4年間、多くの市民の皆様とお話をさせていただく中で多かった意見が議員報酬、そして職員の給与についてでございます。

その意見には二通りの意味がございました。1つは、ただ何も知らず、高いという先入観を抱き思っている意見、そして、もう1つは、財政難や苦しい地方の状況ということがマスコミ等から伝わりつつも、議員活動がよく見えないことであったり、一部職員の業務に対し不信を抱いていること等が意見としてありました。そして、この後者の意見としては、選挙により選出された者がまずその財政難というものにしっかりと取り組んでほしいという意見としての報酬削減という1つの提案が非常に多かったと感じます。苦しいとき、人はその苦しさを共有するリーダーを求めます。私は現在31歳ですが、同年代には就職ができない者、就職をしても1カ月の給与が15万円にも満たない者、非常に多くおります。そして、私の父親の世代でも就職難の声もあります。この苦しさを議員が、行政職員が共有することが市民の支持、そしていずれは香美市の活性化施策への住民参加につながろうかと思えます。

この報酬削減をしないのであれば、苦しい市民の現状を打開する明るいニュースを築いていかなければなりません。もちろん明るいニュースを築くことが我々の仕事でございますが、市民にその仕事にしっかりと取り組んでいるんだ、明るいニュースを築くため取り組んでいるんだと伝えるに当たって、一体何と伝えたらよいのか、市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

もし、市民にうまく伝えられないときは、報酬等を含め、市民にはまず見えやすく、わかりやすい方法で歩み寄る姿勢を示さなくてはならないと思います。議員であれば顔を見せるだけではなく、意見を聞きつつ市政の現状を説明し、関心を持っていただく、市政に協力をしていただくよう努めることであろうかと思います。市民にまず見えやすく、わかりやすい方法で歩み寄る市政について市長のお考えをお聞かせください。

次に、市民活動の推進についてでございます。

私は、香美市内にあります高知工科大学の第1期生として兵庫県からこの地に参りました。専門は都市計画、まちづくり計画学でございます。研究を通して学生時代より市民活動、NPO活動にかかわることが多くなっていきました。現在住んでおります神母ノ木地区で夏場に開催しております神母ノ木風鈴横丁も広い意味でいえば市民活動であります。町の活性化をテーマに酷暑の夏の期間、ご近所の声かけ、そして支え合うきっかけとなればと思い始めた活動でございます。その中から多くのことを学び、そして人々は話す楽しみを覚え、さらには商店街の中に1つお店がふえた、そういう結果となりました。

地域の維持、振興に必要なのは住民力です。まず、地域の人間がしっかりと自分たちの力で地域をよくするんだという思いがなければ地域の活性化は始まりません。ある書物にこう書いてありました。行政主体の商店街活性化が成功したためしは一つもない。まず住民が主体にならなければ成功はしない。そのためにも現在の香美市において輝き、安らぎ、賑わいをみんなで築くには、市民活動の推進を図っていかなければなりません。地域の中から市民主体の活動を促すことは、そこから生まれた団体とさまざまな共同事業やコラボレーションを可能にしていけます。高知市などは、NPO法施行に伴い高知市民活動サポートセンターを設置し、それをNPO法人が指定管理者として運営を行っております。その内容は、ただボランティア活動の補助だけではなく会計面も含めた組織経営や団体間のマッチング等にも大きな力を発揮しております。現在、香美市において市民活動、NPO活動を行政はどのようにサポートを行っているのか、また、今後どのようにサポートするのかについてお伺いをしたいと思います。

なかなか市民活動というのを行政が進めて推進してやっていくというのは難しいかもしれませんが、市民がやる気を起こせる、そういった施策を考えることもできるか思います。企画課長にお答えを願います。

次に、旧3町村と合併香美市のすみ分けと題して質問をいたします。

香美市内でのさまざまな事業計画を考える際、地域性を生かす必要があります。香美市の全体的な考え方は地域の独自性を失う結果につながりかねません。しかし、全体として香美市をとらえることも時には必要であります。

現在、高知県では、産業振興計画策定に伴い各地域でのアクションプランがつくられています。これは全体的な目標を明らかにしつつ、それを実現するために地域で何をするのかを構成するというものです。面積も大変広く、文化あふれる香美市でも、さまざま

まな事業や計画を推進、立案するに当たり、地域の独自性、全体的なマスタープラン等、全体と地域のすみ分けを行う必要があると思いますが、その点についてどのように考えているのかご所見を伺います。

次に、建設都計課長にご質問いたします。土地利用の実態調査と整理・改善についてでございます。

時代とともに生活の状況は大きく変化し、香美市内でも都市計画は存在するものの、市街化の抑制の市街化調整区域の有無にかかわらず市街化は既に停止してしまっているようにも見受けられます。また、この不況のもと、都市部からUターンする若者も徐々にふえてきているように感じます。そして、故郷である集落への移転を希望する者も多く、親としては農地を宅地へと変更したいという意見、また、逆に子どもが来るから宅地を農地にして農業を営ませてやりたい、そういった意見もございました。さらには、きょうも意見で出ておりましたが、道路についても集落の人口が減少し整備の必要にも疑問が残ると、また、山間部では、道路が徐々につくられて自分の集落に近づいてきている、それだけけれども、あの道路がうちの前まで来たらそれで引っ越しをしようと、そういった住民も何名かおられました。時代の流れに沿った計画の変更が必要なものと考えますが、現在の都市計画を初め土地利用の実態調査と整理・改善するための取り組みを今後どのように行っていくのか、建設都計課長の所見をお伺いいたします。

次に、公共施設の有効な利用時間についてでございますが、この質問については利根議員が質問した内容と全く同じでございますので、質問は申し上げますが、この休日の開館について教育次長のご答弁が検討していくというご答弁でございました。検討していくという答弁ではなく、前向きにぜひ実施に向けて検討していきたいと今後は言っていたきたいと思います。

(笑い声あり)

○1番(有元和哉君) それでは、次に、企画課長に再び質問でございます。これは私の母校、高知工科大学との連携についてでございます。

現在の高知工科大学との連携の実態と今後の連携についての所見をお伺いいたします。また、具体的にマネジメントの分野やバイオマスエネルギーの分野での連携はどのように行っているのか、そういった点をお伺いいたします。

次に、香美市のとらえ方ということで質問をしてまいります。山から町へ流れを考えた活性化のコンセプト、問題対処から原因対処へと題しまして市長にお伺いをいたします。

香美市は、歴史を見れば物部、香北、土佐山田の流れによって潤ってきた地域でございます。私が現在住んでおります神母ノ木も物部、香北で切り取られた木材が神母ノ木に持って来られ、そこで値段をつけられて舟入川に移され高知市へ運んで行く、その流通の拠点として栄えた地域でございました。しかし、中心市街地の衰退、山間地域の人口減少は、このまさに過去の経済の流れが崩壊してしまった結果と言えます。商店街の衰

退やシカの被害等、諸問題、現在対策をしておりますが、この諸問題を対処するだけでなく、その問題の原因そのものへの対処が必要であると考えますが、根本原因を解決するため長期計画的なものは考えておられるのか。また、なければ今後、短期、中期、長期的な計画を策定していくつもりはないのか、市長のご所見をお伺いをいたします。

次に、物部支所長にご質問をいたします。支所長はめったにご答弁する機会がないかと思われまますので、ぜひとも答弁の機会均等を図るため質問をつくらさせていただきます。ほかの課長の皆様についても今後考えてまいりたいと思います。

(笑い声あり)

○1番(有元和哉君) それでは、まず、質問でございますが、物部町の存在価値、公益的機能と資源的価値というふうに題して質問をいたします。

合併してから4年、物部町では、極めて孤立感を感じる住民がふえたように感じます。中には不安からあきらめへと感情が変わりつつある住民も少なからずいることを感じております。昔からこの物部の地を守り林業を中心として、また、過酷な斜面での農業を続けることで、戦前、戦後の高知のみならず日本を支えてきた思いの強い住民が多く、そして、今もまたひたむきに地域に人が戻ってくることを願い、信じ、空き家の草刈りや農地の維持に努め、そして地域の観光や産品の開発に取り組んでいる方も多くございます。先にも述べましたように、過去からの歴史を思えば、香美市全体の活性化を図るには、やはりまず物部町を中心とした活性化策に重点を置くべきと私ははっきりとご提案を申し上げます。

物部町に人が住むことは、国家にとっても重要なことであり、それは水資源の涵養、土砂流出の防止、土砂崩壊の防止、保健休養、そして野生鳥獣保護、酸素供給、大気浄化など、公益的機能と今後ますます推進されるであろうバイオマスエネルギーの源としての森林、また、ほかの市町村に負けないユズの産量や、そして地域を生かしたグリーンツーリズムなどの観光など資源的価値の極めて高い地域であると考えます。今後は、それらの価値を生かすために、さらなる関心の高い住民力と専門的な技術力、情報技術等が必要と考えられます。しかし、調査や研究するには、長年のかかわりが必要で私自身まだまだ未知のことが大変多くございます。

そこで、現地で公務に取り組まれている物部支所長にお伺いをいたします。支所長にとってこの物部町に、そしてこれからの支所の機能に何が不足しており、何が必要であると感じるか所見をお聞かせください。この物部の地域についても私は、現在土佐山田に住んでおりますが、これからしっかりと地域を回って、物部からまず、山から元気になる、そういった施策をともに考えてまいりたいと思います。ぜひとも、それも踏まえ支所長には議員にこんなことをやってほしいと、そういったこともございましたら同時にお願いしたいと思います。

続きまして、教育行政についてでございます。

尾崎知事が誕生してから高知県教育振興基本計画の効果的な推進に向け、教育版地域

アクションプランについての検討がなされておりますが、香美市でも地域性を生かした教育の振興が必要となってきます。そのためには、現場職員と香美市の教育行政が密に連携をし合いながら全体的な向上を図らなければなりません。このたび、時久教育長は、教員時代より大変地域にも教え子にも評価の高い先生でありまして、私も高知工科大学の学生のころに先生が校長先生をされているときにお伺いをしたとき、非常に素晴らしい学校の雰囲気感動をいたしました。そして、高知工科大学の卒業生もまた、時久教育長のすばらしさを話す者も大変多くございます。ぜひともこれからは行政の事務作業に流されることなく、時久先生の思いや情熱が、これからは一つの学校だけではなく香美市全体の教育現場へ波及していくことを期待しております。

そこで、先ほどもお答えをいただいておりますが、就任されて間もない教育長に質問するのもどうかと感じましたが、ぜひ教育長としての所信表明を中心に現場と教育の行政のつながりについてお考えをお伺いいたします。

そして、続いて、また、教育についてでございますが、自然環境、施設を有効利用した青少年の野外教育の検討についての質問をいたします。

香美市には、広大な自然と青少年の野外教育に向けた環境が整っております。野外での教育活動には多くの手法、種類が存在いたしますが、これらの体験は青少年の健全な育成だけではなく、教育者の育成、また香美市の観光にも後々影響を与えてまいります。また、香美市内には、野外教育に知識や経験を持った方も多くおられます。この自然豊かな香美市の長所を生かした中山間地域の野外教育授業にこれから力を入れていくつもりはないか、あわせてお伺いをし、1回目の質問を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 有元議員の1回目のご質問にお答えをします。

質問の前に前段で有元議員のほうから申し述べられましたが、この4年間のブランクを取り戻すかのように大変幅広い、また奥の深いご質問をいただきました。大変、有元議員は高い理想と志を持ってこの議会に臨んでこられたわけでありますので、これからまた4年ありますので、ゆっくりと議論をしながらこの香美市の発展のために頑張りたいというふうに思います。

それでは、まず、1点目の市長の政治姿勢についてであります。この質問内容から順次お答えをさせていただきますが、自立できる地方都市を目指すのか、それとも上位機関追随型のいわゆる国主導の地方都市を目指すのかというふうな問いでございますが、二つに一つの選択を迫られれば、今の国の流れ、地方分権あるいは地域主権、そうした状況下におきましても、また同時に、地方の現在の立ち位置からしましても、これは当然自立できる地域都市を目指すというのが考え方の一つであろうというふうに思っております。

しかし、自立といたしましても、本県のようなさまざまな環境が非常に厳しい地方都市

にありましては大変容易なことではないというふうに理解をするし、また自覚をしておかなければならないというふうに思っております。地方に対して国の果たす役割というのは、国土保全や国民の生命、財産を守るという大変大きな役目を背負っておるわけでありまして。それと同時に、また、地方も自力でできることはその責務を果たすための知恵と工夫を重ねながら努力していくことが大変大事であるというふうに認識をいたしております。そういうふうな形の今後、国と地方との関係のあらわれ、そうした部分と地域が主体的になって取り組んでいく、そういう考えの中で先日、関係3市、香南、南国、そして香美それぞれが高知市と定住自立圏形成の協定もしたわけでありまして、そうした具体的な形も整えながら、やはり地域として自立できる部分については自立していくということが大変大事だというふうに思っております。

しかしながら、国のそうした関与が皆無であるというふうな部分については、なかなか不安要素はたくさんあるというふうに思っておりますので、今後の国との関係も見直しながら、また同時に、我々のできる部分については積極的に前向きに取り組んでいくという方向で進めていく必要があるというふうに思っております。

次に、市民の不安と不信を改善するための施策につきましてのお話があったわけがあります。

議会議員さんの立場、議員さんの仕事について私がとやかく言えるものでもございませんので、それは皆さん方の活躍、活動を見せていただくわけでありまして、私自身の市政への取り組みの姿勢につきましては、市民にやはり見えやすく、またわかりやすい方法で歩み寄る姿勢が必要ではないかというふうなご質問であるわけですが、私自身、この4年間、自分の可能な限りの行動といたしまししょうか、そうしたもののの中で市民に少しでも近づき、また、市民の目線で市民の思いを、そうしたものを重要視しながら行政に取り組んできたと思っております。

また、さまざまな行政課題につきましても、行政の中で市民の方々にもご参加をいただいて、そして、そうした行政を進めてきたという認識があるわけですが、しかし、そうしたご批判があるとすれば不徳のいたすところという中で甘んじて受けるつもりでございます。けれども、今後も私は、私なりのスタイルでこの期間は過ごさせていただきたいというふうに思っております。

それから、第1番目の質問とちょっと重なった部分があったので、次の香美市のとらえ方、山から町へという部分と一緒にお答えをさせていただきますが、ご指摘のような状況の中で、歴史の流れの中で現在の中心地の市街地が形成をされ、そして、全体としての今の香美市の町の形があるというふうに認識をいたしております。今日まで物部、香北等もそれぞれが独自性、また独創性を発揮してその時代を切り開いてきたと思われまして、まさしく時代の流れというものがそれらも飲み込みまして、高齢化が進み、そして人口減少を初め過疎化が進行し今日的な多くの課題を持つことになったというふうに思われます。

しかし、そうしたことにしましても、それぞれの地域の特性を生かした地域づくりが当然必要でありますので、文化であるとか、歴史であるとか、そうしたものの特性を生かしながら今後も地域づくりが必要ではないかというふうに思っております。

また同時に、今日の山間地域の状況を生み出した原因というものを考えた場合には、一地方の自治体の力でなかなか解決できるほどの容易なものではないというふうに思っております。しかし、地域の、地方の最前線にいる行政として知恵と力を結集しまして今日の諸課題に対応していかなくてはならないというふうに思っております。そうすることは、いわゆる対処的療法ということになってくるわけでございますが、なかなか原因に対する、先ほどいいましたように原因に対する対処、これを突き詰める、突きとめてこの一行政でやれる範囲内というものは限られてくるのではないかというふうに考えております。

また、中長期的に考えた場合には、現在策定をしております平成19年から平成28年までの香美市第1次振興計画にのっとり、いわゆるそれに沿った取り組みを進めておるわけでございますが、平成23年度の前半で終わるわけでありますので、平成24年からの後期の基本計画策定の中でさまざまな課題、残されておるそうした問題等についての具体的な取り組みを盛り込んでいくことになろうというふうに思っております。

以上でお答えとさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 有元議員には段々にこれから職員に聞くというところで、第一段で3つもいただきまして大変ありがとうございました。私の持っております仕事の範囲内でお答えをさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、1つ目が、2の市民、NPO活動にかかわるお尋ねについてですけれども、この点についてお答えいたします。

例示的なものでいいますと、本市におけます具体的NPOとの協働事業につきましては、企画課での事業といたしましては現在、移住、定住促進施策の一環としての香美市お試し移住体験住宅事業がございます。これは高知県公営企業局から香北町にございます吉野の職員官舎をお借りいたしまして、移住希望者へ短期体験住宅として提供しているものでございます。この施設の管理と希望者との面接にともに当たっていただくなど、NPO法人からの協力を受け実施しているところでございます。他の部署においてもさまざまな分野で市民あるいは団体との共同事業などの取り組みがされ、まちづくり活動が推進されているところであろうと思います。ところで、来年、新庁舎の完成に合わせて機構改革を行うことを予定しておりますけれども、この中で特に今後におきましては、市民と行政との協働はもとより、市民と市民の共同と行政との一体的な協働を推進するため、新しい体制としてまちづくり推進課の設置、これは自治会やNPO法人を初め、さまざまな住民組織などとの窓口を一元化することにより一つの課として調整機能や全体把握がより容易になることから新しい連携と共同システムの確立を図られるものと考

えております。

実は、きのう高知工科大学のほうで地域活性化論についての公開講座がございまして、それに参加をしておりました。その中でさまざま学ばさせていただいたんですけども、特にその中で信州大学から今、法政大学のほうに移られております中島先生が学生に向けて呼びかけられた言葉がございまして、地域活性化にかかわるかかわり方として、学生諸君はサークルや成績のためにかかわるということではなくって真剣に取りかからなくちゃならないと。それは、すなわち地域の人にとっては地域活性化ということは死活問題なんだという、すなわち本気論をどうそこに活かしてかかわっていくかということが語られておりました。これは何も学生に拘わらん話であって、行政も本当に真剣にかかわらなければあならないというところでいいますと、やっぱりその本気度っていう部分をどうつくり出していくかという、私は、一つは体制というもののあり方がそのキーワード、キーポイントじゃなかろうかというふうに考えております。そういった意味ではきのうのその話の中で聞いた、どう向き合うか、本気でどう向き合うかというところの大切さというのがそこら辺にあらうかというように思う、延長線上に新しい組織っていうものが、どうも香美市が目指す部分としては、今はそういう形の中で進まなければならないのじゃないかということもある意味確信的に感じさせられたこととございまして、そのことをきのうは感じました。

次に、3の旧3町村と合併香美市のすみ分けという項についてお答えを申し上げます。

香美市第1次振興計画の原点は合併前に策定をされましたまちづくり計画でございまして、そのまちづくり計画策定の前提は旧3町村の独自性を尊重し、生かしながら新しい香美市全体をとらえたまちづくりのための計画でございまして、このまちづくり計画も、そして引き継いだ振興計画もともに市全体としての計画であり、それぞれに独立した行政計画や事業計画等について調整と整合を折り込んでまとめられたものでございます。

その香美市第1次振興計画では、計画期間の10年間で目指すべき将来都市像を、山、川、町、人が躍動し、支え合い、響き合う中で進化する自然共生文化都市、香美市として、山や川がつながって調和ある市の表現で新しい香美市全体をとらえた計画策定が示されております。その上でこの計画の柱立てとして交流拠点と軸、それとゾーン、この3つを設定をしながら合併前のそれぞれの地域特性とその中ではぐくまれた独自性を生かす項目が計画に盛り込まれ、それに基づいた取り組みや事業が実施をされているところでございますけれども、現在の第1次振興計画につきましては、先ほど市長の答弁もございましたように平成23年度で前期基本計画が終了いたします。平成24年度から後期基本計画に引き継がれますけれども、後期基本計画策定に当たっては、外部委託方式をとらず自営で策定をしたいと考えていますし、特に前期計画期間におけるみずからの取り組みや進捗状況等について検証を行い、課題を明らかにした上で振興計画にうたわれております将来都市像や基本理念の達成につなげられるように、香美市全体のことはも

とより地域特性に関することも合わせて一体的な取り組みができるような計画づくりに意を用いたいと考えております。

次に、6の高知工科大学との連携に関するご質問ですけれども、高知工科大学とは定期的に情報交換を行う場を持つということから、合併前の平成17年10月28日に土佐山田町高知工科大学連携協議会を立ち上げまして、それから、合併後は、香美市高知工科大学連携協議会と名称変更、最近では年間3回から4回程度の会を開催をしております。この協議会におきましては、その時々の本市の施策や工科大学の取り組み等について話し合いを行っております。

また、各課の計画策定時には、委員として工科大学の教授方等に参画していただくなど協力していただいているケースもありますし、また、学生方の活動としては、イベントへの参画や小・中学校でのパソコン教室への協力など、地域の活性化に欠くことのできない存在となってきました。

こうしたことから、香美市として、高知工科大生が実施をいたします地域活動等より一層支援するため、香美市高知工科大学地域活動奨励事業を本年度創設したところでございます。また、具体的なマネジメント部分やバイオマスエネルギー分野での連携については、香美市域の温室ガス排出の抑制等の具体的な対策に係ります協議機関として設置をしています香美市地球温暖化対策地域協議会の委員として、工科大学の教授に参加をいただいたり、あるいは平成21年度事業の繰越事業ではございますが、緑の分権改革の事業としてバイオマスエネルギーの賦存量の調査や実証実験を工科大学に委託をして実施をしてるところです。

今度につきましても、当然まちづくりの一つの核として位置づけしております工科大学に対して市政運営に当たっての支援協力に大きく期待をしていることは申すまでもなく、市としてもその関係強化に積極的に努めなければならないものと考えております。

議員は工科大学の生え抜きの方でもございます。この関係強化については、ぜひ側面支援ということではなくって主体的にお力添えをいただきますようによろしくお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 有元議員の土地利用の実態調査、整理、改善についてのご質問にお答えをいたします。都市計画区域についてのご質問と理解して答弁させていただきます。

指摘の高知広域都市計画は、香美市において土佐山田地区が対象となっております。時代の変遷からも適時必要な見直しもされ現在に至っております。その間、下水道や道路事業、公園など整備も進み、その効果も大きいところです。土地利用においても、居住事情における基盤整備網、雨水また下水道など排水対策も大きな進捗があり、JR駅北周辺では人口微増も見られています。

ご指摘のとおり、人口減少社会に突入した今、本計画区域内にも市街化区域拡大の可能な人口が保留されておらず、市街化区域編入がなされていない現状です。このことがお尋ねの市街化停止に見られると思います。

土地利用の実態は、都市計画にかかわらず多種の要因があり、まちづくりの中でその整理や改善の必要性を行うものと考えています。都市計画法に基づき、高知広域都市計画協議会で5年に一度の基礎調査により土地利用の把握は行っており、高知県の区域マスタープランで検討されています。ご質問の中で農家等の帰農の部分もお聞きになりましたが、市街化調整区域としての地域に根づいた産業の振興の部分には、その土地利用の重大さも振興計画の中で行ってまいります。

大谷先生のもと非常にその部分は精通されて、地域の旧土佐山田町時代のマスタープランも策定、参画もしていただいて、十分理解の中でご質問もいただいたと思います。これからも都市計画のメリット、デメリットは十分検討してまいりたいと思います。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 有元議員の公共施設の有効利用の時間についてということで、図書館の休館日の関係でございますが、先ほど私が利根議員に検討するという、検討ではなく前向きに検討していくと答えてほしいということでございますが、気持ちは前向きに検討していくという気持ちを持っておりますが、図書館の休館日は、もともと合併前の旧町村の地域の状況に応じたものを大体引き継いでできております。ただ、合併してもう5年目に入っておるということで、香美市の文化施設、アンパンマンミュージアム、中央公民館、美術館、吉井勇記念館等、開館日が休日、祝日も開館しておると。そういうふうな状況を見ても、同じ文化施設として利用者に満足していただけるように改善しなければならないという気持ちでございます。そういうことからいきますと、教育委員会だけで対応できん部分が実はありますね、職員の体制の問題とか予算的なことも含め図書館にはそういうところの協議会というのもございますので、そちらのほうの意見もお聞きして利用者のニーズにこたえられるように検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、岡本博臣君。

○物部支所長（岡本博臣君） 有元和哉議員の香美市のとらえ方についてのご質問にお答えいたします。

合併以後、大栃高校が閉校し、ウラタ衣料が工場を閉じ、また、行政面、経済面の中心地が土佐山田町となったことで距離感が遠くなり心理的に孤立感を感じる住民が増加したのではないかと考えております。

物部町の農業につきまして、栽培面積145ヘクタール、生産量2,100トン、生産額4億8,000万円と青果販売では日本一のユズ産地となっておりますが、以前に比べユズ玉の価格は低下し、人件費、生産資材は高くなり農家の所得は相対的に低下し

ております。

林業につきましては、民有林面積1万6,000ヘクタールを有し、その多くが伐採可能林齢に達し、その恵まれた森林から年間9,000立方の木材が搬出されておりますが、長引く木材価格の低迷により林業経営は非常に厳しく、間伐等行っても森林所有者の所得にはつながらない状況になっております。森林は、水源涵養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能などさまざまな公益的機能を有し、下流域のためにも森林を適切に保全、管理し、その公益的機能の維持、向上を図ることが大変重要であり、森林組合などの林業団体においてはそうした取り組みを行っております。

また、三嶺、白髪山、矢筈山を初めとする山岳観光資源などがありますが、そのほとんどは日帰り観光であり、地元への還元は極めて少ないのが現状であります。

このように公益的機能と資源的価値の高い地域ではありますが、その中身は今述べましたようにさまざまな課題とともに高齢化という大きな問題を抱え苦慮しております。これらの課題を克服し、価値を生かすために不足しているものは資金と人材、それに伴う知識ではないかと考えております。資金につきましては、財政面を含め難しい面もございますが、人材と知識につきましては比較的容易に受け入れることができるのではないかと考えております。

支所機能の充実につきましては、基本的にこれ以上の職員増加は望めないと考えております。このため、支所の職員で迅速に対応できるよう日々努力しております。老人に優しくお客様を待たせないという方針で取り組みを行っております。今後とも関係各課とも連携を図り、物部町の産業振興、また老人福祉の向上に努め、子どもからお年寄りまでが安心して生活が営める地域づくりを目指し、推進していきたいと考えております。よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼します。有元議員さんの地域性を生かした教育振興を行うための現場職員と教育行政のつながりについて教育長の姿勢を問うというご質問に対しましてお答えを申し上げます。

香美市の豊かな自然、温かく元気な人々、そして現在ある教育施設、今後、有効活用できる教育環境を生かし、他のどこにでも誇れる特色ある香美市の教育を創造することは、私の教育長としての最大のテーマだと思っています。現在、解決すべき教育課題は多くありまして、これには着々と取り組みながら、みんなが元気の出る香美市の特色を生かした取り組みを進めたいと思っています。現在、校長会、教頭会、各担当者会、保育所、学校訪問、社会教育関係の委員さんや代表者との会合など、機会を設けて意見を聞き、連携した取り組みを進めてきておりますけれども、今後さらに地域性を生かす視点を持ち、多くの意見を聞き、取り組み、つながっていきたくと思っています。

教育版地域アクションプランにつきましては、本年度は香美市の教育課題であります

不登校児童・生徒への支援と、外国語、特に英語活動推進校の育成に取り組んでいます。英語活動においては、11月9日に香長小学校での研究発表会も予定されておりますので、ぜひ参加しご意見もいただきたいというふうにも思っています。

2つ目の自然環境、施設を有効利用した青少年野外教育の検討についてということですが、青少年の野外教育の重要性は有元議員さんに同感です。実体験の不足している現在の子どもたちにとって、野外活動でどれだけ力がつくか実感をしてきたところだと思います。初めに申し上げましたとおり香美市には、豊かな自然、活用できる教育機関や施設、かかわってくださる人材が豊富で青少年の野外教育に向けた環境がたくさんあります。本年度、市内小・中学校におきましては森林総合センター甫喜ヶ峰、香北青少年の家、秦山公園、鏡野公園、日ノ御子公園、龍河洞、塩の道、西熊国有林、物部川、舟入川などを活用した野外教育が行われています。体力、創造、創意工夫する力、問題解決力、人とかかわる力など、いわゆる生きる力を高める上でも野外教育は重要であると思っています。有元議員さんの言われる中山間地域の野外教育事業、この事業ってということについては私にとって新たな発想であり、今後研究もしてみたいというふうに思っています。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 暫時時間の延長を行います。

1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） 1番、有元和哉です。2回目の質問を行います。

自分が大量に質問をしてしまったこと答弁を聞いて非常に悔んでおります。

（笑い声あり）

○1番（有元和哉君） それでは、順番にご質問をさせていただきますと言いたいところですが大体確認になります。

市長のご答弁大変にありがとうございます。私も同感でございます。現在の香美市の現状を考えれば、国の施策、それに従いつつも香美市の自立を模索し、これから新しい香美市を自立できる町に、何年そして何十年かけてつくっていかねばいけない、そういった思いの答弁であったかと思えます。その語尾についてまた再び教育次長に言ったことと同じになってしまいますが、計画に反映していくであろうと思えますというように答弁ではなく、ぜひともしっかり計画に折り込み、実行していくというふうに言っていたかかったかと思えます。これは特にご答弁の必要はございませんが、もし何かございましたらお願いいたします。

（笑い声あり）

○1番（有元和哉君） それから、続きまして、企画課長にお答えをいただきました高知工科大学との連携についてでございます。

大変多くの会であったり委員会であったり教授がかかわり、そしてまた学生もイベントでかかわっているということは知っておりました。しかしながら、企画課長が言われたとおり学生というのは、この香美市におられる高齢者の寿命よりも短くわずか4年と

いう年でございます。4年たつと学生というのはいなくなる、その覚悟を持って学生をかかわらさなければいけない、それは私も地域で活動する際いろんな方にお話をしております。そういった点でこの香美市もその学生を取り入れるときに十分注意をしていただきたいかと思えます。そしてまた、教授の委員会への参加であったり、また、さまざまな事業での提案をいただいているという話でございましたが、私は高知工科大学の1期生として約8年余り大学の中におりました。1年目は聞いてもわからない話をする、2年目はすごくいいことを言っているんだなあと思い出した、3年目は10日悩み続けて何となくわかってきた、4年目は5日悩んで理解する、5年目は2時間ほど悩めばやっとわかる、6年目はやっと1分間で理解ができる、7年目にその瞬間理解をする、8年目は恐ろしくなって逃げ出すというような、そのような思いで教授の言っていることは非常に難しく理解が困難でございます。そして、主体的にぜひかかわっていただきたいというふうに企画課長から言われましたので、ぜひ機会があれば言っていただきたいと思えますがぜひとも逆にこの香美市の職員がもっと大学とのかかわりを持つ、例えば、研究室にイスを1席置いていただくといったような、そういった取り組みにも努めていただきたいと思えますがぜひお考えをお示しく下さい。

余談ではございますが、大学の教授からも選挙終了後に呼び出されまして香美市の市政との協力についてお話をさせていただきました。物部支所長の先ほどの話にもありましたが、問題というよりかはむしろ宝の山だと、物部は宝の山だとおっしゃっておいりました。しかしながら、その教授が、私に議員として求める力は一体何なのか、それを問いましたところ、通訳をしてくれと、そういうふうに言われました。教授がおかしなことを言っているのか、職員がただ理解ができないのか、それは双方に問題があるかと思えます。これからはぜひかかわって、何とか我が母校高知工科大学と香美市が一緒になってさまざまな産業の維持、推進に努めていけるように努力をしていきたいと思えます。

次に、これも質問ではございませんが、また教育長がお考えがあればご答弁をいただきたいと思えます。先ほどさまざまな思いをたくさん言っていただきました。本当に長年変わることなく非常に教育に熱心な方であると安心をしております。その中でやっていきたい、そしていろんな方の意見を聞きたい、それを反映していきたいとおっしゃっておいりましたが、ぜひとも時久教育長にしていきたいことは、意見を聞くとか反映をしていくということではなく、まず、やってもらう、私はこうしたいからあなたたちにこれをやってもらうという姿勢で努めていただきたいと思えます。そしてまた、時久教育長の評価が非常に香美市ではお考え以上に高くなっておりますので、ぜひとも市民の皆様と協力をしてください、やってくださいと言っていただければ多くの方の協力が得られると思えますので、ぜひとも受け身ではなく攻めの姿勢で取り組んでいただきたいと思えます。

順番がちょっとばらばらにはなりましたが、以上で2回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 有元議員の2回目の確認という部分でのお尋ねだろうと思います。

1つは、学生とのかかわりですけども、やはりこの点については行政だけでなく住民の方も同じ条件になると思いますけども、4年間という限られた時間の中でどうかかわっていくかという部分については、それはもうわかり切った話ですからそれを越しての答えというか、ないと思いますけど、ただですね、そこで切れてしまうんじゃないかって、やっぱり大学とのかかわりにつながっている部分もありますから、きちっと受け継いでいただく、引き継いでいただくと、これはぜひお互いに意識して持たなきゃならないところかなというふうに考えます。

それから、教授への協力のあり方ですけども、これはそれぞれの所管課で必要な事業に対して専門知識を有する教授にお教えいただいたりとか、アドバイスいただいたりとかいうような役割を期待しておるところでございますので、それもそれを越して依存をしてしまうというのは逆におかしいかなというふうにも思っております。

それから、その大学の中に職員を派遣してぐらいの思いはないかと、こういうことですけども、これはやはり人材育成というのはどんな部分であっても大事だろうというふうに思いますし、大学とそういうことが現実的に可能かどうかということは別の問題にしても、考え方としては大事なことだろうというふうに考えております。

最近、特に大学生については、地域貢献と地域とのかかわりという中でインターンシップでどんどん行政あるいは地域へ入ってくる部分がございますけども、今年も若干、工科大生ではなかったと思いますけども大学生を受け入れてきた経過がたしかあったと思います。来年度は、企画課へも話はございましたけども、今、企画課でインターンシップを受けるといってもあの場所あのスペースですからとても座るところがないということでお断りをさせていただいた経過がございますけども、来年度は新しい庁舎に移りますと条件も変わってくると思いますので、その中でもしそういう要請がございましたら対応できるかどうか、検討を前向きにしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 1番、有元和哉君。

○1番（有元和哉君） はい。1番、有元です。

手ぶらで来てしまいましたけれども、ご答弁ありがとうございます。質問にはなっていないんですが、ご答弁していただきました。ありがとうございます。

部屋の問題でなかなか難しいという話がありましたので、ぜひとも副市長室、市長室は大変広く見えましたので…。

（笑い声あり）

○1番（有元和哉君） そのあたりに学生を配置していただいてもいいかなというふ

うに感じております。

それで、今回質問をさせていただきました。それで、市長の政治姿勢というのを含めて現在、これから香美市でどのような対応をしていくかについて軽く質問したつもりでございました。今回の質問は、これから12月、3月、質問するであろうと思われるそのための布石でございますので、今後とも皆様、楽しみにしていきたいかと思えます。

それでまた、一番最初にも大局観ということで申し上げましたが、市民のやりとして、そして行政の盾として働いていきたい。私が日々師匠として仰いでおります清藤真司県議がおっしゃいました。「優秀な行政職員とは一体何であるか。」それを聞かれて私は普通に「それは仕事をされるのがすばらしいんじゃないですか。」と適当に答えたら、「そうじゃない、議員を使う行政職員が最も優秀な職員である。」というふうにおっしゃっていらっしゃいましたので、ぜひとも使っただけの議員となりますよう頑張ってもらいますので、ぜひともこれからよろしく願いいたします。

質問ではございませんが、これで3回目終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、本日の会議は延会にすることに決定しました。

本日の会議はこれで延会します。

次の会議は10月13日午前9時から開会いたします。

（午後 4時05分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 3 号）

平成 2 2 年 1 0 月 1 3 日 水曜日

平成22年第7回香美市議会定例会会議録（第3号）

招集年月日 平成22年10月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月13日水曜日（会期第10日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 楨 夫	商工観光課長補佐	野 島 順 奈
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
総務課長	法光院 晶 一	環境課長	横 谷 勝 正
企画課長	濱 田 賢 二	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	竹 内 敬
収納管理課長	阿 部 政 敏	林政課長	舟 谷 益 夫
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保険課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	今 田 博 明
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長	岡 本 博 臣
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤	地域振興課長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	幼保支援課長	山 崎 泰 広
-------	---------	--------	---------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

選挙管理委員長 松 尾 禎 之 水道課長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第10日目 日程第3号)

平成22年10月13日(水) 午前9時開会

日程第1 一般質問

- ① 5番 爲 近 初 男 君
- ② 3番 山 崎 眞 幹 君
- ③ 9番 織 田 秀 幸 君
- ④ 12番 島 岡 信 彦 君
- ⑤ 14番 山 崎 龍太郎 君
- ⑥ 7番 濱 田 百合子 君
- ⑦ 6番 千 頭 洋 一 君
- ⑧ 15番 大 岸 眞 弓 君

会議録署名議員

3番、山崎眞幹君、4番、利根健二君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は21人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程に入る前にご報告いたします。3番、山崎眞幹君は、来ておりましたが資料を取りに帰りましたので20分おくれるということ、20分遅刻でございます。

議事日程は、手元にお配りをしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

5番、爲近初男君。

○5番（爲近初男君） おはようございます。5番、爲近初男です。4年ぶりに質問させていただきます。通告に従って質問をいたします。

産業の振興と雇用確保について質問をいたします。

土佐山田町の楠目小学校の生徒数において、以前に予想した減少傾向に対して現状は鈍化をしていると聞きました。いろいろもろもろの原因があると思いますが、その中の1つとしてあげばの街道の開通を見越して小学校入学を機会に高知市内等よりふるさとに帰る若夫婦もいるのではと思われれます。こういううれしい傾向がある中で、地域を回ってみますと仕事場の確保をしてほしいという切実な思いが寄せられます。厳しい社会情勢ではありますが、産業の振興と雇用の確保は喫緊の課題でありますので積極的に取り組んでほしいと思います。

また、事業を続けられるよう支援をしていただいで、倒産をさせない諸対策も必要と思われれます。そして、関係機関や工科大学との連携を今まで以上に強化して、現状の伸長に努めるべきと思います。そして、新しい分野にも挑み、その育成もかなうような展開を目指してほしいと思っております。

また、林業におきましては、香美市の重要な産業です。林業経営の将来に少しでも明るい展望が開けるような提案、提示ができるよう、関係機関が力を合わせて取り組まなければなりません。以前に岩手県旧衣川村を訪ねて議員研修をしたことがあります。村長がバイオマスに非常に力を入れさまざまな研究をしまして、バイオマス担当の職員を据えて大学や企業とともに研究を進め、研究室段階から実証の段階に入っていました。農水省や林野庁より助成や補助金をたくさん受けて、日本の山林の活性化のため自分たちがその旗印となるんだという意気込みが感じられました。行政のトップが強い意志を持ち、専門の職員も据えて大学や企業と協力しながら可能性を探っていくことが大事だと思います。門脇市長の意気込みをお聞かせください。

農業面においては、全国に誇れるやっこねぎ、ニラ、ユズなどがあり、必死の取り組みがなされ香美市の産業の柱となっています。しかし、価格の不安定や生産資材の高騰等により大変厳しい面もあります。経営安定に向けてJA、振興センター、市の3者が連携して、親身になっての指導、支援体制をとって応援していくことが必要です。

また、後継者対策も重要です。農家が高齢化する中で長い間守ってきた農地や技術が廃れていきます。地域を活性化し、雇用の場の確保という面からも県や市の新規就農者対策事業や国の雇用対策事業により1年から2年の研修を受けさせ、スムーズに一人前の農家になれるように市としても積極的に事業展開すべきと思います。

また、農産物の収穫量は一定しにくく、豊作や不作、表年、裏年があり、収穫量の多いときには豊作貧乏になります。豊作時に農産物を保存しておき年間を通じてそれを加工すれば農家の収入にもなり、そして雇用の場の確保にもなります。尾崎知事の提唱する地産外商にも積極的に参加し、県内外に香美市の新しい加工品が並べられるように取り組みを始めるべきだと思います。香美市の農産物を使った加工品づくりに挑戦する価値があると思います。物部においてはユズも挑戦してると思います。ご意見をお聞きします。

消防団活動は、住民の生命、財産を守る重い任務があり、団員一人一人の技術力の高さがが必要です。その技術力の養成には訓練が必要であり、特に経験の浅い団員に対しては1日も早く一人前になるための訓練が必要です。物部方面隊は、山間部が多く、地形が険しく、自分自身の安全を守りながらの行動は熟練が必要です。訓練が十分にできる状況づくりに努めてほしいと思います。また、分団の運営についてですが、以前は分団への助成もありましたが今はなく、分団は厳しい状況が続いています。現在実施しています機械器具点検手当は、その発足時に要望しました台数に応じた対応が必要ではないかと思っています。ご意見をお聞かせください。

近い将来、発生すると言われていています南海、東南海地震ですが、それが現実となったとき、災害本部、消防署、消防団、自主防災組織が連携して住民を守らなければなりません。そのときの体制や連携方法、住民への行動、指導の周知等の現状はどうなっているのか対応策をお聞きします。

次に、交通対策についてお聞きします。

住民よりJRバスの停留所設置の要望があります。物部町の奥物部ふれあいプラザ、奥物部物産館前の場所です。物産館で買い物をすると前後の停留所まで体力のない者にとっては移動が大変ということでした。また、プラザでは時々イベントも行われます。また、もうすぐ歯科診療所もプラザに来るということですので、停留所の利用をする人はふえるのではないかと考えております。お考えを問います。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。爲近議員の産業振興と雇用確保についての1番目につきまして私のほうから答弁をさせていただきます。

産業振興と雇用確保は今大きな課題になっておりまして、県のほうでは県を挙げて、ご承知のとおり高知県産業振興計画が動き出しております。それぞれの流域の中でこの計画を練り上げて、そして、もう既に実行に移している部分もあるわけですが、

何とかしてこうした地域産業を活性化をさせていく。また、それと同時に雇用につきましても、これも大きな国の課題にもなっておるわけでありますが、雇用を増進をしていくということできざまな分野の中で取り組みが行われているわけでございます。

香美市におきましても平成21年に香美市雇用創造協議会を設立をいたしまして、その中でさまざまな企画を起し、そして、雇用につながっている部分もたくさんあるわけございまして、あらゆる分野の中でそうした方向を探ってきております。

また、先ほど市内の商工業や林業の振興に向けて支援の強化をし、そうした環境づくりを進めていくことが大切ではないかというふうなことがご質問にあったわけでありますが、それぞれ香美市にあります関係団体、特に商工会などにおきましては商工会が発しておりますさまざまな情報、そうしたものも周知をしながら、同時にイベントの後援であるとか、また、本議会でも初日に可決いただきました補正予算の中で商工会が取り組んでいくプレミアム商品券発行への助成、これらは香美市の商工業者の発展に、活性化につながる大変大きなものであると、そういうふうな支援もいたしております。

そして、森林組合の取り組みにつきましては、特に大きな取り組みとしまして、平成21年度の事業の中で森林・林業再生プランの、これの認定を受けました。これは全国で5カ所が1つの認定を受けたわけでありまして、本市の香美森林組合、物部森林組合の2つが共同体で受けております。事業費が2億1,600万円、これは実践事業として、林道であるとか作業道であるとかそうしたものになるわけでありますが、それと別に7,500万円のいわゆる高性能機械の導入を図る事業がセットになっております。これは100%補助の事業でありまして、大変大きな事業となっております。

ご承知のとおり林業の現状というものは大変厳しいわけございまして、全国の今の森林のほとんどがもう9齢級ぐらいの木になっておるわけでありますが、その需給に対しましても大変、いわゆる木材の使用が少なくなっている現実がございまして、平成21年度では自給率が27.8%ぐらいに落ち込んでおるわけでありまして、これを10年後には50%までに回復をさすということがこの森林・林業再生プランの大きな指針になってきておるわけございまして、そうしたモデル事業的なものをこの香美市の2つの森林組合が全国で5カ所のうちへ入ったということは大きな林業の活性化につながっていくものであるというふうに思っております。

そうしたことから、これはさまざまな見方もありますが、ドイツであるとか、オーストリアであるとか、そうしたところのフォレスターと言われる技術者等をお招きをしながら、本当にこの地域の中で林業がこれから先の基幹産業として生きていけるような、そういう経営の構築、また造林の計画、そうしたものを進めていく取り組みになってきておるわけございまして、今後のこうした方向をより注視をしながら我々行政としても積極的に取り組んでいく必要があるというふうに思っております。

また、農協などにおきましても香南市と同じ、いわゆるJAが一体になって土佐香美農協となっているわけございまして、一部まだ南国、れいほくもございましてけれど

も、そうしたJ Aとの関連もお互いが持っております。香南、香美市、市の関係とJ Aの関係、また県の関係機関との農業振興連絡会を持っておりまして、その中でもさまざまな検討、新しい分野での農作物の検討、研究、そうしたものも進めております。この11月下旬からになるかと思います、トップセールスということで、香南の市長と私ですが、それと園芸部、そしてJ Aの関係者で東京、名古屋、京都、大阪の大市場に、もう今年で3回目になるかと思いますが売り込みに行く予定を現在、計画も立てております。そういうことでJ Aとも連携をとりながら進めております。

また、工科大におきましては昨日、関連質問の中で企画課長のほうから今の工科大との連携も述べさせていただきました。これは昨日も企画課長のほうからも述べましたが、新しい学生とのつながりとしまして奨学金制度の設置を今年からいたしております。300万円という、お金的には少額かもしれませんが、先日も選ばれた学生にお礼に来ていただきましてお話をお伺いしました。この奨学金の用途につきましては、学生に小論文を書かせて、それを選考をする形でしております。小論文のテーマが、私の考える香美市の未来像、高知工科大生のできる香美市への貢献、このような小論文のテーマによって自分たちと香美市とがどういう関係で今後進めていけるのか、そうしたことをテーマにして論文を書いていただいております。そして、選考されて5名の学生個人と、そして9団体がこの奨学金を受けるような形で決定をし、先日それぞれにおいでをいただきましてお伺いをしました。書けておる個人の取り組みでは、香美市の自然を守る地域貢献であるとか、あるいは学校サポーターを通じた教育への貢献とか、そうした幅広い香美市でのいろいろな中へ一緒になって取り組んでいこうという新しい芽生えも来ております。

このようにして香美市全体の中で底力を上げていく、そういう政策、政治と言いましようか、行政、そうしたものをつくり上げていくことが大変大事だというふうに思っておりますので、今後また議員の皆さん方にもご指導いただきながら、より力強く押し進めていくことが必要だというふうに思いますのでよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（中井 潤君） 爲近議員の産業振興と雇用確保についての農業面のお答えさせていただきます。

人口減少社会に陥った日本でありますけども、農家人口や耕地面積はずっと以前から減少を続けております。本市でもこの10年間で耕地面積は約1,500ヘクタールから1,000ヘクタールへ、農家戸数も約2,400から1,300へと減少いたしております。しかも、高齢者、女性に依存する割合が増加している現状であります。これは米の需要減少や農産物価格の低迷、就農業者の高齢化、農業後継者、担い手不足等による耕作放棄地の発生で農地の荒廃が進んでいるというのも原因の1つであろうと思われ

このような状況から農業を守るため、国もいろいろの制度を創設いたしております。香美市も議員の言われるようにできる限り有利な制度を導入して取り組んでおります。例えば、新規就農者研修支援制度を利用いたしまして、本年度は2人が新規就農研修中でございます。せんだつても2人の新規就農予定者のあいさつもいただいております。農家の収入確保のため米戸別補償制度のモデル事業にも取り組んでおりますし、また、中山間直接支払制度や認定農業者らを中心に集落営農の促進にも取り組んで、後継者のいない農地の保全も図っております。今後もこれらの取り組みの中で農業後継者の育成等、農業を守る取り組みを進めてまいりたいと考えております。

地産外商についてでございますが、外商になるには業にならなければならないと考えております。農業の片手間ではできませんので非常に難しい課題と考えております。商品開発につきましても、他市町村の成功例で言えば馬路村のごっくん、ゆずの村は大成功ですし、何々味のアイスクリームなどもあちこちで売られております。香美市では、小浜生活改善グループがゆずかりんとうやゆずジュースで昨年700万円の売り上げを上げております。このような魅力的な商品が完成いたしましても生産体制が伴わない、あるいは外商に発展しないケースもありますが、友人、知人に荷物を送るときにでもちょっと特産品を入れていただくと口コミで広がるというようなことも考えられます。小さなことですがご協力いただけたら非常にありがたいというふうに考えております。また、効果のあります提案がございましたら、生産者や関係諸機関と協議を進めてまいりたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 5番、爲近議員の消防団の充実と災害時の連携についてのご質問の前段部分の消防団の充実についてお答えを申し上げます。

既にご報告をいたしました、本市の消防団につきましては今年4月から3消防団が1つに統合されまして、香美市消防団として新たにスタートしたところでございます。議員におかれましては、合併前からこれまで物部消防団長としてご尽力を賜り、そして、今年4月からは香美市消防団物部方面隊長としてこれまで以上に消防行政の発展にご尽力をいただいているところでございますが、今後とも格段のご理解とご協力をお願いするところでございます。

香美市消防団となりまして分団数は19分団、団員数は現在380名ほどとなっております。消防団員の消防技術の向上を図るための訓練の必要性につきましては十分承知をしております、物部、香北、土佐山田の3消防団がそれぞれこれまで歩んでこられました消防団活動の歴史を尊重し、訓練を実施してまいりましたが、先ほど申し上げましたように香美市消防団として新たにスタートしたわけでございますので、新しい取り組みも行っていきたいというふうに考えております。各方面単位での訓練とあわせまして経験の浅い団員や階級、また分団単位など集中的な消防技術の訓練の実施などを現在検討しております。また、幹部会等においてご検討をお願いする運びとなるかと思ひ

ます。消防力を強化するには、資機材はもとより消防団員の消防技術の向上というのが基本でございますので、また、団員は安全かつ迅速にというのが消防活動の基本でございますので、訓練を通じて消防団員の消防技術の向上を図れるよう積極的に取り組んでいきたいというふうに考えております。

また、機械器具の点検の手当についてでございますが、これは分団ごとに自主的に実施していただいておりますが、不規則な点検等ございましたので、有事の際、常に万全を期するために毎月1回以上、必ず車両もポンプも実際の出動時と同じように放水をするようにいたしました。しかし、分団によりましては毎月1回以上、2回、3回と自主的に機械器具の点検を実施していただいているところもございます。車両やポンプなどは機械器具の台数に関係なく、それぞれの分団に配備しております機械器具につきましては各分団において日ごろより責任を持って点検していただいて、いかなる場合にも消防の使命が果たせるよう努めてお願いをする次第でございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 爲近議員の災害時の災害対策本部、消防署、消防団、自主防災組織の連携についてというご質問にお答えさせていただきます。

まず、南海地震、東南海地震等が発生いたしますと、市役所には災害対策本部が設置されます。本部は各対策部、各班で組織されまして、それぞれの部、班における役割を持ちます。例えば広報広聴班という班ができますが、広報を行い、また情報の収集にも当たる、それぞれそういうふうな組織形態をとります。

ところで、住民への行動の周知、大きな地震等発生しました場合の住民への周知でございますが、同報系の防災行政無線があればこれを使うのが一番ですが、これは現在香北地域にしかございません。それで、現段階での災害時の住民への周知方法としまして、香北ではその同報系の防災行政無線で放送して伝達もできますが、全体的にはまずテレビやラジオなどのマスコミを通じての呼びかけ、ただ、停電になればテレビなどは使えません。そして、消防署、消防団、警察署、自主防災組織などを通じまして、また、広報車での放送等にもよりまして総動員で必要な伝達をしなければならないと考えております。また、逆に情報の収集も行わなければなりません。

そして、今言いました消防団ほか各機関の間の連携、連絡の方法としましてはまず災害対策本部が中心になりますが、本部を中心としまして市の移動系の防災行政無線、それから消防無線、警察無線などその状況状況に応じて可能なものを使いまして連携を取り合い、また、携帯電話が使えるればこれも当然使うと、そして、さらには伝令というようなことも必要になってくるかとも思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、岡本博臣君。

○物部支所長（岡本博臣君） おはようございます。爲近初男議員の交通対策につい

てのご質問にお答えいたします。

奥物部ふれあいプラザ、奥物部ふるさと物産館につきましては、ＪＲ大栃駅の手前約２００メートルに位置し、近くには高齢者生活福祉センターこづみ、大栃診療所、来年１月には物部歯科診療所が開業予定となっております、ＪＲバスの停留所が新たにできれば高尾、大比方面からの高齢者にとっては大変ありがたいのではないかと考えますが、予定地周辺は国道１９５線と県道大豊物部線との分岐点になっておりますので、道路側に設置することは交通上危険性が高く困難ではないかと思われまます。奥物部ふれあいプラザの駐車場内に停留所を設けることにつきましては可能性がありますが、文化展などの催し物がある場合は満車状態になり、駐車場内での回転、また通り抜けができないことも予想されますので、為近議員並びに関係者のお知恵もかりながら、まずはそのあたりの調査から作業を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） ５番、為近初男君。

○５番（為近初男君） ５番、為近です。２回目の質問をさせていただきます。

物部町においては２つの縫製工場がありましたが、１つが閉鎖となっております。非常に貴重な職場でして、非常に残念でありました。継続の手だてというものはなかったのかと思って悔やんでおります。遠くのところで、失業された方、次の職場を探さないかんわけですけど、遠くへの通勤というのは本人だけでなく家族にとっても大変でして、また、子育て中の若い奥さんにとっては、市内に職場が確保できなければ子育て中の家族にとっては非常に重荷になるというか厳しい状況も出てきております。ぜひね、職場確保に向けての取り組みを進めてもらいたいと思っております。

また、林業におきましては、輸入材を半分にするというような政府の方針もありますので、何とか来るべき国産材の時代に向けて後継者の育成というものに取り組んでもらいたいと思っております。その時代が来て木を切れと言いましてもずっと切れる技術がないわけですし、１０年ぐらい素人から養成するとかかると思います。そのために後継者の育成に努めてもらいたいと思っております。雇用対策にもなりますので、ぜひ取り組んでもらいたいと思っております。

また、農業後継者の育成に関しましては、ＪＡ、振興センター、そして市が責任を持って、その人が順調に一人前の百姓としてやっていける見定めができるまで責任を持って、この部分は自分らあが持つという感じで３者が連携しまして何とか、脱落者が今までにもありました。それはやっぱり３者の連携不足じゃなかったかと思っております。そういう面でこの３者が連携をしまして、また、関係団体連携しまして、やっぱり最後まで責任を持って見守るといような体制でお願いしたいと思っております。

また、消防団に関しましては、消防団員を確保せえという国の方針もありまして、また、県に関しましても号令がかかっておるわけですけども、やはり地元の市としてある程度内容も充実を図ってもらわないとなかなか分団長なんかも苦勞しておりますので、

何とかその辺のことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

また、地震対策でございますが、昨日の質問の中で、比与森議員の質問の中でパンフレットの作成という面もありましたが、やはり日ごろの心構えが大事と思ひますので、やっぱりそういう事前の心構えを持てるパンフレット等もつくっていただひて検討をしていただきたいと思ひます。

また、市のバスに関しましては、市営のバスも以前はプラザのほうに入りませんでした。最近は入ってくれるようになっております。ちょっとバスが大きいですが可能ではないかと思ひますので、調査、検討もしまして前向きに取り組んでもらいたいと思ひます。

2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 爲近議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

さまざまな分野を充実をしながら、そして雇用に結びつけていく、そして、同時にそれぞれの産業が活性化をしていくというのはやっぱり連携性と言ひましようか、そうしたものがあってこそ生まれてくるわけでございますので、先ほど爲近議員からお話ございましたことについても、行政としてできるだけバックアップはしていかねばならないというふうに思ひます。ウラタ衣料の撤退につきましては、これ物部地区の皆さん方にとりましては大変ショックな出来事であったというふうに思ひますが、大変残念な結果になり、行政がなかなかその、どう言ひましようか、撤退に対してのフォローができなかったということについてはまことに申しわけなく思ひますが、さまざまな、先ほど言ひましたように物部にもたくさんの産業がございますので、そうした林業を初めユズであるとかそうしたものを含めまして進めていきたいというふうに思ひます。

そして、農業後継者の育成につきましても行政が最後まで責任を持ってということでございますが、これには私はちょっと私なりの考えがございます。と申すのも、やはり農業をするというのは、そこに自分の確固たる信念があつて農業へ入らなければなかなかやっつけいけないというのが私の体験であろうというふうに思ひます。私たちの時代とは随分変わりましたが、自分たちの青年の時分には、やっぱりみずから農業に参入するための研修を受けました。中堅青年研修であるとか、あるいはまた4Hクラブの中での活動で仲間たちと一緒にやっつけいこうとかいう、そういうみずからがやっぱりやっつけいこうという気構えがないと、いくら押しつけても私はなかなかできないだろうし、そうしたことはやっぱりあるというふうに思ひます。そういう体験があつて、また、そういう自覚があつて初めてそういう大きな大自然と向き合つて農業ができていけるというものが生まれてくるのではないかなというふうに思ひますので。ただ、行政ができる範囲内では当然やっつけ、努力をして、また一緒にやっつけいく必要がございますが、まず、個人、自分がそういうことに目覚める、また自分がそういうことを目指すということをもつていただきたいなというふうに思ひます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 爲近議員の2回目のご質問にお答えを申し上げます。

消防団の充実ということでございますが、行政側といたしましても、ともに消防行政の発展のためにご尽力をいただいております消防団でございます。可能な限り充実するように取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 爲近議員から災害に対して、日ごろの心構えが大事だというご意見もいただきました。私もそう思いますし、災害に対する心構え、認識を日ごろから高められるような取り組みをしてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 爲近議員さんの交通対策についてお答えをいたします。

市バスのお話が出ましたのでそれに絡めてお答えをしたいと思いますけれども、市バスについては、旧物部村の時代からあそこの構内を停留地として使っておられるということでございます。JRさんにつきましては、先ほど物部支所長のほうからお答えがありましたけれども、JRさんの見解としては三差路であるから危険性が伴うと、これは状況確認等ということでしょうけれども、そういうこともあるんで、構内に入らせてもらえれば検討は可能だというお話でございました。ただ、市バスについては、土日は別府線だけかな、あれですけども、JRさんにつきましては1日14便、往復28便、これが全部入ることになりますと、固定的にもうそのスペースをとらないとなかなか実際の利用としては困難性が伴うということがありますので、そこら辺もひとつ、これから検討するというお答えをさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 5番、爲近初男君。

○5番（爲近初男君） 5番、爲近です。質問ではありませんが一言言わせていただきます。

○議長（西村芳成君） 質問ので言うてもらわんと。

（笑い声あり）

○5番（爲近初男君） 質問を兼ねて言わせてもらいます。

加工のことがちょっと抜けてました。農産物の加工に関しましては高齢化もしておりますが、加工品は歳がいつからでも仕事ができますので、ぜひ加工品に取り組みやすい環境というものをぜひつくってもらいたいというか、研究、関係機関がこぞって研究を進めていかなければならないのではないかと思います。

また、工科大のことですが、連携という面では馬路村とか梶原町も連携をしているということですので、地元にある香美市が先を越されないように、やっぱり工科大とは深

くかかわってもらい、企業化等の可能性をともに研究していくことが必要ではないかと思ひます。あらゆる可能性を求めて、さまざまな分野から集まっただき、そしてまた、異業種の組織をつくったり、研究をしていき、工科大に最大限に働いてもらい、最大限に活用してもらおうように、やっぱり地元でせつかくあるんですから120%、200%の取り組みが必要と思ひます。

そして、市長から言われました後継者の育成ですが、門脇市長ほど今の若い人は信念を持ちゆう人は少ないと思ひますので、途中でそういう目覚めが起きるようによしく育てていくことが重要と思ひますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇榎夫君。

○市長（門脇榎夫君） 失礼しました。加工部門につきましての充実ですが、先ほど農政課長のほうからもお話がございましたし、今行われております加工部門につきましてのそうした支援というものも取り組んできております。県のやっております産業振興計画の中でも特に食品加工には重点が置かれていられるわけでございます、高知県各地ではさまざまな加工品への取り組み、新たな取り組みも行われてきておりますが、香美市で新しい加工というところまではなかなかいっておりませんけれども、そうしたこれからの、やはり農業部門では食品加工、そうしたものへの重要性、そうしたものを大変問われているというふうには認識をいたしております。行政の中におきましても、先ほど来言っておりますがそうしたことへの取り組みも充実をしていかなければならないというふうには思われます。

また、工科大との連携につきましては先を越されないようにということですが、香美市はかなり、工科大のある町でございますので、教育を含め産業、あるいはまちづくり、そうした部門でも大変連携を深めておるといふふうには思っております。そういう意味からも今年つくりました奨学金制度のようなものも生まれてきておられるわけでございますので、やはり工科大と一体となったまちづくり、あるいはさまざまな研究にも市としても全力で取り組んでいくことが大事だといふふうには認識をします。

また、後継者問題につきましては、私信念が決してあるわけございません。信念があつたら今も百姓やりゆうろうと思ひますが、そういう思いがしてございまして、なかなかそんなことは思ったこともございませんけれども、しかしながら、やっぱり大自然を相手にする、爲近議員もご承知のとおりですので、仕事ですので、そうしたことからすればやっぱりそこには、ただ産業という位置づけでなくやはり何かの違う思いがないとなかなか、ずっと継続するのは難しい場面があるのではないかなということをおもひます。そういうことを体験してきた我々がやはり後継者を育てていく上ではそういうことを、指導いうたらおこがましいですけど、そういうことをも一緒に共有しながら後継者を育てていくということの気持ちも大事だということをおもひました次第でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 爲近初男君の質問が終わりました。

次に、3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎眞幹でございます。私も4年ぶりということであれなんですけれども、だんだんの方がこの場に立たれていろいろな思いを述べておられます。私も一言、思いを述べてから質問というかお尋ねをしたいと思います。

といいますのも皆さんもご存じのとおり、去る10月3日にこの地域ですね、土佐山田そして旧香美郡におかれまして地方自治の場で非常に、大変大きな功績を残されました町田守正先生がお亡くなりになりました。このことは私にとってははすごく、ある意味、大きな町田先生がいたということで今自分が再びこの場に立っているということがあります。その点を少し思いながら、まず、その町田先生のご逝去に際しましての心からのお悔やみとご冥福をお祈りをしたいと思います。

そもそも地方自治ってというのは、私自身考えますにどなたもが、先達が一生懸命それぞれの時代それぞれの立場で努力をされまして、この地区がより住みよい地域であったり、住んでみたいところであったり、住んでよかったと思えるような地域になるために一生懸命頑張られたと。そういう意味で私が一番最初にこちらへ昭和63年ですけども東京から帰ってきましたときから子育てを始めまして、一番最初に行政にかかわりを持たせていただいたというのがいわゆる平成6年です。そのときに保育所、いわゆる公務員の休日、週休5日制ってというのがありまして、その中で保育所の職員をどうやって休ませようかという中で、おかまい保育という問題が出てきました。そのときに保育所改革検討委員会ってというのが立ち上がりまして、たまたまそのときに私自身が保育所保護者連合会の副会長ということでやらせていただいた、そういう縁がありましてそのメンバーに入れていただきました。そのときに議長としてただいまおられます西村先輩、そしてもう引かれましたけれども宮地盾騎先輩、そして竹島 守先輩、このお三方の薫陶もいただきまして努力をさせていただきました。そして、平成7年には行革の会が立ち上がり、平成9年の工科大の開学に際しましてはその設立準備の委員会のメンバーに選んでいただきましていろいろな、例えば開学に際してのどういう応援をするのか、どういう記念品を構えるのかというようなことについても検討させていただきました。そして、第3次の行革が平成13年にあったわけですけどもそのメンバーにも選んでいただきまして、そういうだんだんの経過の中で何か私自身も皆さんというかね、お役にたてるようなことがあるのかもしれないということでかかわりを持たせていただきました。やはり、そういう経過があつて自分がこの場にいるんだということを再確認しながら、それぞれの役目があると思いますので、私は私なりの役目の中で質問をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。それと、これ久しぶりに、4年ぶりに帰ってきますとですね、随分議会の感じが変わってるなと思いました。これいい意味です。随分説明も丁寧になってるし、いいなと思いました。私自身もちょっと変わらないかんというふうに思ひまして、市長にあんまり僕の長い話を聞くのもなと言われないうに頑

張りたいと思いますのでよろしくお願いします。

じゃあ1回目の質問を短くしたいと思いますけれども、まず、市議会議員選挙の総括についてということでお尋ねをします。

いろいろ今回の選挙についても、何回やっても選挙っていうのは皆さんが満足するような取り組みはまずできないであろうと、これはなかなかいろんな制限があって難しいことはよくわかります。それにつきまして、次回以降についてできるだけ皆さんにとっていい選挙であるためには、今回の選挙の総括をやっぱりするべきであるというふうに私は考えます。それで、選管の委員長さんにお尋ねをしたいと思いますが、告示前にはいろんな、いわゆる後援会活動の中でのいろんなクレームがあったりしたと思います。そして、選挙中でも当然あったでしょうし、そういうことについてどういうものがあったかということをお聞かせいただきたいのとですね、そういう中で選管としてはどのような総括をしたのかということをもっとお聞きをしたいと思います。

続きまして、香美市振興計画ですけれども、これ質問しましたらすばらしいものをいただきましてありがとうございます。おかげで大変な思いをしました。

それぞれ行政の中で、どこでだれがどの場面でかかわり合いを持つかということによってその議員さんもキャリアが違ってくると思うんですけれども、私の場合は、平成14年に旧土佐山田町議会議員として当選させていただきました。最初は国体だったんですよね、国体があって、その次にいわゆる合併がありました。それで、その合併の問題ですごく関心を持ちまして一生懸命やらさせていただきました。合併協議会にも、最初は別に委員でもなかったんですけれども、議会議員としてそれは当然のことであろうというみずからの思いの中ですべての委員会に出席しながら、一度破綻した合併協の中で、2回目には2人ぐらい委員さんが辞退された方がいらっしゃいましたのでその補充員の1人としてしっかりと協議に参加をさせていただいてやらさせていただきました。

その中で、旧の3町村が一緒になって新しい町の姿をどうやって描きながら、その姿を新しい市民に対してこういうまちづくりをするんだというお約束といいますか、いわゆる行政、まちづくり全般についてのマニフェストみたいなものはこの振興計画であるということだと思います。担当課長はのころからも事務局長として頑張っておられまして、まずこのこうほく夢語り懇談会、これいいこといっぱい書いてあるんですよ、ぜひローリングのときには参考にしてほしいんですけれども、それから、地域づくり。もう皆さん忘れてるかもしれませんが、思い出してくださいね、これ大事なことですと僕は思ってます。本当に温故知新じゃないですけども4年目です。やはり設立した当時の皆さんの思い、それをまた一度思い出していただいて、私も含めてみんなで頑張っていけたらなと思いますので、これ。

それから、概要版、まちづくり計画、これがありました。あった中でいよいよ前回の選挙があったわけですけれども、ちょっと残念ながら選んではいただけなかったんですが、その時点で本当にある種直訴みたいなことをしまして、このかかわり合いを持って

るまちづくりについて、ぜひ委員として残していただいで一緒に頑張らしていただきたいというふうなこともお願いをしました。残念ながらその願いはかなえられませんでしたけれども、実に、けどですね、これを見るとすばらしいものができてるんですね。これすばらしいと僕思いました。これすばらしいな、本当にこれがこのとおり実現できたら、本当にだんだんの方が合併のときに抱いていた思いが少なくとも、100%とまではいなくても大半の部分が実現できるであろうというふうに本当に思いました。

それで、この中でうたわれてることですよね、結局これは質問にもしましたけど市民と行政がともに目指すまちづくりの将来目標として、また、地方分権時代に対応した自治体の経営をするために策定する計画であると言われてます。これがいよいよ、きのうの説明でもありました10年計画の中で前期5年のものが、その中で皆さんの思いがどうすれば実現するのか、合併に際してどうすれば実現できるかというふうなまちづくり全般についてまとめた10年の計画のうちの前期の5年がいよいよ過ぎようとしてると。その中で自分がブランクがあったところも含めて、ぜひその進捗状況についてお聞きをしたいということで、質問事項にありますように実施計画については1回目のローリングを終えてると思うけれども、基本計画における1章から6章それぞれ明記されてるそれぞれの施策の概要につき、それぞれの達成度並びに今後の課題を順を追って問うと、こう言いましたらですね、そうですね、町全般のことですからこんな量があるんでね。これを順を追って皆さんの前で言ってしまいましたら私がつるし上げに遭いますのでそこまでは多分できないと思います。

ですから、ちょっと方針を変更しまして、少なくとも、例えばC評価、D評価、うまくこれ本当に取りまとめられてまして、よく見るとよくわかるんですけども、例えば5ページの総括表のまとめってありますね。大体おおむねできて、おおむねできていうたら73%あるわけです。でも、これ下を見ていただきますと得手不得手というかな、うまくできたところとなかなか、やっぱり従来からのこともあって難しいよというふうなこと、その形がはっきり見えてると思います。それで、来年以降の新しい庁舎ができたときに課等の編成がえがあると思いますけれども、その中でちょっと、ざっと私が、数が間違ってるかもしれませんがじゃあこの施策の中でどの担当課がどれだけの施策を担当して、その中でC、D評価ですね、それが多いのはどこかなというふうにいるろ見ましたところ、例えば企画であったり、都計であったり、林政、そして商工観光、生涯学習、その辺がちょっと問題があるのかなと。問題というか、なかなか皆さんとお約束したところまでは行き届いてないなというふうなことが見えました。ですから、全部これを言うのは大変に皆さんにとってもしんどいことであると思いますので、そこら辺を中心に、C、D評価のところを中心にコメントをいただけたらというふうに思います。よろしくお願ひします。

次に、物部川ですね、物部川について。

これもさっきの経過からいうと、保育ですね、保育の問題があったからずっと僕保育

にかかわったという、実はそこから入ったんでとあるんですけど、物部川についてもそれなりの経過がありまして、私が帰ってきたときに、今は課長になってますけどもそのころ広報の担当してた方が、広報でおもしろいやつがおらんろうかということで、インタビューいうたら何ですけどこんな人おるよということでおいでになったことがあります。そのときに、じゃああなたのキャッチフレーズじゃないですけども何にしましょうかといったときに物部川をきれいにする会の会長と、自称ですけどね、そういうふうなことでしました。

これは本当に見えてる方と見えてない方がいると思うんですよ、私自身ももう58ですけども、神母ノ木の地に生まれてあの物部川、前回の町議のときにさんざん行ってここで涙したこともあるんですけども、ますますひどいです、本当に。目の前の川がますます死んでいく、その状況を見ながら、これを本当にどうやって引き継いでいったらそこに暮らす流域の人たちがここに住んでよかった、もっと住み続けたい、あそこへ行って住んでみたいなというふうなことになるんだろうかということがもうわからない、どうしていいかわからない。これちょっと市長に、このことについて大変に関心も持たれて、いろんな力強い助言とか思いについてもさまざまところで明言もされていると思います。その門脇市長にひとつ、書いてありますように国は物部川水系河川整備計画、これは素案ですけどね、それから、高知県は流域保全計画ってやってるんです。これは僕は、一応これですよっていうのを皆さんにやって、そして、流域3市は物部川流域ふるさと交流推進協議会という、これ事務局を持ち回りでやってます。そして、物部川に関しては、それぞれの本当に思いを持った人たちが活動してるんですよ。それが一応まとまったのが平成17年かな、流域こんなりやりゆう発表会、こんなしゆう、いっぱいしゆうです。平成19年が、ちょっとここまではお金が県ものうになりました、こんなになりました、こんなになって、こんなりやりゆう、ちょっと減ってます。いろんなことをいろんな人がやりゆうんですよ、やりゆうけども私の目ですね、神母ノ木のあの橋のところからこうやって下の川を見ると川は汚い、水量はない、下を見たらヨシ、アシが茂ってから樹林になっちゆう、全然ようならんにゃあ、こらどうしたらえいろうということです。ぜひ知恵をかしていただいて一緒に、もう何とかしたいというふうに思います。そのことについてお尋ねをしたいということで1回目の質問を終わりたいと思います。どうぞだんだんの方、ご答弁のほうをよろしくお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 山崎議員の第1回目の質問にお答えをさせていただきます。

大変広い範囲についての話でございまして、どこまで正確かつ内容をすべて把握して答えられるかちょっと疑問でございしますが、また、後段でご質問をまた賜ればと思っております。

市議会議員でございまして、我々選挙管理委員会としましては、一番は選挙民

のよりよい投票環境、投票に来やすい、投票率もアップするということの方策をどうするかということが第一義的であろうかと思ひますし、それから、その他事務作業的で申しますと、正確で迅速な投開票作業をどう進めていくかということも大きな課題であります。

それから、もう1点、立会人や投票管理者、それから事務従事者の負担をどう軽くしながら間違いのない事務作業、運営を行っていくかといったようなことにいろいろ配慮をしながら進めていくべきだと思っております。この辺の関係からの反省会、総括というのを行う必要があるかとは思ひます。

それで、最初にちょっとおわびと申しますか選管委員会、定期的な会合と申しますのは定時の登録日が定期的には決まっておりますので会合を開いておりますが、それ以外は随時、いろんな事案が起こったときに会を開くということになっておまして、あんまりしょっちゅう頻繁にどンドン呼ぶというのも大変ですので、あわせていろんな会議をまとめてやるという例が非常に多いわけです。通常ですと、議会議員選挙等、参議院選挙もそうですが、選挙終わりますと反省会及びお疲れ会みたいなことを割と期間を置かずにやるようにはしております。臨時の方とかいろんな方もおやめになるということもありますのでやっておりますが、残念ながら今回ちょっと選管の委員の間での日程がつかみませんで、実際それを行っておりません。きょう、まことに、ご答弁させていく上で選挙管理委員会としてトータルの意見総括というのがまだできておりませんので、少し違った角度、選管の委員長及び書記の間でこの間に起こった内容、それからそれに対する対応等について選挙中、それから選挙前、選挙後行ったことについてちょっとご報告をさせていただくということで、その上で選挙管理委員会をまた開きますので改めてその点を指摘も、きょう受けた分もあると思ひますので総括は行いたいと思ひます。市のほうが随分立派なものを出しておりますので、なかなか選管でそういうものを出せって言われるとちょっと大変かもしれませんがそういう形にもっていきたいと思っております。

それでは、少し具体的な例でちょっとご報告します。クレーム等々というご質問でございますが、クレームというより質問等なんかも含めて、この選挙を通じてあったことについて簡単にご報告したいと思ひます。

告示前につきましては、主に選挙運動、それから届け出の書類等についてのご質問での、これは例年でございます。4年前にもやられた方でもやっぱりもう1回確認作業とかいろいろありますので、具体的には7月29日に立候補予定者の説明会を行いました。このときにも数点にわたりまして質問がございました。一番難しいといひますのは、選管のほうですぐ、即座に判断ができて、答えがぱっと出るかということ非常に求められたわけですが、なかなかその都度都度の対応、それから状況が違いますので、県の選管なんかにお問い合わせをしながらお答えをするということになったわけですが、その他のことについては、例えばうぐいす嬢の運動の仕方のこととか個別にありました

ので文書で回答させていただいたと。その辺については具体的なことはこれ以上申しませんが、県選管とも話ししながら法的解釈も含めてご返事をするということにしております。

ただ、選挙運動につきましては、政治活動もそうですが、かなり日本の制度は規制枠が強力についておりまして、よしあしの判断は別としましてももう少し広い選挙活動ができるようにすべきじゃないかという議論は今、国会でも進められております。そういった観点にも立ちまして、できるだけ相互間の友愛と信頼の中で選挙運動をやっていただくということが基本かと思っておりますので、一々あげつらってこうこうだということなるべく避けたいということでございます。ただ、やはり一般の市民の方等からこの政治活動、この選挙運動はおかしいんじゃないかというクレームももちろんありましたので、その都度、県選管とも相談をしながら法律上どういう判断に立つべきかということ指摘をさせていただくと。それに対してあと警察がどう動くかどうかということにはちょっと我々の範疇から外れますけれども、そういう活動はさせていただきました。

まず、そういった意味で、告示前に政治活動をやられてる方が、よく選挙のときに出られます、たすきをかけて政治活動をされてたということで、これはいかがなものかという指摘がございましたので法律の条文等を調べて判断しましたけれども、公職選挙法第143条第16項ということで、氏名の類推されるようなものを文書とかで出してはいけないということになっております。もちろん細かくこれが裁判上でどういう判断になるかということまで我々が言うことではないんですが、ただ、我々としては恐れがあるのでおやめいただきたいという注意喚起をさせていただいたということで、その後はそれは多分とられたんではないかというふうに確認をしております。それが告示前の話でございます。

それから、選挙中でございますが、期日前投票等で、これは投票日当日もそうですが投票所の場所を、1つは、期日前投票所で、選挙管理委員会の場所が移ったということでそれに対する問い合わせがございました。それから、投票所については、やはり新しい方とは限りませんがうちの投票所はどこでしょうと、入場券をもらっててもよくわからないということで、これは毎回数名というか話があつて、選挙管理委員会に投票に来られる方もいらっしゃるようなことであるわけですが、なかなかいい方法というか、その都度入場券にその投票所の地図をかくとかいう作業もなかなかできませんので大変苦慮はしております。例えば今回は県住の方々には、よく転入、転居が多いので周知徹底のために選挙の投票場所を提示する回覧を回したりという個別の対応は少ししております。それ以外にやれるとすればホームページ上に投票所の場所を提示するような作業ができるかどうか。ただ、81カ所ありますのでどこまでできるかということなんです。いいお知恵があればお聞かせいただきたいなと思っております。

それから、ポスターの掲示場につきましては、実は参議院選挙の設置場所と市の選挙の設置場所につきましては、市の選挙はかなり減数しております。国、県の選挙では

330カ所ですが、市の選挙で147カ所ということでかなり減数をしておりまして、この件につきまして幾つかのご提案とクレームがあったようです。見ていただいたらわかりますが26のフレームの掲示板ですので、なかなかどこにでも立てるといふことにはいかないの場所の選定をかなりする必要があります。それと、市議でかなりの候補者の方がくまなくお回りになるということもございまして、両方のことをいろいろ加味して今の数でいっておりますが、実は1カ所、当初予定した掲示場所でない場所に業者が掲示をしてしまいまして、通常委員会で確認をするんですが参議院選挙のときにはそこに立ってたというようなあれもあって、違う場所だったのに細かくだれだれ宅の前まで確認をしなかったために間違っただということがございまして、これはちょっとお詫びを申し上げないかなと思っております。

それから、もう1つ、設置場所についてのご意見が結構ありました。もっといい場所があるんじゃないかということで、今の場所じゃなくてこのほうがいいんじゃないかというご提案もございましたので、設置場所についてはまた今後、少し検討を加えてみたいというふうに思っています。何か物すごい狭い道路のところについてるかというような話もございましたので考えてみたいと思います。

それから、もう1点、これは告示前だったですけどその掲示板が立ってるところで、実は家の出入口で車の出入りするのに見えにくいというクレームがございまして、これは私も確認に伺いましたけれど、ちょっと出入りで死角になるということなので少し移動させていただきました。だから、そういった例も多数ございますので、今後はその設置についてはこのこの場所につけましたということで近くの住居の方にはご案内をして、確認をとってというようなことも必要な作業だというふうに思っております。

それからあと、選挙の始まったときにだれがだれやらがわからんかというご意見もありまして、これは大変難しい問題で、いろんな人が出てるんですけど政策もわからんしだれに投票してえいかわからんと、こう言われると私どもも何とも言いようがないわけですが、翻ってみますと選挙公報を出してはどうかという意見ももちろんあるわけですが、参議院の場合は出ておりますので、そういった裏返しのことですらうご意見が出てきたと思っております。選挙公報につきましては、以前にも、山崎議員にも前にも言われたような気がいたしますが、何せ1週間、日曜日に受け付けて最終決まって月曜日から作業に入りたいな事になって、非常に短期間で作業的に非常に難しい等々の理由で、現在、県下でも高知市以外は市町村の選挙では確か出しておりません。ただ、最近、四万十町で議員発議か議長のあれだったか忘れましたが、選挙公報を出してはどうかという案が出ておりましたが具体的に決まったというふうに聞いておりません。これは条例制定が必要になりますので、そういう条例を制定して公報を出すということになります。これについてもこの選挙を通じていろいろ事務局とも話をしておりますがまだまだ難しい面がございまして、もう少し検討を加えさせていただきたいなというふうに思っております。

それから、選挙後でございますけども、一番大きかったのは、私らあのせいというわけでもないですけど開票の結果が新聞の休刊日に当たりまして全然わからんがと、これを選管に言ってこられまして、選管に聞かれたら答えられるんですけど。ただ、高知新聞が号外を出していただいたということで少し緩和はされましたけれど、この辺がちょっとどうかなということで、その翌日の午後にホームページ上に選管のほうで投票者のリストをのせさせていただいたと。それですべてよかったかどうかわかりませんがそういう作業をさせていただいたということです。

それから、もう1点、投票率についてでございますが、残念ながら4ポイントというか5ポイントほど下回ってしまいました。投票率については、前議会するときでも投票率アップについてということも含めて大変いろんな要素がかかざらっておりますが、逃げてるわけではないです。今回の場合は、前回が合併直前の選挙だったということで、各地区での候補者を何とか当選させたいという熱い思い等々があったんじゃないかということと、当日、午前中というか午前11時ごろまでですか、投票率が高かったので随分だと思ってたら、やはり午後になって極端に落ちまして、実はこの時期まだ猛暑が続いております。この暑さの影響も幾分あるんじゃないかなと思っております。ただ、もちろん、今後も広報活動等を通じて投票率アップのことをやらないといけないとは思っております。当日、「投票率が悪そうですが広報車は回ってますか。」という問い合わせもありまして、広報車につきましては、大体、山田では毎日一、二回、1週間ぐらい、告示後だと思いますが、香北は無線放送がありますので無線放送で案内する以外に回って、物部は1日1回ほどずっと回っておりましたし、当日も巡回しておりました。そのようにお答えを多分したと思えます。

それと、あとは投票日当日、選挙カーが駐車場に放置をしてあるというようなクレームもちょっとあって、これもすみやかに撤去をお願いしたというふうに存じております。

一応、全部の話ができたかどうかわかりませんが、現在のところの状況報告ということで、あと抜かっておりましたら再度質問をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

山崎眞幹議員さんには、私、保育所改革のときからずっとご縁をいただいてこれまでお世話になっておりますけども、私自身この議場に説明員として加わらせていただいて15年を余りました。そういうことからしますと、合併ということもありましたけれども、この間行政のあり方、あるいは政治の方向というものが変化、さま変わりしたなどということも自分で今のお話を聞いて思ったことでしたけども、それはそれといたしまして、振興計画についてのご質問についてお答えをいたします。方向を変えてということでございますけどもまずは通告に対しての、ご質問ということでお答えをさせていただきますのでよろしくお願ひいたします。

先の有元議員さんからいただいたご質問に対しても振興計画にかかわっての答えをさせていただきましたので、重複しての答弁となる点もありますけどもご容赦を賜りたいと思うところですが、さて、新生香美市のまちづくり指針としての第1次振興計画は、基本構想、それから基本計画、それと実施計画の3層から構成をされておりまして、基本構想につきましては平成19年度から平成28年度までの10カ年を、それから、基本計画は前期基本計画期間を平成19年度から平成23年度までの5カ年としております。平成24年度から平成28年度までの5カ年を後期基本計画の期間として区切っておりますところですが、この実施計画については期間を3年としておりますけれども、実際のところは毎年度見直しを、事業進捗とか裏づけとなる予算との関係もございまして各課において毎年度見直しをかけているところでございます。

そこで、ご質問の基本計画におけます1章から6章に明記されているそれぞれの施策の内容につきましては、先のこと、平成21年ですけれども地域審議会のほうから前期計画の中間地点での状況の報告が求められましたことから、平成21年11月に基本計画の項目ごとに基本計画前期5カ年進捗状況中間取りまとめとして取りまとめた資料がございましたので、参照資料としてお手元へお返しをさせていただきました。なお、この取りまとめ資料につきましては、3カ年経過の状況ではなく、求められた時期の関係もありまして3カ年度目の中間でつくられております。ただ、3カ年度の結果としての資料では、そういうことからいいますとありませんけれども、取りまとめの段階までの予算が反映されておるといふこともありますので、全体的なイメージの大きく3カ年度にまとめとる部分では大きく影響を与えるものではないというふうにご理解をいただければと思います。

なお、取りまとめ資料の進捗状況総括表を先ほど見ていただいたところですが、必ずしもここについては数値として表現できない施策もありますことから、AからDまでのごっこりした4段階での評価としております。5ページの(2)の総括まとめにつきましては、事業項目数に対する割合ですのであらかじめお断りさせていただきます、そういった見方をさせていただきたいということ。なお、いずれの評価もあくまで所管課の主観に基づく評価でございますので、その点もお含みをお願いをいたしたいと思っております。なお、6ページ以降は、各章ごとの具体的な施策に係る状況となっておりますので、そちらもご参照をよろしくをお願いをしたいと思います。

この際あわせて今後の運びについて少し触れておきたいと思っておりますけれども、前段でも申し上げましたけれども平成24年度からは後期基本計画期間となるわけですので、来年度は後期5カ年の基本計画の策定準備をしなければならない年度となります。なお、平成23年度決算を受けての作業とはならないことから、その段階でも正確には5カ年の実績となりませんが、これも予算的には5カ年度分が反映されるということになりますので、全体として中間取りまとめにはそうした前提を含めた経過実績分を加えて、検証、分析を行いながら後期計画につなげていく形になるものと想定をいたしております。

幾つかの課にわたってC、D評価についてご指摘をいただいたところでございますけれども、ここでは企画についてお答えをしておきたいと思っておりますけれども、全部の課が答えるとちょっと時間的なこともあるんで、お許しいただければ企画を例に挙げてということでご説明をさせていただきます。

企画のC、D評価につきましては、自己評価でございます。この部分では、みずからを厳しくCあるいはD評価にしたという思いでございます。これで、この中間取りまとめをいたしました後に平成21年12月3日に開催されました3町の合同地域審議会で、私のほうからこのC、D評価について説明を若干させていただきましたけれども、ポイントだけを申し上げますと、いろんなしがらみもおっしゃられるようにあるわけですが、それ以外にこの間、猫の目のように政策、施策が変わるということも1つ理由として挙げられるかと思っております。こんなこともございまして、経済情勢、社会情勢、あるいは法令上の縛りというところでなかなか立てておいた計画、それから目標とするところにつながっていかないような状況があったという、反省を含めてこういう評価をさせていただいたというような、この審議会においてお話をさせていただきますので、いずれの課にしてもそういった大体似たり寄ったりの状況にあるんじゃないかというふうに考えております。そんなことも含めて次の後期計画ではこのことを検証しながら生かしていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 山崎眞幹議員の物部川についてのご質問にお答えをさせていただきます。

議員からもご紹介がございましたように国の物部川水系河川整備計画、また県の物部川清流保全計画、そして流域3市の物部川流域ふるさと交流推進協議会、それぞれが会を持ちながら物部川の問題について取り組んでおります。

平成22年、今年4月には物部川水系河川整備計画ができました。そして、これには利水、治水を初めそうした国のやるべき仕事についてのいわゆる整備計画、そうしたものが出されております。これを整備するに当たりましては、それぞれ流域、香美市、香南市、南国市それぞれの地域で市民の声を聞く会なども持たれまして、その意見などが盛り込まれてこの整備計画がつくり込まれております。

また、物部川清流保全推進協議会は、メンバーとしましてはこれも3市の首長が入っておりますが、NPOでありますとかさまざまな団体、県も含めまして、また大学も含めましてですが入った協議がなされてきておりました。今後取り組む重点事項としまして、平成22年度の事業としましては、ごみ対策を進めるであるとか、あるいは山の保水力の回復を図る、物部川を楽しむ学習をする、濁水対策を進めるというふうなことでございます。目標としまして清流の再生を目指す、キャッチフレーズが「天然アユが沸き立つ川へ」ということで大変壮大といいたいまいしょうか、当たり前のことが当たり前で

ないような状況になっておりますので、やはり当たり前の川に戻すということだというふうに認識をしておりますが、こういう取り組みが行われてきてました。

また、3市の物部川流域ふるさと交流推進協議会におきましても、これもさまざまな関係機関との連携をとりながら、ごみ拾いであるとか、あるいは白髪山付近でのシカの食害での除作業、そうしたことを通じて行ってきておりまして、また、平成22年度は今までやってきたことも含めまして、これは工科大にも協力いただいておりますが物部川ウォーキングなどもとり行っていこうというふうになっております。

今、走り走りに申し上げましたが、それぞれ3つの団体のほかにもNPOを初めたくさんの皆さん方が物部川の問題、課題について取り組みを行ってきてくれておりますが、しかしながら、いかんせん、もう山崎議員もご承知のとおり物部川の状況というものが大変厳しい状況になっております。特に濁水の問題が一番の原因であるわけでございまして、濁水がなぜ発生したのか、このことはもうご承知のとおり物部地区でのあの大きな山火事を含めまして、そして平成16年、平成17年の台風被害、豪雨被害によつての崩壊による濁水が起り始めてきておるわけです。これを根本的にのけていくということが大事なわけでございしますが、なかなか、去年は比較的濁水が少なかったわけですが、今年は長期的に濁水の発生をしましたし、そういう意味ではまだこれからもこの濁水問題については精力的に取り組んでいかなければならないというふうに思います。

この10月19日、間もなくですが、県の市長会がございます。その中で香美市としましてその市長会に提案をさせていただいておりますが、この濁水関係に対しましてこのような要望を出しております。ダムの入口に堆積をした砂利の撤去と県内河川類似状況調査の要望についてということで、濁水が、新たな崩壊があるわけではなくて濁水が起こっておりますので、その原因というのはやはりダムに堆積をしたヘドロが大雨のたびに巻き上げ現象によつて濁水が発生しておるといふことも言われております。そういう意味でダムの上流域にあります土砂の取り除きをしてほしいと。今までも大分やっておりますがまだなかなか手つかずのところもございますので、こうしたことも県にお願いをするというか要望していくということも今取りまとめをいたしております。

このようにして未来に受け継いでいただく大変大事な川でございますけれども、今の状況はこうでございますので、行政としましてもさまざまな機関を通じ、また、さまざまな機会を通じて清流を取り戻す、そういう努力をしていかなければならないと、そして、後世にそれを引き継いでいかなきゃならない、そういうふうに思っております。

以上です。

- 議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩します。
（午前10時39分 休憩）
（午前10時50分 再開）

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

3番、山崎眞幹君。

○3番（山崎眞幹君） はい。3番、山崎眞幹でございます。2回目の質問をさせていただきたいと思います。

まず、選挙総括についてですけれども、基本的には総括していただきたいと。もう選挙終わって随分になりますんでね、いろんな事情は確かにあるとは思いますが、それが普通の姿かなというふうに私は率直に思います。選管の一つの役割といいますか、投票環境をどうするかと、選挙率アップというふうなお話もございましたけれど、あと事務の作業員の負担をどうするかっていうことがございましたけれど、やはり市議会議員の選挙というのは、4年に1回のこの地域の先の4年間の姿を託す議員さんを選んでいくと、代表を選ぶという重要なものですので、ますますそのスムーズな運営といいますかね、いろんな意味については努力をしていただきたいというふうに思います。

実際かなり、最初に答弁をしていただきましたので少し抜かっていると思われるところだけをまた、抜かっているんじゃないかもしれません、言い忘れたのかもしれないけれどもお尋ねをしたいと思います。

まず、そうですね、1つそのクレームについてですけれども、私自身も幾つかのクレームが前後を含めてあったんで、1つは、先ほど委員長も言っておられましたけれどもポスターの掲示場、これ330から147に変わってということですよ。それで、例えば3つあったところのポスターの掲示場が1つになって、どうしてそこになったのっていうのがその地区の人からあったんです。だから、条例を見てみると、結局調べてみたら委員長の専決規定というのがあって、これでポスター掲示の場所を決定するとか、ポスター掲示の総数を減じることとかいろんなことが専決でできるというふうになっているわけですね。今回147にせられて、場所を決めたときにどのようなお話し合いがあって決められたのか。専決っていうても多分専決してないと思うんでそのところをちょっとお聞かせをいただきたいのと、それから、ぜひ、そういう今まであったことを変更する場合にはその地域の方と少しお話しになって、ここをどこにしたらいいでしょうかみたいな感じでも構んと思うんですけど、それぜひやったらそういうクレームがちょっと少なくなるのかなという気はしました。

あと、もう1つ、選挙の投票所なんですけど、中にその候補者の名前を書いていますよね、それが字がちっちゃ過ぎてわからんという、字の大きさが、もうちょっと太い字で書いてくれんろうかっていうこともありました。それから、できるかできんかわかりませんが、そこにポスターとまではいかななくても顔ですよ、だれがだれかわからんという、顔で覚えちゃうとかいろんな覚え方があると思うんで、そういうのもできたらあったほうがえいんやなかろうかというふうなこともいただきました。

それから、私自身が選管からクレームを受けたこともありました。選挙後ですけれども、それはポスター撤去の件なんですけれども、選管からの通知では、読み方によったら置いちゃいたら撤去してくれるというふうに読めてしまうんです。ところが、それでち

よつと条例を調べたところ、これ香美市選挙事務執行規定の中の第18条第3項というところで、「候補者は、選挙期日の翌日以降直ちに掲示したポスターを撤去しなければならない。」と、マストで書いてあるんでね。だから、しなければならないと最初からわかってたら、それは僕の理解力が悪かったかもしれません、乏しかったかもしませんが、撤去したというふうには思いますので、できるだけそういうことについてもわかりやすい言い方、こういうことについては自分はもうしっかりと認識をしましたから以降もしあるとすれば直ちに撤去することになるとは思いますけれども、そういうことにも努力をしていただきたいというふうに思います。

あと、やっぱり選挙公報ですよ、先ほど委員長自身も言われてましたけどぜひやっていただきたいなと思います。投票率アップのためにはやっぱりあらゆる手段を講じるということが市民の負託にこたえることで、選管に付託されたことにこたえることではないかなと思います。やっぱりいろんな、だんだんいろんな方が日ごろの、例えば既に議員さんである場合には、日ごろ政治活動してたりしてある程度名前を知っていただく、やってることを知っていただくということはできるんですけども、新たに、ちょっとこんなことで挑戦していきたいといった方が挑戦する場合にはなかなか、じゃあその人がどういう人であってどういう思いを持っているかというのを伝えるべきがない。言い方によたらそういう人も日ごろから政治活動してればいいじゃないかというふうなことを言う人もいますけれども、例えばサラリーマンの方であったり、家庭の主婦であったり、お勤めをしてる方が、じゃあそんなことが議員さんという立場を持たない状況でできるかというたらなかなかできるとはあんまり思えないんです。だから、ぜひそういう点にも配慮しながらこの条例の制定が必要だということなんで、議員の皆さんとのお話にもなると思いますけれども、四万十町の例がどうなるかということも見ながら、できたら自分はそういうことが必要ではないかなというふうに思います。そうですね、とりあえずそのことについて再度お尋ねをしたいと思います。

続きまして、基本計画ですね、割とさらっと答弁していただきまして、それはそうなんですけれども、ちょっといろいろと、それでは、最初の通告を壮大に通告してますので、各それぞれ順を追って課題について言うてくれというふうにする通告をしておりますので、そこまでは言いませんけれども幾つかの課題についてお尋ねをしたいと思いません。

例えば、この冊子が出た経過っていうのが地域審議会に向けて発表された。それから要請があったから出されたというふうに確かにお聞きをいたしました。それはそれで結構なんですけれども、これ各課ごとの、いわゆる今はやりのという言葉に語弊がありますけれどもいろんな現場でやられてますPDCAサイクルの中でCですよ、Cの結果をここへやられて、ローリングについては、実際その予算との関連もあるので毎年見直しをかけておられるということで、それはそれで結構だと思いますけれども、主管課が主観的に評価をしたというふうにおっしゃられました。主観的な評価っていうのは

それはそれでいいと思うんですけれども、主観があれば客観もあるわけですから、これって客観的にどこが評価するんだらうという素直な疑問がそこで浮かびます。地域審議会の中でこれが客観的に評価されるのか、それとも、例えばこの膨大な基本計画、この町の姿をつくり出す、形づくるためのまちづくり計画、いわゆるやられてる施策のすべてが最終的に軸足は何にあるのかと聞かれたときに、最終的に軸足はここに置くであろうというこの計画について客観評価というものをしっかりとする。それも、例えば私、議員1人がそういう評価をするのではなくてある意味の集中審議みたいなものももしかしたら必要になるかなという、それくらい私には大事なものというふうに思えます。客観評価というのはどのように考えられておるのかということについてまずお尋ねをしたいと思います。

それと、幾つか、例えばさっき言いましたようにその担当課によって当然そうなんですけれども、これだけが施策のすべてではないというふうなことで答弁いただいたと思えますけれども、その施策として書かれております中で多少のこぼこがあります、多く所管しているところもあればそれほどでもないということがあります。やはりそのD評価、少なくともかなり厳しくみずから評価しながらD評価であったところについては、各課の担当の方のその評価に至る経過についての答弁を求めたいと思います。

例えば「まちのかたちを創る」、これは何ページや、取り組み状況6ページ目になりますかね、これで建設都計課、「まちの活力を拓く土地利用の推進」ということありますけれども、その中で「新しいまちづくり手法の導入。民間活力の参入、地域住民のまちづくりへの主体的な参画を狙い、地区計画制度の運用等、新しいまちづくり手法の導入を検討します。」と、こういうことで施策を立てました。ところが、「社会経済情勢の低迷により民間活力が低下地区計画制度の活用に至ってない。」というふうな経過が出てます。じゃあこの地区計画制度というのはどこに活用されようとしていたのか。そして、同じ、全部読んだら大変ですからこの「まちのかたちを創る」に特化しましょうか。例えば「まちのかたちを創る」に特化していきたいと思えますけれども、その中でD評価、話が前後します。「まちのかたちを創る」というのはなぜかって言いますと都市計画ですよ、「まちのかたちを創る」というこの項目っていうのは市民の皆さんにすごく見えやすいところなんですよね。見えやすいところでなかなか取り組みが進んでいない、47%、53%でC、Dの評価をみずからがしているということが、なかなか合併後4年、5年に立ってその一体化でありますとかいろんな意味での皆さんの満足度がちょっと低いのかなというふうな評価につながる部分ではあると思いますので、最初の通告では全部説明していただこうと思えますけれども、このC、Dの評価、「まちのかたちを創る」ところの部分のC、Dの評価について、それについての答弁を求めたいと思います。

例えばこれ企画課ですけれども「中心市街地の活性化」、「市街地や集落の整備」とあって、これ取り組み事項としては、「玄関口機能の強化」、「新しい街づくりを進め、

求心力の向上」、これについては、取り組み状況としては「取り組みは進んでいない。」とさらっと書かれています。進んでいないというのであるならば、じゃあどうすれば進めることができるのかなというのが素直に考えられるところです。何が足りないのか、どうすればこれを進めることができるのか、そのお考えを聞かせていただきたいと思います。

そして、9ページですね、「香美市景観選の作成」、これ取り組みができていないと。何でって、やはり最初に申しましたように、これは私自身の感想ですけども、この基本計画ができるまでにはずっと経過があるわけですね。経過があって、そのだんだんの方々がその場に集っていろんな思いをそこに積み重ねていって、この施策みたいなものを、みたいなものと言うたら失礼ですけど、施策をきっちりと発言したとか提案したとか指導された方がいて、そのことが皆さんに承認されてこのまちづくり計画の中に盛り込まれていると、そのように私は考えます。だから、その人たちに対して、そういう方に対して一つの答えを出すと言いますか、どうして、できていなければどうしてできなかったのか、それをどういうふうにも今後やっていくのかも含めてある種の説明責任とかそういうものもひょっとしたら発生するのかなというふうには考えるわけですね。ですから、やっぱりそういうんでまた客観評価に戻りますけれども、そういうことはしっかりとやっていったほうがいいのか。あんまり範囲を言うと僕自身もわからなくなりますんで、とにかく「まちのかたちを創る」で今回は少し皆さんのご意見とか答弁をお尋ねをしたいと思います。振興計画についてはその程度ですね。

物部川について、本当に市長にもいろいろとお世話になります、これからも、たくさんの方も団体の方も言うていただきました。例えばずっと活動している21世紀の森と水の会とか、あとはアクアリプルネットワークとかですね、この中のたくさんの団体に足をかけて参加されてる方もいらっしゃいます、いらっしゃると思います。

今度、19日の県の市長会でそういう砂利の撤去についてのご発言もいただけるということだったのでそれを本当に期待してますけれども、砂利のことについて言いますと、もう既に物部川の取水口とか流れる口の、今、市長話をされましたけれども、この整備計画の中でも実際に永瀬ダムにいかにか土砂、土砂とか砂が堆積しているかということをしつかりと検証してるのがありまして、本当に当初当初予定してた砂の量よりも既にいっぱいになってるね、だから、そのことを素人目に考えてみてもその保水機能が結局落ちてると思われるので、その保水機能が落ちてると雨降ればすぐ放水しなければいけないし、雨が降らなければすぐ渇水になると。じゃあ、その保水機能を高めるために一番、1つの対症療法として、根治療法にはならないわけですけども、ある種の根治療法かもしれないけど対症療法として、永瀬ダムの土砂のしゅんせつというのはできないんだろうかっていうのが普通自分がすぐ考えられることなんですね。それから、目の前見てましても樹林化してるヨシ、アシのところは、あれ刈って何とか撤去できんやろうかというふうなこともすぐに考えられるわけです。

だから、なぜ知恵をかしてほしいというふうに市長に対してそのお尋ねをしたかという、本当にさまざまな関係者がいまして、山、川、そして海まで、そして、その流域のそこで農業をされてる方、漁業をされてる方、いろんな方がそれぞれの現場でそれぞれの現実を持ちながら、それを何とか改善したいと思いながら戦ってるというか一生懸命努力をしてるわけです。その努力してる人たちがなかなか、ともすれば何かお互い対立してるような構図が描きやすいというか描かれる可能性もあるわけですが、僕自身は決してそうではない。やはり一つの方向に向けてみんなが手を携えていけば、必ずみんなにとってすばらしい結果が生まれてくる可能性があるのではないかというふうに考えてます。その一つの目標というものが、ここにも書かしていただきましたけどもみんなが物部川に豊かな清流が戻ってきたらみんなえいやいかと。農業の人は十分に水が供給できる。そして、漁業の方も必要なときに、例えば町田堰の下ですね、あそこから1トンの水をくれと言ってますけれども1トン以上の水がいただけるようなことにもなる。そして、多分今でも、町の時代でもそうですけど新しい水源に対してすごく水道課の方が苦勞してる、そんなことについてもいろんな問題が解決できる、そのためには物部川に本当に豊かな清流が戻ってほしい、そのように思ってます。

それで、先ほど市長少し発言されましたけれども、この清流保全計画の中で清流保全推進協議会、これがですね流域の3市として国交省も含めて何とかやろうということでやってる会なんですけれども、始めた会の中で、この中でも門脇市長も本当に90%ぐらいのものが香美市の分であるから頑張っていきたいというふうに決意もここで述べられています。本当にここが全体のそういういろんな振興計画をきちっと管理しながら、調整できるような機能を持てればいいんですけれども、どうもそういう雰囲気でもないんですよ。予算はやっぱりほかの、いわゆる現業部門が持っていったりいろんな課が持っているので、そこのところの調整を言われてるのか、相変わらず言葉は悪いですけどもガス抜きのためにこんな会をつくったのか、そうは私自身も絶対に思いたくない、ここまで本当に物部川が瀕死の状態になりますと思うわけです。協議会の委員、メンバーとしてここにあられますのは森と水の会、アクアリプルネットワーク、国土交通省、森林管理局、南国市長、香南市長、香美市長、林業振興・環境部長、大学の先生、それから環境の杜こうち理事長先生、マネジメント学部の教授、そして高専の準教授と、幹事の中には企画課長もおられるわけですね。だから、門脇市長も本当にそれがどこなのかということは明言はできてないと思いますけれども、どっかその本当に全体、物部川にかかわる全体、それはこの会が本当にできる可能性が僕はあるような気もするんですよ、この県が主導してます清流保全推進協議会がその可能性があるかもしれないけれども、一体どこが本当にいろんな俯瞰的なことも含め、それから、さっきはいわゆる病気治療についてのよう話をしました。やっぱり対症療法をしながら根治治療もしなければなかなかこの川の問題については前が見えないと。その中で、その根治治療と対症療法の最終的な計画を立てて、そして、それをしっかりと執行、管理をする。そこに

皆さんが、つくった人たちが本当に力を合わせて清流が、豊かな清流が戻るような活動がある種の確信を持ちながらできる。そのようなことをするためには一体どうしたらいいのか、同じような質問になりますけれどもぜひその点についてお知恵をいただきたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

以上をもって2回目の質問とします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

選挙の総括につきましては最初にも申し上げましたとおりで、現在、委員会としてはできておりません。確におっしゃるとおりでございます、委員もずっと続くわけではございません。やっぱり丁寧な総括をしてですね、後々へ残していつて次の選挙に向けて体制をつくるということは重要だと思いますので、早急に委員会を開いて総括をしていきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから、3つほどご質問いただきました。掲示場につきましては、前回の市会議員と同数の数でやっておりますので、それ以前からどこにやるかということを書記のほうで判断をしながら確認をして設置してる状況だと思いますが、いろんな町の状況等、それから道路状況等変化もありますので、再度いろいろ確認をしながら掲示場の位置について、ここでいいのかどうかをまた検討してみたいと思います。

それから、一緒に、そのつけた場所での家の方とかそういう方にも一言お話をするとか、それから地区の方にご意見を聞くというようなこともやはり必要かと思っております、ただ単に見に行っただけでここだということではなくて、その辺も考慮の1つに入れてやっていきたいと思っております。

それから、掲示場のポスターの撤去につきましては、そういう話があってお話しさせていただいたと思っておりますが決まっております。ただ、いろんなことで、これがやるべき、やるべきでないということについてすべてを説明できるかどうかわかりませんが、立候補の予定の方に対する説明会等でそういうことについてはできる限り説明をして進めていきたいと思っております。

それから、氏名掲示の問題ですが、確かに細かいとか細い字、二十何名出ますので、それでこの囲いの中に張るという状況になってますのでそういうご指摘もあろうかと思っております。1つには反転文字と言いまして、白黒反転の掲示とかそういうものもありますが、そのほうが見やすいという説もありますので、ちょっとその辺情報があるのかどうかということも含めて検討したいと思っておりますが、ただ、顔写真とかほかのものができるかどうか、これちょっと法律的な問題がありますので、その辺はちょっと法的なものを確認しながら、多分名前だけしか、名前と政党ぐらいしかできなかったんではないかというふうに思っております。ただ、なるべく見やすい形のものにはしていきたいと思っております。

それから、公報でございますけど、前々から出ております。ただ、どういう形の公報にするかとかいうこともひとつ考えていかないけませんし、何せ日曜日に立候補受け付けをして次の週の日曜日が投票でございますので、現在、事前審査をやっておりますからその部分で例えば公報の原稿をいただいて、いただいた原稿をそのまま写真かスキャンするかで載せていくっていうのが一番簡便な方法だとは思いますが、ただ、当日に立候補に来ない人は、限りません。供託金等々ありますので当日っていうことはありませんが急遽ということもありますので、その辺のことの作業日程がどうなるかとかいうことが少し検討する必要があるのと、それから、載せる内容についてどこでどうチェックするか。全部そのまま載せるかどうかという問題もありますので、そういう事務的な担当者設ける必要も出てくるのではないかと思います。どちらにせよ高知市が現在やっておりますので、その辺の意見をちょっと聞かせていただいて具体的に検討してみたいというふうに思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えいたします。

まず、その振興計画の分については、今後どういうふうな形でその検証していくかということを含めて、客観的な評価をどうするかということについてお答えしたいと思えますけれども、後期基本計画の策定に当たっては、自分たちが自分たちの手で作らんと自分たちでできんという考え方がございます。これはもともと現在の1次の計画をつくる段階で、議会でも振興計画の策定に当たってご質問をいただいた中でお答えをしてきた経過がございますけれども、ただ、そのベースになるものはどうしても軸を含めてプロの手をかりないといけないので、最初の計画づくりについてはプロにお願いさせていただきたいと。この計画の見直しに当たっては手づくりでやりたいということをおっしゃって来た経過がございますので、そういったことも踏まえて、有元議員のときにも私がお答えしたと思えますけれども、今回の後期基本計画については手づくり、みずからの手でやりたいという考え方でおります。その中では、やはり住民の思いであるとか、さまざまなそういった意見、声というものが当然そこに反映されなきゃならないということがございますから、アンケートということも当然作業としては想定をいたしておりますし、それから、つくる形そのもののベースはやはり職員の手で、みずからの手づくりでかからないかんという思いがありますけれども、ここにその住民の方々、あるいは関係する課の方々のご協力をいただくということも当然その必要があります。これは策定をして、あとその検証、あるいはまとめ上げていくという段階で力をかりるのか、最初からそういう形でかかわっていただくのか、これは来年に向けて検討をしていきたいというふうに考えております。そういう意味で、後期の基本計画の策定の段階で客観的な評価を受けたいというふうに考えております。

それで、この策定含めて計画っていうもの、あるいはその仕事の進め方というものについては、ご指摘のとおりPDCAというものが今日仕事を進める、作業を進める上での

手法といいますか、これは今日的なあり方であるという認識はしておりますのでここも
しっかり押さえていきたいというふうには考えております。計画を立てて、それから実
施をして、その状況はどうか、ここでチェックをかけるということというのはこの
一つ、取りまとめのこの段階での作業であるというふうに認識をしております。それを
また踏まえて次へどう結びつけていくか、それによってアクション、このP D C Aサイ
クルというものをしっかり認識した仕事の仕方というものは、これは行政として当然、
仕事の進め方としてのあり方やという認識にございますので、あえてその点はこれでお
きたいというふうに思っております。

それから、取りまとめの中の6ページの「中心市街地の活性化」については、取り組
みが進んでないということについてお尋ねをいただきました。これはまず、平成21年
12月3日の、先ほど言いました3町合同地域審議会で同じ質問を受けておりますので、
そのときに答えたこと、まずご説明をしておきます。

例えば玄関口機能の強化という部分につきましては、活性化センターの事業がありま
して、J R土佐山田駅前にインフォメーションセンターをつくるようになりまして来年
春にはオープンし、ここがその点、玄関口での交流の拠点にもなりますし、それから、
中心の商店街に結びつけていくようなことにもつなげていくように、このあたりシナジ
ー効果というものを期待しておるところでございまして、云々というお答えをして
おります。これにつきましては高橋商工観光課長も同席をしております、同じような
形の説明をしたところでございますが、この項につきましては、1つは土地利用の観点、
あるいはそのにぎわい化というものをどんなにしてつくり上げていくかというところ
で取り組み事項として挙げておる部分でございまして、この段階でいいますと何もそ
ういったその、先ほども言いましたインフォメーションにも取りかかるというような
状況でございましてから具体ができてない、実質的としてないということでDとい
う評価をさせていただきましたが、その後、ご承知のように商店街と玄関とをつなぐ結
節点という1つの位置づけでインフォメーションもできましたし、それから、もう1
つは企画の部分でいいますと市バス、これは繁藤からおろしてくる、あるいは町田
線へ導入の部分がありますけれども、そういったその玄関口でございましてJ Rの
駅へ市バスを乗り入れた、このことが1つは玄関口としての位置づけというものを
明示していこうということと、ここで乗降する方々については、当然商店街をバス
走らせてます。商店街の利用ということも想定をしておりますので、そういった意
味では現段階ではAとかBとかいうことではなくてもDという、現段階では評価
にはならないだろうという、自画自賛になりますけれどもそんな思いでおります。

以上です。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 山崎議員の振興計画の進捗についてD評価を
いただいた担当課として、非常にいただいたというか前任の課長も非常に厳
粛に、本当にD評

価でしていただいて、私4月からこのD評価について、また、これからのまちづくりに参画をしていく予定としております。

1点目の、先の質問の中で有元議員のほうから土地利用についてお聞きをされました。そのときにも一定の経過、成果も説明させていただいた中で、この民間活力、この部分につきましては、確かに今の社会、経済情勢、今まで向陽台、また、工業団地等の地区計画の一定の進ちよくのある中で、まだそういう声が民間のほうからも相談はあった件数はあると思いますがなかなか実際に移すような地区計画も導入されなかった、そういう経過の中でD評価という形をとっております。

そして、2点目の都市イメージの形成でございますが景観選、これにつきましては確かにこれもD評価でございますが、まず、195幹線に関しては、あじさいロードとかいろんなどころの整備も進んでおります。したがって、合併から一定の地域交流、また、香美市の市民としていろんな道路の実情を見てきたときに、また、新しい情報も住民の方が見てくださっていると思います。時期早々にしてそういう取り組みをようしてないということが今のD評価になっております。整備の部分で一定、進んでおりますのでC評価でもよかったんじゃないかなという思いでございます。D評価のことを真剣に受けとめて、次の何かの施策を考えていきたいと、そんなに考えております。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎眞幹議員の2回目のご質問にお答えをさせていただきます。

物部川につきましては、先ほどだんだんお話をさせていただきました。その中で県へ出す要望につきましては、これ具体的に、表題だけを読みましたが具体的に中へは盛り込んでおります。少し文章だけを読みますが、「河川から永瀬ダムへの流入口付近の堆積土砂や砂利等などについては手つかずの状態になっており、このような状況の中でさまざまな状況が起きておる。」ということで、永瀬ダムということを明確にうたって、その部分についてのけてくれえというふうなことで要請をしていくというふうなことでございます。

また、各種団体の取り組みにつきましては、それぞれがNPOを含め努力をして取り組んできております。そういった経過というものが大変大事だというふうに思っておりますし、また、このような啓発ができていくということが広く市民、または県民の方々に物部川の状況というものを訴えていける場面場面になっておりますので、大変、すぐに効果が出なくてもやっぱりこういう取り組みをしていくということは大事だというふうに思います。

また、さまざまな環境学習、学校などでも、特に小学校なんかでも大変力を入れてやってくれておりますので、そういう子どもたちからも水の大切さ、川への感謝、そうしたものも含めてやっていかなければならないというふうに思っております。

先日もアユを食べる会がございまして、山崎議員も行っておられましたが、たくさん

のアユのうちの2割ぐらいしか物部川のアユはおらんというような主催者側のことでございましたけれども、これだけ厳しいんだということを皆さんに訴えられたという思いがしております。そういう意味では川への思いというものは、山崎議員も人一倍物部川に対する思いもあるわけでございますので、私ども一緒に考えていきたいと思っております。特に1つだけ、余分なことかもしれませんが私の好きな言葉があります。BSのなるほど!ザ・ニッポンという番組が金曜日にやっておりますが、そこで益田由美アナウンサーがフレーズとして流れております、「あなたにはいとおいしい川はありますか。」というふうな言葉が流れておりますが、山崎議員にとっては物部川が一番いとおいしい川だろうというふうに思います。私は新改の川がいとおいしいです。それぞれの思いがあるわけでございますので、その思いをいつまでも持ちながら、また、子どもたちにも伝えていくということが大事だということを最後の答弁とさせていただきたいと思っております。よろしく。

(笑い声あり)

○議長(西村芳成君) 3番、山崎眞幹君。

○3番(山崎眞幹君) はい。3番。

なかなか門脇市長も私の琴線をくすぐるのが上手というか、もう今の一言でちょっと目の前が曇りました。ありがとうございました。

それはそれとして、その選管のことですけれども、多分国政の関係で前に330あったやつが減ったから皆さんそう思ったと思うんです。それはそれとして、しっかりお伝えするというか、住民参加という点からもいろんなことはちょっと相談したほうがいいなと思ったときには相談をされるようにしたほうがいいのかなど、意思の疎通が図れるような気がします。

それであと、囲いの中に張るからですねちょっとちっちゃくなるって言いましたけど、あれ囲いの外はいかがですか?どこかほかのところにどーんと、だーんとかう、前へも張りながら、中にも張りながら外にも張るっていうのはそら僕もわかりませんけれども、やっぱりそこへわざわざ行って思いをもって投票行動に移られる方が、あれだれやっつけ忘れたとかね、見たときに字が細うて見えん、老眼、そこにあるかもしれませんけれども忘れたというときに、どこまでかゆいところに手の届くような選管であってほしいというふうに思いますのでよろしく願いをいたします。

公報の件についてはよろしく、研究をしてみてください。別に答弁はもう要りませんので。

振興計画ですよね、振興計画についてですけれども、確かに自分自身もこの計画ができるまでのまちづくり構想であるとか、まちづくり計画であるとか、確か行政さんだと思っておりますけれどもその方たちが主導をして、主導というか課長によると基礎的なところ、どうしても形を整えていかなければならないという部分での基礎的なところで必要だったということだと思っておりますけれども、それはそれとして、もう十分に学習はされたとい

うふうに思います。思いませんか？思わない、思ってください。学習をされたというふうに思います。ですから、ぜひみずからの手でつくり、今度の5年の分についてはしっかりと新しい、いろんな状況に対応した部分でつくり直していただいて、1つ思われるのは、例えば基本目標とかその施策の分類の中で中分類、小分類とありますけれども、それがなかなか探しづらい。1つのことに関して、例えば先ほど消防の話も出ましたけど、消防ってどこに分類されてるかというところ「みどりを保つ」というところに分類されてるんですよ。消防関係をふっと探したときに「みどりを保つ」というのは、その中の「安心・安全なまちづくり」という、「みどりを保つ」、「安心・安全なまちづくり」消防法と。そこら辺ももうちょっとこう、それは1つの例ですけどわかりやすいようなくくり方も工夫されたほうがいいのかなというふうに思いますんで、ぜひともそんなことも含めてやっていただけたらなというふうに思います。

それで、このまちづくりの本当肝になってるのはいわゆる軸拠点ゾーンという、この考え方は今も変わってないのかどうか、まずもう最後にお聞きしたいと思うんですけども、すごくわかりやすい、わかりやすいがゆえにわかりやすいと、できてなかったら、それはそれでまた余計にわかりやすいというところがあると私には見えます。それぞれ本当にすばらしい、例えば交流拠点があり、大きな計画を立ててるわけです。それについてひとつ、しっかりと本当にこれを執行していくことが、この施策として実現していくことがこの町の皆さん、市民にとって本当に大きな幸せにつながっていくというふうに私自身は考えますので、ぜひその軸、拠点、ゾーンというものをしっかりと意識しながらやっていただきたいというふうに思いますし、逆に言うと縦割りで、いろんなものが縦割りの部分で弊害があれば、例えば1つ物部の奥でいうと緑の交流拠点みたいなものが、例えば町の交流拠点、里の交流拠点というのが、何がしかの例えばプロジェクトチームのようなものをつくって集中的にその件について考えていくというふうな手だてもやられたらいかかなというふうにも思ったりもします。何はともあれそのことも答弁いただきたいと思うんですけども、本当にこの合併に対して最初のスタート、合併のスタートは、結局その背景にあるものは地方分権の進展であったり少子高齢社会の進行、そして中山間地の保全、環境問題の対応、生活行動の広域化、そして厳しい財政状況の対応ということで始まりまして、それで期待される効果としては、行財政の効率化、サービスの高度化、多様化、職員の能力の向上、住民の利便性の向上、重点的な投資による基盤整備の推進、広域的な観点に立ったまちづくりの施策展開、そして地域のイメージアップ、これが期待される効果としてあったわけです。

一方で心配される事項としては、役場の統合に伴い役場が遠くなり不便となる、新しい役場、所在地に重点投資され周辺部の過疎化が進行する。現在の市町村の名前がなくなってしまう、これまで培ってきた歴史や伝統といった地域の個性が失われる、市町村議員の数が減り住民の声が届きにくくなるとともに職員の数が減り地元で働く場所が少なくなる、市町村の区域が広くなりきめ細かいサービスが受けられなくなる、そして、

合併する前の旧町村同士で対立が生じる、これが心配される事項なんやと。やはり期待される効果を高めながら心配される事項はどんどんとその心配を心配でなくする。そのためにもその振興計画、後期いかにつくって行って、そして皆さんの協力を得ながら推進していくかということに大きくかかっているというふうに思いますし、私自身も経過から言ってますけれどもこの計画の実現ですね、まちづくりについて本当に一生懸命お手伝いできる場所はさせていただきたいと思いますのでぜひよろしくお願いをしたいと思います。

最後に、川についてでございます。

本当に市長ありがとうございます。この問題っていうのは、先ほども言いましたようにそれぞれの立場の方々がそれぞれの現場でその立場ごとに一生懸命頑張ってるやっています。ぜひそのことの頑張りを続けていただいて、将来的に物部川に豊かな清流が戻ることを心から希望もしておりますし、そのときに、いや、僕の川は物部、市長の川は新改の川と、それでまだ皆さんいろんな思いがあると思いますけれども、本当にそうやってすばらしいふるさとについて喜び合いたいというふうに思います。

山田堰というものが、山田堰って野中兼山がつくって本当にすばらしい公共工事であるということをおっしゃるながらあの残骸が残っている。物部川っていうのはその流域の皆さんが本当にその水によって命をつないでいるということが言われて、物すごく大事な川なんだよと言われながらあの状況に陥ってる。そういうことがないように、二度とその山田堰の轍は踏んではいけないと思いつつ私もできることはさせていただきたいと思っておりますので、市長も引き続き市長という立場でどんどん発言もいただき、物部川の清流を戻すことについてたくさんのお力がいただけますようにそこで改めてお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終了いたします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 3回目の山崎眞幹議員のご質問にお答えをいたします。

質問とあわせてこうあるべきだという希望というか指摘もいただいたと思いますので、そこを踏まえてお答えをしていきたいと思っておりますけれども、まず、ひとつご理解いただきたいのは、この振興計画、すなわち総合計画というものについては法律上の規定による計画でございますので、どうしてもそのつくり方に一定のルールというか形というものがおりますので、そこはそれを踏まえながらつくらざるを得ないということはお理解をいただきたいというふうに思います。ただ、ご指摘のように書き方、整備の仕方、それについては工夫の仕方があるでしょうということについてはまさにそのとおりだということだと思いますので、そこについては後期の計画を立てるときに意を用いてまいりたいというふうに思っております。

その軸、拠点ゾーンについては、この形を大事にしてほしいというお話であったかというように受けとめてますけれども、基本的に議会にお諮りをするのは、この3層構成の

うち基本構想に係る部分です。この基本構想に係る部分で軸、あるいは拠点とかゾーンについて立てる分については明記してございますので、これは変えるわけにはいきません。そこに依拠しながら今の現状を踏まえて少し見直していく必要がある部分については見直して後期計画を立てていくということに、そうですね、作業としてはそういう形になろうというふうに思います。

先ほど言いましたP D C Aの中でいいますと、このP D Cまでは作業としてできたとしてもAをどうするかということが問われて、やっぱりくるんだらうというふうに思いますが、ここは協働というものが不可欠であるということからいたしますと、この計画策定に当たってもその段階から協働というものを考える必要があるだろうと思います。この協働の形っていうのは、さっき言いましたアンケートも1つの形でしょうし、それから、検討するときには行政だけでなく外の力もいただいて計画を策定していくと、これも1つの協働。それから、具体的に言いますと、先ほど山崎眞幹議員の1回目の質問から言われておりますまちづくり計画を策定する段階ではワークショップをやったりもいたしました。こういった形も1つはあってもいいのかなと思っておりますけれども、これも含めて来年度どういう形で計画の見直しに当たっていくかということで考えていきたいというふうに思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

どう言いますか、その全体的に言いますと、ちょっともとへ戻りますけれども、その形という部分で言いますと、なぜ消防が「みどりを保つ」というところに入ちゅうのかと、こういうところですけども、ご承知のようにその計画については1章から6章まで、すなわち6つのくくりでもって計画をつくっております。その6つのくくりの一番どこに当てはまるのかと、近いのかというところから一定の判断もされてきた計画もございますので、その点についてはそういうご理解をいただきたいというふうに思います。もっとこっちに移したほうがいいんじゃないかということがあればまたアドバイスをいただきたいと思っておりますのでよろしくお願いをいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） もう答弁という答弁はございませんが、先ほどの繰り返しになりますが、着実に物部川の抱えておる課題、問題については広まっていっておると、その認識が、それについて解決をしていく努力をみんなでしていこうよっていうその認識も広がっているというふうに受けとめていただきたいというふうに思います。その努力は確実に行政もリーダーシップをとりながらやっていく責任があるということも申し上げたいと思います。

香美市広報の中でかみかみクイズというのを毎月やってますが、この中で物部川についての思いを書いてくださいという投稿をしました。何人かの方が書いてくれています。子どもたちから市外の方まで、これ読んでいただいたら物部川への思いっていうものが伝わると思っておりますので、そういう思いをきちっと受けとめていくことが大切だというふ

うに思っております。今後ともご指導よろしく申し上げます。

- 議長（西村芳成君） 昼食のため1時まで休憩いたします。
(午前 11時47分 休憩)
(午後 1時00分 再開)

- 議長（西村芳成君） 正場に復します。
休憩前に引き続き会議を行います。
9番、織田秀幸君。

- 9番（織田秀幸君） はい。9番の織田でございます。議長のお許しをいただきましたので通告に従いまして3点についてお伺いしたいと思いますが、はや1点は消えかかっておりますけども、まず、最初に、私も一言ごあいさつをさせていただきたいと思っております。

連日猛暑の中での夏の陣、選挙戦が終わりました。そういった中でもう今は朝晩、昼も秋らしいなったわけですが、その猛暑がうそのような状況であります。私も選挙の結果を通して多くの皆様のご支持をいただいたので、そしてまた、新たなこの4年間の任期、微力ではございますが香美市の市政の発展のためにまた頑張っていきたい、そのためにも市長を初めとして執行部の皆さんのまたご指導も仰ぎながら頑張っていきたい、そのように思っております。また、新たな1期4年間、どうかまたよろしく願いをいたします。

質問に移らせていただきますが、この暑い中での選挙戦が終わりまして、4項目にわたって、私は先の山崎議員と違いましてちまちました問題を4項目にわたって出しておりますが、これのけてしもうたら私は質問することがのうなりますんで、通告した関係上、作成した質問を読み上げていきたいと思っております。

松尾委員長が当選証書の授与、そのときに22名の新議員に対して当選証書を渡したわけなんですけど、その後の委員長のあいさつの中で委員長が、できうれば一般質問で選挙のことは控えていただきたいがいう、そういう話がありました。私も最近耳が悪くなったのか、ぜひとも一般質問で選挙のことも取り上げてくださいと、そのように聞こえましたんであえて香美市の選挙について取り上げさせていただきました。

この1点目ですが、合併後初の、前回の選挙から今回は定数3減いう形で22名が決まったわけですが、当日の有権者数が2万3,977名、そして投票者数が1万6,143名ということで、皆さんもご存じのように投票率は67.33%であったわけがあります。内訳として、物部が76.14%、香北も同じく76.07%ということですが、いかんせん山田は63.93%ということで、トータル、総合して先ほど来よりずっと話がありましたように4.86ポイント下回ったわけがあります。1ポイントが239名になりますんで1,122名の方が今回は選挙を見送ったと、そういう状況になります。この要因として当然さまざまあるわけですが、選管としてはやはり投票率のアップ、そういった先ほど来答弁がありました。どのような、この結果をとらえているのかいうこ

とで本来はお返ししますが、この点はもう構いませんので時間も、私の質問だけにさせていただきます。

そして、2点目の期日前の投票で職員の対応、そのことについてお伺いしますが、以前の不在者投票とは異なり随分と簡素化いいうんですかね、そういう形になりました。これは期日前ですわね。しかしながら、期日前投票は宣誓書、この記入いいうんが必要となっております。宣誓書は5項目の中からどれか1つを選びなさいと、また、該当する項目のない場合はどこそこへいう形で記入するといったそういう様式があるわけですが、高齢者の方及び若い方なんかで初めて選挙をされる方なんかは少なからず緊張感、そういうものもあるんじゃないかと思います。そうした人も期日前に来られるわけなんですけど、一部、私が耳にしたんは一部なんですけど投票に行ったときにいろいろと聞かれたとか、言われたとかいう、そういう声がありました、これは一部の声なんです。時間をかけて期日前投票、支所、例えばここの本庁の投票所に来られる、そういう方もいますので、やはり職員の対応としては本当にご苦労さまいう、そういう思いでまた接していただけたらなど、そのように思っております。そして、要はその対応、期日前に当たる職員の対応、どのような指導、徹底をされているかということでお伺いをします。

3点目といたしまして、これは山崎議員の質問にもありましたけど、これはダブってないように思いますが無効票、これが前回の4年前の無効票が151票、今回が150票無効票があったと、前回と同数ぐらいの無効票があったんですが、この半数を超える78票が白票、しらったであつたということです。これは候補を1人に絞れなかったのか、また意中の候補がいなかったのか、前の掲示板の字が小そう見えなかったのか、いろんな要因、そういうものがあるに思いますけど、皆さんもご存じのように前回は1票でもう当落が決まるという、要はこの1票の大切さいいうんを皆さんが本当に目の当たりにしたんじゃないかと、そのように思っておりますが、確かに白票でも投票するわけですので投票率のアップにはつながりますけど、この無効票についての内容の分析ですかね、いろんなこの150の中にはあつたと思いますが、その状況を見て委員長としてどんなふう感じておられるか、そこのところをお伺いいたします。

そして、次にこの4点目です。最後に、告示前後に市民よりさまざまな問い合わせなどで大変忙しかったと思いますが、選管からの注意喚起などはなかったのかということですが、これも先ほど山崎議員の答弁とダブりますので要りませんので、2点目、3点目を委員長、また考え方、とらえかた、そういう形をお願いをしたい思います。

はい。それで、次に、2項目め、高齢者の見守りについてお伺いをいたします。

9月20日の敬老の日を中心としておのおの自治会、また町内会で敬老会が開催されております。まだまだこれからという地区や今年はちょっと開催を見送ったという、そういう地区もあるかと思いますが、この敬老会に対して毎年、市長から祝辞が各会長あてに届けられております。これには高齢者に対する敬愛の思い、そして健康、長寿を願う強い気持ちいいうものが読み取れます。高齢者は、戦前戦後の食べるものもない、また

着るものもない、そういった時代に土や汗にまみれて一生懸命頑張っただけでこられ今日の香美市、日本があるといっても過言ではない、そのように思っております。

そういった意味からしても高齢者に将来にわたって不安を抱かせないように、やはり行政としても地域で個人個人さまざまな状況があると思っておりますが、しっかりと把握、状況把握をしていただいて適切なる対応をお願いしたいと、そのように思っております。本市においても核家族化などの影響で高齢者の独居世帯、高齢者のみの世帯がふえております。市長のメッセージ、祝辞の中にもありましたけど今年75歳を迎える、75歳以上の方は昨年より86名多い5,677名、そのようになっております。人口比率でいえば2割をもう上回ったという、そういう状況であります。2割、すなわち5人に1人は75歳以上となっております。今後さらにこの高齢化の増加、そういったものが見込まれるわけですが、将来への不安軽減、そういったため行政としてどのような対応を考えているのかお伺いをいたします。

次に、民生・児童委員さんからいろんな話を耳にするわけですが、民生・児童委員は民生委員法に基づいて、社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場になって相談に応じ、及び必要な援助を行い、もって社会福祉の増進に努めることを任務としております。市町村の区域に配置されてる民間の奉仕者であるわけなんです。そして、市町村に設置された民生委員推薦会が推薦した者について、地方社会福祉審議会の意見を聞いて、これは知事の推薦により厚生労働大臣が委嘱するとなっております。これ任期は3年で無給、すなわちボランティアであります。交通費等の支給は、支払われておると、そのように伺っておりますが、この職務として、民生・児童委員の職務として一例を挙げたら住民の生活状況に応じて適切にその把握をしておきなさいという、そういうその民生・児童委員さんの職務の項目、縛りがあります。適切な民生・児童委員さんは把握しております。また、児童福祉法に基づいて児童委員を兼ねますよと、そのようにもうたわれておるわけです。すなわち民生・児童委員は、担当する区域内において高齢者の安否確認や乳幼児の虐待の有無、そういった確認の職務があるわけなんです。

そういったことにもかかわらず昨今の平成18年からの個人情報保護法により、行政が民生・児童委員への個人情報提供に慎重である。一切シャットアウトしとるとは言いません、慎重である。また、個々の個人の方も個人情報保護法を盾にして情報の提供をもう拒否したりとか、マンション等の管理人も情報提供を拒む、そういった事例が方々であるわけなんです。一方では住民の生活状況を適切に把握しなさいとの職務がありながら担当区域内に住んでいる人の把握ができない、これがまさに今の現状であります。こんな状況では民生・児童委員も職務に対して、すべてとは言いません、疑念を持っている、そういった方もおられるわけなんです。

民生・児童委員は、一般職の地方公務員とは異なり罰則の規定はないわけですが、民生委員法第15条で守秘義務が課せられております。また、第14条では、定められた範囲での個人情報の取り扱いを行う、そういった文言も入っております。地域で

高齢者や乳幼児に関する事件やトラブル、そういったものがあれば必ずあそこは民生・児童委員さんがだれやったろうと、そういった民生・児童委員さんの名前も浮上、上がってきたりする場合があります。こうした状況が続いたから民生・児童委員さんも本当に嫌な思いいうんですか、そういうことがあってだんだんだんだん民生・児童委員をもうやめたいがと、そういった声も一部あります。そして、私は、この民生・児童委員さんに対して高齢者や乳幼児の情報提供、これはもう使用目的に応じてしっかりと行政側も対応をしていただきたい。情報の開示、民生・児童委員さんに対してですねしていただきたいと思いますが、その点、担当の執行部の皆さんの見解をお伺いいたします。

3項目めでございます。百石の2丁目、これ市営住宅がありまして、昭和47年に建てられた、現存する市営住宅ではもう一番古くなつたのではないかと思います。これは2棟、12世帯が入れるようなそういう市営住宅ですが、これ民間からすれば、現在、せんだってお聞きしたら5世帯が入るとかいう話もありますがなかなか、私も自転車でちょろちょろあそこら周り回っておりましたが人が住んどるのは3世帯ぐらいじゃないかいう、そういうような思いがして質問の中に書かしていただいたんですが、以前はその市営住宅が1つの班を形成しておりまして、町内会としてもいろんなトラブルとかごみ問題とかいろんな問題には対応もさせていただきました。しかしながら、現状、だんだんだんだん人が少なくなって、新しく黒土ができたときにかんりの人が移動された、引っ越しをされたという経緯がありまして、今はもう雨戸が方々にかかっております。あそこは旧国道、今の市道ですが、空き家になつとるけん入れるんじゃないですかと、そういった形でその市営住宅の住民に声をかける、そういった事例も何件かあったようなわけですけど、老朽化に伴いましてだんだんだんだん世帯が減り、町内会からも脱会をされて、この2年間ぐらい私も状況、詳しい把握はしておりません。それも道路ぶちという、そういうようなあれもあるんですが、ステーションには分別されてないごみとかそういったものも含めて、これをそのまま放っておかれることになったら周辺地域、また環境悪化、そういったものにつながってくるのではないかと。

そもそも、市営住宅いうたら住宅に困窮する、そういった低所得の方々に低額、安い使用料で住居を安定的に確保する、そういったことを目的としておりますが、現在、市民の生活様式、そういったものも多様化する中で、本市も地域の特性や住宅事情を考慮して良好な住居環境の整備や良質な住宅の供給に努めなければならない。すなわち安全で安心して暮らせるまちづくりを計画していると思います。こうした住宅の老朽化に対して、これはせんだっても地震がありましたが、南海、東南海等の大きな地震に遭遇した場合にどのような対応を考えているのか、その辺も含めてそれぞれ担当の執行部の皆さんにお伺いをして1回目の質問とさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） それでは、織田議員のご質問にお答えさせていただきます。今回は数議会分のご質問をいただいたような気がしておりまして少し疲れて

まいりましたところ、織田議員には質問にご配慮をいただきまして大変ありがとうございます。質問に従ってお答え申し上げたいと思います。

投票率が下がったということは非常に残念でございます、今後とも投票率のアップにつきましてはさまざまな努力をしていきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それから、期日前投票時の宣誓記入時の不愉快な思いということでございますが、一番我々の中で思ってる投票率が下がる原因の1つということで、こういうことがあってはいけないわけでございます。思い起こせば、私らも若い20歳前後に投票に行ったときに、何かいろんな多くの人々が並んでじろっと見られてやりに来たかみたい顔をされたっていう気分を持ったことが昔はございました。そういう投票環境をどうするか、気持ちよく投票できる状況をどうつくるかということはその後いろんな場面で言われておりまして、来ていただいてありがとうございますというか、ような気持ちで接するということが重要でございます。今回につきましても、期日前投票の担当につきましては役場（市役所）の職員を当てておりますので、当然、日ごろの役場（市役所）の対応と同じく市民の皆さんには温かく、気持ちよく来ていただけるような対応をしているものと思っておりますし、そういう指導をしております。

ただ、期日前投票は、ご存じのとおり今、投票日投票主義ということが原則でやはり続いておりまして、何らかのもう宣誓書というか理由書が要ということがやはり、ちょっとネックにはなっております。私もどこかで見かけたことがあります、わざわざ来ていただいて、じゃあこれをと渡した途端にそんなものが要のかって、ほんならやらんって帰るとい人がおったような記憶もございまして、なかなかその辺で難しい部分がありますが、以前と違いまして随分簡便に、ほんで、職員の対応も割と簡単な質問でしていただけるような対応を徹底しておりますので、そういうことがあったとすれば残念でございますが再度その辺のことについて徹底をしたいと思っておりますし、それから、選管の連合会とかの場におきましてもこの期日前投票の宣誓書のあり方については常に議論をしております、何とかもっと、もっと簡便にというか、どちらかというたら参観日が1週間参観日みたいな方向までできればなという意見も出ております。ただ、投票日投票主義とちょっと違ってきますのでその辺はまだ今後の課題になろうかと思っておりますが、職員に対しては、なお一層の気持ちよい投票環境について努力されるように徹底していきたいと思っております。

それから、無効票の件でございますが、ご指摘のとおり前回の市会議員選挙とほぼ同数でございます。ちょっと中身を見てみますと、おっしゃったとおり白紙の投票78票っていうの、これが一番多かったわけです。150のうちの半分以上白紙ですので、これはいかんともしがたいわけですが、あと単に雑事を記載しているものが19票とか、記号だけのものが17票、それから候補者でない者、また候補者となることができない者の氏名を書いたものが29票、候補者の氏名のほかに他事記載というわけですが他事

を記載したものが3票と、それから2人以上の候補者の氏名を書いた4票とかいうことですが、實際上、大きくふえておりますのは白紙投票がふえておりまして、候補者でない者の氏名を書いたものっていうのは、これは半分ぐらいに減っております。今回、前回の選挙で同数のときの投票の書いた名前のとり方で県選管とちょっと対応が分かれたということがございまして、基本的に投票所に来るからにはだれかに投票したいだろうという考え方であるという指摘も受けておりますし、今回につきましては、前回の件を参考にしながら極力ですね候補者に当てはめるという方向を持って作業を進めさせていただきました。だから、その結果、そういった部分が少し変動をしたと思われま

す。ただ、白紙投票についてはちょっと、何とも、どうして白紙投票なのかっていうのは言えませんが、うがった見方というか、選挙制度そのものを維持するために選挙には行くけれどちょっと投票する人がいないという考え方の人もいるかもしれないので、実際、選挙をすることの、学校なんかで議論するときそういう考えを述べられる、とりあえず投票に行つて白紙でもいいということをおっしゃる方もいらっしゃるぐらいですので、そんなこともひょっとあるかもしれないというふうには思っております。

あと、いろんなことを書いたのはどうしたかと言われると、なかなか個人のことですのでそれ以上の分析は私のほうでもちょっとなかなかようしません。選挙管理委員会としましては、できるだけ候補者の名前を書いていただくようお願いをしていきたいとは思っております。

それと、注意喚起につきましては、山崎議員のご質問のときに言わせていただきましたので、織田議員のご配慮もありましたのでこの程度にさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 織田議員のご質問にお答えします。

高齢者の見守りについてでございますが、きのうの山崎議員と同様の質問もありましたので類似する点があるかと思っておりますがよろしくお願いたします。

1点目ですが、平成20年度より毎年、住民基本台帳から抽出しました75歳以上のひとり暮らしの高齢者のデータをもとに、民生・児童委員さんによる把握調査を行っております。民生・児童委員さんが必要事項を聞き取り、見守り等に利用することの同意をもらい、香美市要援護者安心安全ネットワーク台帳として登録、管理しています。今年度、社会福祉協議会は、その調査したものを管理するシステムを導入し、データベース化による管理を始めています。また、75歳以上のひとり暮らしの高齢者以外の方でも民生・児童委員さんが気になる方、例えば高齢者世帯で1人が入院した場合等については、そのデータベースに載せています。民生・児童委員さんの協力が欠かせませんが、今後この台帳への登録者の範囲を徐々に拡大していきたいと考えております。香美市要援護者安心安全ネットワーク台帳に記載されている協力員や安否確認の方法や約束事に基きまして、地域での見守り、支え合いのネットワークを構築していきたいと思いま

す。

2点目ですが、民生・児童委員さんは守秘義務も課せられており、見守りのため75歳以上のひとり暮らしの高齢者のデータについては、社会福祉協議会を通じて担当地区の情報のみを提供しております。見守りにつきましては、福祉事務所としては障害者なんかの情報になると思いますが、内容により判断することにはなりますが見守りの対象者範囲を徐々に広げていきたいと考えておりますので、必要最小限の情報の提供は可能だと考えております。なお、台帳に記載する詳しい情報は、本人などへの聞き取り調査を行ってもらうこととなります。

また、児童虐待なんかのお話も出ておりましたが、これにつきましては個々の事例ごとに見守りなんかの情報なんかもお伺いしたりすることもありますので、ケース会議なんかに参加をしていただいて情報の共有は行っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 織田議員さんの市営住宅の今後についてというご質問に私のほうからお答えします。

そもそも公営住宅そのものは、織田議員さんが申されたとおり国と地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して安い家賃で貸すと。そして、国民の生活の安定と社会福祉の増進に寄与するものであるというふうにうたわれております。そもそも百石団地、確か昭和47年に建てております。これも時を同じくして黒土団地等と旧土佐山田町の時代に建てたと。これは高知広域都市計画区域の中に昭和45年に入っております、その中でいわゆる高知市を中心とした住宅計画、そういった部分の中でその時代に多く建てられた経過があるんじゃないかというふうに考えております。ちょうど黒土住宅も3棟、改修いたしまして新しくなっております。それに伴いまして百石団地につきましては、ご指摘のとおり一番古い建物となっております。

なお、詳しく申し上げますと、百石団地につきましては、昭和47年に補強コンクリートブロックの2階建てで建設、延べ床が503.4平米で戸数12戸でございます。1戸あたりにしますと41.92平米で、今の共同住宅の基準から比べますと10平米ぐらい狭いというふうな状況になっております。なお、先ほどご指摘ございましたように耐震補強もしておりませんし、それについては疑問が大いにあるものでございます。よりまして、ここにつきましては政策的に新規募集は行わず、既存、ご存じのように既存の入居者の方につきましては、黒土団地の建てかえに伴いまして百石団地から移転の希望者を募りました。このうち戸数12戸、その12戸全部おったということではございませんが、あそこから6名が黒土に移転しております。それから、1名が任意で別のところへ退去しておるといふような形になって現在に至っております。

黒土団地につきましては、前山におった住宅の6世帯のうち5世帯がそちらのほうへ

も移転しておりますので、基本的には黒土へ集約していくという計画のもとで現在の状況になっております。

今後につきましては、地域の環境、その他いろいろ考慮しますと、いわゆる除去していきたいというふうに考えております。香美市全体で考えますと、市営住宅につきましては、今後、今のところ建設と、同じような住宅を建設するという計画はございません。香美市全体の市営住宅では、既に空き家も発生しております。現時点で、いわゆる市営住宅で4戸、それから特定公共賃貸住宅で2戸ぐらいが、ほんで6戸ぐらいが常時あいておるといような状況でございますので、別の方法で仮に市営の住宅を建てられれば、ある程度特化されたような住宅を建設する方向に転換する時期ではないんだろうかというふうには考えております。この百石団地につきましては、次期の住宅交付金事業計画、平成23年から平成27年の間に取り壊して除去していくという方向づけで今動いております。その後、ここをどう活用するかにつきましては、その期間中に検討していききたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。ありがとうございます。9番の織田です。2回目の質問をさせていただきます。

松尾委員長にお伺いします。済みません、これで最後になりますんで、宣誓書ですが、これはどういう形で保管をされておるんか、本来、思えば住所、氏名、生年月日、そういった記入が必要になってくるわけなんですけど、これ宣誓書に記入した後に職員が目を通されて、こうやって、どうしてこの当日来れんのですかというように、そういう声もあつたいうようなんですね。ほんで、これ私は身分証明、また、そういうもんで期日前投票、これ不在者投票とは違うわけですわね。それでボックスへ入れた時点ではやもう投票いう、そういう形になる、期日前いうのは。ほんで、当日は確かにフリーパスで全部、名前言うたらなんちゃあ、投票券くれますわね、全体。これいろいろ5項目の中から選ばないかとか、そういっためんどいことはのけて住所、氏名、生年月日ぐらいとか、そして、証明書、免許証でも保険証でも何かそういうものを提示したら選挙ができるような、これは法の縛りがあると思いますけど、これはそういう現場の声いうんですか、そういう皆さんの声があつたり、また職員の負担も軽減されるいうんですかね、そういうようなことにもつながってくるんじゃないかと思いますが委員長はどんなに思いますか、その点は。

ほんで、その無効票について先ほど、そら当然、白票、これはどういう思いで投じたかいうことはわかりません。これは愚問言われても仕方がないわけなんですけど、この、ただ、2人書いたとか、中に何かマークしたとか、初めて投票するとか、若い方なんかは知らん人も中にはおるんじゃないかと思えます。この方とこの方はぜひとも当選をしていただきたいがいう、そういう強い思いから2人書いたりした、そういった人も

おるのではないんかいう、これは私の私見なんですけんど。ほんで、広報等でしっかりとこういう間違いありましたよ、これは全部無効票になりましたというようなことをまた知らしていただいたら。なかなか若い方が広報を見てくれるかどうかというのはあれなんですけんど、そういう、いうたら来年の県会議員選挙がありますよね、春には、そういったことに対して、一つの改善策としてそういったお願いをしたい思います。その点のとらえ方をまたお尋ねしたいと思います。

そして、小松所長、私が聞きたいのは、これがだんだん進んでいく中で行政として具体的にですよ、具体的にどういふそのプラン、計画、そういったものを立てたいと、具体策、そういったもんを。そして、先ほどの答弁では民生・児童委員さんには高齢者の情報、また乳幼児、そういった情報を民生・児童委員さんが求めた場合、要求した場合はほいたら教えてくれるいう、そういうとらえ方で構んわけですか？その点、確認も含めてお聞きを、お願いいたします。

そして、市営住宅、百石の、これ私がちょっと気になるんはですね、これ平成27年くらいまでに除去、撤去いう、そういう計画の中に入るとという、それで構んかったんですかね？これ前山やないですけんど、現在残られとる方は若い方が残られております、まだ40代ぐらいの、40代前後の、40代、私が確認しとんのは。前山やないですけど1人だけ残って、いつまでもずうずうずうずう言う。居住権があつてなかなか出えとは言えないんですがそういうような状況もあります。これ地震なんかでけがした場合の補償なんかはどんなになつとんですか。そして、知っておるようにこれは隣が病院なんですわね、高齢者の方とかそういった方もあそこへ散歩道をつくったりしております。岩河いう病院も隣でしょう、そこ。そして、国道筋に沿って散歩道をつくったりしております、岩河の病院が、高齢者が健康維持、そういったために散歩したりしております。やけん、なおのこと、そういった意味からも環境、これ皆さんもおわかりのように家というのは網戸を閉めきつとつたら中はもう一切アウトになってきます。老朽化が物すごい進むいうわけですね。そして、この平成27年度までということは、現在居住している人なんかには伝わっておるのかどうか、そこらのことも含めて何とかしてもらいたいいう、そういう周辺の声があるわけなんです。そういうことで課長の寛大なる答弁。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 選挙管理委員長、松尾禎之君。

○選挙管理委員長（松尾禎之君） 織田議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

織田議員のおっしゃってる思ひは非常に通じるものがございます。ただ、宣誓書に限らずその投票日当日におきましては本人確認は必要な事項でございまして、どちらにせよそれは必要なんですが、この期日前につきましては、先ほどから申し上げてますとおり投票日投票主義と外れた部分で運営されてる、運用されてることでございまして、何だかの該当する理由を一応書くと。何もなしということになりますとそれこそ投票いつ

でもできるということの制度に変わってきますので、それがいいという考え方も当然ありますけれども、ただ、ここに書く内容につきましては、例えばその日は仕事だとか学業だとか割と簡便でございますし、きょうの話で出てました交通手段がないとかいう場合でも、交通手段の島等に当たるかどうかわかりませんが、可能性のあることに最近はなっているかと思えます。聞き方の問題等々はございますが、なるべく意を酌んで、その日、簡便に投票できるようにしていきたいというふうに思っております。ただ、今後この投票日投票主義っていうのがどう変わるかっていうことについては、今現在のところではちょっとわかりません。

それから、もう1点のことでございますが、いろんな意味での投票行動がございます。白紙投票なんかは、例えばきょうの議論の中で出ました議員さんの名前はわかるけどどんな人でどんなことなのかわからないというようなことはもちろん大きく影響する可能性はあります。そういったことは、例えばきょうの議論の中で出てました公報などがひよっと有効なのかもしれませんし、総合的に判断をして、なるべくそういう票のないようにしていきたいと思えますし、それから、ちょっと頑張れとか書きたいとか、若い人にはそういう方がいらっしゃるかもしれません。ただ、書きますといろんなことでだれが書いたかわかるとかいろんな議論もございまして、一応他事記載はだめだというふうになってますので、そういったことについて広報で知らしめるということは非常に重要なことでございますし。それから、昨今行われております投票率アップのための大学や学校での模擬投票なんかをやって、模擬投票の結果そういう票について説明をすることかということも一つのいい方法論ではないかと思っておりますので、若い方に限らず投票の仕方については、周知徹底をするような方策をとっていきたいと思っておりますのでお願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 織田議員の2回目のご質問にお答えします。

具体的なプラン、計画ということですが、これは高齢者の見守りに関してということですが、やはり高齢者が地域で安心して暮らしていただけるためには、やはり地域なんかの連携機関が何よりも大事であると思えます。従来は、ワークなんかでは家族とか地域のつながりといった、何て言いますかね、豊かなコミュニティとかいうことが有効に機能してきておりましたので、そういった豊かなコミュニティを再構築するとか、強めていくとかが必要にはなってくると思えます。地域の連携を大事にしていくために、今後も引き続きまして民生・児童委員さんの協力を得ながら地域の高齢者の把握や声かけ、見守り予防を続けるとともに、高齢者の支援機関であります地域包括支援センター等で相談受付についての周知を図るなど、関係機関などの連携を強めて高齢者が安心して生活できるようなまちづくりを進めていきたいと思えます。

2点目の、民生・児童委員さんが求めた場合はすべて教えてくれるかということですが、見守りなんかについてですね、その地域の名簿っていいですか情報を一覧で求

めてくる場合ですね、そういった場合は必要最小限の、何て言いますかね、情報、基本情報を与えて、あとは個々に聞いてもらうというような形になると思います。1人ずつの事案ですかね、事案について、このことについてかかわっていかなければならないってというような事例とかが出てくると思います。それはお互い相談とかしてそういった情報を提供していくような形になると思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 織田議員さんの2回目のご質問にお答えいたします。

その平成23年から平成27年の間に取り壊して除去するということがわかっておるかというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように黒土のC棟、それからB棟が建てかえでできたときにですね、いわゆるこちらへ移ってくださいという募集をかけております。その中で現在6名の者がこちらのほうへ移っていただいたと。そして、残られた方につきましては、取り壊しされるまではおりたいというような話でおりますよという申し送りをされております。私の代になりまして、平成23年から平成27年の間に具体化して取り壊すという方向づけをしております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 9番、織田秀幸君。

○9番（織田秀幸君） はい。9番の織田でございます。私は大体2回しか質問しませんけど3回目の質問をさせていただきますが、これ民生・児童委員さんに対する要請、それは使用目的に応じて情報を開示するという、そういう形で民生・児童委員さんにお伝えして構んわけですね、それ。我々が市民から相談を受けて現地へ走っていく場合があります。道路に大きな穴があいてこれは大変じゃと、危険、そういったものも伴う、そして、企画へ電話してこの地域の町内会長どなたになりますかという、要望書を書くためには町内会長の判こが要るわけです。だれが町内会長ですかということで問い合わせをしたら名前は教えてくれても、ほいたら何番ですかいうたら電話番号は教えられん言うんです。これが個人情報。我々、市議、立場上では民生・児童委員さんと同等、すなわち守秘義務も持っております。これはどこの課とは言いませんけど、それが実体なんですわ。1つ目は教えても2つ目は教えられません言う、そういうことではだめじゃないかなと思いますけど。

そういうことで、そしたら私も、民生・児童委員さんには、必要に応じて乳幼児、小学生がおる、中学生がおるいうところはそこそこわかるわけなんですけど、町内会に入っていない、そういう乳幼児がアパートにおるとかいうたら民生・児童委員さんではなかなか掌握できないというケースがありますんで、使用目的に応じたそういう対応をですね福祉事務所のほうでまたお願いをしたいと思います。これは答弁は要りません。

それで、市営住宅、平成23年から平成27年で撤去、除去するいう、そういうことが現在、私は3世帯ぐらいやないかいうことで通告に書いておりますが、5世帯おるわ

けですか、現在は。さっきも言うたように若い人もおりますが、いつまでもこれが、平成27年が来ても平成28年、平成29年が来てもずっとそのままある、残っという
ことではちょっとあれなんです、その入居されとる人なんかにはその点は周知徹底は
されておるいう、そういうとらえ方で構いますか？

以上、執行部の皆さんには想定どおりのご答弁をいただきました。3回目、財政課長
に一言そのことをお聞きして質問を終わりたいと思います。はい。ありがとうございます
ました。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 織田議員さん3回目のご質問にお答えします。

平成23年から平成27年に取り壊すという年次につきましては、私の代になって計
画を立てております。その状態で、平成23年度から取り壊しますよというようなこと
については申し伝えておりません。ただ、C棟、B棟に移転の際に、近い将来ここは取
り壊しにかかりますから移転をお願いしたいというふうな経過でやっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 織田秀幸君の質問が終わりました。

次に、12番、島岡信彦君。

○12番（島岡信彦君） 12番、島岡信彦、通告に従いまして一般質問を行います。

1点目、防災関係ですが、今年の夏のスーパー猛暑、また局地的なゲリラ豪雨、さら
には10月6日、7日の土佐沖地震等のように何か異常な気象が続いている状況の中で、
南海地震については年を追うごとに確率も高くなってきていると考えます。市民の命を
守るには、市民自身による建物の耐震補強や避難行動などのほか、自助共助の仕組みづ
くりでの自主防災組織の確立や充実を図り、災害時の支え合いや助け合いによる救急救
助活動、地域による取り組みを継続して行うことが減災のための活動、行動になってく
ると考えます。また、行政においては、現在進めている公共施設の耐震化はもとより専
門的な救急救助活動、被災者を支援するなどの香美市防災計画の実効性も万全にしてお
かなければなりません。

そういった点の1つである備蓄食料についてですが、基本的には食料、飲料水等につ
いては個人や地域で備えておくことが重要ですが、災害による家屋の倒壊、焼失、流失
により備蓄食料を取り出せない状況や場合があります。また、避難生活が長期化した場
合は行政機関の対応が必要不可欠と考えますが、香美市においては大規模災害時の住民
向けの備蓄食料等の保管場所については市内何カ所に保管されているか。また、その施
設については耐震化がなされているかお伺いいたします。

次に、2点目であります。防災備蓄倉庫建設の準備を進めている状況があります。今
議会初日に補正予算が通った解体工事ではありますが、旧土佐山田町時代の竹串組合跡地
という答弁がありました、その防災備蓄倉庫建設の計画についてお伺いいたします。

3点目、教育関係ですが、平成4年に出生された生涯学習審議会答申では、「人々が生

涯、いつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その結果が社会において適切に評価されるような生涯学習社会を築いていくことを目指すべきである。」とあります。この生涯学習社会を実現するために市民の学習環境を整備し、市民の主体的な活動を支援することが教育行政の役割です。

しかし、経済社会の変化や人間関係の希薄化、また地域におけるつながりの希薄化などにより、家庭や地域社会における教育力が低下していることも指摘されています。現状の中でそういった問題に向けた取り組みを推進していくことも必要であると考えます。一人一人の生涯を通じた学習活動といった視点からは、香美市中央公民館で行っている市民大学は市民の教養の向上、生活、文化の振興に大きな役割があると考えますが、その講師の人選及び予算についてはどのように行っているかをお伺いします。

これで1回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 島岡議員の災害用備蓄食料等の保管場所についてのご質問にお答えいたします。

備蓄食料等を何カ所に保管しているか、また、建物は耐震化されているかというご質問の内容でございますが、まず、土佐山田地区では現在倉庫となっております旧明治保育園に、それから、香北地区では支所庁舎ほか1カ所、物部地区では支所庁舎ほか5カ所の計9カ所に保管、備蓄をしております。

ところで、備蓄用倉庫としましては、特に食料は適切な温度管理ができること、それから外部者の侵入等により盗難、物品の破損等が行われないこと、そして耐震化ができていない建物であることなどが条件として挙げられると思います。9カ所の施設のうち耐震化ができていないのは2カ所のみでありまして、これは奥物部ふれあいプラザと大柵診療所ですが、それから、そのほかの旧明治保育園、香北、物部両支所庁舎などは耐震化ができておりません。

以上のことの対応の1つとして考えているのは、もう1つの後の質問に出されております旧明治保育園にかわる専用備蓄倉庫の建設でございます。この倉庫は本庁に近いところに予定をしているものですが、南海地震等により国道、その他の幹線道路が遮断されたとき、特に香北地区や物部地区などでの食料、物資の供給が必要になったときのことを考えますと、土佐山田町内の基幹倉庫への集中管理に偏り過ぎてもいかんと、そのように考えております。それで、今後この基幹的備蓄倉庫建設計画を進めるとともに、本庁とそれから香北支所、物部支所などと協議をしながら今後の保管体制をつくっていきたいと考えております。

次に、今言いました防災備蓄専用の倉庫の建設計画でございますが、具体的なことはまだ何も決まっておられません。予定地としておられるところはありまして、敷地面積は1,050平方メートル、それから、建てる建物は平家建て、平屋建てを予定しております。倉庫のイメージとしまして、備蓄物資は倉庫内で想定される地震の震度でも物が

崩れ落ちない、物品が崩れ落ちない形に積み上げる。そして棚の設置も行います。それから、物資を速やかに運び出せるような通路を倉庫内に確保しまして、具体的には2トントラック程度が倉庫内で必要な物資のあるところまで行って積み込むことができる、そして、そのまま前進で倉庫外へ出て目的地へ向かえると、そのような形の倉庫にしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 島岡議員の教育関係、市民大学の講師の予算及び人選についてということにお答えをいたします。

市民大学講座におきましては、第5回ということございまして、市民が多くの知識や教養を身につけ、お互いの心が通い合うまちづくり、地域がより明るく、豊かで潤いのある地域社会を創造する、その学びの場として香美市市民大学が開催されております。本年度の市民大学におきます講師の予算につきましては、4講座で170万円となっております。そのほか印刷製本費で21万2,940円、それから消耗品代、これは花とか看板用の消耗品等でございます、これが3万8,851円、それから新聞の折り込み代が2万5,905円ということでございます。ただ、この中で人権講座は1回必ず開催をするということになっております関係で生涯学習課のほうから20万円、それから、健康講座につきましては、保険課より30万円をいただいております。そのほかに市民大学全体の予算に対して、中央広域ふるさと市町村圏広域活動の補助金として40万円の補助を受けております。これが予算的なことございまして、次に、講師の人選についてでございますが、時代の流れといたしましうか、そういうものも加味をしながら他の市町村の評判やインターネットでの評価ですね、それからまた、職員がじかに参加して聴講した講演会等を参考にして、最終的には中央公民館の運営審議会等の意見もいただきながら決定をしているというふうな状況でございます。

以上です。

○議長（西村芳成君） 12番、島岡信彦君。

○12番（島岡信彦君） 12番、島岡です。2回目の質問。

防災対策課長に、全く、耐震化されちゅうところは2カ所しかないということで、そしたら、今回購入しました、前回、地域活性化生活対策臨時交付金事業で購入なされた最大備蓄食料2,835万円、それと災害用備蓄毛布ほか1,102万5,000円の方は旧明治保育所で保管されちゅうということですか？そしたら、その旧明治保育所の分を今度、新しい竹串組合の跡地へ保管されるということでもいいですかね？そしたら、あとの香北、物部地域に置かれちゅう備蓄食料等については、防災計画では1カ所で固めて分散化という形をとられるということなのであれば、香北、物部地域も現在耐震化なされておられる公共施設へそれを置くべきであると考えますがその点と、小学校、中学校の耐震化されちゅうところへ香北、物部地域は置かれて、土佐山田地域は竹串組

合の跡地へ置かれるということが本来の防災計画にのっとった形と思います。それか、新しいもんを建てるのか、検討していくのか、それをお願いします。

それと、市民大学のことでありますが、私ちょっと、日本を代表する初日の動物愛護の方の講演でありましたけど、今答弁の中で職員から聞いたりインターネットで調べたり、住民のニーズとか香美市の今の時代の流れからいうたら、香美市においては三嶺のシカの駆除でシカを食べて、食うしかないバーガーとかそういう状況の中での選択、人選というのはちょっと、住民参加とか住民と協働共同のそういった事業を進めていく中で住民のニーズにこたえるとか、住民参加、住民協働といった中では、いろんな団体の方の意見を人選に配慮するとか、いろんな協議会があって、いろんな団体がさまざまな方がおるき、それがやっぱり住民参加とか住民協働のまちづくりではないかと思います。決してその講師が云々やないですよ、今のけんど香美市の状況、時流、空気とか雰囲気は私はそうやないと思います。その点について。

○議長（西村芳成君） 防災対策課長、吉村泰典君。

○防災対策課長（吉村泰典君） 島岡議員の2回目の備蓄倉庫の件でお答えいたします。

耐震化されてない建物に置くのはいかんと、耐震化しちゅうところへ置いて、そっから搬出すると、そういう形にせないかんじゃないか、耐震化しているところへ置かないかん、これそのとおりでございます。この耐震化されている今言いました2つ、奥物部ふれあいプラザと大栃診療所、これ2カ所とも物部地区でございまして、この2つは前後ろに接近しております。物部はこの耐震化された建物が今現在あります。ただ、1カ所、物部大変広いのでたしか別府の体育館にも、これは毛布ですが20枚ほど、あそこは避難される場所になっておりますのであそこへ備えております、そういうこと。

もう1つ、香北地区におきましては今、支所とカントリーコアに置いておりますが、両方とも耐震化できておりません。今後機構改革とかあって市の各部署が動くということもありますが、そういうことも念頭に置いて、それから、先ほどご意見で言われました置く、耐震化の建物でどうしてもなけりゃあ新しい建物を建てないかんじゃないか、こういうことも考えまして、今後の備蓄場所について支所等とも協議しながら置くところを決めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 教育次長、鍵山仁志君。

○教育次長（鍵山仁志君） 島岡議員の2回目のご質問にお答えをいたします。

この講師の人選につきまして、住民参加ということについて、いろんな団体があるのでそちらの方の意見も聞いてはどうかということでございます。今回の市民大学の流れを見ますと、まず、トップバッターが、「命に恋して」ということで畑 正憲さん、これは作家のムツゴロウさんでございます。それから、第2講座が、これは人権の講演でハンセン病、それから、第3講座が、これが健康講座でございました。それから、最

終が、廣中邦充教育評論家でございますが、この方も平成の駆け込み寺ということで家出、不登校、引きこもり、いじめ、自傷行為、そういう問題を抱える子どもたちを無償で預かっている。命に関連したもの、こういう流れでいっておりますので、ただ単に行政側だけでという話でもないようにも思います。新聞紙上でも毎日のように記事が出て、児童虐待とかそういう問題がクローズアップされて社会的な問題になっております。こういうことも含めて命を大切にすることでございます。

先ほどシカの問題も出ましたが、実はムツゴロウさんの話の中では、これは宮崎の口蹄疫の問題も出ました。やはり、ここは新聞報道でされている状況以外の専門的な先生からの話もありました。この話の中では27万頭の処分をした。それに至るまでの第一段階の危機管理が十分に生かされていないと、そこがきちんと処理ができておればもう少し牛の、動物の処分が少なく済んだというふうなお話もいただきました。確かにシカの駆除等、この先生は動物をそういうふうな処分をすること自体をやはりもう少し考えるべきであるというふうなことで、若干ニュアンス的に相反するような内容でございました。そこで、今回の部分につきましては、1つの社会的な流れの中で講演が行われていったということで理解をしていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩いたします。

（午後 2時17分 休憩）

（午後 2時29分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

島岡信彦君の質問が終わりました。

次に、14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、山崎龍太郎、通告に従い順次質問をいたします。

最初に、地域経済振興基本条例についてであります。

6月議会での答弁のとおり条例の必要性を直視され、早期の調査研究に着手された点、敬意を表するところであります。諸般の報告では、3つの専門委員会を設置し、調査研究の結果を平成23年3月までに市長に報告する旨をお聞きしました。

そこでお尋ねします。3つの専門委員会の会議等の予定やそれを取りまとめる全体の検討会のスケジュールについて伺います。あわせて、来年3月末までに条例の素案ができるとの認識でいいのでしょうか、お尋ねします。

2点目に、幅広い市民の声を条例に反映させるために、いかなる手法をお考えなのかお尋ねします。

続きまして、国保の患者負担の減免、運用の新基準の通知に対しての本市における対応について伺います。

厚生労働省は、9月13日、患者負担の減免について新しい基準を示したところであ

ります。これまでの基準は災害や事業の休廃止、失業等でありましたが、新基準は収入の減少についての基準を明確にし、減免期間も明示しました。通知の要旨を紹介します。

一部負担金の徴収猶予及び減免等の一部改正について、都道府県知事殿、厚生労働省保検局長。このたび同通知の一部を改正することにしたので、貴都道府県内保険者に対する周知についてご配慮願いたい。減免基準の内容として、収入の減少の認定に当たっては、次の各号のいずれにも該当する世帯を対象に含む者とする。①入院療養を受ける被保険者の属する世帯。②世帯主及び当該世帯に属する被保険者の収入及び当該組合員の世帯に属する被保険者の収入が生活保護法以下、かつ預貯金が生活保護基準の3カ月以下である世帯。減免期間として、一部負担金の減免期間は1カ月単位の更新制で3カ月までを標準とすること。ただし、3カ月までに期間を制限するものではない。なお、療養に要する期間が長期に及ぶ場合は、被保険者の生活実態に留意しつつ、必要に応じ、生活保護の相談等適切な福祉施策の利用が可能となるよう、生活保護担当など福祉部局との連携を図ることとあります。

さらに、QアンドAを事務連絡し、市町村の基準が国基準より狭い場合は拡大を要請しております。また、独自の広い基準の設定も認めております。その要旨は、一部負担金減免、保険者徴収に関するQアンドAについてということで、まず、「一部負担金の減免基準は独自の基準を設けているが、今回の通知で示された基準に合わせなければならないのか。」との問いに対し、「この基準はあくまでも技術的助言である。したがって、独自の基準が今回示した基準よりも狭い場合は今回示した基準まで対象を拡大していただきたい。逆に、今回示した基準より広い場合はこれを狭める必要がない。」、2点目に、「入院治療だけでなく高額の外来治療を受ける場合もその対象として構わないか。」との問いに対し、「この基準に該当しない場合であっても、保険者がその必要を認めるときは減免を行うことができる。」、3点目として、「保険料を滞納している世帯に属する被保険者の一部負担金の減免を行うことは適当でないとするが。」の問いに対し、「今の基準に該当する被保険者については、保険料の滞納の有無にかかわらず減免を行っていただきたい。」との答えであります。

そこでお尋ねします。国もモデル事業、モデル調査も行い、国保法第44条に照らした運用が図れていないことからの今回の通知であると考えます。本市も規則の内容を精査し、改善すべきと考えます。見解を求めます。

2点目に、制度自体も今までもほとんど実績を持たない本市において、この間、非自発的失業の方も何人かおられたはずです。お構いなかったら人数をお教えてください。その方々は、周知の対象範囲とも考えます。国保税額は下がっても、医療費負担が大きく医療機関にかかれない状況を防ぐためにも運用面の改善を大切と考えますが、お尋ねします。

また、積極的運用を図るという点では、QアンドAでは保険料の滞納の有無にかかわらず減免を行うようにと指導しております。見解を求めます。

3点目に、通知では、未収金対策として悪質滞納には病院にかわり市町村が代理徴収する仕組みが導入されました。滞納額が60万円を超している、また、病院で一定の手続が踏まれた後のことではありますが、市としても対応が必要なことが今後起こり得るのではないのでしょうか。対策は検討しているのかお尋ねします。

続きまして、市道等の維持補修について伺います。

今回の補正では、市道維持補修工事費で675万円、ほか原材料費関係も含まれていたわけですが、結論から申せば当初での維持補修の予算が少な過ぎるのではないかといい点であります。市民からの要望の先送り、かなりあるのではないのでしょうか。実態に即してないと思うところでもあります。市民感情からすれば納税の義務を果たしている以上、市道であろうが準市道であろうが即座に小工事等はなされて当然であり、市役所が市民のために仕事をしているのか、最も目につく部分でもあります。そのサービスの水準を落としてはならないと考えますが見解を伺います。

また、市道改修もままならない現状から準市道等の要望にはほとんどこたえてないのではないのでしょうか、実績をお尋ねします。あわせて、準市道取扱基準第3条関連の改良工事についてどのような状況なのかお尋ねします。

続きまして、庁舎の備品等の取り扱いについてであります。

諸般の報告も受け、一定質疑もさせていただいたところではありますが、基本的な部分として庁舎の備品等についても市の財産であるわけで、市民に還元できるものは還元する、この視点は大切にすべきと思いますがいかがでしょう。そのことの確認の上で、廃棄予定及び購入予定の備品はどれだけの品目になるのかお尋ねします。

2点目に、私が考えるに、現庁舎の解体工事が始まるまでの間に現庁舎内に廃棄備品を集め市民に入札方式で購入していただくなど、大きな事務負担を伴うことではないと考えます、いかがでしょう。また、そのためには広報等を通じての早目のPRも大切でありますが見解を問うものです。

3点目に、新庁舎1階フロアの備品購入に際しては、火災警報器の入札を行ったときにように地元業者の優先発注を図るべきと考えますが見解を求めます。

続きまして、生活保護関連について伺います。

申請受理から審査に入るわけではありますが、同時に取り下げ、却下の可能性もあることから、ケースワーカーは申請時対応として各種施策を使つての申請者の当面の負担軽減等に取り組んでおります。医療を要する場合の国保関連、年金関連、税の減免申請、子育て世帯への本市奨学金の案内等々、多岐にわたるわけではありますが、生活資金が全くない状況での対応は緊急小口資金利用で社会福祉協議会と連携しているとの話でありました。しかし、私は、生活福祉金活用がほぼ開始に至った場合でも、調査の結果が自立可能であった場合ももう少し利用できるのではないかと考えるところでもあります。事例の有無について伺います。

2点目に、就労支援員も雇用し、また、ケースワーカーの対応も若い層の受給者がふ

えている中、就労支援については苦勞も多いことと思いますが、現状及び実績をお尋ねします。

3点目に、本市の場合、申請から決定までの期間が、平成20年度実績では15日から30日が58.1%、31日以上25.7%ということであります。申請受理から原則14日以内に文書での通知をすべきで、特別な場合でも理由を明示し30日以内での通知が基本であります、現状を伺います。また、あわせてこの間取り組んだ対策についてもお尋ねします。

以上で1回目を終わります。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 山崎議員の1点目の質問にお答えをいたします。

取りまとめ、あるいはその条例の素案といいますか、それが3月かということ、それと、市民の声を聞く機会、これについての手法ということでしたが、一応流れとしまして全体をお答えをしたいと思います。山崎議員、地域経済振興基本条例という名前で行われましたが、一応産業振興条例ということで行わせていただきます。

香美市産業振興条例策定に関する調査研究検討会設置要綱、これを平成23年3月31日限りの時限的な訓令としまして今年の8月17日に施行いたしております。そして、各部署より推薦を受けた係長職以下の若手の職員13名を検討会の委員として決定をいたしております。そして、9月の6日に組織及び今後の進め方について協議をし、先ほど議員さん言われましたように3つの専門委員会を立ち上げて現在検討に入っておりますのでございます。今後、当該検討会におきまして調査、研究を進め、来年の3月31日までにその結果を市長に報告するということになっております。したがって、市長のほうはその報告を受けた後、課長会あるいは政策会議等々で検討を加え、条例を制定するかどうかを決定をするということになります。条例の制定ということになった場合には、まず、先般6月の議会でもお答えを申し上げましたが、職員はもとよりでございますが、団体を含む市民の皆様との協働で条例案を策定したいというふうに考えております。

素案の時期ということも3月ということでしたが、3月は一応検討会の結論といいますか報告の期限にしておりますので、4月へ入りまして策定をするということになればすぐに取りかかりたいところでございますが、ただ、課の再編等もございまして、それから、それが4月1日でございますが、新庁舎への移転、これが5月初めになりますので、やはりそれが終わってということになるかというふうに思います。

それから、先ほど言われました幅広く市民の声を聞く機会の設定はという質問でございますが、先ほど述べましたように条例の制定ということになった場合の条例案の策定でございますが、これは市民の方との協働ということを考えております。したがって、策定委員会には市民候補による委員の方にも入っていただいて、先ほど言いました団体を含む市民の声を反映した条例案を策定したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の国保に関してのご質問にお答えします。

一部負担金の減額や免除について、ご質問の中にもありましたが国から基準が示されました。香美市でも先月、9月ですが、香美市国民健康保険一部負担金減免及び徴収猶予の実施に関する取扱要綱というのを設置しております。申請があれば規則をもとにして、この要綱の基準によって処理することになると考えております。

次に、運用の積極性についてですが、これまでどおり積極的に活用する予定はありません。これまで同様であると考えております。

それから、病院の窓口負担の悪質滞納者に対しての市町村の代理徴収については、香美郡医師会等と協議していきたいと考えております。

○議長（西村芳成君） 建設都計課長、宮地和彦君。

○建設都計課長（宮地和彦君） 山崎龍太郎議員の道路維持補修についてお答えをさせていただきます。

香美市の市道、認定路線、路線数は948本、延長506キロです。地域の情勢も山間地道路の実情や降雨、また台風などの気象条件も道路にとって過酷な状況であります。道路整備の進捗も高度成長期には早期の進展がありましたが、年数も経過し、今その過渡期の状況もあります。通常道路点検の中でも路肩の修繕や陥没箇所はほぼ毎日のように修繕をしており、地区要望や市民通報での修繕も早期の対処を行っております。工事内容によっては予算の確保後、また、次年度以降に対処しているのも現状です。認定路線である市道を中心に交通量や危険度などの各条件を考慮し、一定の順位のもと対応しております。維持補修予算についてはもちろん、経費節減の中、直営補修や安価施工に努め、予算不足の場合は緊急性、また危険度により、必要なときは関係部署と調整を行っております。

必要性の質問につきましては、道路管理の現状から工法の選択、また改良手法など十分な検討ができた後補修を行うべき内容もあり、予算化工事には、要望や実績を考慮し一定の枠内予算を準備しております。準市道、また個人名の私権のある道路には十分な対処ができていないのも実情です。

2点目の準市道取扱基準に照らしての要望に対する実績はのご質問については、本年度は幾つかの要望があり、内容は舗装の段差、側溝部とのふぐあい、建築後退線までの復旧舗装などを記憶しております。後退については業者紹介、また簡易舗装材の提供の経過はありますが、そのほかは事情を説明し利用者や道路権利者にて補修を願いました。また、都市計画内の道路の中にも赤線敷き込み道路等がございます。その部分については、定額5万円以内の資材提供という事業を活用させていただきました。

以上、お答えさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 庁舎建設担当参事、前田哲雄君。

○庁舎建設担当参事（前田哲雄君）

庁舎の備品につきまして、3点のご質問にお答

えします。

新庁舎の事務所機能の移転は、無事故で円滑に行う必要がございます。事務所移転では、電算とか公文書移転とともに机とかいす、キャビネットといった事務用品、いわゆる備品の移転も重要な柱となっております。備品につきましては、この夏、各課の現況調査を行いまして、ベースとなります備品の配置図を作成しました。また、新規の購入方針もこの秋に決定しましたので、現在、使えるものは使うという方針のもとに新庁舎の備品配置計画書を作成しているところでございます。こうした状況下でございますので新庁舎移転に伴う不用品目録の作成というものはまだできておりません。一方、購入予定の備品につきましては、事前調査の結果、事務机、それから事務用いすがそれぞれ約70脚、書架キャビネットが約300個、会議用テーブルが約110脚、会議、窓口用いすが約420脚程度必要であるというふうに見込んでおります。そして、このほかにも応接セットとかロッカーなんかも必要でありまして、詳細を現在検討しているところであると、こういう状況でございます。

2点目の市民に購入機会を与えるべきだということなんですけれども、不用品目録が完成しておりませんので、現時点では数量も残存価格も把握できていないことから、具体的な処分方法の検討作業にも至っていないと、こういうことでございます。

3点目の備品購入に際しての地元優先発注についてということでございますけれども、新庁舎での備品配置計画ができますと移転すべき既存備品が確定いたしますので、不足する備品は新規購入となります。新規購入備品につきましては入札により調達する予定でございますけれども、すべての品目を一括して入札にかけるのではなく、事務机、事務用いす、会議用テーブル等々というふうに分割しまして入札する方法を現在検討中でございます。製造メーカーにはそれぞれ得意分野があるということをお聞きしておりますので、市では限られた予算の範囲内でよりよい製品を調達する方法としまして品目ごとに分割して発注することを計画しておりますけれども、こうした方式を採用すれば納入業者側としましても入札参加機会がふえるというメリットがあるのではないかとこのように考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君）

福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君）

山崎議員の生活保護申請時の支援策についてお答え

します。

まず、1点目の生活福祉金の活用事例、その他の資金活用事例ですが、この制度は昨年、平成21年度の10月に改正されましたので昨年の10月から今年の9月までの1年間の実績ですが、福祉費6件、842万6,000円、教育支援費3件、76万5,000円、生活支援費1件、156万円、臨時特例つなぎ資金1件、10万円です。

2点目の就労支援の現状はということですが、今年の4月から相談支援員を配置し、

生活保護受給者や保護の相談者、保護申請中の者、離職による住宅手当制度の利用者等に幅広く支援を行っています。支援の方法等としては、情報の収集等として参考となる求人情報の収集とデータ化、ハローワーク等他機関との連携構築、他福祉事務所等との連携による支援方法等の情報収集と、ほかに支援方法としまして、来所面接による支援、ケースワーカーとの家庭同行訪問を通じた支援、ケースワーカーを通じた求人情報の提供支援、ハローワークへの同行を通じた求職活動等の支援、新しいセーフティネット制度等利用のための相談支援等を行っています。今年の4月から9月末までの期間に就労支援員を通じた件数になりますが、求人情報提供回数52回、訓練生活支援給付申請3件、求職活動を開始した保護世帯2世帯、新たに就労した保護世帯2世帯です。このほかにも各ケースワーカーが就労支援員の収集した情報から適宜、生活保護受給者に情報提供を行っています。

また、今回の10月の補正予算で可決いただきましたので、11月に大阪であります職業紹介責任者講習を受講することによって、従来は求職情報の提供しかできなかったところを無料職業紹介事業を実施することで直接求職者と求人者の間をとりもって職業のあっせんを行うことが可能になりますので、より幅広い就労支援を行っていくことができるようになります。

3点目の申請から決定までの現状ですが、決定までにかかった日数ですが、平成22年度実績ですが4月から9月までの申請件数36件中、14日以内が6件、15日から30日までが25件、30日を超えたものが1件であります。保護の要否判定、決定に当たっては、要保護者の資産、収入について生活保護法第29条に基づく関係先調査を実施、能力活用の確認が必要と認められる要保護者には生活保護法第28条に基づく検診命令を実施、要件の確認の審査を徹底しています。さらに、実地調査を行うとともに、申請以前の生活状況や保護の申請に至った理由を的確に把握し、ケース診断会議により可否を判定しています。可能な限り迅速な事務処理を目指していますが、上記理由のためやむを得ず14日を超える場合が出てきております。

対策というか取り組みはどういうことを行っていることですが、金融機関等への調査をもうすぐに照会を出すようにしておりますが、金融機関や保険会社からの調査の回答は一、二週間かかるもの多くて、2週間以上かかるものもあります。資産等を活用しているのか見きわめてから保護の要否の決定となるため決定までの期間が14日を超えているというのが現状です。

以上です。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、2回目の質問をさせていただきます。

産業振興条例について詳しく説明をいただきました。少し確認をしたいのですが、公募も含めてやられるということ、もちろん市長が判断して条例の制定をするという方向が定まってからということになると思いますが、実際その公募というのは何人ぐらいを

頭に置かれているのか。また、各種団体等の有識者等も頭に置いてるということですので、従来からあります商工振興委員とか農業対策振興審議会委員とか、そういうものも設定されているのか、その点をお伺いします。

もちろん住民参加で市民の大きな知恵をかりて、本当に実のある条例にさせていただきたいというふうな思いがあって、言わせてもらってるわけですがけれども、実際のところ、もう1点聞きたいのは、全国的には職員チームで、これは浜松の事例なんですけど全事業者調査、1万8,000ぐらい事業者、これは商工業者ですが、そういう事業者調査もしてるというふうなことで、やはり産業振興に本腰を入れるという行政側の姿勢を示してるという例もあります。なかなかそうはならないかとは思いますがけれども、やはりこれぐらい広い範囲、山田から物部まで含めてかなりの特性を持った本市の場合は、前文だけでもかなり練り上げたものにならないかというふうに私は思っております。この点どのようなお考えなのか再度伺わさせていただきます。

続きまして、国保の新基準への対応についてですけれども、要綱は整備されたということで実際はこれまでと同様の取り扱いであるというふうなことですが、以前の質問に対して国が財政支援等をしてくれないとなかなかこの制度は使えませんよと、だから積極的に運用も図れないし図らないというふうなこと等、2分の1ということになってもやはり同じ姿勢というふうに伺ったところでもありますけれども、実際のところ、ちょっとお尋ねしたいのは、入院に限定してるみたいに書いてますけれども本来は高額の外來治療に対しても対象としても構わないと、保険者、市が必要と認めれば減免を行うことができるということになってます。そこら辺のことは何も考えてないのか、入院だけに特化しているのか、その点を伺います。

それから、滞納についてですが、先ほどQアンドAで申したんですが、保険税の滞納があらわれてもQアンドAではこの制度を使う方向で行うべきであるということですが、それについてお尋ねします。実際、私が見るところですが、現在の事務の流れから見ますと生活保護申請者や生活保護の要件にはなかなかハマらないけれども入院治療を要する人、極端に言ったら福祉事務所から話があって、この人はどうするかというときになったときに入院治療を要する人に初めて適用になるという可能性が大きいんじゃないかというふうに思います。もともと国保係、保険課としては受け身でありますし、先ほどの答弁もまるまる受け身の話であります。私はそうではいけないということを申してるところです。そうならないように保険課としてやはり周知の立場をとる必要があるんじゃないかと、国の財政措置もできたと、これが今の日本国民、ひいては香美市民の現状であるということがモデル事業として結果が出たわけですので、やはり今までも使われてないからそれでいいという立場ではなくて、要綱もやはり本市の状況に応じて幅広い設定をしていくというふうな視点を保険課長に求めるところであります。再度の答弁をお願いします。

それと、もう1点伺います。その悪質滞納についてですが、医師会と協議というふう

になります。いつぐらいからするのか、どういう内容でするのか、その点をお尋ねします。

それと、次に市道関連についてですけれども、実際ですね私ども議員にはさまざま道路関係については要望があるということは課長もご承知のことだと思いますけれども、市道について先に言わせてもらいます。確かに本市の場合はキロ数も長くて本数も多いという状況もありますけれども、そしたら、実際のところ、配分されてる予算も少ないという中で、うちは枠配分方式をとってるんですけどそれで本当におうてるのか、私どもにはちょっとわからん部分があるわけです、財政の面からいうたときに。やはりこれだけ広いところの網の目のように市道も走ってる中で、もっと要るんじゃないかというのが基本的な考えです。基準財政の需用額と収入額との差がここで阻止されるわけですのでね、そこら辺のところは十二分なのかということのを常々思います。確かに頑張って即座に補修等、直営も含めてやられてますけど、逆に言いますと、抜本改修が必要なところが応急措置のままで放置されてるといような事例もあります。昨日の質問で地域住民の声ととらえて課長は答弁に立たれました。そうであるなら、我々議員というのもやっぱり地域住民の声を要望という形で町内会長にも判こをもらって上げてるわけですので、やっぱりそれに対する真摯な姿勢、それは大変大事だと思います。やはり予算はもう少しあるのが当然と、今回も六百数十万円、工事の関係ですが、どれだけやるのか私もちょうと定かにわかりませんが、そこら辺のところは市長も含めてやっぱりお考えいただきたいというふうなことを思います。

だから、それがあから、逆に言いますと準市道等に対して全然手が回ってないというふうなことになると思います。準市道取扱基準を読ましてもらいましたけれども、実際のところは、何も都市計画区域内の道路であれば私権が絡んでようが開発に伴う道路であろうが対応できるわけですか？それを課長が言うのには、事情を説明して、何の事情を説明するわけですか？私から言ったら。この範囲内であるというて、緊急性もありますけれども、やはり要望を今受け取りというかすごい出しにくい状況に、市民から言えばなってるんじゃないかということのを私は申し上げたいところがございます。だから、やっぱりそこら辺のところは生活道の改善は急務であるし、それは準市道等についてもイコールであるという考え方に立っていただきたいという点であります。その点を、業者を紹介して終わるとい形ではなくて、やはりこの基準に応じた扱いをしていただきたいということについて答弁を求めます。

あわせて、市道の維持管理等も結構住民からあると思うんですが、やはり市道の周りが草が生えっ放しでどうなっちゃらあと、やはり景観等についても気になるころもありますし、そういうことに対してそれもできているのか、予算措置も含めて。今までは行革の会議らあでも論議されましたけれども、委託も含めてやってきたというところがありますし、前任の課長さんは職員として行ったりということもありましたが、やはり中で関係することも1つの手法かとも思いますけれども、やはり必要な部分は、これ

だけ仕事のない状況の中では外にも出して仕事をしてもらうというふうな発想も大事かと思しますのでその点についてお尋ねします。

次、庁舎の備品についてですが、不用品等もまだ把握できていないというふうなところでありまして、済みません、少し聞き漏らしましたが最後の420という品目は何でしょうか。再度、またお答え願います。

実際のところまだ不用品、廃棄も含めてその方向性も定まってないということでもありますので、ぜひそうであるのなら市長、また会議等でやはり市民に還元するということを、私は極端にいったら備品等は無料でもう市民の方にもらっていただいたほうがいいというふうな考え方を持っています。なぜなら、庁舎建設に当たっての市民の声を1つ紹介しますが、「市の職員さんや議員さんは新しい新庁舎ができて新しい環境で仕事ができるいいですわね。」と、「地震が来たら今の庁舎で危ないということはわかるけれども、私らあは古い家でだましまししながら住みゆうがです、そのことはわかっちゃってくれ。」というふうな意見も選挙中にも聞こえました。だから、やはり庁舎建設に対しての市民の意見はまだ、我々議員は市の職員さんも含めてやっぱりこの今の耐震診断もできないというような状況のままではまずいということも根底にあって、やっぱり今の現状の流れ、耐震化ということに関しては大変大切に思っていますが、市民感覚はそうではないという部分もあります。やはり、これは1つの意見でありましたが、生きた施策ということはやっぱりどういうものなのかということであるのなら、やはり市民に喜ばれるためにも、無料とは申しませんが一定の値段で、この庁舎内にスペースを構えたら市民の方々が来て札を入れてそれで引き取ってもらうと。もちろんリサイクル業者なんかは市民のをかりてくるとかいうふうなことになるならそれはいきませんけれども、それはきれいに管理すればできると思しますので、ぜひその方向で検討をいただきたいというふうに思います。

それから、分割発注についてはいい方向性だというふうに思いますけれども、これは製造メーカーということをおっしゃいましたが地元の代理店等を入札に入れるということでのいいのか、その点をお聞きします。

最後に、生活保護関連についてですけれども、先ほどるる生活福祉金関係についての事例をお示しいただきましたけれども、実際、福祉事務所が絡んでですわね、もちろん総合支援資金で842万円でしたかね、言われたかと思いますが、私はセーフティネット施策であるというふうに思っていますので、生活福祉基金が。その割には福祉事務所から社協に話を持って行って、それがもう少し、この人は自立が可能だから資産価値を含めてやっていくときに実際のところはそのつながりが上手にできてるのか。福祉事務所関係でどんだけの生活福祉金活用が図れたのかということをお聞きしたいところがあります。その点をお願いします。

あわせて、平成22年度の申請から決定までに至る期間であります、31日を超すがは1件っていうことで少なかったということで、さまざまな申請者側の事由もあ

るということに思いますけれども、実際のところ、いろいろな指導もあって、指導というか話もあって扶養義務者の調査や金融機関の調査、能力活用の調査等とも含めて、やはり以前よりは改善されてるといふふうな見方をしています。しかし、やはり原則14日という部分がどの部分でクリアできていないのかという、現状に甘んじることなくやっていただきたいと、それだけ困窮している世帯が昨今ふえてるといふことをお示しして2回目の質問を終わります。よろしくお願いします。

○議長（西村芳成君） 副市長、明石 猛君。

○副市長（明石 猛君） 2回目のご質問にお答えをしたいと思います。

まず、市民の方の公募数ということでございますが、まだ人数というところまでの検討には至っておりません。それと、団体につきましては、これは一応産業振興という形の条例でございますので、農林業あるいは商業、工業、そのあたりは全部網羅をするようになると思います。それと、人数的には一応バランスを取りたいというふうには考えております。

それから、この検討会で事業者の調査というところまで果たしていけるかというところと厳しいかなという気はいたしておりますが、ただ、既にこういう条例を持っておるところもあるわけでございますので、そうしたところに対するアンケート等の調査、あるいは現状分析、この現状分析というのはやっぱり香美市の状況がどうなるかということの分析。それと、商工観光なんかで条例が、基本条例とまでは言えんにしてもかなり近い形の条例もありますので、そうした条例の確認をかちっとやるということ等が専門委員会で現在想定をされておるといふことでございますので、その専門委員会の中でそうしたことをやっていく中で、やはり事業者の抽出でもそういう調査が必要ということになればそれを行うということにはなろうかと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の国保についての2回目の質問にお答えをします。

一部負担金の減額や免除についてですが、国から示された基準どおりということで処理をしたいと考えておりました、外来については対象外ということにしております。

それから、周知についてですが、一部負担金の減額免除についての制度がありますよというようなことについては先月の広報に掲載をさせていただきました。

それから、滞納者に対しても同じような考え方かということで、先ほど第1回目のご質問のときに紹介がありました、一部負担金減免保険者徴収QアンドAということで紹介がありました、これは国から市町村に対する技術的助言であるということではあるんですが、原則というか、もう市町村はやっぱりこれに基づいて処理をしていかなければならないというように自分は考えておりますので、第3問目にありますように基準に該当する被保険者については、保険料の滞納の有無にかかわらず一部負担金減免を行わ

為を通していただいたのは五千何百万円の額の備品購入になりますので、これを分けて発注するというにすれば大きな業者さんだけじゃなくってそうじゃない業者さんも参加できる道が開けるんじゃないか、そういう意味合いがありますというお答えをさせていただきました。それから、地元優先云々については、そういう権限がないものですから答弁のほうは控えさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 財政課長、後藤博明君。

○財政課長（後藤博明君） 私のほうから備品の処分につきまして大きな流れ的なことをご説明させていただきます。

まず、基本的に備品につきましては、財務規則に基づいて管理しております。購入時の金額で備品の種類が一般備品と重要備品というふうに購入金額が30万円を限度に分かれておることはご存じだと思いますが、それぞれ重要備品、一般備品それぞれ備品台帳をそろえておりまして、一般備品につきましては各担当課が備品台帳でもって管理しております。今回の新庁舎に伴いまして不用となる備品を処分する際に、財務規則第112条に基づきまして不用の決定をしなければなりません。不用の決定の中には、その処分の方法として売却するもの、それから廃棄処分するものというふうな選択ができております。ただ、今回、先ほどから大きな流れの中で決定事項は我々に示されておりますが、各課が持っております、決定された不用物品を基本的には今、管財があります財政課で一括して処分する予定となります、することになります。ということは、各課で管理してる一般備品につきましては財政課管理の一般備品とするために、財務規則第111条の規定によりまして所管課から財政課に管理かえを行わなければなりません。その後についてですね、その備品の処分が売却可能かどうかという判断して、売却可能なものに対しては売却していくというふうな流れになります。これにつきましては、かなりの期間を要するというふうと考えております。

次に、備品の売却につきましてですね、不用備品の売却する場合におきましては財務規則に基づきまして、これも入札、せり売り、それから随意契約等々がうたわれております。現在、先ほど担当参事のほうから申しましたように売却方法についてはまだ未定というふうになっております。ただ、市民、先ほど提案のありました市民参加につきまして、ここの庁舎の中で展示して入札させればいいという話ですが、ここの庁舎が引越後どういう状態になるかということも我々は提示されておられませんので、現時点でここで売却するということは今のところ考えてはおりません。せんだってのインターネット公売に今後うち、香美市も入るわけですが、インターネット公売も検討はいたしておりますが、基本的にはそこが、いわゆる重要物品、大きなものじゃないとインターネット公売には適さないというような考え方が出てきておりますので、基本的には、最終的なところでのインターネット公売になるかと思っております。ただ、備品台帳に記載のない事務機器、事務用品の部分については、現在どういう状況にするかというふうには何も検討はされておられません。

それと、購入の流れですが、一般の備品等々の購入につきましては、香美市物品入札参加資格申請登録があるものですね、これは随時受け付けしております。次に、その中で例えば机、文具等々を記載されて申請登録がある業者を選定しております。そして、3番目にその上記、上の、先ほど申しました参加登録、それから営業種目の条件を満たす香美市内の業者をまず優先的に指名しております。これは道具にしても何にしても基本的には考え方は変わっておりません。入札は原則5社以上ということで価格、入札をしておりますので、ここから逸脱するようなことはまず考えられないというふうに思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 福祉事務所長、小松美公君。

○福祉事務所長（小松美公君） 山崎議員の2回目のご質問にお答えします。

生活福祉金の貸し付けで社協へ話を持って行ってどれだけの福祉金が活用というか採用になったかというご質問ですが、福祉事務所へ来て、生活福祉金の貸し付けの紹介とかで社協へつないではおりますが、貸し付けにならないといったことは多々あるように聞いております。福祉事務所からの紹介について、先ほど言いましたその他の貸し付けになった事例がどれぐらいかというところはちょっと押さえておりません。実績だけです。福祉事務所から紹介してなったかどうかというところまではちょっと押さえておりません。

福祉事務所からの紹介で圧倒的に多いのは緊急小口資金の貸し付けです。昨年10月から1年間の実績ですが22件あります。ほとんどが生活保護のつなぎです。件数としては19件あります。あと医療費の支払いのための困窮しているのが2件ありまして、再就職後の生活費というものが1件あります。生活保護のつなぎ資金だけは福祉事務所からの紹介で貸し付けになったかですが、ほかのところは福祉事務所からの紹介で貸し付けになったのか、直接社協へ行って貸し付けになったのかというところはちょっと押さえておりません。

次、申請から決定まで14日以内に極力お願いしたいというか、するようになっていくところですが、本人からの保護の申請がありますが、その中で預貯金等なんかの申請とかが全くなくても、調査とかをしますと生活保護の基準の2カ月分以上の預貯金等が出てくることもあります。それで、どうしても保護の決定に当たりましては、資産等を活用しているかというところを見きわめる調査が必要になってきます。14日というところは心得ておりますが、どうしてもその調査の結果を待っていると越えてしまう場合がありますのでその点をご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番、最後の質問をさせていただきます。

国保の関連ですが、外来は高額であっても対象外とすることをもう要綱で定められた

わけですね？答弁ではそういうように受け取りましたけれども、実際のところ、やはりそういう点についてですわね、やはり医療が受けれなくて病気を悪化させるという事例が相次いでいる中では、やはり本市においても幅広い基準の設置、要綱の整備と、規則でうたってる中の範囲で失業等もうたってるわけですので、その中で新たな基準が出たときにどう順応性を持たせるかというのが大事だと思います、私は。実際のところ、先ほど来申したところの福祉事務所と保険係との連携の域を脱し得ない、広報で一部負担金、一部負担金って市民に言ってもなかなかそう簡単にわかりませんよね、実際のところ。やはりそんなことも踏まえて、気持ちが入ってなかったらそれは制度としては使えないということに私はなろうかと思えます。やはりその部分も踏まえて、この中では生活保護法の基準以下というふうなことでありますけど、進んでるところでは生活保護の110%、130%、150%の基準をつくったり通院にも適用してると、これは自治体の判断でできるということで国会の答弁等も出てるわけですので、やはりこの部分でどんどん医療費が膨らんでる現状をどういうふうに打開していくのかということが保険課の努めじゃないかというふうには私は思えます。実際のところ課長はなかなかその判断は私どもと認識は相入れないかもしれませんが、やはり総合的に医療費が減るにはやっぱり皆さんが健康である、そのためには病院に早うかかるということが私は大事というふうには思えます。その考えを一步前進させるつもりはないのか、再度お尋ねします。

それと、市道、準市道についてですけれども、市長にちょっと聞きたいんですけれども、実際、課長の話では今年損傷度も多いということで、総合的に長い年度の中で予算というものが配分されてるということですが、やはりそういうふうな多い状況というのは、やっぱりプラスアルファの認定している道路に対して市長判断でもっと積み上げていくようなことはできないものなのか。私はそれが、やはり準市道なんかにおいても、課長の今の話では実際地域で管理をされてる準市道もあるという、これはもちろん行政が援助が切り離れたようなやり方であるんやったら、みずからで管理ができるうちは管理しますわね、頑張ってる方もおられます。それはあくまでも善意であり、行為であり、地域を守るという視点であります。それと、実際そういうことができなくなったときの部分を一概に公平、公正と一くりにすべきかどうか、私は違うと思うんです。やはりそういう部分でいうと、やっぱり前段でも申し上げましたように市民が一番住民サービス、行政サービスとして見るときに道というものは大変大きな視点であるというふうには思えます。これは別の課のことを言ってもいきませんが、マンホールのふたが傷んですぐやっという例で、片一方ではすごい、はややってくれたというふうには判断してるのに道のほうは一向に要望出してもいかないというふうな、それはおかしいんじゃないかということをおっしゃるところであります。やはりその点について、ぜひ市長にもご一考いただきたいということで質問をさせていただきます。

最後に庁舎の備品についてですけれども、ぜひ先ほど申された方向で、私の質問もさ

せてもらいました。議員各位もやっぱりそういう方向が望ましいというような話もしてるところもありますのでぜひ配慮を、これはお願いにとどめますがよろしくお願ひします。

以上ですべての質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 山崎議員の3回目のご質問にお答えします。

国保についてですが、入院した場合にやはり医療費がかさんできます。ですから入院に限定をさせていただいておまして、外来も入院もそうなんですが高額療養費という制度があって、所得に応じて一定の金額で医療費の個人負担がとまると、後は公費が投入されるということにはなっておりますので、要綱については入院のみというようにさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 山崎龍太郎議員のご質問にお答えをさせていただきますが、予算不足の場合などを含めてですが、市長判断としてのという、言われた問いであったと思いますが、そうした場合につきましては緊急性等も加味しながら、当然財政課とも協議をしてまた進めてきておりますので、その辺はご理解をいただきたいと思ひます。

また同時に、この保険の場合もそうですが、この準市道と市道との取り扱ひの兼ね合ひもあるかと思ひますが、一定それぞれ基準を持ってやっているわけです。それを山崎議員は順応性を持ってやるべきではないかというふうなご意見、共通する部分があるかと思ひますが、しかし、公平、公正上、余り振りかざしてという部分もご意見も言われましたが、公務員としてやはり、行政としては公平、公正というものが一番基準になっ
て行っていることが多いわけですので、やはりそれを余り順応性を拡大をし過ぎるとせきどめができなくなった場合にじゃあだれが責任をとっていくのかという部分
ができてくるというふうに素人ながらに思ひます。

（笑い声あり）

○市長（門脇槇夫君） その点についてはやっぱりきちとした基準をもって、それを一つの定めとしてやっていくのが私は公務員としての仕事ではないかというふうに理解をいたしております。そういう面では、先立って山崎議員の本当お近くで準市道の改修を直訴しておられました、私に。しかしながら、私もすぐに現場も見ましたが、それは開発法によりますところの、いわゆるあれは都市計画の中での開発道路であるという認識のもとに、なかなか改修ができないというふうな担当課の話もお聞きをしました。そして、理解もできないことはないの、そういう方法でやむを得んということを考えてわけですが、確かにいろいろと拡大解釈すれば果てがないと思ひますが、その辺はご理解をいただかなければならないというふうに思ひます。

○議長（西村芳成君） 山崎龍太郎君の質問が終わりました。

次に、7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） 7番、濱田百合子です。よろしく申し上げます。通告に従って質問をいたします。

まず、児童クラブへの対応について伺います。

1、2009年1月1日から施行された香美市児童クラブ設置条例によると、「市長は、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、児童クラブの管理に関する業務を指定管理者に行わせるものとする。」とあります。現在、指定管理者になっている団体についてお尋ねいたします。

2、当条例の第5条で休所日について、「（1）日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、（2）12月29日から翌年1月3日まで」とあります。また、同条例の第6条で、「開所時間は、下校時から午後6時までとする。ただし、小学校の休業日の場合は、午前8時から午後6時までとする。」とあります。この市内8カ所の児童クラブは同じ休所日また開所時間になっているのか、その点をお尋ねいたします。

3、同条例の第3条に児童クラブの事業について、「（1）児童を適切に保護すること。（2）児童に遊びを通じて集団の中で社会性を身につけさせること。」とあります。市内8カ所の児童クラブの設置場所は上記の事業を行うために適した場所と思いませんか、お尋ねします。

4、児童クラブにおける指導員の労働条件などに関してお伺いします。市の2010年度の予算の委託料3,193万7,000円の内訳をお尋ねします。保育士や教諭などの資格を持っていることを考慮して指導員を選出しているのかお尋ねします。午後からの勤務で、打ち合わせや準備の時間も保証されていませんし、社会保険も時間外手当もなく、労災の適用にもなっていない状況もあると聞きます。日々、子どもと接する仕事をしているにもかかわらず、劣悪な労働条件のもとでは子どもの学びや遊びの支援が十分にできないと考えますが見解をお尋ねいたします。

次に、市営住宅、香北裕・YOU第1、第2への消火設備の設置について伺います。

市営住宅に消火栓も防火水槽も設置されていないのは、この香北裕・YOU第1、第2だけでございます。2009年、昨年6月議会で同僚議員が質問をいたしました。その際の答弁では費用もたくさんかかることなので順番に対処するというものでした。また、昨年の8月には市長、消防長に陳情書を提出しています。その陳情書を、それは香北裕・YOU団地の班長及び香北裕・YOU第2団地の班長に捺印をしてもらいまして陳情書を提出しています。その内容があれですので再度お読みいたしたいと思えます。

日ごろから住民への安全、安心な生活推進への尽力に心から感謝申し上げます。さて、去る2005年、平成17年です。秋の市営住宅からの出火に際して当団地付近には消火栓や防火水槽がないことが判明いたしました。最も近い消火栓でも200メートル以上離れており、これではいざというときの迅速な消火活動は不可能です。幸いこの火災については住民の協力で事なきを得ましたが、当団地には要介護者や幼児も住んでおり、住民の不安は募るばかりです。なお、住民一同、今後の防火、安全には全力を尽くすつ

もりではありますが、住民の安心できる生活のために早急に団地や近辺に消火栓もしくは防火水槽の設置をお願いします、という陳情書の内容でございます。

裕・YOU第1団地10世帯、裕・YOU第2団地12世帯の署名を添えて提出をいたしました。これに関して次のことを質問いたします。

1、2010年度の一般会計予算に消防費として計上されているのかお伺いします。

2、今年度に予定をしていなければいつごろになるのか、また、住民への周知をどう考えているのかお聞きします。

この陳情書を提出をした後で何度となくこの裕・YOU団地にお住まいの皆様からその後どうなったのか、署名をして印鑑を押したのに返事がないというお答えをいただいております。それは今年になっても同じでございます。今回は質問をするからということで住民の皆様にはお答えをしております。ぜひ、よろしくお願いたします。

以上、第1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員のご質問にお答えをいたします。

香美市で指定管理者として行っている児童クラブについてですけれども、それは香美市香長児童クラブ、香美市くじら児童クラブ、香美市めだか児童クラブ、香美市たけのこ児童クラブ、香美市うぐいす児童クラブ、香美市かたじ児童クラブ、香美市大宮小児童クラブ、香美市もんべえクラブ、以上の8つのクラブが指定管理者となっています。

それと、設置条例の中で休所日、開所時間について、それが全部同じになっているかというご質問でありますけれども、各児童クラブの実情がありまして、それに合わせて運営をしているというところがありますので全クラブ同じというわけではありません。休所日については、日曜日、祝日、年末年始についてはすべての児童クラブが休所日となっていますが、土曜日については開設しているところと開設していないところがあります。開所時間については平日、早いところは午後1時から、土曜日については早いところは午前8時から、長期休暇中、早いところは午前8時からそれぞれ開所されています。

3点目の児童を適切に保護すること、児童に遊びを通じて集団の中で社会性を身につけさせることという事業内容について十分な適した場所となっているかというところですが、開設場所については専用の施設を持つところもあれば農山村コミュニティセンター、そして旧保育所、集会所、老人憩の家、開発センター等を使用しているところで、それぞれ、さまざまという状況です。すべての施設が事業を行うために適した場所とは言えないかもしれませんが、放課後学び場応援事業による環境整備とか設置場所の移動とか可能な限り事業が健全に実施できるように支援をしているところではあります。

4点目の児童クラブにおける指導員の労働条件に関してというところの中の1点目で

すけれども、3,193万7,000円の予算の委託料の内訳ですけれども、香長児童クラブについては322万2,000円、くじら児童クラブについては487万9,000円、めだか児童クラブについては449万5,000円、たけのこ児童クラブについては463万9,000円、うぐいす児童クラブについては451万9,000円、かたじ児童クラブについては354万4,000円、大宮小児童クラブについては333万4,000円、もんべえクラブについては330万5,000円、合計3,193万7,000円と内訳はなっております。

指導員関係の2点目ですけれども、保育士や教諭などの資格を持っていることを考慮して指導員を選出しているのかというところですが、指導員については市で選出しているのではなくてそれぞれの児童クラブで選出をしている状況です。特に免許を持っていない方もおいでますし、保育士、幼稚園教諭、小・中学校教諭、そして認定心理士、児童厚生員等の免許を持っている方がそれぞれ指導員として勤務をされています。

それと、3点目ですけれども、指導員関係の、現在の非常に厳しい労働条件のもとで子どもの学びや遊びの支援が十分できるかというところですが、児童については傷害保険、そして損害賠償保険への加入は義務づけています。また、指導員については雇用保険には加入しているものの社会保険や労災加入については十分になされていない状況があります。指導員にとって生活保障や労働条件が十分に満たされているとは言えないかもしれませんが、指導員さんそれぞれ児童クラブで子どもたちの学びや遊びの支援について努力をいただいているところです。

以上です。

○議長（西村芳成君） 斬時時間の延長をいたします。

消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 7番、濱田議員の市営住宅香北裕・YOU第1、第2への消火設備についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の2010年の一般会計に消防費として計上されているかのご質問でございますが、計上されておられません。

次に、2点目の今年度に予定していなければいつごろになるかということでございますが、現時点では明確なことを申し上げることは難しいと思いますが、現在この時期、来年度の当初予算の編成の策定に向けて予算計上するものについて調査をしております。耐震性のこの防火水槽の設置すべき候補地につきましても現地の調査を行っております。自分も先日裕・YOUにも行ってまいりました。ご質問の市営住宅につきましても、市営住宅のみならず周辺の住宅の状況や消火栓の設置などあらゆる条件について調査を行っておりますが、この裕・YOUのみならずほかにも自治会からの要望もいただいております。候補地の調査を十分行い、緊急性の高いところから順次整備を進めておりますので来年度の当初予算に計上できるかどうかというのは現時点では申し上げることはできませんが、なるだけ設置できるように、消火栓もしくは防火

水槽の設置に向けて取り組んでおりますのでご承知を願いたいと思います。

また、住民の皆さんにつきましても、市営住宅につきましてもは前回出火をしまして火災になりましたが、ああいう建物というのは前にも申し上げましたがどんどん燃焼していくというような建物ではございませんので、その点なるだけ大きいご心配をなされないようにお話をさせていただけたらと、こういうように思います。また、住宅、裕・YOUにつきましてもは蕪生野地区の1つの班になっておると思いますけど、また班長さんのほうにもこちらから連絡してよければご連絡は差し上げたいというふうに思います。

○議長（西村芳成君） 7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） はい。7番、濱田です。2回目の質問をさせていただきます。

まず、児童クラブへの対応について、指定管理者になっている団体をお尋ねしましたが、ありがとうございます。その各児童クラブ8つありますが、その、児童クラブという名前の指定管理者になってるということでした。指定管理者制度に変わるってことを、詳しい説明が、どうして、管理者制度とはどういう制度なのかという十分な説明がないままになったということを今の学童クラブの指導員の方の何人かにお聞きしました、保護者の方にもお聞きしました。今までと変わりませんよと言われて、わからないので受け入れたということを聞いております。当初は公設公営だったところ、もんべえ、大宮、うぐいす、公設委託だったところ、くじらやめだかとそれぞれそれまでの形態も違っていたようですけど、合併後、平成18年の4月より公設委託になり、昨年、平成21年の1月よりこの指定管理者制度の導入になっているように聞いています。

今、政府が進めている構造改革によって、これまで行政が住民の生活のために行ってきた仕事が民間企業やNPO法人などに任されるようになってきました。そのための1つの方法が、この2003年の地方自治法の改正によって生まれました指定管理者制度です。指定管理者制度は市民会館などの公の施設の施設管理業務をより効率的に進めるための制度として考えられました。それが導入に当たって児童福祉施設を含めたほとんどの分野に拡大されました。しかし、この児童クラブの事業については、次の点でこの制度に導入するにはなじまないと考えます。第1に、学童保育事業は、施設管理業務が目的ではなく子どもたちの毎日の安全、安心な生活を保障することが目的であり、その生活をつくるのが仕事であるということです。指導員が子どもたちと信頼関係を築きながらつくっていく毎日の生活づくりそのものが業務だと考えます。第2に、指定管理者制度は、特定の業者による施設管理の独占状態を生まないように定期的、強制的に代行先を見直すことが義務づけられている制度です。しかし、子育てや保育や学童保育などは子どもたちの継続した育ちを見つめる営みです。そのために、子育てをしている家庭の拠点となり、子どもたちが育つ地域で安定的に継続的に営まれることがきわめて重要視されなければならない事業だと考えます。

以上、この2点を考えても指定管理者制度は導入すべきではなかったと思います。また、学童保育の法律上の位置づけが児童福祉施設ではなく児童福祉事業となっているの

で、現在の制度のもとでは自治体が設ける、自治体に所有権のある施設を使っているとしても施設管理業務についての制度である指定管理者制度を導入する必要は全くありません。このようなことを踏まえて以下のことを質問をします。

指定管理者制度について、各指導員及び保護者に十分説明をし、意見を聞くようにしてください。また、指定管理者制度では児童クラブの実施主体は香美市になるのでしょうか。児童の健全育成を踏まえると当然香美市が実施主体としての責任をとる立場になるべきと考えますがいかがでしょうか。今までどおり施設の管理は行政が直営で行い、運営業務を地域の運営委員会や保護者会などに委託すれば指定管理者制度の導入はしなくてもいいと考えますが、市としての見解はいかがでしょうか。

先ほど保険のことがお答えにありましたが、傷害保険には加入しているということでしたが、例えばその加入している保険料については保護者の利用料から払われるのか、それとも指導員の傷害保険については委託料の中に含まれているのでしょうか、お聞かせください。

次に、2の休所日と開所日についてですが、確かに各児童クラブによってまちまちだと私も受けとめています。それは地域の事情がそれぞれ違いますし仕方がないことだと思います。しかし、香北にあります大宮小児童クラブについては、保護者より年度初めの4月1日から6日までの受け入れを望む声がたくさんあります。働いている親にとっては仕事に支障を来すこともあります。本年より6時半まで延長しているということで、保育園との迎えが同じになり助かっているという声も聞きますが、30分延長すると指導員の帰りが30分遅くなり定時に帰れないことにもなっています。2人の体制では無理が生じています。年度初めの受け入れをするにも時間延長するにもパートとして1人入れるようにするなどの配慮が必要だと思います。また、大栃小のもんべえクラブについては、帰りのバスの時間との兼ね合いもあり5時半までになっています。年度初めの開設や土曜日の開設については、児童の自宅より児童クラブまでの距離が遠いことや祖父母が近くにいるということから児童クラブまで足を運ぶことにはならない、開設しても現時点では2人か3人ぐらいかということを経験者からは聞いています。また、香長児童クラブは、常時46人ほどの子どもたちが来ていますが、土曜日の開設にはなっていません。ホールも広く、和室も2間あり、学習には支障がないように思いましたが、ここは小学校1年生から6年生までの受け入れをしております。かたじ児童クラブは、常時10人ぐらいの利用量で片地地区の多目的集会所にあり、集会所の行事などのときにはその都度ホールから全部の備品を移動しなければならず大変困っております。また、年々、児童数も少なくなっている傾向から、土曜日の開設にはなっていないように思いました。

以上のことから、各児童クラブによって、もちろん地域性もあるし統一した時間設定にはならないと思いますが、現指導員に負担をかけることなく就労している保護者の子どもたちの受け入れができるように、指導員の増員などの対策、パートも含めてを考え、

とるべきではないかと思いますがその意向をお尋ねします。

次に、児童クラブの、児童を適切に保護すること及び遊びについてのお答えをいただきましたが、8つの児童クラブがすべて適した場所ではないというお答えでしたが、実際見てきました。今、教育長、教育次長さんと課長さん、そして市長さんのお手元には大宮小の放課後児童クラブとそしてたけのこ児童クラブの私が撮ってきました写真をお手元にお配りをしております。確かに各児童クラブの設置場所も異なり、地域の状況も異なっているので遊びや学びのスペースも限られたものとなっています。しかし、その中でもできるだけ指導者の目の届く範囲で安心して学んだり遊んだりできることが必要です。

大宮小児童クラブは、お手元に写真がありますけれども老人憩の家だったところを間借りしている状態です。香北町商工会と同じ建物にあり、西側は駐車場、出入り口のあり北側は市道になっており車道であります。屋外で子どもらが遊ぶスペースは全くありません。また、学び間の和室の畳は古くはがれており、私が行ったときにはカーペットを敷いてましたが、ぜひ見ていただきたいということでそのカーペットをのけて写真を撮りました。壁紙もはがれている状態です。近くにはアンパンマン図書館もあります。外に行きたいと、アンパンマン図書館には行ってもいいということで行ってるんですけども、学童の子はやかましいと何回も言われたと言っています。というのは、アンパンマン図書館というのは非常に狭いです。2階はアンパンマンのもので貸し出しはできませんがそこも狭いし、ここは観光客の方もいらっしゃいますし、そこにいる司書の図書館の担当の方もやっぱり気を使うだろうと思われまます。

たけのこ児童クラブは、宝町集会所の2階にあります。それもお手元に写真があると思いますけれども、ここ私行きましたら非常に傾斜が急な階段です。この議場に上がってくるのはらくちんなんですが、ここの3倍ぐらい傾斜があるんじゃないかというような急勾配の階段でございまして、入口から2階は19段、途中で踊り場がありましてまた8段あってやっと2階の児童クラブに到着するという事です。そして、こちらには今、肢体不自由の子どもが通っていますが、先生に聞きますと、何とか介助してやっこの思いで上がりおりをしているということです。トイレは2階にあります、2つとも和式です。その都度ポータブルトイレを使っている利用になっています。また、女の子なので非常にデリケートになるということでございました。また、部屋の北側には、床面より90センチから上までずっと窓ガラスがあります。身長によっては少し前かがみになるだけで落っこちそうになります。眼下は車道のアスファルトです。非常階段も室内には2カ所ありますが、危ないということで現在は使用禁止になっています。また、その出入り口には荷物が置かれていました。これは子どもたちが出れないようにということだと思いますけど、いざというときに使用できるのは傾斜の急な本玄関への階段だけになっています。

以上のことを踏まえて質問をいたします。大宮小児童クラブの和室の畳の入れかえを

要望いたします。大宮小児童クラブの外遊びもできる安全な場所への移転について市の見解をお伺いします。また、大宮小学校は新築をしております。この際に運動場など敷地内への移転はできなかったのか、また、考慮をしなかったのか。父兄の方、また指導員の先生方2人とも当然新しく大宮小がなるときに運動場のほうに移転できるものと思っていたと聞きました。そのことについての考慮ができなかったかということについてお伺いします。

たけのこ児童クラブの窓枠に落下防止の安全さくの取り付けをする。また、2階のトイレのうち1カ所は洋式トイレにできないものでしょうか。そして、非常階段が壊れてるということでしたが修繕もお願いしたいと思います。この児童クラブの非常階段については、非常階段自体は鉄骨になってまして大丈夫でしたが、出入り口が危なくてドアのノブが壊れてるように思いましたが確認をしてもらいたいと思います。

そして、気になったことは、各児童クラブには室内に、また同じ建物内に消火器が設置されてるのかどうかお伺いします。指導員の方は何もそのお話をされてませんでした。施設によっては調理設備のあるところもあります。また、ホットプレート等予算内で買って手づくりおやつをつくっているところもありますので消火栓の設置も必要かと思えます。今、放課後の子どもプラン推進事業の中で、県独自の支援策として放課後学び場応援事業があります。平成21年度から平成23年度の3年間の事業です。ぜひ指導員の方々にも周知され、活用されることを望みます。1カ所の最高額が50万円とされています。

次に、児童クラブの労働条件についてお尋ねしました。これは各、指定管理者制度をとってるので児童クラブのほうで選出をしているということでございました。今年の5月28日に高知県の教育委員会の事務局の生涯学習課から、こちらの放課後児童クラブの設置運営基準の策定についてということで文書が回ってきてると思うんですけども、その中にも指導員の職務に関することが書かれています。放課後児童クラブには放課後児童指導員を配置すること、その放課後児童指導員は児童福祉施設最低基準第38条に規定された以下のいずれかに該当する児童の遊びの指導ができる者が望ましいということを書かれています。例えば保育士の資格を有する者、幼稚園教諭、小・中学校教諭、養護学校の教諭の免許を有する者、臨床心理士、児童指導員、母子指導員などの職歴を有する者などと書いてます。一概にその資格があるなしで決めるわけにはいきませんが、やはり子どもと日々接する仕事をしていただく方には面接等の、そこの児童クラブ一任ではなくて市としての子どもを安全に、そして放課後を豊かな学びと遊びを提供することに則した指導員の設置を考えていかなければならないと考えますがその辺のことをお伺いしたいと思います。

そして、この予算のことをお伺いしました。かたじ児童クラブは登録は15人、現在通っているのは10人ぐらいですけど親の負担が6,000円になっています、月6,000円です。大宮小学校の児童クラブも定員35人で今32人、月6,000円です。

2人だと1万円になります。たけのこ児童クラブについては親の負担が月2,000円です。障害児を受け入れているため補助金が加算されていると指導員からは聞きましたが、かたじや大宮小の3分の1の負担で済んでいます。委託料も460万円ほどあるようでございます。くじらやめだかやうぐいすも人数が多く委託料が450万円から480万円ほどあるようにお聞きしました。親の負担は一律5,500円となっています。大栃のもんべえクラブにおきましては月3,500円ですけども、おやつ代を500円月にいただいているということで月4,000円になります。私がお伺いしましたときにちょうどおやつを食べておりましたので先生から聞きますと、おやつ代が月に500円で週5日子どもたちが通っているので、計算をすると1回のおやつ代には25円しかかけれないと言っています。おやつ代が25円なんです。見るものは本当にもう1つ1つ小袋に入れておりますけれども大変貧しいおやつだなんて思って見ました。ただ、それを、先生たちは楽しくおやつが食べれるようにゲーム的なこともしながら、食券みたいなものを与えて、25円ではかわいそうだから10リューベだとか30リューベとかいうふうな書き方をしまして子どもたちが楽しくおやつを食べれるような雰囲気はとっていました。でも、大変おやつにしても各児童クラブまちまちで、こんなのでは子どもたちの、本当の体をつくらなければならない子どもたちの食生活についても危惧をしているところでございます。

今、全国には65万人を超える学童指導員がいます。条件が厳しくて将来の展望がないなどの理由から3年間で約半数の指導員が入れかわっている状態があります。多くの人たちとの出会いやつながり、そして支えが必要なこのときに、ぜひ将来の仕事として位置づけられるような支援をお願いします。ある学童クラブでは、指導員になる人がいないと頼まれて、たまたまその女性は中学校の教諭の免許を持っていましたが、臨時、正職になれず家にいたところをお誘いがかかって今学童にきているけれども、子どもも少なくなるし今後どうなるか不安ですとおっしゃっていました。やはり、そこで本当に子どもたちの学びや遊びの指導をしながら子どもの成長をともに分かち合って、そして親とも一緒に話ができる、そういう指導員が、将来のことも不安なく伸び伸びと仕事のできる労働環境をつくってほしいと切に思います。

そこで質問をいたします。保護者の負担が学童によってまちまちなのは、負担の大きいところほど預けたくても行かせれない状況を招きます。子どもが通う小学校の校区内にある学童で安心して預けられるように、子どもの人数の確保が難しいところには市が支援をしていく。例えば委託料の増額などを含めて、子どもの人数が10人いないところでは国からの補助がおりないことに対する支援も含めての今後の施策についての見解をお尋ねします。

また、学校は競争社会の縮図のようにテストで評価されることも多くなっています。家に帰っても本音を出せない家庭状況のところもあります。子どもが子どもらしく先生に甘え、ときにはひざ枕に眠ることもできるような、そんな温かい空間が学童には求め

られています。子どもの心により添い働く親を支えていく指導員の役割を認識することが必要だと思います。指導員同士が悩んだり、励まし合ったりして子どもたちと本音で向き合えることは指導員の成長にもなっています。人を教えるはぐくむ仕事の大切さを理解した上でのご支援をお願いします。

また、次の質問ですが、香美市の児童クラブ設置条例の施行規約を見てもみると、利用料金の減免についての記載があります。生活保護世帯は免除はありましたけれども、就学援助の認定を受けている者についての減額について書かれてませんでした。その点については配慮がないのかお伺いいたします。

最後に、市営住宅の裕・YOUの消火設備の設置のことについてお伺いします。

この件についてはもう去年から地元の人の要望もあり、陳情書も出し、署名をお届けをしていることなので、今年的一般会計予算には計上されていないということでしたけれども、来年度については必ず予算が組まれるものと思っておりました。なかなか順番ということで、いつ聞いても順番、順番ということは言われますが、やはり市営住宅というのは市が責任を持って維持管理をするということだと思いますし、そこに入っている人々は仕事上転勤とかもあって流動的であることは確かです。嫌なら出ていくというような立場で考えるとそういうことにもなりますけれども、やはり低所得の方々がその市営住宅には住んでおります。やはり子どももい、そして障害を持った方もいる中でこういうところこそ優先的に消火栓または防火水槽を設置することが市としてやるべきことじゃないでしょうか。ぜひ予算に計上し、早期に工事に着工されることを望みます。また、裕・YOU団地のあります菰生野のほうの区長さんにはまた私のほうからお話もいたしますが、やはり陳情書も出てることでありますし前向きに考えていただきたいと思います。

以上で2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員の2回目のご質問にお答えいたします。

たくさん細かいところまでご質問いただきましたので十分にお答えできるかどうかわかりませんが、大きくくるんだような形での答えになるかもわかりませんのでよろしくお願ひしたいと思います。

指定管理者制度については、まず、初めは、保護者の負担金については使用料として取っていたわけですが、実際はそれぞれの児童クラブが集めるというような形で、利用料として集めるというようなところが始まりで指定管理者制度について検討をいたしました。そして、委託契約から協定書というような形に移りましたし、協定については毎年やりますけれども、指定については平成21年の4月1日から平成26年の3月31日までということになっております。それで、この指定管理者制度については、説明自体もなかなかわかりづらいところなので、運営委員さんの方々にもわかりづらかった

と思います。市のほうでは年間何回か運営委員さんを集めての協議会を立ち上げてますので、その中でもまたご説明をしていくというような形をとらせていただきたいと思います。

それと、指定管理者制度については、普通、美術館とか大きなコンクリートの塊の中での指定管理者制度というところにとられがちなんですけど、ソフト面の事業についての運営も可能であるというところでまたご理解いただきたいと思います。

それと、いろいろ開所日とかこの写真もいただきました。施設の改修とか土曜日の時間帯の開設であるとかいろいろいただきましたけれども、それと延長の話であるとか、利用料の調節はできないのかというようなところですけども、先ほど話しましたように市の中でも連絡協議会を立ち上げてますので、その中で各、皆さん方の情報交換等含めまして調整がとれるような形で進めていきたいと考えています。

そして、いろんな修繕についても先ほど議員さんからもありましたけれども、放課後学び場応援事業というのがあります。これは昨年度から取り入れてまして、クーラーを買うたりいろんな形で環境整備を整えてます。3年間、来年までありますので、この事業も活用できるならしながらいろんな環境整備とかも進めていきたいと思っています。

大宮小学校関係の児童クラブですけど、この件については昨年度でしたか、議員さんからもご質問もいただきました。どっか適当な場所があればいいんですけどもなかなか見つからないというようなところです。大宮小学校に設置するということについても管理の関係とか、なかなかクリアしていくところがあると思いますので、今後また検討するというようなところになろうと思います。

この児童クラブについては、子どもたちを取り巻く環境が非常に厳しいということもわかってますし、家庭や地域の子育て機能が低下しているというようなこともあります。お父さん、お母さんが働きながら子育てができるような環境を整えることは大切なことだと思っています。そんな中で子どもたちの健やかな育ちを、育成していかなければならないとも思ってます。

そして、全体的なことで運営設置基準、県のほうの話がありました。確かに今年できてます。指導員さんのことも書かれています。これについて全部が全部その水準を満たしちゃうというところまではいっていないわけですけども、地域の実情を見ながら順次適用ができるような形で、点検もしながら見直しも図っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 消防長、竹村 清君。

○消防長（竹村 清君） 7番、濱田議員さんの2回目のご質問にお答えを申し上げます。

先ほど申し上げましたように現在、来年度の当初予算についての現地調査等を行っておりますので、それになるだけ計上できるようには努力はしたいというふうに思います。ただ、市営住宅のみならずやはり一般住宅も含めて、補助事業である以上事業効果が上

がるようなことを検討していかなければなりませんので、公営住宅、裕・YOUが若干地域の一般住宅のところと離れておりますので設置場所等についてなお検討していかなければならないというふうに思います。

それと、200メートル離れたところに消火栓があるということで前回のご質問のときにもお答えをしましたが、これが200メートルではいけないかということになりますが、やはり消防水利の確保という点で消火栓並びに防火水槽等を設置しておりますので、200メートル以上離れたところというのは香美市にもたくさんございますので、やはりその緊急性を要するところから順次やっていっているということについては、基本のご理解をいただきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 7番、濱田百合子君。

○7番（濱田百合子君） 7番、濱田です。3回目の質問を伺いたいと思います。

先ほど課長のほうからすべてをひっくるめてのお返事ということでいただきましたが、連絡協議会を立ち上げてるということでしたが、この連絡協議会も昼間にももちろんされてると思うんでなかなか親が参加ができないと。その児童クラブが指定管理者になってるのは、例えばくじら児童クラブであったり、もんべえクラブであったり、クラブというのが1つの単位ですけども、実際その連絡協議会に出てきて各児童クラブの意見を自分のところはこうこうだとかいうようなことを言って、その児童クラブのことを反映しているのはどなたなのか、その辺がわかれば、おのおのになるかもしれませんが連絡協議会についてのことをもう少し詳しくお聞かせください。

そして、設備的なことでお願いしますということを経つか言いましたけれども、それぞれ切実な内容のことを各指導員の先生方がおっしゃってましたので、また設備等についてはぜひ、またご検討していただきたいと思います。

それから、やはりほかの児童クラブを見ましても、新1年生については、昼間親が就労しててなかなか子どもを見ることができないということに対して、年度初めの4月の1日から4月の6日までの開所をしているところがございます。ぜひ、今、年度初めに開所してないところもありますがその辺のことができないものかどうか、指導員の人数にもよるかとは思いますが、市のほうで考慮できるのであればお願いしたいと思います。

そして、香北の市営住宅の裕・YOUにつきましては、今、消防長さんがおっしゃっていただきましたので、ぜひ、同じことですがけれども早いうちの着工のほうをよろしくお願いいたします。

以上で3回目の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 濱田議員の3回目のご質問にお答えいたします。

連絡協議会についてですけれども、確かに昼間にやることもありますので、皆さん出れる時間は夜間とかも考えていきたいと思ってます。指導員の方と保護者の方、2人か3人でやられるケースが多いです。実際それぞれの意見交換をしますし、悩み事とかもお互い共有しながら考えて会自体はいつてます。そして県の方においでいただいたこともあります。そういう形で今後とも継続して横の連携、それぞれ児童クラブの連携をとりながら進めていきたいと思っています。

設備についても、先ほど言いましたいろんな事業も活用しながら、危険性とか緊急性とかも考えながら改善も改修もしていきたいと考えています。

年度初めの開催ですけれども、やってないところも確かにあるわけですが、いろんな補助金、国、県の補助金の関係からも250日開所しなさいというようなところもちょっと出始めてますので、クリアできない児童クラブもありますので、そういうことも含めて年度初めの開催についても指導していくようにしたいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（西村芳成君） 濱田百合子君の質問が終わりました。

お諮りします。本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって本日の会議は延会することに決定しました。

本日の会議はこれで延会いたします。

（午後 4時35分 延会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 4 号）

平成 2 2 年 1 0 月 1 4 日 木曜日

平成22年第7回香美市議会定例会会議録（第4号）

招集年月日 平成22年10月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月14日木曜日（会期第11日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1番	有元和哉	12番	島岡信彦
2番	矢野公昭	13番	依光美代子
3番	山崎眞幹	14番	山崎龍太郎
4番	利根健二	15番	大岸眞弓
5番	爲近初男	16番	片岡守春
6番	千頭洋一	17番	石川彰宏
7番	濱田百合子	18番	竹内俊夫
8番	山崎晃子	19番	前田泰祐
9番	織田秀幸	20番	山本芳男
10番	比与森光俊	21番	小松紀夫
11番	竹平豊久	22番	西村芳成

欠席の議員

なし

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長補佐	野島順奈
副市長	明石猛	建設都計課長	宮地和彦
会計管理者兼会計課長	野島恵一	下水道課長	佐々木寿幸
総務課長	法光院晶一	環境課長	横谷勝正
企画課長	濱田賢二	ふれあい交流センター所長	田中育夫
庁舎建設担当参事	前田哲雄	健康づくり推進課長	几内一秀
財政課長	後藤博明	地籍調査課長	竹内敬
収納管理課長	阿部政敏	林政課長	舟谷益夫
防災対策課長	吉村泰典	《香北支所》	
住民課長	山崎綾子	支所長	二宮明男
保険課長	岡本明弘	地域振興課長	今田博明
税務課長	高橋功	《物部支所》	
福祉事務所長	小松美公	支所長	岡本博臣
農政課長兼農業委員会事務局長	中井潤	地域振興課長	西村博之

【教育委員会部局】

教育長	時久恵子	幼保支援課長	山崎泰広
-----	------	--------	------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

な し

議員提出議案の題目

な し

議事日程

平成22年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第11日目 日程第4号)

平成22年10月14日(木) 午前9時開会

日程第1 一般質問

① 6番 千頭洋一君

② 15番 大岸真弓君

会議録署名議員

3番、山崎真幹君、4番、利根健二君(会期第1日目に会期を通じ指名)

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、一般質問を行います。通告順に従いまして順次質問を許します。

6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） はい。6番、千頭でございます。改めましておはようございます。このたびの香美市の市議会議員選挙におきまして選任を受けまして、この末席を汚すことなくここに立つことができました。門脇市長初め執行部の皆様方並びに同僚議員のご指導、ご鞭撻をいただき、その体面を汚すことなく香美市市政発展のために職責を全うしたいと思っておりますので、どうかよろしくご指導いただきますようお願い申し上げます。

さて、平成22年第7回の定例会におきまして、一般質問も3日目でお疲れのことと思いますが、通告書に従いまして質問をいたしますので誠意あるご答弁をよろしく願いいたします。

まず、第1点目でございますが、香美市の基幹産業の1つであります農業問題、特に、とりわけ今回は米作農家の将来を憂慮して、そのことについてそのお考えをお伺いしたいと思っております。

今春の低温、日照り不足と夏の記録的な猛暑で、特に夜間の気温が高く、米粒にそのでん粉が行き渡らず白っぽい粒、いわゆる胴白とか腹白とかいうことですが、これがふえての、未熟米として等級が下がっておるようでございます。1等米と判断させるためには、形もよく透明な粒が70%以上などの基準を満たす必要があるということでございまして、テレビ報道等によりますと、1等米の比率が1978年以降60%から90%の幅で推移していたものが、今年はそうした地域でも17%台と、1等が17%ぐらいただと、過去最低となる見通しとなったと報道がございました。

本市でも1等米はほとんどなく、よくて2等米、中稲でありますヒノヒカリという品種でございますが、このことにつきましてもほとんど2等米か3等米といったような形で、JAの内金が、昨年は1等米で30キロ当たり、1袋30キロでございますが5,650円、それが今回は5,000円、2等米で5,350円であったものが4,700円、3等米では4,850円だったものが4,200円と、昨年よりもいずれも650円ほど内金としては安くなっております。

毎年毎年この価格低迷と深刻な農業労働力の脆弱化、農業従事者の高齢化、特に全国平均では65歳と言われておりましたが、本市では70歳を超えているのではないかと推測しております。このような状況下では、農家を継ぎたくても生計は立たず、全国で農事者が22.4%減少していると、そういった報道もございました。先祖から代々引

き継いだ田畑を、もう農地の荒廃、耕作放棄地にならざるを得ない状況下でございます。

昨日、爲近議員への答弁にもございましたように、耕作面積も香美市では1,500ヘクタールから1,000ヘクタールと、農業の商業人口も2,400人から1,300人と半減しているとの答弁もございました。特に中山間地域の米作農家は、米をつくればつくるほど採算がとれず、このような現況だと米づくりをやめざるを得ないという声を今回お聞きいたしました。この米づくりは、単に水田にして米づくりをするだけではなく、水田の涵養、公益的機能など多面的な、大きな恩恵を与えているものと考えておりますが、このような現状をどう受けとめているかお伺いいたします。

また、耕作放棄地の防止対策、所得安定と食料の自給率向上を目指しての戸別所得補償モデル対策は、県内の加入件数は1,904件で、加入率は全国平均を22ポイントも下回る53.2%という報道がございました。この加入率が高くとも見るのか低くとも見ると、とらえるのは別として、香美市の加入状況はどうかあわせてお伺いいたします。

次に、第2点目で、空き家活用調査事業の結果についてお伺いいたします。

この事業は、高知県が第1次産業の担い手確保に取り組んでいくため、研修制度と働く場及び住居、空き家をセットして情報提供が重要であることから、県内における新規就業者への賃貸、または売買可能な空き家を掘り起こしての調査を実施するものであります。正式名称は高知県緊急雇用再生移住促進空き家活用調査事業で、調査期間は平成21年度末までということでございますが、県内では300件ほどの相談があったということも聞いておりますが、この県内15市町村を調査、特に本市では香北町もその対象と聞いておりましたが、その事業成果と今後の対応についてお伺いいたします。

本市の中山間地域も過疎化と高齢化が進み、あと数年すると限界集落ならまだよく、集落消滅地域になることも予測されております。I・J・Uターンの希望者が出てくることを期待するものでありましたが、先日ですか、2人の新規就業者がおいでということもお聞きしました。これはまちづくり推進特別委員会においても定住人口の増加策の提言もさせていただきまして、その一助をするところであります。この事業の成果に期待するところが、アンケート調査の結果をもとにしてその対応についてお伺いいたします。

第3点目は、地上デジタル放送の対応でございます。

この件につきましては、平成19年12月議会でも質問させていただきましたが、その後、約3年ほどの経過をし、また、昨年には、物部町の大比山に地上デジタルの中継基地が開局されましたが、思いのほど視聴可能世帯が広がってないと聞いておりますが、その状況はどうでしょうか。この大比山開設後の状況によっては神母ノ木地区に中継局を設置を検討するということがございましたが、その中継局設置の可能性等はどのようなことかお伺いさせていただきます。

ご承知のように2011年、来年7月24日にアナログテレビ放送は終了してデジタル放送に完全に移行するということがございまして、この平成19年の12月の調査で

は県内での難視聴率世帯が5,500世帯から8,000世帯と予測されておりまして、この香美市では、新たな難視聴が110世帯、デジタル化困難な共聴が90世帯と、アナログ難聴が200世帯の合計400世帯が難視聴世帯になるのではないかと予測されておりました。その後どのようにになりましたかお伺いさせていただきます。

この本市のように、中山間地域の多い本市では、デジタル受信ができないテレビ難民を出さないようにしなければならないが、いまだにデジタル化の対応についてしていない世帯も多くあり、行政としてもっとPR、周知をする必要があるのではないかと思います。このデジタル電波の受信できない世帯及びその対応についてのお考えをお聞かせ願いたいと思います。

以上で第1回目の質問を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（西村芳成君） 農政課長、中井 潤君。

○農政課長兼農業委員会事務局長（中井 潤君） おはようございます。千頭議員の米作農家の将来はということでお尋ねがございましたのでお答えを申し上げます。

中山間地域の農業は、大規模化が難しく生産効率が非常に低い状況にあり、これに加えて今年の異常気象によります作物への影響によりまして農家へのダメージも大きいものと考えております。しかも、農業従事者の高齢化、後継者不足は、平野部はもちろん中山間部ほど厳しく、集落としての存続が危ぶまれる状況の地域もございます。

これらの地域では、農地を守っていくためには農業所得の確保が重要であります。農業を守る国の施策としまして、水田経営所得安定対策や中山間地域等直接支払事業、中山間地域集落営農等支援事業、戸別所得補償モデル事業などの制度があり、香美市も推進をいたしております。

中山間地域等直接支払制度では、昨年度119集落が集落協定を結び、約1億円を越す交付金が香美市に交付をされております。平成22年度からは、第3期対策として香美市全域が対象になりましたが、高齢化等の影響で集落協定数は103集落、交付金は約9,200万円と、ともに減少の予想でございます。

中山間地域集落営農活動は、平成21年度17集落が営農組織を形成し、12営農組織が活動をしております。

戸別所得補償モデル対策は、水田利活用自給力向上事業と米戸別所得補償モデル事業のセットで行うこととなっております。香美市では、戸別所得補償モデル事業の受け付けを今年5月から始めまして、2,707戸の農家が申請をし650戸が対象になっております。

この加入率の状況につきまして高いか低いかということですが、加入条件が販売農家ということになっておりますことから自給農家は対象外となり加入率の低下と、そういう加入率になっているというふうに考えております。

これらの制度につきましては、一定の効果が上がっているというふうに考えております。農家に交付金が入ることによりまして収入の補てんになり生活の安定が図られてお

りますし、営農組織が活動することによりまして、耕作放棄地の解消とまではいかなくても防止にはつながっているものと考えております。これらのことによりまして、農地の多面的機能の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。今後も国等の動向を注視し、有利事業を導入してまいりたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭議員の質問2点についてお答えをいたします。

まず、1点目の空き家活用調査事業に関しての事業成果と今後の対応に係る質問についてお答えをさせていただきます。

質問の中でもお話がございましたとおり、昨年度の事業で県が実施をいたしました高知県緊急雇用再生移住促進空き家活用調査事業、これも正式名称、議員がおっしゃられたとおりでございます。この事業につきましては、香美市では調査対象といたしまして香北町地域が選定をされたところでございまして、その結果として全体で14軒空き家が把握をされまして、そのうち賃貸または売買可能な空き家としては8軒が物件リストに整理をされております。このリストを、移住希望者から問い合わせがあった場合は情報提供資料として活用することとしておりまして、現段階での実績といたしましては既に1軒について賃貸契約が成立をいたしております。そうしまして現在入居されておるという状況でございます。

次に、地上デジタル放送への対応に係るご質問についてお答えをいたします。

杉田、神母ノ木地区に中継局の設置の可能性はあるかどうかというご質問でしたけれども、杉田地区にはNHKが単独で中継局を設置するべく計画、これは新佐野大橋の対岸、左岸側のお急ぎスーパーのちょうど上にありますけれども、この山の中腹にある現在ある鉄塔、既存の鉄塔にそういった装置を取りつけるということで、12月を計画しておるかというようにお聞きをしております。それで、NHKはそういう対応なんですけれども、他方その民間放送各社につきましては、それぞれの見解といたしまして、両地区については良視地域、これ反射波を利用して受信可能であるという判断がされている地域とのことですけれども、そのことから現段階では、民間事業者さんについては新たなデジタル対応の装置、設備については考えておられないようです。ただですね、アナログ放送終了までは、そういったことから両地区については現状のままといたしまして、地デジ放送に切りかわった後、見えないとか何とかという状況が、要望があれば検討を行う考えであるとの見解であります。ですから、現実的には、アナログ放送が停波されて地デジに切りかわった後に、例えばアンテナを高く上げてみてもいかなんとか、そういう具体的な状況、現実的に見えないという状況が出てきたときに民放としては考えてみたいと、こういう、端的に言えばそういうことだろうというふうなご見解でございます。

また、その難視聴世帯のPR等、その他の、そういったことへの対応につきましては、これまでどおり市としては広報とかホームページを通じて周知を図っていくこととして

おります。なお、総務省テレビ受信者支援センター、これは通称デジサポと呼ばれる部分ですけれども、こちらのほうでは、今月から来月にかけて全国の電話帳に掲載されている個人に対しまして、機械による自動発信という形をとりまして地デジに関する状況を把握し、その結果を踏まえてデジサポの関係者が自宅を訪問しながら世帯の地デジ対応を推進されるようです。電波の状況を踏まえて個別のそういった受信ができるかできんかといったことへの対応は、もうこちらのデジサポのほうで集約して対応するということになっておりますので、市としては側面的なサポートとして広報あるいはホームページで周知を図っていくという形になっていきます。

以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） はい。千頭です。それぞれご答弁ありがとうございました。

2回目の質問をさせていただきます。

特にその米作農家の件でございますが、課長さんもおっしゃられましたように実際はこの所得補償モデル対策事業では650戸が対象になったということでございますが、確かにこの中山間地域の零細農家と申しますか、こういったところにはなかなか、余りなじまない制度ではないかなと、このような考えを持っております。

かといって、じゃあもう米はつくらなくてもいいかということになりますと、特に高齢者なんかの場合ではもうお米しかつくれないと。今年なんかは異常気象で野菜は物すごく高騰しているということもございますけども、逆に米は年々下がっている状況だと。このような状況下では、いかんせん早晚もう農家は衰退していく一方ではないかなと考えておりますが、そこで一つちょっと考えられることが、あくまでもこのお米をそのまま販売するのではなく、今盛んに県内でも、特に西のほうではいろいろのイベントなんかで米の販売促進をしておったり、それから今はやりのB級グルメ、地域の料理店、食堂等を集めましてB級グルメ、新鮮で安価な食材をやっていると。それも、今は全国大会もあるようでございます。そういったことにもJAなんかと協力し合って、各種イベントにお米の販売をしていただければと、かように考えております。非常にこの価格が低迷しておりまして、農協自体もできれば、あんまりお米の受け入れはしたくないというような考えを持ってまして、できればどこかに売れる縁故米があればそちらのほうで売ってくださいよと、なければ引き取りますけれどといった形でしておりますが、1袋がもう5,000円を切る状況では、本当につくってもつくっても農家は全然採算もとれない状況になってくるということもございますので、非常にこれは。かといって、これを一挙に上げてもしようも、なかなか方法もないかもわかりませんが、JAなんかとよく協議をして少しでも販売していただきたいと、かように考えております。特にこの香北町なんかの場合ですと、県内の三大の米の産地ということもございますが、逆にブランド化も必要ではないかと、このように考えておりますが、そのあたりのちよっとお考えをお聞きしたいと思います。

それと、次に、空き家活用調査事業でございますが、14軒ありましてそのうち8軒が対象になってるということで、1軒がもう賃貸ができておるといふことでお聞きしましたんですが、こういったように少しでも県外よりこちらのほうにおいでいただきたい、そういったことができるということがあれば非常にありがたいこととございまして、若者がこの香美市へ住んでいただけるということをご期待しております。今後ともまたご指導をよろしくお願いいたします。

それから、地上デジタル放送でございますが、今申されましたように、ご答弁ございましたようにこの12月ですか、その杉田のほうに中継基地ができそうだとおっしゃってございますが、今回、各家庭をちょっと回らせていただいたときに意外とデジタル放送に対して関心があるというのか無関心のような状況とございまして、いや、まだうちは全然やってないよ、うちも全然やってないよという形で、来年の7月にはもう映らなくなりますよということをおっしゃるても余りぴんとまだきてないような状況じゃないかなということとございまして、この平成19年12月のときの答弁といたしましては、香美市さんはなかなか積極的にどんどん前へ進んでいるんじゃないかということとでなかなか評価が高かったようでございますが、それを続けていただいて、もっとPRして、何とか早くこのデジタル化の対象にしていただきたいな、やっていたかかないと電器屋さんが一番困ると思うんです。来年7月になってテレビが映らんようになってから、うちはテレビが映らんが何とかしてくれ、デジタル対象のテレビをくださいということもなかなかすっとはよう対処できないというようなお話も聞きましたが、そのあたりでもっと、確かにPR。広報等でしていただいておりますけれども、もうちょっと積極的にやっていただければありがたいんじゃないかなということとございまして、ひとつご見解をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 米作農家への将来ということで私のほうからお答えをさせていただきます。

千頭議員からもお話がございましたように大変今年の自然状況といたしましうか、条件というものは、大変農家にとりましては過酷な条件だったわけです。大変なこの夏の猛暑というものは農作物に大きな影響を与えておりますし、いまだに、まだ野菜などは本当に大変な高値ではございますけれども、一方、高値であるということとは不作であったと、できなかったということが言えるわけとございまして、そういう意味では大変農家にとっては厳しい年であったというふうに思います。

米の価格にとりまして、先ほど千頭議員が言われましたように大変下落をしているわけとでして、私も米つくっておりますが世話せんもんで2等米とございまして、4,700円という価格とございまして、本当にこれじゃあつくったち合わんというのが現実であるわけとございまして。

しかし、この米の自給対策をするために新たな制度が打ち出されました。米のモデル

対策事業を初めそうした事業が出てきておりますが、しかし、その制度そのものが本当にこの農業、農家を立て直す制度になっておるのかどうかということが僕は一番問題やというふうに思います。といいますのも、やっぱり、これ制度があるからやらないといけないとは思いますが、本当に抜本的な国の農業に対する考え方というものを変えていかないと、本当にこうした小手先のやり方では私は農家は育っていかないし、また、中山間地域の農地は廃っていくというふうな理論を持っています。

といいますのも、戸別補償の問題によりまして、やっぱり今年の米価が2,000円以上値下がりをしているわけですが、補償は1,200円程度まで補償ができると言われております。これを全国的に補償しますと2,000億円から3,000億円ぐらいが要するというふうな報道もあるわけですが、現在余っておる米を政府が買い入れたら850億円程度で済むというふうな解説もされておる方もおいでます。そのようにしてやっぱり国がきちっと米に対する価格的な設定をする。市場任せでなくて、やっぱり国がしていくということが大変大事だというふうに思います。自給率は上がるかもしれないけれども、その反面、価格は低迷をして農家はやっていけなくなる、そして放棄地、田がふえる。そうするとまた自給率も下がるという悪循環に陥るのではないかなというふうな、基本的な、そんな思いがあるとしております。

今後、議員が言われました米粉利用であるとか、あるいはまた蕪生米などのブランド米としての売り方、販売方法、そうしたものも大変重要になってくるわけですが、やっぱり国としての農業に対する考え方というものも地方から声を上げて申し入れをしていくということも大事ではないかなというふうな思いがいたしております。また、担当のほうから、もしあれば答えて。

(笑い声あり)

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 千頭議員の地デジに関する2回目のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

地デジ対策についてはですね、俗にと言いますか、一般的には地方のほうがもっとその施設整備については進んでおるといわれております。これは共聴施設含めてになりますし、それから、高知県なんかで見るとこれまでも、町中でもそうですけれどもVHFとUHFと両方のアンテナを立てないとこれまでもテレビが受信できないという状況があるわけですが、そういった意味では、受け手側の対応というのがこれからやっぱりクローズアップされてくるだろうと思っております。と申しますのも、自分とこのテレビが映るか映らんかというのは、現在テレビでも盛んにやられております。アナログの方についてはテレビの上部に黒い帯が出て、この人については地デジが見れませんよと、ほんで早く対応してくださいということはかなり積極的、厚かましいぐらいに放送されようという受けとめ方をしておりますけれども、そういう意味では自分とこのテレビがそれぞれ地デジが映るのか映らんのかという判断ができる形というものができて

ますので、やっぱりそこに受け手側の対応というもの、どうしても、対応というかそういうものを求めていかざるを得ないという状況が一つはあろうと思います。

おっしゃられるように、確かに関心が低いというのがございまして、市内でも電器屋さんがちょっと心配をしておるとい、しかも、この1年を切った段階で急迫してくるだろう、その日を迎えて困ったことになりゃあせんろうかという心配もされておるようですが、行政の対応としては、やっぱり切りかえ、対応を早くしてくださいということしかないだろうと思っております。その意味合いからいいますと市の持ち得る広報媒体、これについては広報とそれからホームページしかないわけですがけれども、この部分とそれからデジサポとの連携によってサポートをしっかりと市としてもしていきたいというふうに考えております。

ここ最近になって新聞紙上なんかでも書かれておりますのは、都市部ではもともとVHFのアンテナだけでテレビが受信ができておったということで、むしろ地方のほうよりも都市部で地デジ対応の問題が大きくなっていく要素があるということで、来年7月24日の問題についても若干、いろんな意味で、別のサイドから問題として取りざたされるようなことが新聞にも紹介されておるとい、ということがありますけれども、ただ、私どもとしては、やっぱり決められた期限、来年の7月24日というものにしっかり焦点を合わせて対応、サービスしていかないかんというふうに思っておりますのでよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 6番、千頭洋一君。

○6番（千頭洋一君） はい。6番、千頭でございます。

3回目は質問じゃなくて、門脇市長にご答弁をいただきまして、私も本当にそのように、考えを持っております。どうかこの考えを県なり国のほうに伝えていただきたいと、かように考えております。どうもありがとうございました。

それと、地デジの件でございますけれども、先日もある方がテレビを買ったけど全然、地デジ対応のテレビを買ったけど映らんとというような話があって、どうしてやろかということをおっしゃってきまして、いろいろ調べてみましたら、いや、そこは必ず電波は来てるんじやということをお話しました。いや、ただ、どちらか全然映らんとということございまして、そしたらということ先ほど課長さん言われましたデジサポのほうに電話をしたら、場所はどこですかということですが、あっ、その場所やったらこの近くで電波をはかりましたと。そしたら、もう全部電波は来ますよとか、ここはちょっと来てないんですよということがはっきり、もう今すぐわかる状況になっております。そのことを伝えましたらわかりましたということで、またいろいろやってみたら電波が、映り出したといったケースもございます。

それから、あるところでは、この神母ノ木地区のあるところですがけれども、すぐ隣は映るがやけどどちらか全然映らんと。ほんで、地デジでもデジサポではかってもらっても

電波が来んというような状況でございまして、どうしたらえいかやということを何回もお聞きしましたが、かといってそこだけ、1軒だけで高いアンテナをよそから持ってくるとかいうことをせないかんろうかねということと言ってましたけど、その方なんかもういいや、もうちはいいやと、来年の7月24日に映らんやったら映らんときになってからするわというような状況でございまして、なってからではちょっと遅いんじゃないかなということをお話しましたんですけれどもなかなか思うように前向いて進まない状況。

そこは逆にNHKは映るがですね、ところが民放が全然映らないということで、NHKやったら当然受信料払っているのもそれは何とかしてもらわないかんがやけど、だけど民放はなかなかそこまで、さっき言われましたように対応がなかなかできないといったこととございまして、そのあたりも、まだ機会がありましたら周知徹底していただきたいと、かように思います。

これで終わります。どうもありがとうございました。

- 議長（西村芳成君） 答弁はえい？答弁は。
- 6番（千頭洋一君） 答弁はえいです。
- 議長（西村芳成君） 千頭洋一君の質問が終わりました。

次に、15番、大岸眞弓君。

- 15番（大岸眞弓君） 15番、大岸眞弓です。質問に行きます前に通告文の訂正をお願いします。1問目のアンケートに関する質問の①ですが、「利用料負担」というふうにあります、それを「利用料負担等」と「等」を入れてください。

それでは、質問を行います。

選挙後初の議会に臨むに当たりまして、私は選挙で掲げた公約実現のために、また、選挙中にお聞きをしました市民の皆様の切実な声を市政に反映できますように一般質問を行います。執行部の皆様にはどうぞよろしく願いいたします。

まず、暮らしに関するアンケートの結果についてです。

私たち日本共産党とくらしと福祉を守る会は、市民の皆様の暮らしの実感を知り、今後どのような取り組みが必要かなどを把握するため広くアンケート調査を行いました。市民の皆様からは選挙中にも回答が寄せられまして、全部で600通余りが返ってまいりました。7月13日現在で集約をしました調査結果を冊子にしまして市長のお手元にもお届けをしていると思っておりますけれども、お読みいただいていることかと思っております。私は、この中で税負担に関する事、また生活交通対策に関する事など反響の高かったもの、また、選挙中どこに伺いましてよく聞かされたことの3点を大きく取り上げまして今回質問をいたします。

暮らし全般に対する市民の不安が非常に大きいことが調査結果にあらわれました。これは皆様のお手元にはよう準備しなかったんですけれども、市長が答弁されることということで、市長がお持ちですので質問をさせていただきます。

まず、今の暮らしが1年前と比べて悪くなったと答えた方が香美市全体の平均で61.9%、アンケートのほうには、冊子のほうには土佐山田町、香北、物部別にありますけれども、その3つの合計数、予算で割って、悪くなったと答えた方が平均で61.9%、暮らしの先行きが大変不安と答えた方が香美市全体の平均で59.4%、少し不安も合わせますと93.3%の方々がこれからの暮らしに不安を感じていると答えられました。

何に不安かという設問には第一が病気、そして税、保険料負担、年金、介護と続きまして、預貯金が少ない、収入が少ないも4割を超してございます。こうした市民の暮らしの実態をどのようにとらえ、市として今後どう向き合っていくのかをまずご見解をお聞きいたします。

次に、①ですが、私たちはこの間、国保税の引き下げを財源も明らかにして求めてまいりました。後に国保の問題で詳しく述べたいと思いますけれども、国保は高いというのは市民の皆さんも本当に実感としてあります。アンケートの回答にもこのグラフのようであられておりますけれども、市長のお手元には多分市民の声の集約、市民の声まで入っていないかと、入っておりますか？グラフだけのものですので、ちょっとその回答で寄せられました声を、税負担に関して、国保も含めまして言いますと、60代の男性、これ自由記述欄に書かれておりました。「体のぐあいが非常に悪いが国保がないし」、無保険なんですね、「お金もないので医療を受けられず、毎日家で寝ている。」。もう1つは、とにかく年金収入だけで、約280万円ほどの年金収入がある方ですが、「控除後の所得額が160万円。これに対しアリが群れたかのように固定資産税4万円、県市民税3万円、介護保険料5万円、後期高齢者保険16万円ほどと、年金より引かれ引かれて本当に苦しい。合計額28万円ほどになる。」、こういうふうに記述をされております。

私は、国保が高いというのはいろんなところでお聞きをしたんですけれども、介護保険、後期高齢者医療の保険料も大変な重圧になっている。これは想像以上のものがありました。市として国保税を引き下げて、暮らしの不安や、病気になったときにどうしようという不安を軽減するように検討すべきではないかお聞きをいたします。

また、介護保険は、制度改定のたびに実態に合わない認定基準の導入や、食費や居住費の、施設での居住費の全額自己負担など介護サービスを受けにくく受けにくく改悪されてきました。もともと介護保険はサービスを充実すると保険料にはね返るという弱点を持った制度ですので、負担軽減といいますが市にはおのずから制約があることはわかります。しかし、国へのアプローチは別にしましても独自の軽減策をとっている自治体が、全国の区や市で利用料助成を行っているところで43.3%、保険料助成が何と86.7%もあります。格差と貧困の広がり、老老介護や介護殺人などが報じられるようになった現在、そうした現実を見るにつけ、基礎的自治体として放置できないというところではないでしょうか。本市も利用料負担等の独自軽減策を検討すべきだと思います

が見解をお尋ねいたします。

次に、②です。生活交通体系です。

私は、合併後、市営バスの新規路線を設けていただいたことは、本当に市政の前進面であるにとらえ喜んでおります。さっき駐車場のところで西又線のバスの運転手さんにちょうどお会いしましたので、どんな様子ですかとお聞きをしてみました。そしたら、西又のほうからずっと繁藤、平山を通過して改田、久次、植、そして秦山町のほうから、大体、毎日十六、七人の利用があって、そして、75歳以上のバス代が無料になったことで利用者がふえたというふうに運転手さんも喜んでおられました。そして、町田線のほうは毎日六、七人だと、まだそのことを知らない方も多いうふうにおっしゃってました。ただ、弱点はありまして、こうした姿勢が市民にはうれしいと思います。

そして、先般、課長のところにお話に行きましたときに、前倒しをして総合的な見直しをされるということで、そういうご答弁もいただきました。市営バスや福祉タクシー制度などともあわせて、ぜひ複合的な見直しを進めていただきたいのですが、特に資料を見ていただきたいのですが、市営バスの運行していない周辺部の方々からのご要望を伝えまして質問をしたいと思います。

1枚目の資料に市営バスの路線図、これ本当は裏表になってるんですが、この下段の路線図を見ていただきますと、ちょっと調べましたものを手書きで加えました。私、香北町のほうへは調査によく入っておりませんので、土佐山田町管内のことだけで申し上げます。

さっき申しましたように西又、不寒冬から月水金、火木と、どちらか側から週5日はこの線は山田に向けて走っていると。そして町田線があると。ただ、新改の北部、この繁藤、平山通らないところ、大法寺とか曾我部とか東川とかいうところですね、そういうところからも随分ご要望があったわけです。60代、そして佐岡北岸線も同様です。60代後半、70代前半と思われる方々から、「今は車で何とか移動しているけれども、5年先、10年先に免許証を返上せないかんになったときにどうしよう、たちまち困る。」。そして、このアンケートにもその記述がございますので、「私の地区には市営バスが来ません。病院、市役所、買い物などの移動はすべてタクシーを利用しなければいけません、月に3万円足らずの年金では何もかも我慢をするしかありません。これから先どうなるか不安だらけです。」、こういう記述がございます。同じ周辺で走っているところと走っていないところが発生をしますと、やはり不公平だとか見捨てられている気がするとか、週のうちに1日でも回ってもらえんやろかという声が起こるのは当然なわけですね。これは香美市民としての生活権の問題ではないかと思いましたがところです。

そこでお聞きをいたします。見直しの際には、地域に足を運び、こういう声をよくお聞きをした上で検討していくべきではないかお尋ねをいたします。

次に、③です。合併後4年間の市政についての評価ですが、物部町、香北町の方々に

特に厳しい受けとめられ方しております。逆に土佐山田町管内では、変わらないが6割となっています。このことは合併に伴う弊害として予測をされていたことでしたが、大切なことは、その弊害を乗り越える対策、市として可能な限りの努力が払われてきたかどうかにあるのではないのでしょうか。

さきにくらしと福祉を守る会のとったアンケートを見ましても、支所でできない手続が多くなって不便。合併して職員や保健師さんが見守りに来てくれなくなったなど、日常のことで本当にお困りです。

また、窓口サービスにつきましては、接遇の悪さを指摘する声を選挙中に随分とお聞きをいたしました。具体的には避けますが、やはりあいさつも無いといった声や、説明が二転三転して自分の担当部署の仕事がよくわかってやっているのか、振り回されて困るといったような苦情を何件かお聞きをいたしました。

そこでお尋ねします。手続など可能な限り支所で完結するよう、高いバス代を払ってわざわざ市役所まで出かけてこなくても事足りるよう支所機能の充実が必要ではないでしょうか。

また、職員の窓口サービスの接遇を含む改善が求められていると思いますが、改善のための具体的な対策の検討をお聞きいたします。

続きまして、国保の広域化についてお聞きいたします。

民主党政権は、先の通常国会で改定国保法を成立させ、現在市町村で運営されている国保を都道府県単位の広域運営に変える方針を打ち出し、その準備を進めております。制度改編の基本は、都道府県に国保の広域化等支援方針を定めることができるとし、都道府県に広域化の推進を求めています。義務づけではないようです。今年度末までに同方針の策定を予定をしておりますのは30道府県で、その中には高知県も入っているため本市の国保がどうなるかとしているのか。また、現在さまざまな問題を抱えている国保が改善される方向なのかどうかをよく見きわめる必要があると感じているところです。

そこで、まず1点目にお聞きをいたします。現在市町村ごとに運営をされている国保を県で一本化して運営するための支援方針がどういった内容なのか、市町村にどうかかわってくるのか、広域化等支援方針の内容についてお聞きをいたします。

次に、2点目です。国から都道府県に国保の事務が権限委譲されるということは、何を意味するのでしょうか。国は、これまで国保税の収納率が低い自治体などに国庫負担削減のペナルティーを実施してきました。また、調整交付金の配分により、市町村国保にさまざまな政策誘導も行ってまいりました。今回の法改定では、そうした権限が都道府県に委譲されることを示しております。

例えば都道府県が支出する調整交付金、資料をごらんいただきたいのですが、この2枚目のこの囲みのある国保の早わかり資料というのですが、この中の囲みをごらんください。これは右側の前期高齢者はちょっと別にします。医療給付費に係る国保の財政のイメージでございます。医療給付費に関して、これであれば定率国庫負担、国の負担が

34%ですと、調整交付金で9%、これも国庫負担ということですので一応43%ということになりますね。それで、その下側に都道府県調整交付金というのがありますが、これが7%、今私が申し上げているのはこの7%の調整交付金のことですが、この広域化等支援方針の達成状況を、県が市町村の達成状況を見て、市町村に交付するこの交付金の7%をですね、ちゃんと達成したところには7%よと、そうでもないところには5%よと、そんなふうな調整機能といいますか、それを県に持たせる、国ではなくて県に持たせるということです。

それから、もう1点、保険財政共同安定化事業、それは左側の国庫負担の横を見てください。これは説明書きにありますように、これは市町村国保の保険料の平準化といいますか、のためにつくっている基金ですね。これは現在国保加入者が、レセプト30万円以上の医療を受ける場合、それがはみ出した分、30万円のその給付は市町村国保が直接行いませんで、都道府県のこの国保連合会でつくる基金から30万円を超したものを、50万円かかれば20万円分を出すということになっています。これは2006年の医療改革法で導入された事業でございます、低所得者とか重症患者を多く抱える市町村国保にとって一定の負担軽減になる仕組みではありますけれども、書いてありますようにここには国の負担がありません。国の予算削減が生み出した財政難を国保間同士の助け合いに押しつけまして、国保の広域化を推進するための制度でもございました。今回の法改定でこの額が30万円未満でもオーケーとなりましたので、国が責任を負わない部分の枠がさらに広がったというふうにとらえていただいたらいいと思います。

そして、広域化によりこの事業に対する市町村のお金の出し方も、従来は左の説明書にありますように医療給付費の実績に応じて出す、よけ医療費を使った市町村がよけ出すというふうな方式でございましたけれども、それをそうではなくて加入者数、加入者の所得に応じて出す方式に転換をされるということです。頭割りでお金を出し合う共同保険として県単一に統合されていきますが、こういう内容が結果として何を生むでしょうか。見る限り都道府県への権限委譲といいますのは、国保を広域化、一元化へと進めるためのもので、その基本にあります思想は負担と給付の関係の明確化、保険原理の徹底でありまして、公的医療費のさらなる削減という自民・公明政権以来の流れを引き継ぐものとなっているのではないのでしょうか。

ここでお聞きをいたします。事務が県単位で一本化され県が運営主体になるのか、広域連合とするのかわかりませんが、いずれにしても後期高齢者医療制度のように市町村の窓口は加入受け付けと保険料の徴収だけになるのでしょうか。納付相談などこれまで行ってきた市町村の事務がどう変わろうとしているのかお聞きをいたします。

資料の説明に加えますが、この囲みの区分は給付費ということで、給付費といいますのは、全体の総医療費は10割です。窓口負担の3割がありますので、給付費はその残りの7割、公費負担の分ですね、総医療に係る、そのことをまず押さえていただいて後に進んでいきたいと思っております。

次に、3点目です。市町村国保には、保険料高騰を抑えるため自治体の一般財源が繰り入れられております。本市では、歴代政権が国庫負担から外して交付税措置とした事務費相当分や財政安定化支援事業分の約半額が繰り入れられているわけですが、どこの自治体でも加入者の負担を軽減するため独自の繰り出しがなされております。これはお手元にはお配りしてございませんけれども、資料がファクスをされてきまして、見ますと国保の一般会計への繰り入れ、市町村平均で一人当たり1万円、沖縄から北海道まで47都道府県すべてで国保会計に一般会計から法定ルール以外に繰り出しをして保険財政を支えております。こういう状況でございます。

今年5月に通常国会でこの国保料改定案が可決をされまして、都道府県知事あてにこの繰り出しを早期に解消するという通達文書を出しました。先般国会質疑でもやられておりましたが、以上のことからお聞きをいたします。広域化の当面のねらいは、国保会計への一般会計からの繰り入れの全廃にあることが明らかとなりました。事務費分までがどうかということはわかりませんが、いずれにしても会計の赤字を補てんするものがなくなりましたら保険料に反映するしかありません。本市と違って他の市町村は、事務費分などのほかに、ルール分などのほかに一般会計を繰り入れておりますので、そこと広域化、香美市も県全体の一本化になってしまえば、これは保険料の高騰につながっていく、必然であると思います。これに対する、招くものではないか、見解をお尋ねいたします。

広域化の問題で最後にお聞きをいたします。

国保の広域化を進める背景に国保会計の財政危機があります。これまでも国保の問題で繰り返してきましたように、高過ぎる国保料、あるいは税が国民皆保険制度を脅かしています。鳩山内閣当時、国会質疑で首相も認めたように、現在、所得200万円台で300万円もの負担を強いられるなど、支払い能力をはるかに超える国保料に住民は悲鳴を上げております。

これは資料の3枚目をごらんください。その国保世帯の平均所得と負担率の推移をグラフにしたものを1990年代から2008年度まで示しておりまして、棒グラフで見ますともう本当に一目瞭然ですけれども、世帯の所得が下がる、そして負担は右肩上がり、これでは本当に苦しいはずなんです。世帯当たりの所得240万円のときに保険料が15万1,554円であったものが、2008年に行きますと世帯当たりの所得、平均が168万円、負担が15万271円、6.3%から8.94%へと、こういうふうになんて本当に耐えがたいほどの国保料になっているわけですね。そして、そういう状況で滞納世帯は加入者の2割に上りまして、資格者証や無保険者もふえています。こうした事態を引き起こした元凶は、国の予算削減にほかなりません。

資料の、このさっきの囲みの枠の2枚目の裏側をごらんになってください。これは医療費の財源の推移が、昭和55年から後期高齢医療が始まるまでを棒グラフで示したものでございます。国庫負担が30.4%から現在25.1%、24%ぐらいになっている

ようですが、それに伴いまして地方の負担、事業主の負担は減りまして被保険者の負担がふえていると、こういうふうになっているわけでございます。国保に係る国庫負担を減らし続け、国保の総収入に占める国庫支出金の割合が80年代に、さっき申しましたように50%だったものが、2007年には25%にまで落ち込んでまいりました。

また、国保会計の貧困化の問題もあります。低所得者が多く加入し、保険料に事業主負担がない国保は、もともと国の適切な財政支援があって初めて成り立つ制度です。近年、失業者や非正規労働者がふえる中、また、不況による自営業者の経営難や廃業も国保の財政難を一層深刻にしていますが、こうした事態になりましても歴代政府は、国庫負担を復元せず国保会計を脆弱にしてまいりました。

さらに保険料の収納率の悪い自治体や独自の軽減策をとる自治体に対してペナルティーを課すなどし、犠牲を自治体と国保加入者に押しつけてきました。自・公政権の末期には、世論と運動に押され、子どものいる滞納世帯への短期証発行や、国保法第44条に基づく窓口負担、減免制度の活用など一定の手直しがされました。民主党政権になってからは、非自発的失業者の国保料軽減や、子どもの短期証も年齢が高校生まで拡充されるなど一定の措置は行いましたが、抜本的な改革は行わず、その一方で熱心に推進しているのが、今ご紹介をしました国保の広域化でございます。

国保の財政難が深刻化する中、一部の自治体などにこうした広域化の動きを期待する声も、都市部にもあるということですが、財政難の一番の原因は国庫負担の削減にあるわけですから、ここをもとに戻さないで赤字を抱えた保険者を寄せ集めても財政難の解決にはつながらないのではないのでしょうか。

そこでお聞きをいたします。広域化等支援方針は、都道府県、市町村、国保連合会の担当で構成をされる会議での議論、市町村からの意見聴取を経て知事が決定するとなっているようです。香美市の国保はどのように対応されるのでしょうか。今、国保再生のために市町村でやるべきことは、広域化による市民への影響をよく分析をし、国、県に意見を申し述べること。また同時に、国庫負担を戻すよう国に強く求めていくことではないのでしょうか。

さっきの資料にちょっと補足をいたしますと、さっき医療費全体が10割で給付費が7割、窓口負担が3割と言いました。国保料を改悪したときに現行の給付費の43%の、医療費の50%やったものが給付費が43%になったわけですが、これが1984年に改悪をされまして、このときに削減した分は全部保険料に來ているわけですね。もとの医療費45%に戻すだけで国の繰入額は1兆2,000億円です。これを保険料軽減にすべて充てるならば、1人3万円の引き下げは十分に可能です。この国が引き上げた分ですのでもとに、国民に戻しなさいというのは、当然道理ある理屈だと思いますがいかがでしょうか。

そして、国にそういうふうに意見を言っていくこと、そして部分的な手直しとは言いません、これまでの国からの通達を生かしまして資格者証の発行につなげない努力、

窓口負担の軽減など低所得者対策を早期に行うことが今の市町村の役割ではないでしょうか。お聞きをいたします。

続きまして、後期高齢者医療制度の問題についてお聞きをいたします。

後期高齢者医療制度にかわる新高齢者医療制度、以下、新医療制度と呼びます。中間取りまとめ案が厚生労働省の改革会議に提出されました。この取りまとめ案に基づいて新医療制度の骨格が決められていきますが、差別医療との批判が強かった制度の弱点や高齢者の不安や高負担が解消されるものとなるのでしょうか。中間取りまとめ案では、75歳以上の高齢者約1,400万人のうち会社員やその扶養家族の高齢者約200万人は被用者保険に、それ以外の大半の高齢者約1,200万人は国保に加入し戻すとしています。重大なのは、国保に戻った高齢者が現役世代とは別勘定にされまして、給付費の増に応じて保険料負担が上がっていく仕組みになっている点は後期高齢者医療制度と全く同じだということです。

もともと老人保健制度には、高齢者の負担、現役世代の負担という区分はなく、国、地方の公費と、年齢に関係なく被保険者の支払った保険料により高齢者の医療を支えておりました。それをわざわざ高齢者の保険料、現役世代の支援金、公費と色分けをしまして、高齢者の給付費増、人口増に応じて保険料が上がる仕組みをつくりました。それが後期高齢者医療制度でした。そのねらいについて、当時の厚生労働省の官僚は、老人保健制度では医療給付と負担がリンクしていなかった。給付と負担をリンクさせれば、例えば月25回通院している人が多くなればその件の医療費が上がる。それを20回に減らせば医療費が下がる。また、医療にかかれば医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者みずからが感覚で感じ取っていただくことにしたと、こういうふうに述べております。新医療制度は、この仕組みを全く、基本的には受け継いでおります。

そこでお聞きをいたします。もとの国保に名目だけ戻っても、医療にかかることの多い高齢者を別枠に囲い、その中でかかった医療給付費や人口増に応じ保険料を引き上げていくやり方は、高齢者を限りなく医療から阻害していく冷酷なやり方です。これは後期高齢者医療の廃止を公約にして政権につきながら、具体的な制度改編では限りなく小泉型構造改革に回帰していく。また、菅内閣として、社会保障再生のビジョンを持ち得ていないことのあらわれではないでしょうか。この医療制度にも未来はないと考えますがご見解をお聞きいたします。

述べまして、①からお聞きをいたします。新医療制度で高齢者医療の枠組みが変わるのに合わせ、70歳から74歳の窓口負担を現在の1割から2割に引き上げる。これは小泉内閣当時の医療改革で計画をされていたものですが、高齢者の負担が重過ぎるとして激変緩和策で1割負担にとめおかれていたものを、新医療制度導入に合わせまして2割負担を実施するというものです。計画では2013年から2017年まで順次2割負担にしていくとのことですが、本市で影響を受ける当該高齢者の人数と負担増額についてお聞きをいたします。

次に、②です。新医療制度では、後期高齢者医療制度のときに家族から切り離す、姥捨て山との批判が強かったことからもとの国保や被用者保険に戻す形をとるようです。しかし、問題は、新医療制度もさっき申しましたように75歳以上は別勘定、運営を都道府県単位ですることとしています。現在の国保も都道府県単位を推進する方針ですので、国保に戻したといいながら別勘定の導入を呼び水に国保全体の広域化を進めるねらいがあるのではないのでしょうか。新医療制度と国保の広域化に、関連についてどのようにとらえておられるかお聞きをいたします。

次に、本市の後期高齢者医療加入者の現時点での短期証の発行数と、加入者数に占める割合をお聞きいたします。

次に、教育行政に移ります。教育行政と就学援助制度についてでございます。

ここ数年の間に教育基本法が改定されまじたり、全国一斉学力テストが開始されまじたり、教育環境がめまぐるしく変わっています。子どもたちの置かれている家庭環境や社会環境も厳しさを増していますが、このような中、新しく就任されました教育長に教育行政に臨む姿勢、所信をお伺いをいたします。だんだんの議員の皆さんが所信、教育長にはお伺いをしたところですが、なおお聞きをしたいと思います。

次に、就学援助制度についてお聞きいたします。

今年の1月に文部科学省による平成20年度の子どもの学習費調査が行われ、結果が公表されました。教科書以外の学用品や実験、実習材料費、通学費や制服、修学旅行費や遠足の費用などの学校教育費が、公立の小学校で年間5万6,020円、これ全国平均です。公立中学校で13万8,040円かかっていることが明らかとなっています。これ以外に給食費も加えると、家庭の負担は相当な額になります。義務教育における教材費は、1953年に制定されました義務教育費国庫負担法によって2分の1が国庫負担の対象にされてきました。ところが、臨調行革によりまして、1985年に国庫負担の対象から交付税で措置されることになり、それ以降の地方財政の悪化に伴いまして教育費が父母負担に転嫁されてまいりました。

近年の不況や雇用の悪化等による貧困と格差の広がりがもろに影響して、給食で命をつないでいる子、アルバイトで家計を助け勉強どころではない子どもたちのことも報道でたびたび取り上げられるようになりました。こうした家庭に学校教育費の支出が困難なことは容易に推測できます。最近の調査で就学援助の対象者が過去最高になったとの報道がありました。そして今後もふえることが予測をされます。義務教育の子どもたちの学びが家庭の経済状況で左右されてはなりません。

そこで以下についてお聞きいたします。

まず、①ですが、本市での学習費、教科書以外にですね、月平均どれぐらいでしょうか、わかりましたら小学校、中学校別にお問い合わせいたします。

次に、②です。本市で就学援助を受けている児童・生徒の直近の数字、全児童に占める割合をお願いします。

次に、③ですが、就学援助制度について家庭への周知をどのように行っているでしょうか。十分に徹底されているかどうかをお聞きをいたします。

次に、④ですが、就学援助制度の所得基準等の拡充の検討と、高知県内でいの町におきまして義務教育課程での子どもたちに、要保護、準要保護、そしてそうでない子どもたちにも教材費の助成を行っていますが、そうした制度の検討はできないかお聞きをいたしまして私の1回目の質問といたします。よろしくお聞きをいたします。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員のご質問にお答えをします。

暮らしに関するアンケートの結果についてということで3点のご質問をいただいております。私のほうから答弁ということですが、舌足らずがあつたらいけませんので、また後で課長のほうからも舌足らずの分は答弁をしてくれると思いますのでお願いしたいと思っております。

今回の市議選挙を通じてさまざまな訴えをされてこられておられるわけでございます。そうした中でこの暮らしのアンケートというものが、一つの訴えの基本になっておるといこともわからんことはございません。といいますのも、ここにこういうチラシが出ちよつたようでございますが、なかなかこれは、共産党市議さんへということで中身も十分、公約的な部分もあろうかと思っております。

それと、この国保のことにつきましては、これへも載っておりますし、7月16日に香美市国保をよくする会がおいでまして、11名の方がおいでまして対談をさせていただきました。その中で、このご質問でございます国保料の引き下げの問題なども議論をしたことございました。

この第1番目の暮らしに関するアンケートの、1年前と比べてどうですかと、今の暮らし、家計はどうですかという設問に対して、平均61.9%の方が悪くなったというふうなお答えをいただいたということでございますが、20歳以上の有権者を対象にされておいて、590人という数があるのかなということもまず思われますけれども、そういうことは抜きにしてこの悪くなった数字が61.9%ということは、これは香美市だけの現象ではないというふうに思います。全国的な今、経済不況を含めさまざまな、いろいろな状況が生まれておりますので香美市だけの状況ではないと思われませんが、香美市も同じような状況にあるということは反面、思われます。不安解消につきましてはさまざまな手だてもあろうと思っておりますが、インフラの整備を図っていくであるとか、また同時に、中山間地域が多い地域でございますので生活基盤の安定をするための事業を推進していくとか、さまざまな事柄を今後の市政の中で通じてやっていかなければならないというふうに思っております。

そして、国保の、具体的に国保料の引き下げについてということでございます。先ほど私が冒頭述べましたように、この国保をよくする会との会の中でも一定のお話を、真摯にお話をさせていただきました。そして、その今の国保の会計の状況もお話をさせて

いただきまして、ご理解もいただけなかったかもしれませんが、一定のご理解もいただけた部分もあるのではないかと、いうふうに思っております。

国保会計につきましては、平成20年度から据え置きの方で今日までできております。国保会計の状況から見ますと、毎年赤字が続いておるわけでございますので、当然国保料にはね返ってくるというのが普通の考え方になろうかと思いますが、しかしながら、本市におきましては先人がいわゆる国保の基金を積み立ててくれておったわけでございますので、それを取り崩しながら国保料を上げないという方針をここ2年、3年ぐらいとってまいりました。議論の中では国保料を上げるべきではないかというふうな議論もあるわけでございますが、しかし、今日の社会情勢を考えた中では基金を利用させていただいて、そして国保料にはね返らない、そういう政治的な配慮、政策をとってきたつもりでございます。今後も大変厳しい会計内容が続くと思いますが、そうした中でここで国保料を下げるという理屈が通りますと、これまた財政基金が幾らあるといってもすぐ底を尽くわけでありますので、国保料にはね返ってくるということが当然生まれてきます。そういう意味からしても私としましては、国保料の引き下げには応じられないということをお答えをさせていただかなければなりません。

また、介護保険の利用料負担の軽減策につきましても、国の示しております基準以上につきまして市独自で軽減をするというふうな、継ぎ足しをしての、を行うというふうなことは、現在のところ考えておりません。

それから、次に交通体系の整備の件でございますが、これは先の議会におきましても担当課長のほうから、今の体系につきましては5年以内をめぐりして再検討をするというふうな交通対策検討委員会のほうから答申が出ておりますので、そうしたことをかんがみまして、また、今のご質問等にありますことも含めまして、1年前倒しをしまして来年度にこれを行いたいというふうに思っておるということをお伝えを、前回の質問でしたか、にお答えをさせていただいております。

本日ご質問をいただきましたような内容も含めまして、地域の住民の声を聞くこと、あるいはまた先進地の事例に学びながら香美市ならではの交通体系につきまして検討をしてみたいというふうに思っております。

次に、支所機能の充実と窓口サービスの改善ということでございますが、この組織改編を、組織の改編を行いまして現在支所が1課体制といたしておりますが、そうした中で市民サービスの体制としましては、全体的にはよりスピード感が出てきたのではないかと、いうふうに認識をいたしております。

ただ、先ほどご質問にもございましたように接遇面におきましてご批判をいただいておりますのでございまして、これは大変申しわけなく、再三、課長会等でも議論、注意もいたしておりますが、なお一層そうした声があるということをお伝えを、本日、全課長おられますので、十分胸に受けとめて、帰ったら各課の中で課員には徹底をするようにここで申し伝えておきたいというふうに思います。なお、今後も指導をしてまいります。

また、今後の支所の充実につきましては、支所長、また課長等との連携をとりながら住民サービスの向上に努めてまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員のご質問にお答えします。

まず、国保の広域化についてですが、広域化等支援方針及び市町村事務の分担などについては、現在、高知県は県と国保連合会、それと各ブロックの市町村の代表者によって広域化等支援方針策定検討会を立ち上げて検討中です。

次に、一般会計からの繰り入れの全廃というお話がありましたが、これは香美市は行っておりませんが、法定外の一般会計からの繰り出し、繰り入れというように考えております。確かにそれがなくなれば多少なりとも保険料には関係してくるのではないかとというようには考えます。

保険料については、現在、各市町村さんが設定している税率は違っておりますので、金額を平均の金額に合わせということになれば当然下がる市町村も出てくると思いますが、上がる、引き上げになる市町村も出てくるというように考えます。

また、制度の改正によって、個人負担をしておる部分が公費で賄われるということになる部分もあると思いますが、そういったことも少なからず保険料にも影響してくるというようには考えますが、国の保険課長は、できるだけ保険料が増大にならないようにということはある程度はしてくれるものではないかと、ちょっと楽観的な考え方もかもしれませんがそういうようには思っております。

国保の広域化についての考え方ですが、そもそも住民の命を守るのは国の役目だというように考えております。市町村が運営する現在より、国あるいは都道府県単位での広域で運営するということは、財政面において安定的な運営が期待できると考えられますので歓迎をするものです。今、直ちに国を保険者とするには無理があると思われしますので、当面は前段階として都道府県を一つの単位として保険者を設定するものだと思っております。そして、運営を軌道に乗せつつ、将来は国で一本とするべきだと考えます。保険者が県下一本になっても国で統一されたとしても、窓口事務や保健事業、保険料の徴収などについては、住民と密接な関係にある市町村が負うべきというように考えております。今後は、年末までに国において最終取りまとめとして成案がまとまれば、国会で法案提出後、平成25年4月から新たな制度が始まると思っております。

次に、後期高齢者医療制度についてですが、現在香美市の70歳から74歳の方で窓口負担1割の方は1,541名です。ちなみに3割負担の方は49名おります。

それから、新制度の方向性として、後期高齢者医療制度の廃止を契機として国保の広域化を実現するとしております。先日、中間取りまとめが公表され報道されておりますのでご存じだと思いますが、後期高齢者医療制度を廃止し、高齢者であってもサラリーマンや被扶養者は被用者保険、地域で暮らす方々は国保に加入するというところで、現役

世代と同じ制度に加入し続けることが柱となっております。

国保財政は75歳以上など高齢者部分を都道府県単位とし、75歳未満の国保も早期の都道府県単位化を目指す方針を盛り込んでいますが、全国知事会は全年齢の都道府県単位化の拙速な議論に反対していますので、この部分は年末の最終取りまとめで決定されると思います。国保の広域化については長年の課題であったもので、広域化が実現すれば国保は安定的かつ持続的な運営が確保されるというように考えます。

それから、後期高齢者医療加入者の短期証の発行者数ですが、現時点では48人で、全体の人数は5,686人ですので0.84%です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 失礼いたします。大岸議員さんの教育行政、就学援助制度についてのご質問の中で、教育長としての教育行政への所信についてのご質問にお答えをいたします。

まず、第一に申し上げたいのは、苦しい社会情勢だからこそ、みんなが夢を持つことができる香美市の活力ある教育の創造が必要というのが私の信念です。

教育現場で日々格闘してきたという長年の流れもありまして、社会の急激な変化、経済状況の悪化が、子どもたちや市民の皆さんの生活や心身の状況に影響を与えているという厳しい状況をひしひしと感じています。私は、教育長として子どもたちや市民の皆さんの不安や葛藤をしっかりと受けとめ、課題解決に向けて取り組むとともに、本来、子どもや大人すべての、この人間が持っている力、希望を持ち前向きに頑張る力が出せるように香美市の教育行政を進めていきたいと思っています。

就学前教育、学校教育、社会教育それぞれについて少し申し上げますと、まず、就学前教育につきましては、基本的な生活の基礎をはぐくむとともに、さまざまな体験を通して豊かな感性を育て、心身の健全な発達を図っていきます。また、保育園を地域における子育て支援の中核として、すこやか子育てプランに基づき施設整備や保育サービスの充実を図っていきます。

学校教育におきましては、児童・生徒一人一人が個性を伸ばし、豊かな人間性や社会性をはぐくむことを基本とし、基礎学力の定着と学力の向上、みずから考え、判断し、行動する力の育成を図っていきます。知・徳・体の調和のとれた心豊かな人間性と社会の変化に対応し得る能力の育成を目指して、地域と一体となった教育活動を展開していきます。

生涯学習におきましては、それぞれの地域に根づいた特色ある文化、伝統、産業、行事等を守り、それを支える人材、組織等との連携、交流を図り、地域力を生かした、生活に潤いを生かすまちづくりを目指していきます。

私は、子どもが毎日はずんで登園、登校をしてくる元気で明るい保育所や学校、そして、みんなが生き生きと学び活動できる生涯学習や生涯スポーツ、これをつくっていききたいと思っています。各保育所、学校、そして香美市独自の地域性を生かした創意工夫

ある取り組みが豊かに展開するように、各教育機関、関係機関、市民の皆さんと連携しながら取り組んでいこうと思っております。どうかよろしく願いをいたします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

就学援助制度ですけれども、本市での学習費はどうかというご質問です。

文部科学省のほうで、今年1月に平成20年度子どもの学習費調査の結果について公表しました。この調査は、公立並びに私立の幼稚園、小・中学校及び高等学校、全日制の、幼児、児童、生徒抽出により調査対象に、学校教育費、給食費、学校外活動費、世帯の年間収入を調査項目にして実施されています。しかし、このような学習費についての教育委員会での調査は実施したことがありませんので、済みません、データがありません。

それと、2点目の本市で就学援助を受けている児童・生徒の直近の数字というところですが、平成22年9月末現在において準要保護者就学援助認定者は、小学校で144人で全児童数の11.8%、中学校での認定者82人で全生徒数の14.0%、認定者合計226人で全児童・生徒数の12.5%となっています。そして、要保護者の15人を加えますと241人で全児童・生徒数の13.3%となっています。

就学援助制度についての周知についてですけれども、「広報香美」への掲載、また各学校での課題のある家庭のPR、民生委員に意見書を依頼するときに制度の説明をするなど、学校、地域から家庭を見守りながらこの制度を周知させるようにしています。また、今後パンフレットとかも、準備してなかったわけですが、パンフレット等も作成するなど、入学時等に配布もしていきたいと考えています。

4点目の就学援助制度の拡充の検討、また教材費助成の検討をということですが、現在この就学援助制度において学用品、通学用品、校外活動費、新入学学用品、修学旅行、そして給食費、それと医療費について援助がなされています。平成21年度の実績を見ますと、小・中学校合わせて1,289万4,800円となっています。平成19年度と比べると114万円ほどの増となっています。このような状況もありますので、現在の制度、予算を確保しながら維持、継続していきたいと考えています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 暫時10分間休憩をいたします。

（午前10時33分 休憩）

（午前10時44分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を行います。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 済みません、議長、あと何分あるのでしょうか？

○議会事務局長（小松清貴君） 24分です。

○15番（大岸眞弓君） ありがとうございます。それぞれにご答弁をいただきました。15番、大岸です。2回目の質問を行います。

まず、暮らしのアンケートの問題ですけれども、市長のお手元には声が入ったものがなかった、グラフだけということでああいうご答弁になったかと思うんですけれども、大変暮らしの立ち行かない、切実な状況、9割以上の方がこれから先行きに不安を感じている、こういう結果が出ております。市長もちろんおっしゃったように、それは全国的な状況です、今どこもね。それはなぜかといいますと、合併もそうですけれども現在の雇用不安、税負担の増、社会保障の抑制、それから市場原理化とか規制緩和とか、この間、国がとってきた構造改革路線によるこの不安というのは、私は全国民への置き土産ではないかというふうにとらえております。こうしたときに、やはりそれをどう解消して市民の福祉の向上を図っていくか、幸福感を持って市民が住みなれたところに住み続けていけるかというのを考えるのは市長の立場かと思えますけれども、やはり大事なのは、一方でそうした国の動向に香美市としてやはり主体性を持って、ときには国に立ち向かっていくことも必要です。そして、もう一方では、今紹介をしましたような市民の皆さんの暮らしの実感にやはり寄り添っていただきたい。寄り添ってその不安を取り除く具体的な行政の施策をしていただきたい。そこに来年度の予算に門脇カラーが出てほしいと思うところがございます。国のそういうことも含めましての不安だというのは私も市長と同感でございます。やはり主体性を持って香美市として、先般、有元議員へのご答弁もございましたけれどもやっていくということにしなければならないのではないかと思います。

不安解消のためにインフラ整備とか、もろもろおっしゃいましたけれども、私はこのアンケート結果に出ております市民の貧困化の振興、これは大変深刻なものがあるんじゃないかと思います。さっき国保料の引き下げ、介護保険の独自減免などはやる気はないと一言のもとにおっしゃいましたけれども、この市民の本当に急迫した状況から考えたときに何かをするときではないかと思うんですね。

それで、国保会計は赤字だとおっしゃいましたけれども、ずっとこの間、指摘をしてきておりますように、国からの財政安定化支援事業のルール分もきちんと入れてない状況の中での赤字ですので、そういうこともやった上で会計を安定化させていくということももちろん必要ですし、それから、それを全部やれということではないですけれども、市長というお立場から見ましたら国保だけのことでなくて、一般会計からほかの他会計への繰り出しは、ほかにも下水道とかあるわけですよ。そういうふうに市政全般の中でどこに力点を置くかということでは、これだけ困った、国保料が高いというて嘆いておいでる市民の方がふえてきたということは、それから、もう1つ、今回の議会で報告として出されました、監査から先日、財政状況の説明を受けましたけれども財政状況も決して悪くないと。こういう状況でございますので、その全体の財政の中でやはりどこ

に力点を置くかという点では、このアンケートに投影されました市民の状況をきちんと勘案をしていただきたいと思います。そして、ルール分ぐらいはもうちゃんと入れて、会計を、財政を安定をさせていただきたい、赤字を生まないようにしていただきたいということでございます。

それと、介護保険の利用料減免につきましてですが、やる気はないとおっしゃったんですけれども、1回目でご紹介をしましたように9割近い自治体は何らかの独自減免をやっているということは、それだけ急迫した状態にあるということなんですよ。先般、同僚議員のご質問に課長が、多機能施設の問題で物部町に設置する施設だからといって対策はしないと。現在の介護保険は施設から在宅へという制度になっているんだというふうにご答弁されたんですけれども、これは間違っています。介護保険というのは、介護を社会で支える、介護が選べるというふれ込みで発足をしました。加入者はそのつもりなんですよ。ところが、制度は見直しごとに後退しまして、年金から引かれるものが多くなり、介護が必要でもサービスを自分で抑制する状況が広がっています。高齢者が、住みなれた家で老後を過ごしたいと思っている方がほとんどです。しかし、手助けの必要となった独居の方は施設に入るしかありません。

それで、ちょっとここにある声をご紹介をしたいのですが、80歳の女性の方です。「老人ホームに入居したいと思いますが、白寿荘など待ち人が多いと聞きます。人は家が一番いいと言われますが、それは歩けるうちのこと。歩けなくなったら悲しいだけ。」。それから、「私は現在85歳です。23万6,000円も取られています。昔は70歳になれば医療費はゼロでしたね。」。こういう声があるわけですが、物部のような山間地では業者も入ってくれませんので、在宅といってもそれは不可能なんですよ。ですから、施設に頼らざるを得ないという状況があるということをごひわかっていただいて政策に反映をさせていただきたいと思います。

交通体系です。

JRとの連絡とかいう、バス便の時刻の変更などはこの間もしていただきました。本格的な見直しをしていただくということですのでそれはお願いをしたいのですが、例えば、要望の強いところでそのルートをちょっと足を伸ばしてというふうな、そういう微細な変更がそれまでにできるかどうか、そういう検討をしていただけるかどうか、それをちょっとお聞きをしたいと思います。

それから、綿密な調査をして、これはぜひ各運転手さんなり、それから付近の周辺住民の方には、よくよくお聞きをして検討をしていただきたいと思います。

支所機能の充実ですけれども、組織も改編して全体的にスピード感が出てきたのではないかというふうに、接遇面については、なお指導していくんだとおっしゃいました。

連携をとりながらということですが、指導とかいうことと別に物理的に、じゃあ物部の支所、香北の支所で市民の利便性をどう図るか。例えば健診が後退をしました。それから乳幼児の健診もプラザ八王子まで出てこないけません。そういうところを、今

出ている声をどう利便性に図るか、物理的にどうされていくのかお聞きをしたいところです。

接遇面の指導で、私は一くくりにして公務員はだめとかいうふうに、市民の方がよく言われるような思いは持っておりませんし、そういう言い方はする気はありませんけれども、ある市民の方が、数年前に年金の年齢に達したので手続に来られて、必要なものを持って、「はい、結構ですよ。」と言われて不安に感じながらそのまま帰って、何も通知が来なくて年金を1回分もらいそこねたと。もう数年以上もたっているから言うことはできないんだけど、その香美市の対応がとて、いまだに不信だというふうな訴えをされました。ですので、持ってる部署、部署での仕事での、責任ある仕事というか誠意ある対応をお願いをしたいということで、そのあたりの指導もぜひともよろしくをお願いいたします。

国保の広域化についてです。

策定検討委員会がされているということですが、もう少し詳しい内容をお願いいたします。

支援方針の検討は、県なり保険料の統一、減免制度並びに基準の統一、収納率の統一の3つの足並みをそろえるための具体的な計画であることはわかっておりますけれども、香美市としてこの策定委員会にどういうふうにかかわっておられるのか、それをお聞きをいたします。

それから、広域化についての課長のとらえ方がとても楽観的で私は心配になりました。本当にそんな説明なのか、これで、何と申しますか、負担が軽減されとかいうふうな制度では全くございませんので、ちょっと紹介をしますと、大阪府のほうでこれを知事の強烈な指導のもとに広域化を進めております。その中でこういうことが議論をされます。市町村としては、一般会計からの国保会計への繰り入れをやめる。自治体の条例減免も負担になっているのでやめると。府知事がリーダーシップをとって広域化すれば保険料が上がる自治体も文句を言わないはず。各市町村の累積赤字は、それぞれが解消しなければ広域化は進めない。府内統一保険料の設定は、国保法改定を待たなくてもできるので先行して進める。一般会計の繰り入れ減免なしで保険料試算を年内に行う、などが話し合われました。これが広域化のねらいです。そして、後期高齢医療とも一本化、そして、行く行くは協会健保とも、組合健保、皆さんの入っている共済保険とも一本化の方向です。限りなく国と企業の負担を減らしていく方向、そして被保険者に保険料の転嫁をしていく方向ですので、そのあたりはぜひともつかんでいただいて、この制度に向かっていただきたいと思っております。

私は、これは皆保険制度の解体につながるものではないかと思っています。後期高齢者医療も早くから問題点を指摘しました。制度導入には強く反対してきました、私たちは。制度が始まって案の定、心配をされておりました保険料の過重負担、健診の後退、医療の抑制などが現実のものとなっています。そして、高齢者の方は、本当に希望と安

心を奪われていると。医療の抑制、国民医療からの、国からの、国民医療への国や大企業の責任後退という同じ路線に置かれたこの国保の広域化では、市民の命は守れません。市長は先日、同僚議員へのご答弁で、10月19日の市長会で物部川の濁水問題を取り上げるとおっしゃいました。この国保の広域化も大変、私は重要な問題をはらんでいると思いますので、ぜひこの市長会でも問題提起をしていただきたいと思います。それについてのご答弁をお願いします。

教育問題を丁寧に、教育長ご答弁をいただきました。ありがとうございました。教育長の最初のおっしゃったことで、私は前の教育基本法の「人格の完成は教育に待つべき」というその一文を思い出しました。ぜひともよろしくお願いをしたいと思います。ただ、教育長がるるおっしゃったその方針が今の教育現場の余りにも多忙化、そして、子どもたちも本当にせきたてられるようにしている。この多忙化の解消ということについて、教育長の教育理念を実現されるために多忙化の解消、そして、子どもたちに対しても、待つということ子どもたちは今してもらっていないんじゃないかと、私は、1年ごとの学力テストでもうよかったとか悪かったとか、切り刻まれるようにしてね、こういうことへの改善も私は理念を実現されていく上で必要ではないか。そして、子どもたちの困難な現状も非常によく受けとめてくださっているということで、ぜひこれからの教育行政上、よろしくお願いをしたいと思います。

就学援助の件では、パンフレットの作成をして入学時に配布するというので、課長ぜひよろしくお願いをいたしたいと思います。

早口になりまして済みません。以上で私の2回目の質問を終わります。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 大岸議員の2回目の質問にお答えをさせていただきますが、この暮らしに関するアンケートにつきましては大変私も関心を持って、こうしたことには特に気を置いてやっていかなければならないということにつきましては、大変こうした調査をしていただいたということにはありがたいと思います。

これは全国的な状況ではないかということには同感をいただいたと思いますが、我々、この国保との関連を、国保の保険料の関連をしましても、やっぱり行政として、大岸さんもおっしゃっておられましたが、やっぱり全般を見ながら行政の運営をしていくというの大きな責任があるわけですので、なかなか一面だけをとらえてどうこうせよという部分についてはなかなかやりづらい部分が出てくるわけですので。

国保につきましては、ルール分の配慮をというふうなお話もございました。これは来年度予算へどういうふうな反映をしていくのかということについてもこれからの課題になってまいります。

また、全般的に財政がよくなってきたがと、えいがという監査の意見書を踏まえてのご発言でございましたが、さっきのチラシにも財政調整基金が多くあるというふうな表現が出ておりましたけれども、これは、確かに財調のほうも大分積んできております。

しかし、これは国の経済対策などによりますところの、いわゆる一般財源の取り崩し、そうしたものが少なくなった上で財調が積み立ててこれたという現象的なものがあると思いますし、また、私自身の考えでは、考え方の1つとしましては、合併後10年後にはいわゆる一本算定になっていく。そうしたときにきちっとした、体力のある行政をつくっておかなければならない、そういう思いが私の心の中にはございますので、少しでも体力を温存するために財調の1つの考え方、そうしたものを持っておるわけでございますので、決して財政状況がよくなったという状況ではない。大変厳しい状況の中で、将来的な見通しを持って今、行政運営をしているんだということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それと、全体的な幸福感についてのお話もございました。幸福感といえばブータンの話になるかと思いますが、先日もテレビでもやっておりましたが、やっぱり日本とは随分こう経済状況が全然違います。日本の物質文明が発展をして、そしてこうした経済ショックが起きた中で本当に幸福感というものが、何が幸福なのかということが一番、もう一度見直さなければならぬ時期が来ているのではないのかなというふうに私自身は思っております。一概に物質が発展、何ぼでも膨らみ、あるいは文明が発展をしても、本当に人間としての幸福がそこに生まれてくるのかどうかということは、これは国のあり方、国の考え方、国のありよう、そうしたものから結びつけていかなければ決してそこには行き着かないのではないかなというふうな思いがしながら生活を私もいたしておりますが、十分なことはできておりませんが国保料につきましても、介護の保険料につきましても、そうした将来のことを含めた考えの上で今日の状況をつくり出しておるといってご理解をいただきたいというふうに思います。

以下、交通網体制のこと等、また、支所の充実などにつきましては、担当課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（西村芳成君） 企画課長、濱田賢二君。

○企画課長（濱田賢二君） 大岸議員さんのご質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、まず、交通体系につきましては、2つの観点からお答えをまずいたします。

見直しに係りましては、現場に足を運び調査をしてと、こういうことですが、実は、この今回のご質問の頭にもございましたこの新しく路線を構えた部分で言いますと、平成21年度事業として繁藤からおろしてきてます2つの路線と、それから町田地域に対して、工科大にお願いをいたしまして調査をいたしました。この調査につきましては、乗降客に対する調査と、それから地域に対する調査と、それから自治会長さん等を通じての、この3つの側面から調査を行いました。

その中で、今暮らしのアンケートの部分も出されましたけれども、同じような形のお答えが出されています。特に私もこのことについて、バス停までのことについて非常にこう書かれておる部分がございます、バス停までの移動は300メートルが限界やというような平均的な結果というものが出ておりますので、ここら辺もやっぱり注目をし

ながら考えていかないかん。それから、全般的に見直すということですから、こういった調査も踏まえて、どういう設問を持って調査するかということも考えていきたいというふうに思っておりますし、それから、現場に足を運んでということについては、支所等とも協調をしながらこういったことにも対応していかないかんというふうに考えております。それから、本当に、あんまりかゆいところまで手を差し伸べるとということについては、私たち行政として考えるときには、片側で生活をしておる事業者についての配慮もせないかん。これは前回の検討委員会の中でもそのことが、一つは議論のあった部分ですけれども、そこら辺も考えながらいかないかんと。そういうことも踏まえて、これまで何回か大岸議員にもご質問をいただいたりしてきましたけれども、先進事例に学ぶということも一つ大事だろうというふうに考えております。

それと、ルートの変更について出されましたけれども、やっぱりこれまでも柔軟性を持って、やはりできることは対応したいということがございまして、そういった取り組みをしてきたというふうに私は自分で認識をしておるわけですがけれども、例えば、大柝の駅終点について変更はならんかと、こういうご質問をいただいたことがございますけれども、これも現地へ行って支所、あるいはその事業者と協議する中で、廻し場合めて物理的に無理があるということがあってかなわなかったことがございます。

しかし、やはり現場を踏むということが大事ですのでそういったこと、それから、可能性があればやはりそのことは対応していきたいというふうに思っておりますので、ケース・バイ・ケースでこれからも対応していきたいというふうに考えております。

それから、その支所機能の件ですけれども、この部分につきましては組織論的に私のほうからお答えをさせていただきます。

合併当時から2課体制できましたけれども、どうも、どうしても縦割りの部分が弊害としてあると。うちらにあってみれば、2課の間でお互いに忙しいときに片側を手伝うとかいう部分がどうしてもできなかつたという事情もありますし、外から見た部分では、片側はうんと忙しそうにしゅうのに片側は何かゆったりしちゅうとか、やっぱりその対応も違ってきちゅうろうということもあって1課体制にした。そういう意味では、相互協力ということと、それからスピード感、先ほど出ましたスピード感、こういったものは、組織的には機能するようなものはここで若干、整理を組み立てができたのかなというふうに思っております。

こういった属性で言いますと、組織論的に言えばやはり改善をしてきたとは思っておりますけれども、これをどう生かすかというのは、属性的には人的な要件というふうなものもあると思うので、ここについては現場で指揮をしております両支所長がおいでますので、そちらから何でしたらご答弁をいただいたらというふうに思っておりますけれども、そんな考え方です。ですから、支所機能については、1課体制にしたことは私は間違った再編ではなかつたというふうに認識をしておりますのでご理解よろしくお願いたします。

以上です。

○議長（西村芳成君） 香北支所長、二宮明男君。

○香北支所長（二宮明男君） 大岸議員さんの2回目の支所機能の充実と窓口サービスのご質問にお答えをいたします。

香北支所でございますけれども、支所機能の充実につきましては、これ以上の職員の配置は望めないため、わからない、知らない、担当者がいないで済まさないことを徹底しております。支所に来所していただければ、特別な事案以外はすべて回答できるように日々職員が切磋琢磨をしております。また、窓口サービスにつきましては、4S運動の徹底の推進をしております。スマイル、笑顔で、スピード、素早く、ステップアップ、向上心を持ち、スマート、手際よく処理することを念頭に日々取り組んでおります。

窓口職員について言えば、例えば住民、戸籍、福祉、国保というように1人の担当が二、三の担当を受け持ち、昼休みにも対応できる体制をとっております。どうしてもわからない件につきましては、担当課へ問い合わせなりし対応しております。

合併1年目に対しまして私に対して服装、2年目に対応についてのクレームはございましたけれども、それ以後につきましては私に対してのクレームはございません。ただ、日々、行き違い等による事務のお話はあるようには聞いております。

私たちは、常にサービス業であるということをモットーに、市民が合併しても支所の対応で安心していただける住民サービスに、なお一層、努めたいと思っております。よろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） 物部支所長、岡本博臣君。

○物部支所長（岡本博臣君） 大岸議員のご質問にお答えいたします。

まず、最初に、支所機能の充実でございます。

支所機能の充実につきましては、基本的に、香北の所長も申されましたけれどもこれ以上の職員の増加は望めないというふうに考えております。このため現在の職員で迅速に対応できるよう日々努力をいたしております。お客様を待たせないという方針で取り組みを行っております。

また、窓口サービスについてでございますが、窓口サービスにつきましては、今年4月に行いました物部町の自治会長会の中でも窓口における対応が悪いというおしかりの言葉をいただいております。基本的に支所に来られるお客様は、旧物部村のときと同じ住民サービスを求めて来られていると思います。それで、各課、課によって多少違うこともあるかと思いますが、合併によって台帳関係のほとんどは本課にあるわけです。窓口に来られた場合、どうしても本課とやりとりをする必要が多々ありますので非常に時間がかかる。また、それと、1人の職員が複数の事業といいますか、窓口サービスを受け持ってやっておりますので、例えば急いで来られたときに1人の方が休んでおるということになればもう1人の残った人が対応せないかと。その場合、あんまり詳しくなかったら非常に時間がかかったりするということがあります。

それとまた、合併前は集落整備事業とかにつきましてもかなり手厚く行っておりまして、予算的にもかなり確保しておりました。それで、各集落の水道関係とか、生活道の維持修繕とか、そういうふうなことやっておりましたが、合併前に比べますと、現在、予算的にはかなり減少しております。そういうことが積み重なってやっぱり悪くなったというふうに感じておるのではないかと思います。

財政的なところはいろいろありますのであれですけど、その窓口対応、住民が来たら素早く処理をしてやるというふうな方向で、支所を挙げて今後とも取り組んでいきたいというふうに考えております。それで、改善できるところは改善していきたいというふうに考えておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の2回目の質問にお答えします。

まず、暮らしに関するアンケートの部分で、国保税の引き下げのところでご質問がありました財政安定化事業の繰り入れについてですが、これは毎年、予算のヒアリングのときに保険課からは全額の繰り入れを要望しております。来年度の予算についてもヒアリングでは要望を、同じようにしていきたいと考えております。

それから、介護の利用料の減免のところでご質問というか、施設整備の関係のご質問の内容について、先日の議員さんへの回答の中で考え方が間違っていると言われましたが、必要な施設整備についてはしなければならぬというようには考えておりますので、（今は）施設が必要であるというようには答えてはないと考えております。施設整備をどんどんどんどんしていけば保険料が上がってくるわけですので、その辺とのやはり兼ね合わせというか、どのくらいの施設整備が必要なのか、そして保険料がどれくらいであれば皆さんが納得がいくのかということの関連を考えながら策定委員会で施設整備について検討していくというように考えておりますので、必要な施設整備については整備をしていくというように思っております。

次に、国保の広域化の関係で県の広域化等支援方針はどのようになっているかということ、具体的にということですが、4回ぐらい、4回会議をやっておしまして、第1次版の方向性についてということで4回目にまとめております。まとめられたものが来ておりますので紹介をさせていただきます。これは方向性ということで、まだ決定ではないですので、基本的な考え方として、第1次版は暫定的なものであるもので、収納率目標など早期に対応必要な項目のほか、取り組み可能で今後さらに検討すべき事項を盛り込み、第2次版でその具体化を図るというようにしております。

そして、広域化等を図る具体的な施策ということで、大まかに事務運営の広域化等、それから財政運営の広域化、県内の標準設定、これは保険料も含めてですが、の大まかに3つの分け方をしておしまして、事業運営については、我々職員の仕事の関係であって直接、住民との、に影響する部分はないかと思いますので省かせていただきますが、財政運営の広域化の中で1点だけ、紹介のありました保険財政共同安定化事業の実施と

ということで、現在は被保険者割と医療費割、人数割と医療費割で拠出金を出しているわけですが、これが議員からの紹介もありましたように所得割が持ち込まれるということで、所得割が入ってくるのはおかしいじゃないかというご意見もあるかもしれませんが、被保険者割、人数割、医療費割だけですと、市町村によっては、所得の高い市町村は出しやすいけれど、所得の低い方々の多い市町村にとっては所得割を加味されてなかったら拠出金を出すのがしんどいというような状況が生まれてるようで、所得割を加味したような形になるということで、方向としては平成24年度からの実施に向けて検討となってまして、課題は、各市町村の国保財政及び保険料への影響も含めてシミュレーションを行う必要があるということになっております。シミュレーションについても、30万円を基準にした場合と、20万円、10万円、あるいは1円を基準にした場合とのシミュレーションがされておりますが、保険料への影響もあるということで今後検討をしていくということです。

それから、県内の標準設定ということで、保険料についていえば、保険料の、標準的な保険料の策定方式、第2次版で検討ということにはなっております、先ほどの財政安定化事業との表裏の関係にあり、同事業のシミュレーションと絡ませながら検討をしていくことが必要というようにはなっております。

それから、赤字解消の目標年次の設定及び県の指導方法等で、方向としては、平成23年度または平成24年度のできるだけ早い時期での実施を検討しております。

それから、高医療費市町村に対する医療費適正化では、平成23年度から実施ということで、厚生労働省令で定める一定以上の地域差指数を超える市町村に対する適正化計画の策定の助言、進捗状況の管理ということの内容になっております。

それから、香美市としてのかかわり方ということですが、こういった方向性とか、議論がされたものがメール等で流れてきますが、そのときに市町村としての意見の聴取とか、それから各ブロックでの意見を出し合ったりとかいうことがされております。

それから、これ国保の広域化と関連をしますが、後期高齢者の医療制度の改革についてですが、これは今回、現在行われております後期高齢者医療制度について、この制度になるまでに10年間国が検討してきたわけですが、これらの広域連合で行われるということで、事務については、始まる前に高松で行われた四国の事務の説明会のときに市町村からも意見がありまして、反対の立場で意見を言っておりますが、そのときは国のその担当者は全く聞く耳を持たないというような格好でしたけれども、今回は地域でも地方公聴会というのが行われておりまして、今月に入って各都市、全国で3カ所、広聴会を開いております。その中で厚労省の高齢者医療課長が発言をしておりますが、運営主体は都道府県単位ということで、保健事業、窓口業務は市町村に実施してもらう方向で検討を進めているということで、自分の考え方と同じかなというようには思っております。それと、公費の充実は必要だとの見解も示しております、当初、国保実務というのが毎週来てるんですが、この中で、課長の説明の要旨の中で中間取りまとめ案の

10ポイントということで10のポイントを挙げて説明していますが、その中で1つ、その新制度に移る際、保険料のアップはできるだけ生じないようにしますということがあります。しかし、ほかの項目では、いろいろ説明をしたり例を挙げたりしていますが、この項目だけこれだけです。自分はえっと思ったんですが、これってどういうことやろうと思ったんですけども、内容については明かされてないということがあるので、ちょっとこの辺については心配かなというような気は実際のところはしております。しかし、この広聴会の中で、平成25年度の新制度スタート時は、一定程度、公費の充実について必要やということをおっしゃるので、多少なりとも緩和されるとは思いますがけれども、その後に定期的に公費のあり方を見直すことを制度の中に仕組むことが必要ということも述べておりますので、前回のようなことにはならないのではないかとということには思います。

制度が変わるにしたがって、こっちの人にはえいけんどこっちの人には悪い。今度の制度は、こっちの人には悪いけどこっちにはえいとかい、全体が、全員がえいというような制度にはまずならないと思いますので、だんだんに全体がようになっていくような制度の改正にはなっていくとは思いますがけれども、全員が納得のいくような制度改正ということにはならないと思います。全体が徐々に、納得のいくようになっていくということだと考えております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 教育長、時久恵子君。

○教育長（時久恵子君） 大岸議員さんの2回目のご質問にお答えをいたします。

多忙化の解消のこと、そして、子どもたちが待つことをしてもらえてないのではないかという内容だったと思いますが、まず、その多忙化のことですけれども、これには2つありまして、1つは、物理的に本当に量が多いという意味と、それから、心情的に、本当に押されてようやっとなっているという状態と、両面からの多忙感があります。

1つのその物理的な面で言いますと、やっぱり文書量とか会議とかの多さのあたりもあって、これは県を含めていろんなことで議論をされていて、解消もしていこうと取り組まれているところがあります。あと新しい教育の変化による、教育内容が変化しているというふうなあたりとか、それから、課題が次から次から学校のほうへ振り込んでくる。例えば学力とか体力とか不登校のことだとか特別支援教育とか、そこを一つずつ学校のほうを受けとめていって、一生懸命対応してもなかなか解決していかないという多忙感というふうなこともあります。

それから、心情的なものとかとあわせて言いますと、先ほどお話のあったた社会の情勢の変化というふうなことで、子どもとか保護者の苦しい状況が学校の中にそのまま持ち込まれてきますので、先生方は子どもたちと対応しながら、本当にその苦しい状況をどうやって打破したらいいのかということをお全部受けてとても苦しいということもあります。

ですから、先生方も一生懸命取り組んでいますし、子どもたちも一生懸命にそれに対応しようとしているというふうな中で、学校としては苦しい現状があるのは事実です。

それで、私が思う多忙感の解消とか、子どもたちが待つということをしてないのじゃないかということもあわせてですけれども、一つは、達成感が学校には絶対必要なもので、仕事の組み立て方を変えていくというふうなことは学校のほうに提案も、これからもしていきたいと思っていますが、学力とか体力とか次々来るのを一つずつ柱にして、学力のこともしないといけない、体力も上げないといけない、このことにも、このことにもというふうに柱を幾つも立てると本当にしんどくなってきますので、大きくは特色ある学校をつくるということの一つの柱にして、例えば楽しい学校をつくるとかいうふうなことでも、学力を上げるというふうなことでも、こう柱の一つ大きく構えたときに学力も特別支援教育も全部含まれてあるわけですので、学校としてこういうふうに進めたいというふうなところへポイントを当てて全部を網羅していく形をとりたいと。少し漠然として言いますが、また具体的に話をしていきたいというふうに思っています。

それから、子ども、親との信頼関係をしっかりつくることがまず前提です。これは学校、忙しいというふうなこともあって、対応がおくれてたりするときもあるかもしれません。本当におうちの人、子どもの考えをしっかりと聞きながら、それを受けとめて、本当に一緒に考えていくという姿勢でもっともっと信頼関係を前へ持ってくるというか、というふうなことをしていかなければいけないというふうに思っています。

もう1つは、学校がいろんなものを持ち込み過ぎてるというふうなことがありますて、保育所、学校なんかでできるところをスリム化していくというふうなことと、学校で一番効果が上がることは一番していかないといけないことですが、家庭にお願いしたほうがいいし、本来家庭がすべきことについては家庭へお願いをしていくというふうなこと。それから、地域でできることもたくさんありますので、そういうそれぞれの機能を生かすというふうなことへ本当に広げていかないと、学校が今のままでは持ちこたえられなくなっているというふうなことはあると思っています。

教育委員会としては、そういうところをバックアップする体制を整えていかないといけないと思いますので、いろんな機能的な部分で支援できるところはしながら、そして機能で整えていくべきところは整えていきながら、本当に学校を応援して進めていきたいというふうに思っています。

以上です。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番。それぞれにご答弁をありがとうございました。10分？

生活交通のバスの問題ですが、ケース・バイ・ケースでやっていただけるということで、せっかくの制度を、お互いに検討してよりよいものにしていくことで、私もそういう意味では汗をかきたいと思いますので、またどうぞよろしくお願いします。

それから、そんなにくまなく走らせることは不可能やと、それもわかりますが、そのあたりは福祉タクシーの充実とかそういう方法もあるのではないのでしょうか。

それから、さっき国保の問題、介護保険の減免の問題、広域化の問題をもうトータルの申しますけれども、住民と密接な部分は市町村が広域化になっても行くと、そういうシステムになっているんじゃないかと言われたんですが、後期高齢者医療が県で一本化されまして今のような状態ですよ。内容がわからないから広域連合の議員でないと質問も私たちはできないと。そういう住民から遠いように、みんなで検討することができないようなことが起こるのではないかということが1つと、例えば国保法第44条のように医療機関との連携をとるとか、そういうことが保障されているのかどうか。課長のお話では、それもできるんじゃないかと言ってましたけれども結果的にどうなのか。

それから、また不安になりました。広聴会での公費の充実の必要性については、するんだけど具体的に言わなかったということはどういうことなんだと思って。国庫負担をもとに戻したりしたら国保の会計というのは安定するんですね、そういうことなのかどうか、そうではないのか。公費のあり方の見直しということは、大体、政府が見直すという削減ですので、後退ですので、そのあたりに非常に不安を感じますので、また会等でご意見を言っていただきたいと思います。

それから、最初に課長、1回目のご答弁で住民の命を守るのは国の責任だと、きっぱりおっしゃった。これ非常にそのとおりでと思うんですが、制度というものは全体はよくなるよと、一方がよかったら一方は悪いと、そうやってやっていくというのはそれと矛盾しません？社会保障というのは、みんなが命が保障されるのが社会保障なんです。一方が悪いんじゃないんです。

それと、介護の質問ですけれども、必要な施設はしているとおっしゃったんですが、それじゃなくて利用料などの軽減について、課長は特別に物部やからというてやる気はないというふうにおっしゃったんですけれども、さっきの高齢者のアンケートの出た声などを聞いて、今それが本当に求められているんじゃないかと、市の施策として。例えば法定の減額制度もちゃんとあるんじゃないかと、いうふうにおっしゃるんですけれども、そこまで収入が追いついていない高齢者が非常に多いんです。そのことをわかっていただきたいということを質問で申し上げたつもりでございます。

それから、教育の問題では、ぜひ教育長、人間がこなせる仕事量に、先生の、そういう保障という意味で教育条件を整えていただきたい。

非常に現状認識もおありですので、ぜひそういう観点で子どもをずっと見続けていただきたいと思います。

それから、就学援助に関しましては、パンフレットの作成をされるとおっしゃいましたが、所得、収入の基準の明示をしたものをお願いをしたいと思います。

そして、最後です。トータルしまして、国保の広域化を特に私は今回取り上げて、皆さんにわかっていただきたいと思いました。

これだけ、大変大きな制度改編をさせられようとしているその背景には、やはり給付と負担の公平という、自己責任論と言いますか、そして、その国保は相互扶助、助け合いというふうな主張がございます。ただ、現行の国保法に相互扶助の言葉はありません。国保を相互共済の制度と規定したのは、1938年度の旧国保法によるものです。今の国保法は、第1条で国保を社会保障及び国民保険のための制度だと規定しています。また、同法は、第4条で国保の運営責任を国が負っていることを明記しています。国の財政支出のもとに、市町村が保険、福祉とも連携しながら住民に医療を給付する仕組み、それが本来の国保の制度ではないでしょうか。

アンケートの結果から読み取れるのは、仕事がない、年金が少ない、失業、営業不振という状況の中で、病気になったときお金もないしどうしよう、この先どうなるのという限りない不安でした。困窮したときにこそ頼りになる社会保障の姿に医療制度を戻してこそ地域の回復にもつながります。地方を疲弊させてきた構造改革路線を、地方として主体性を持って乗り越えていく時期が来ているのではないのでしょうか。

以上で私のすべての質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 保険課長、岡本明弘君。

○保険課長（岡本明弘君） 大岸議員の3回目のご質問にお答えします。

質問であったかどうか妙に、ちょっと明らかでないんですけども、国保の広域化と、その後期高齢者医療の制度改正の関係で、定期的な公費のあり方について余計心配になったということですけども、その前提に公費の充実は必要だという見解を示しておりますので、一定程度ふやすことは必要というように課長は言っておりますので、議員と私のちょっと認識の違いかもしれませんが、自分はちょっと楽観的かもしれませんが、住民のため、保険者となる県や市町村のために公費の投入を増額してくれるものというようには自分は受け取っております。

今後その社会的な情勢とかいうことが変化を順々にしてきますので、そういったところからも何割にするのかということの議論もこれからされるだろうと思います。

そういうところからすると、国が住民の命を守るということにはせないかんことじゃないのかというようには思いますので、制度が変わるに従って、不満のある人もおればよくなる人もおるわけで、そういうことを言いたかったがですけど、全員が納得のいくような制度というのは、まずならないというようには考えてますので、6割以上の人が納得がいくような制度がいい制度じゃないろうかというようには思います。全員が納得がいくというのは、民主主義の世の中ですのでなかなか難しいというようには思います。

それと、あと介護保険料の引き下げとか一部負担金の減免とかいうことのお話ですけども、現在の状況では香美市としては考えてはおりません。議員の資料では多くの市町村がやっているということですけども、本当にやっているんですかね？ちょっとその辺も、県内の状況も調査をしてみたいというようには思います。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 2回目の質問の中で、私、市長会のほうでということ、訴えるようにということでご質問をいただいております。

先ほどの課長のお答えともまじってになりますが、今年の4月に須崎市で高知県の市長会をしております。この中でも多くの議題が出ておりますが、国保の広域化についても2市から出ております。すべて国保の広域化の推進についてということで、中身のことはございますが県単位で推進をするべきであるというふうなことの議題につきまして、全会一致で決定をして、進めていこうという県下的な一つの合意がなされて進めてきております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 以上で一般質問が終わりました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会します。

（午前11時46分 散会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 5 号）

平成 2 2 年 1 0 月 1 5 日 金曜日

平成22年第7回香美市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 平成22年10月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月15日金曜日（会期第12日） 午前 9時04分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長補佐	野 島 順 奈
副 市 長	明 石 猛	建設都計課長	宮 地 和 彦
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	下水道課長	佐々木 寿 幸
総務課長	法光院 晶 一	環境課長	横 谷 勝 正
企画課長	濱 田 賢 二	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
財政課長	後 藤 博 明	地籍調査課長	竹 内 敬
収納管理課長	阿 部 政 敏	林政課長	舟 谷 益 夫
防災対策課長	吉 村 泰 典	《香北支所》	
住民課長	山 崎 綾 子	支 所 長	二 宮 明 男
保険課長	岡 本 明 弘	地域振興課長	今 田 博 明
税務課長	高 橋 功	《物部支所》	
福祉事務所長	小 松 美 公	支 所 長	岡 本 博 臣
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤	地域振興課長	西 村 博 之

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	幼保支援課長	山 崎 泰 広
-------	---------	--------	---------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 2 1 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 2 1 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 0 号 平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 1 号 平成 2 1 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 2 号 平成 2 1 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）

- 議案第 66号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 67号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 68号 香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 77号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について

議員提出議案の題目

なし

議事日程

平成22年第7回香美市議会定例会議事日程

（会期第12日目 日程第5号）

平成22年10月15日（金） 午前9時開会

- 日程第1 認定第 1号 平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 認定第 2号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 認定第 3号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 認定第 4号 平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 認定第 5号 平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 認定第 6号 平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 認定第 7号 平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第 8号 平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳

入歳出決算の認定について

- | | | | |
|-------|-----|-----|---|
| 日程第9 | 認定第 | 9号 | 平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について |
| 日程第10 | 認定第 | 10号 | 平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第11 | 認定第 | 11号 | 平成21年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 認定第 | 12号 | 平成21年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第13 | 議案第 | 60号 | 平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第14 | 議案第 | 61号 | 平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号） |
| 日程第15 | 議案第 | 63号 | 平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第16 | 議案第 | 64号 | 平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第17 | 議案第 | 65号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号） |
| 日程第18 | 議案第 | 66号 | 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号） |
| 日程第19 | 議案第 | 67号 | 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） |
| 日程第20 | 議案第 | 68号 | 香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第 | 69号 | 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第 | 70号 | 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第 | 71号 | 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第 | 72号 | 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第25 | 議案第 | 73号 | 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第26 | 議案第 | 74号 | 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第27 | 議案第 | 75号 | 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について |

日程第28 議案第 77号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について
会議録署名議員

3番、山崎眞幹君、4番、利根健二君（会期第1日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時04分 開会)

○議長(西村芳成君) おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程はお手元にお配りしたとおりであります。

これから議案質疑を行います。

各議案は、議案質疑の後、常任委員会付託となりますので、各議員は所管の委員会に付託されていない議案についての質疑を行うようお願いいたします。

日程第1、認定第1号、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第2、認定第2号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第3、認定第3号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第4、認定第4号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第5、認定第5号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第6、認定第6号、平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第7、認定第7号、平成21年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第8、認定第8号、平成21年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)歳入

歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第9、認定第9号、平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第10、認定第10号、平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第11、認定第11号、平成21年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第12、認定第12号、平成21年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について、本案についての質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第13、議案第60号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。お尋ねします。

事業費として山田堰簡易水道影山送配水施設の移設工事実施設計委託料、幾らですか？1,000万円じゃないの、これ。1,000万円でしょうけどここに、「10,000円」に「千円」がついてるから。この数字ですわね、「10,000円」に「千円」、議案60-9ページです。1,000万円ですね、ほいたら、ごめんなさい。「1,000万円の追加により、総額で云々」となっておりますけど、理由ですけども工事設計で1,000万円ということですが、うんところ、移設をせんといかんがですか？この中身がちょっとわからんですがですけど、ちょっと具体的に説明を願えます？移設をせんといかんの、なぜ移設をせんといかんのか、その点をまずお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） お答えします。

影山配水池用地を昭和57年10月1日に地権者の方と、向う30年間の借地契約しました。向こう30年間の期限が平成24年9月30日となっております。どうしても所有者の方と30年以降の延長が、交渉を続けてまいりましたが更新できなくなりました。

て、影山配水池の施設機能そのものを新たに移設する基本設計と実施設計の委託料です。
以上です。

○議長（西村芳成君） ほかには。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 契約が更新できないと、30年で契約更新できないということですが、どうしてそういう事態になったのか。相手の理解が得られないということ等お聞きしましたが、そしたらどこに移設するのか。それと、基本設計が1,000万円というたら工事自体ですわね、工事費どんだけ要るのか、ちょっとそこら辺のところを。それから、この配水施設自体がどれだけの給水人口がおられるのか。素人考えでいったら何か無駄なお金みたいに感じるわけですが。

もう1点、そういう契約が更新できないということに対して専門家のお知恵をかりたのか。それと、あわせて、永代契約みたいなことにはなっていないわけですね、30年という期限つきということですが、ほかのそういう借地でやられているところもあるかと思えますけれども、そういうのは大丈夫なのか。ちょっと多岐にわたりますけど、ちょっと今の説明じゃあ要領を得ませんのでもう1回お願いします。

○議長（西村芳成君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） はい。お答えします。

まず、30年ということで、どうしても行政との関係、行政不信になろうかと思いますが、行政との関係がうまくいかなかったということです。今まで関係の皆様方だんだんの方々に、きのうきょう始まったことではありませんので、旧土佐山田町時代から交渉を続けてまいりましたが、30年、平成24年9月30日をもって解約したいという所有者の方の意見が変わらなかったということでございます。次に、これに係る工事費ですが、設計に、基本設計と実施設計費1,000万円、平成23年度、平成24年度の9月30日までに新たな配水池を構えるということで、工事費に約2億円を予定、予定といいますか2億円ぐらいかかりはしないかということで、幾らか安く仕上げなければならないということです。現在、この配水池を使って影山、間の一部、逆川地区と龍河洞の観光施設を含めまして現在166戸401人の方に給水されております。

○14番（山崎龍太郎君） 専門家、専門家は。

○水道課長（久保和昭君） 専門家？

○14番（山崎龍太郎君） 弁護士とか専門家に聞いたのかと、知恵を。

○水道課長（久保和昭君） 専門家といいますと法律的なことですか。

○14番（山崎龍太郎君） そうそう。

○水道課長（久保和昭君） それは若干調べましたけど、専門家には尋ねてないです。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかには。

○14番（山崎龍太郎君） いや、まだ、もう1回。

○議長（西村芳成君） 14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 済みません。普通、借家契約しても地上権みたいなものが発生しますよね、普通はですよね。ほんで、契約は平成24年9月30日で満了するということですけども、実際のところ2億円というまたお金を投じて配水施設をつくらんといかんと。今聞くにまだ場所が決まってない、これからですかね？場所が固定されてないみたいにも。それは、新たにその施設をつくるのは、いうたら市の土地なのか、また借りてやるのか、そこら辺のこともわかりませんし、それと、やっぱりこういう契約関係で30年昔、約30年近く昔に結んでるわけですからそれはいたし方ないとしても、こちらができる権利の部分ですわね、主張できる部分ですわね、相手がどういう方が私も知りませんから、今聞いたんですが、行政不信もあるということでしたけども、それはやっぱり今までやってきてもクリアできなかったものと理解した上での話ですけども、ちょっと、先ほども申したようにもったいない。この施設自体は耐用年数は来ていますの、今、まだまだ新しい？新しいということやったらそれをまた取り壊して更地にして返さんといかんとということになるがじゃないですか。そこら辺の新しくて、今までお金を入れてきて、まだ耐用年数もあるのにということで、もう少し延ばして目いっぱい使うというようなことの段取りは、専門家には聞いてないみたいなことでありましたけれども、それと、3回ですのでこれを聞いて終わりにしますがよろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） 30年間ということとAという方と契約をしまして、その更新につきましては、その時を持って更新をするのが通例ですが、ほかの施設につきましてもこういう施設、こういう契約の仕方があります。その中で一言文言を入れる、「この施設が存続する限り」という文言を入れたり、こういった30年間、20年間の区切りで更新をするというのもあります。今後につきましては、できるだけ市有地となるよう用地買収に努めたいと思っております。

ほかにもこういった事例といいますか、こういったことが出てきますと同じことになりはしないかと危惧しております。相手方に対しても憲法第29条、財産権の保障ということがありますので、財産を持っている方、こちらが借地をしておるということで、契約でその施設は存続しておりますので、やはり甲乙の関係が大事になってこようかというふうに思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。関連してお答えをさせていただきますが、詳細につきましては課長のほうからお話をさせていただきましたが、代替地といいますか替え地が決定をしていないというのは、何とか契約を残していただきたいということで最近まで交渉をずっと続けてきておりました。担当課ももちろんであります、区長も含めて本人

にもお会いをし交渉を進めてきておりましたが、期限が何せあることですので、やはりもうどっかでやっぱり、いわゆる見切りをつけなければライフラインの大変重要な施設ですので、そういう意味で今回なかなか交渉のめどが立たないという一つの見切り、そうした判断のもとに今回この配水池の工事の実施設設計の委託料の補正を計上をさせていただいておるという状況です。それで、後どこへ建てるかと、つくるかというところはまだ、何とか継続したいという思いでやってきておりましたので、その後の土地につきましてはまだできておりませんが、早急にそこの辺をまた対応していかなければならないというふうに思います。

○14番（山崎龍太郎君）　そこは買えませんの、その場所は買えませんの？まだ施設も新しいというがやったらそこは買えませんの。

○議長（西村芳成君）　龍太郎君、山崎君。

○14番（山崎龍太郎君）　ごめん、もう3回終わったき、ごめん。
（笑い声あり）

○議長（西村芳成君）　15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君）　ちょっとお聞きをいたします。

さっき課長のご答弁の中にほかにもこういうことがあり得るといふふうにおっしゃったんですが、ほかにもこういう懸念のある、期限切れがいついつまででといふふうな借地にというような施設が市内にあるのか、何か所か。

それと、行政不信ということで、交渉を続けてこられたということですが、何か地権者の方が直接の不信になった原因といふふうなことをおっしゃっておられたかどうか。中身が言いにくかったらいろいろありますので構いませんが、何か直接の原因といふものがあってそうなったのか。

それから、さっきお聞きしました工事費2億円を予定しているということですが、これ全体の額、この委託料も含めて2億円ですか。それから、取り壊して更地にせんといかんということですが、その費用も入ったの2億円ですか。

以上お聞きします。

○議長（西村芳成君）　水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君）　現在水道施設は、大体において借地での使用箇所が多く旧物部村、旧香北町、旧土佐山田町含めまして、特に簡易水道施設が26カ所ある関係で施設数も多く、個人の皆様方にご協力を願って借地契約というところがあります。土佐山田地区につきましては、すべて私有地でございます。そういう状況ですので地権者の方と信頼関係を持って今後も何とか継続していきたいということと、でき得れば市有地に購入させていただきたいというところがございます。

それと、2億円といいますのは、今、全然ゼロの段階でどこへ移設するかも決めておりません。当然のことながら用地、相手方があることで全然決まっております。ただ、高さが、標高190メートルぐらいありますので、190メートルの位置に配水池をつ

くるか、ポンプで圧送するかというところがございますので、2億円が確定したわけではございませんが新設すれば2億円かかるということと、更地にするのも2,000万円、3,000万円といったお金が要するというふうに考えております。

○15番（大岸眞弓君） 答弁漏れ。行政不信を招いたその直接の原因、何かきっかけがあるのか。中身までは構いませんけれど、それについてはどのように承知をされていきますか。

○水道課長（久保和昭君） はい。皆様方、だんだんの方々をお願いしましてご相談させていただきましたが、契約当初から行政不信、契約したときからもいろんなことがありまして、そういったことがありまして、お父様と契約しておりまして、その後、息子様に相続されたということもありまして、いろんなことを相対的に、用地として提供するの30年限りという結論を出されたこととございます。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） いや、妙に課長のご答弁がすっきりしませんが、そうすると契約、30年という期間ですので契約をされたときは今おっしゃってる方のお父様に当たる方が契約をされていたと。契約当初からなんかトラブルがあったって言いますけど、それはどういうことですか？そういうことがあったら契約できなかったんじゃないですか？それを押して契約したんですか？その契約当時のトラブルをずっと引きずっているということですか？あんまりそれはいい状況でないと思うんですけど、こういう事態になるわけですから。

それと、ほかのその26カ所についてはそういう心配がないと、円滑にいきそうなどということですか？今回の事例をよくよく教訓にせんといかんと思うのですがその辺はどうでしょうか。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） はい。前半部分についてお答えをさせていただきますが、何せ30年前のこととございますので当時の状況というものはなかなかわからんわけとございますが、契約はお父さんとなされておりましてお父さんが亡くなられております。そのときの契約状況の中で行政とお父さんとの間には何らトラブルがなくて契約がされておりますが、その後、お父さんが亡くなられた後でいろいろとお感じに、当時の契約のことをお感じになっていたのではないかなと、そういうことが行政に対する不信という形の中で今回契約が再契約できないという家族間の中での話し合いがあったというふうに認識をいたしております。そういうことでずっと前副市長の時代からでございますのでお話を、訪問を何度か、訪宅させていただきましたり交渉、お話を継続をさせていただくというようにということとしましてまいりましたが、先ほど申し上げましたように時期的なものがございますので、どこかで見切りをつけなければ支障を来すようなこととなりますので今回の状況になってきたということとございます。

○議長（西村芳成君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） はい。あとの部分のその26カ所についてですが、全員の方とお話ししたわけではございませんが、今までずっと旧町村も含めましてお互いに信頼関係を培ってきたわけですが、こういったことも、相手方が人なもので考え方も変わることもできはしないかということはおわかりますが、今のところ何ら対処といえますか対応ができない状況です。先ほども、前段話しましたとおり、やはり購入して揺るぎない施設用地にしたいという希望であり、理想でもあるというふうに考えております。以上です。

○議長（西村芳成君） 市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 借地関係というのは、往々にしてこういうふうな問題、何十年という契約をされていてもこういう問題が発生するということが今回現実的に出てきたわけでございますので、可能な限り、これも売ってくださるというお話があれば、そういうところについては積極的にやはり市有地として本市としての所有にしておくということが大変大事であるということをお改めて認識をしておりますので、今後借地につきましても、そういう売買契約ができることの話になるところがあれば積極的にやはり市有地としての用地を買収をしていくことが将来的な不安をなくすことになるのではないかなというふうに思っております。

○議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番、これで最後ですが、この工事費が大変莫大にかかるわけですが、水道料にはね返るような心配はないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 水道課長、久保和昭君。

○水道課長（久保和昭君） お答えします。

莫大な2億円、2億円が1億円になるのかちょっと流動的ではありますが、今の段階でお話できるのは2億円ぐらいかかりはしないかという話です。それと、水道料にはね返りはしないかということでございますが、実際の話、水道料は、今、製造単価、いわゆる供給単価ですが200円くらい要っております。また、回収単価、料金ですが100円くらいで不足する額を一般会計のほうから繰り入れている状況ですので当然赤字でございます。つけ加え、この2億円は補助金がございます。すべて起債で対応しなくてはならない状況ですので、今後、後年度負担がふえるということになりますと、水道料金にはね返ってくるかもしれないと思います。

（笑い声あり）

○水道課長（久保和昭君） その辺が何とも、今の段階でも赤字ですし、実際水道は企業会計でございますので、水道料金で事業を賄わなくてはならないという基本前提がありますので、後年度負担がふえるということは、お察しいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかにありませんか。

○議長（西村芳成君） はい。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第14、議案第61号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第15、議案第63号、平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第16、議案第64号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第17、議案第65号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第18、議案第66号、平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第19、議案第67号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第20、議案第68号、香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第21、議案第69号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第22、議案第70号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第23、議案第71号、香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

日程第24、議案第72号、香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。

- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 日程第25、議案第73号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、
 本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 日程第26、議案第74号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定につい
 て、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 日程第27、議案第75号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の
 制定について、本案について質疑を行います。質疑はありませんか。
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 日程第28、議案第77号、香美市過疎地域自立促進計画の策定について、本案につ
 いて質疑を行います。質疑はありませんか。
 15番、大岸眞弓君。
- 15番（大岸眞弓君） 詳しいご説明は総務常任委員会でされるということをお聞
 きをしておりますが、なお、この全体の中で簡単にで構いませんけど課長、説明をお願
 いします、中身の。簡単にで構いません。その、ちょっと全体、読んでて…。
- 議長（西村芳成君） 大岸議員、質疑で、説明じゃなしに質問をしていただきたい
 と思います。
- 15番（大岸眞弓君） いや、質問です。この中身のちゃんとした説明をお願いし
 ます。
- 議長（西村芳成君） それは委員会へ付託しますので、委員会でしますので。
 いや、事前にお渡ししてありますので自分がちょっと気がついたところ、こういうこ
 とはどういうことかということの質疑をしていただきたい。
- 15番（大岸眞弓君） いや、わかりました。
- 議長（西村芳成君） 15番、大岸眞弓君。
- 15番（大岸眞弓君） いや、構いません。
- 議長（西村芳成君） ほかにありませんか。
 「進行」という声あり
- 議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
 以上で日程第1、認定第1号から日程第28、議案第77号までの質疑はすべて終わ
 りました。各案件は、お手元にお配りしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員
 会に付託します。
 お諮りします。付託しました各案件は10月19日までに審査を終えるよう期限をつ
 けることにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。
 「異議なし」という声あり
- 議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、付託の案件は10月19日ま

でに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終わりました。

本日はこれで散会します。

(午前 9時38分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録（第 6 号）

平成 2 2 年 1 0 月 2 0 日 水曜日

平成22年第7回香美市議会定例会会議録（第6号）

招集年月日 平成22年10月4日（月曜日）

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 10月20日水曜日（会期第17日） 午前 9時00分宣告

出席の議員

1 番	有 元 和 哉	1 2 番	島 岡 信 彦
2 番	矢 野 公 昭	1 3 番	依 光 美代子
3 番	山 崎 眞 幹	1 4 番	山 崎 龍太郎
4 番	利 根 健 二	1 5 番	大 岸 眞 弓
5 番	爲 近 初 男	1 6 番	片 岡 守 春
6 番	千 頭 洋 一	1 7 番	石 川 彰 宏
7 番	濱 田 百合子	1 8 番	竹 内 俊 夫
8 番	山 崎 晃 子	1 9 番	前 田 泰 祐
9 番	織 田 秀 幸	2 0 番	山 本 芳 男
1 0 番	比与森 光 俊	2 1 番	小 松 紀 夫
1 1 番	竹 平 豊 久	2 2 番	西 村 芳 成

欠席の議員

な し

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市 長	門 脇 慎 夫	商工観光課長補佐	野 島 順 奈
副 市 長	明 石 猛	下 水 道 課 長	佐々木 寿 幸
会計管理者兼会計課長	野 島 恵 一	環 境 課 長	横 谷 勝 正
総 務 課 長	法光院 晶 一	ふれあい交流センター所長	田 中 育 夫
企 画 課 長	濱 田 賢 二	健康づくり推進課長	几 内 一 秀
庁舎建設担当参事	前 田 哲 雄	地 籍 調 査 課 長	竹 内 敬
財 政 課 長	後 藤 博 明	林 政 課 長	舟 谷 益 夫
収 納 管 理 課 長	阿 部 政 敏	《香北支所》	
防 災 対 策 課 長	吉 村 泰 典	支 所 長	二 宮 明 男
住 民 課 長	山 崎 綾 子	地 域 振 興 課 長	今 田 博 明
保 険 課 長	岡 本 明 弘	《物部支所》	
税 務 課 長	高 橋 功	支 所 長	岡 本 博 臣
福 祉 事 務 所 長	小 松 美 公	地 域 振 興 課 長	西 村 博 之
農政課長兼農業委員会事務局長	中 井 潤		

【教育委員会部局】

教 育 長	時 久 恵 子	幼保支援課長	山 崎 泰 広
-------	---------	--------	---------

教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 田 島 基 宏
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 小 松 清 貴 議 会 事 務 局 書 記 野 邑 裕 永

市長提出議案の題目

- 認定第 1 号 平成 2 1 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2 号 平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3 号 平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4 号 平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5 号 平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6 号 平成 2 1 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7 号 平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 8 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 9 号 平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 0 号 平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 1 号 平成 2 1 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 1 2 号 平成 2 1 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第 6 0 号 平成 2 2 年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 1 号 平成 2 2 年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 6 3 号 平成 2 2 年度香美市老人保健特別会計補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 4 号 平成 2 2 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 1 号）
- 議案第 6 5 号 平成 2 2 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 2 号）

- 議案第 66号 平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
- 議案第 67号 平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 議案第 68号 香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 69号 香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 70号 香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 71号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 72号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 73号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 74号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 75号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について
- 議案第 77号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について

議員提出議案の題目

- 決議案第 1号 議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 決議案第 2号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について
- 意見書案第 14号 子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書の提出について

議事日程

平成22年第7回香美市議会定例会議事日程

(会期第17日目 日程第6号)

平成22年10月20日（水） 午前9時開会

日程第1 諸般の報告

1. 市長の報告

(1) 専決処分事項の報告について

報告第 20号 香美市鏡野中学校耐震改修工事（建築主体工事）に係る請負契約の一部を変更する契約の締結について

報告第 21号 市民グラウンドでの場外ファールボールによる事故の損害賠償額の決定について

日程第2 認定第 1号 平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第3 認定第 2号 平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第4 認定第 3号 平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第5	認定第	4号	平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第6	認定第	5号	平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第7	認定第	6号	平成21年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第8	認定第	7号	平成21年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第9	認定第	8号	平成21年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第10	認定第	9号	平成21年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について
日程第11	認定第	10号	平成21年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
日程第12	認定第	11号	平成21年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第13	認定第	12号	平成21年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について
日程第14	議案第	60号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
日程第15	議案第	61号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
日程第16	議案第	63号	平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）
日程第17	議案第	64号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
日程第18	議案第	65号	平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第2号）
日程第19	議案第	66号	平成22年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）補正予算（第1号）
日程第20	議案第	67号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
日程第21	議案第	68号	香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について
日程第22	議案第	69号	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第23	議案第	70号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例の制定について

日程第24 議案第 7 1 号 香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第25 議案第 7 2 号 香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第26 議案第 7 3 号 香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

日程第27 議案第 7 4 号 香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

日程第28 議案第 7 5 号 香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について

日程第29 議案第 7 7 号 香美市過疎地域自立促進計画の策定について

日程第30 決議案第 1 号 議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について

日程第31 決議案第 2 号 行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について

日程第32 意見書案第 1 4 号 子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書の提出について

日程第33 閉会中の所管事務の調査について

会議録署名議員

3 番、山崎眞幹君、4 番、利根健二君（会期第 1 日目に会期を通じ指名）

議事の経過

(午前 9時00分 開会)

○議長（西村芳成君） おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

議事日程は、お手元にお配りしたとおりであります。

日程第1、諸般の報告を行います。

初めに、本日、議会運営委員会が開催され、議会運営委員会委員長から協議結果の報告書の提出がありました。委員長の報告はいたしません。

次に、市長より地方自治法第180条第1項の規定により専決処分事項について報告第20号、報告第21号のとおり報告がありましたのでお手元に配付しておきました。

これから、報告第20号、報告第21号の専決処分事項の報告について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

16番、片岡守春君。

○16番（片岡守春君） 報告第21号ですけど、これはそういうことが今までもあったのかということと、そういうことがあった後の対応は、やっぱりフェンスを上げるとか何とかしたのか、そこのあたりをお願いします。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 報告第21号についてご説明をいたします。

こういった、過去にあったのかというお尋ねでございますけれど、学校の先生に、これはクラブ活動の野球ですけれどそのときに起こった事故でございます、学校の先生にこういったことが日常あるかどうかということをお聞きいたしましたところ、球が飛び出るのは年に一、二回あるということでございます。そして、実際そういった被害状況があったかということにつきましては、過去に実際はあった模様です。その何回かということ、なかなか先生も入れかわりますのでわかりかねますけれど、そのときは、ただ、そういったお話だけで過去には済んでいたようでございます。今回は、今回事故に遭われた方が当たったけどどうしようというご相談があったようでございまして、それならそういった、こういった保険のほうで対応いたしましょうかということのでやったところでございます。

それから、このボールが飛び出さないようにするということにつきましては、ネットがちょっと低いということが、それとグラウンドが狭いということでございますので、根本的に施設そのものの全体を見直さないかということになってきます。プールのほうも新たにつくるという計画もできておりますので、今すぐその広さがまたプールの部分、確保できたら実際飛び出るかということも判断してからですねネットを上げる必要があるかどうか、そういったことも今後検討していきたいと、このように思っておりますのでよろしく願いいたします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

15番、大岸眞弓君。

○15番（大岸眞弓君） 15番です。

報告第21号の件で関連ですが、その狭くて、それからネットもちょっと低いのではないかと。今お聞きましたらそのクラブ活動の野球程度でそういうふうにボールが飛び出るといことが、社会人の方もあそこで夜間使ったりすることがあるかと思うんですけど、これたまたま車のサイドミラーで済んでおりますが、ひょっと通行中の小学生の子どもさんの頭に当たったとか、そういうことがないとも限らないと思うんですよね。応急的にも何か飛び出さないような手当てができないもんなのか、起こった後では遅いと思いますので、そういう点はかなり慎重に対応せんといかんのじゃないでしょうか。

○議長（西村芳成君） 生涯学習課長、田島基宏君。

○生涯学習課長（田島基宏君） 大岸議員さんのご質問にお答えいたします。

社会人は、野球はまず市民グラウンドではやっておりません。ソフトボールをやっておりますので、野球の小さい球は軽いですがソフトボールはかなり重いですので、飛び出すという確率はまずほとんどない状況でございます。それが飛び出したということをまだお聞きしたことは、僕が来てからは特にお聞きしておりません。

それと、ご心配された点ですけれど、やっぱりネットを、あれをまた張りかえてするというとすごく、億単位のお金が要るようでございますので、担当がちょっと調べてみますと非常に高額になってきます。ほんで、緊急にやるとなっても継ぎ足してポールを上を上げるといことになってもまた風の、結構風をあれネット受けますので非常に倒壊の恐れも出てきますし、それから、ピッチ数が、ちょっと距離がありますので、5メートル間隔とかあればいいですけど10メートルとか12メートル離れている部分もございまして、総合的に対策しないとなかなか、応急的なものはちょっと無理かと思われま。それで、練習方法を学校のほうでちょっと工夫を現在ではしていただいているべくボールが飛び出さない位置から打撃練習をすとか、そういった形でちょっと先生方とも話をして、今後どのように練習していくかということもちょっとやっていきたいと、このように思っておりますのでよろしくお願いたします。

○議長（西村芳成君） ほかに質疑はありませんか。

14番、山崎龍太郎君。

○14番（山崎龍太郎君） 14番。

報告第20号について少しお尋ねしますが、実際変更理由書が13まで書かれているわけですが、この中で3番目のこの「タンク設置工事において、既存の基礎では形状・寸法が合わないため、新設設計工事の追加を行う。」ということですが、実際のところこれにどれだけのお金が要ったのかと。これ3番目の項目だけで結構ですが、こういうことが最初から見込めなかったのか、その点についてお尋ねします。

○議長（西村芳成君） 学校教育課長、和田 隆君。

○学校教育課長兼学校給食センター所長（和田 隆君） はい。山崎議員のご質問に

お答えいたします。

3番のこの件ですけれども、高架タンクを新たに設置するというので、既存のものはあったんですけど、そのはりとはりを合わせて強度を強めるというような構造に既存のものになってなかったんで、それに合わせて3本の空間に浮かすようなコンクリを打つような基礎工事を行いました。費用は13万5,917円となっております。

以上です。

○議長（西村芳成君） ほかには。ほかに質疑ございませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。

以上で報告に対する質疑を終わります。

日程第2、認定第1号、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第29、議案第77号、香美市過疎地域自立促進計画の策定について、以上28件を一括議題とします。

これから各常任委員会の委員長の報告を求めます。総務常任委員会委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長（島岡信彦君） おはようございます。島岡信彦でございます。今期第7回定例会におきまして総務常任委員会が付託を受けました案件につきまして、審査の経過と結果をご報告申し上げます。

付託を受けました案件は、認定第1号、議案第68号、議案第72号、議案第73号、議案第74号、議案第75号、議案第77号であります。

まず、認定第1号、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案については継続審査を希望する意見があり、閉会中の継続審査といたしました。

議案第68号、香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部から提案理由の補足説明を受けた後、質疑に入りました。

「財政上必要となった場合というのはどういったことを想定しているのか。また、確実な繰戻しの方法とは。」という質疑に、「簡単に説明すると4月、年度当初、税が入らないとかいろいろな状況があり資金繰りができない状況がある。そのときに一次的に借りる予算に限度を決めている。それを使わずに現在、基金がいろいろあるのでそれを運用して、今度予算が確保できたときに戻すという利率を低く抑えるという形をとっている。今回提案した部分につきましてその条文が抜けていた。」との答弁。次に、「それは今までしてきたことか。」ということ、「基金がいろいろあり、その他の基金についてはこの条文があるのでそういう使用をしている。」「基金を使える限度額は。」という質疑に、「基金の限度額はない。必要な部分だけを、普通の家庭で言えば預金ですので崩して使う。そういった概念で言えば、できたらまたそれに入れるというわけですので中の会計上の動かし方だけである。」と答弁。次に、「期間及び利率を決めると、国保など今までやっていたと思うが、実際利率というのは決めていたか。それと、実際この項目がなかったということですが、現実的に条例改正が来たときに、庁舎

建設のためとかと思うのですが、そういう関係ではないか。」という質疑に、「銀行で借りるのを避けるため利率は実際ない。そして、これは庁舎建設には関係ない。」次に、「関連したことになるが、基金は平たく言えば預金と、預金を必要なときは会計簿に入れるということになる。こういったうがった見方を言うのは失礼かもしれないが、あくまでも一般会計上でそういった認識でよろしいか。というのは、特別会計もあるように確実な繰り戻しの方法という条文がある。これに関係して問うが、一般会計は今も言われるようにそれを内部留保しておいたものを充てて使うということですが、行政の場合、特別会計というものがある。特別会計は一部の水道会計以外はほとんどで赤字で運営されているということだが、一般会計のほうで預金を取り崩しそして特別会計のほうに持っていくと考えざるを得ないことはどのように考えておられるか。」という質疑に、「経常的には赤字とかそういったものに補てんするものでない。資金繰りだけの問題ですからそういった問題は発生してこない。一般会計が対象になり、処理は会計課のほうやるからそういった心配はない。」という答弁。

以上の質疑、答弁、討論の後、採決の結果、全員賛成により議案第68号は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

次に、議案第72号、香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部から提案理由の補足説明を求め質疑に入り、「残土処理場が何カ所あるか、受け入れ容積は、また使用料は、その3点について。」という質疑に対し、「市内には吉野残土処理場を加えて香北地区に1件、物部地区に4件あります。香北地区の説明は省かせてもらうが、物部地区の4カ所については、五王堂残土処理場、宮ノ瀬残土処理場は満杯になっており入る余地がない状態になっている。押谷残土処理場につきましては、まだ2万立米ぐらい余裕があるかと思う。使用料は、押谷のほうは主に林道の残土を受け入れているので量までは押さえていない。削除するという堀田残土処理場については、平成18年度橋ができた関係で平成19年度あたりから運用されている。今までの使用料からはじき出すと2万立米の残土が入ってきていると思われる。料金につきましては、1立米398円に消費税をかけたものであるので1立米当たり417円だ。」という答弁。次に、「吉野残土処理場には管理者がおり台数や日にどれぐらい行っているかを把握していると思うが、これからどのような方法で料金を徴収するのか。」という質疑に、「業者に申請をもらう。添付書類として県からの発注であれば県からの書類を確認して許可を与え、最終的に変更があれば修正してもらい、その設計書の控え等を明示してもらってその積算金額を決めている。現地へ行って職員が立ち会うことは行っていない。」と答弁。次に、「堀田残土処理場は2万立米の残土が行っているが、その残土はほかに持っていくのか。」という質疑に、「造成につきましては、会社と打ち合わせをしている。今の状況の高さで整地をしたいと打ち合わせを行っている。若干、西のほうが低いわけで小山も残っており、2万立米の残土処理の土で造成し、極力安い方法で造成を行う予定。」との答弁。

以上、質疑、答弁、討論の後、採決の結果、全員賛成により議案第72号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これから議案第73号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、まず、執行部から提案理由の補足説明を求め質疑に入り、「ホームページに載せる場合、更新はどのようにするのか。」という質疑に、「定時募集は今までのとおりです。随時募集の場合は、常時更新していく。」との答弁。また、「更新をするのは総務が行うのか。」という質疑に、「財政の住宅係が行い、企画のほうで認定して更新する。」次に、「香北、物部を中心に考えているが、山田の場合も同じように空き室が出たらホームページ載せて早急に手だてを打つのか。」という質疑に、「随時募集と定時募集は併用ですので混同されると困ります。山田の場合も香美市全体で空き室が出たときは定時募集にかけます。その時に入居者が決まらないときは、以後、随時募集にかかります。たまたま栃ヶ丘というところでは数年来空き室になっており、何とかしなければならないと懸念のもとでこれに踏み切りました。こういったやり方は県営住宅なども最近始めました。基本的には財産を遊ばさないということです。」との答弁の後、以上、質疑、討論の後、採決の結果、全員賛成により議案第73号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これから議案第74号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを、まず、執行部から提案理由の補足説明を求め、質疑に入り、「固体酸化物型燃料電池とは何ですか。」との質疑に、「燃料電池というのは、水素などの燃料電池を聞いたことがあると思いますが、水素から電気をつくる装置そのもののことを燃料電池と言います。水を電気分解すると水素と酸素に分かれますが、燃料電池はその逆の発想で水素などのガスを酸素と反応させることによって、それに電子的に電気が発生するのが原理であります。固体物とかリン酸化というのは電解をするときの物質名で、固体高分子形というのは高分子、リン酸というのはリン酸水溶液、熔融炭酸塩型というのは炭素塩、固体酸化物型というのは固体酸化物でありまして酸化物はいろいろあります。燃料は水素、天然ガス等使われます。」との答弁であります。次に、「その大きさはどのぐらいとなるか。そしてそれは何に使うのか。」という質疑に、「使用方法としては、太陽電池より一歩進んだ家庭用の電源として十分なり得る。現在市販されているものもあり、一般家庭の年間電気消費量の6割程度を賄えるというところまで進んでおります。ちなみに香美市では設置されておらず、今後設置する可能性があるので条例を整備するところです。設備をつけるのに350万円ぐらいで、140万円の補助がありますので200万円ぐらいで設置できます。それをつけてやることによって燃料がガスなので環境に優しく、年間の電気消費量の6割を賄えます。近いうちには個人の負担も100万円ぐらいになると思います。」との答弁。

以上、質疑、答弁、討論の後、採決の結果、全員賛成により議案第74号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第75号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について、まず、執行部から提案理由の説明を求め、質疑に入りました。

「6月にヘリポートができたということだが、もっと早く条例を制定する必要はなかったか。また、利用されている点は。」という質疑に、「他の地域に倣って条例を制定した。6月6日に高知県総合防災訓練がありまして、そのときに神池地区が孤立して、けが人等が出たということで自衛隊のヘリコプターが医療医薬品を輸送する訓練が行われました。それ以後の緊急時の使用とかはありません。」との答弁。次に、「施設の維持管理はどうなっているか。」との質疑に、「管理は特に草などは様子を見ながら職員が草刈りに行くかもしれませんが、地元へ委託をするかもしれない。今のところ様子を見ている。」との答弁。次に、「今後のヘリポートの予定は。」との質疑に、「香美市は広く山間地が多いので順次適地を見つけてつくっていきたいと思います。過疎の関係とか中期財政計画とかの関係でいつつくるかはわからない。日ごろから適地を探して手前から航空隊などに相談した上で予算をつけていきたいと思います。」との答弁。

以上、質疑、答弁、討論の後、採決の結果、全員賛成により議案第75号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これから議案第77号、香美市過疎地域自立促進計画の策定について、まず、執行部から提案理由の補足説明を求め、質疑に入りました。

「102事業と言いましたが、実際この計画に使われていない事業はできないという認識でいいのか。概要の説明の中で、ソフトの関係で金融措置と法による措置の関係で中小企業に対する資金の確保とかの関連のことも書いてあるが、ただし、具体例としては記載されていないように思えるが、促進計画に諮ってなければ5カ年間できないという認識でいいのか。」との質疑に、「過疎計画については議決案件でございまして、当然変更して新しい事業を入れるということは可能である。これに記載がされていない事業につきましても必要であるとなってくると議会のほうに諮り計画を変更する。」との答弁。「優先順位はあるのか。」という質疑に、「計画を認めていただいた後、事業をどう取り扱うのかという話になる。その際、そのときの予算の状況もあるし、過疎債については、どれだけの割合が充てられるかどうかというものもありますのでその段階で見ながら優先順位をつけて調整していく必要はあるだろう。」との答弁。「香美市第1次振興計画の5カ年進捗状況の中間取りまとめと各種事業について、成果の結果が出ております。当然12ページ、基本目標の関連と5カ年計画の進捗状況はリンクさせて考えるものと思っているが、過疎計画を立てた期間中にすべてとは言えないが、ランク別に分けて限りなくAに近いような方向に持っていく計画を立ててこそ初めて基本目標が現実味を帯びることになると思う。この期間にAに近づくような施策を過疎計画の事業債でやっていただきたいというふうに考えるが。」という質疑に、「振興計画にかかわる中間取りまとめのランクづけは、議会中にも説明したとおり所管課の自己評価である。総じて実施するために計画を立てているはずであるから前向きに取り組み、評価を上げ

ていく努力は必要だろうと考えている。すべての行政計画、今回の過疎計画も含めて振興計画が前提で、振興計画に沿っての過疎計画でもあり、事業が実施されている。」との答弁。次に、「促進計画にソフト事業が追加されたと、今までの自立促進計画については、ハード面が主としてあったと、ハード事業では国も限界に来たと認識して結局ハードからソフトへと事業も追加した。市にとっては非常に心強いものがある。特にそういった面からソフト事業について、企画力を含め市の執行部の皆さんの知恵の出どころが問われるのではないかというふうに思う。ハード事業で終わるのではなく、そこから先のソフト事業面に手を伸ばしていかないと、せっかくの事業計画も十分に実現化できないものではないかと思う。そういった面でのソフト事業でこれといった具体提案があれば示してもらいたい。」という質疑に、「今回の法改正によりソフト事業が対象になった。これまでの過疎計画については中心にハードがあったが、ハードの片側にそれを生かすソフトがなければ事業として計画的には生かし切れないだろうということで今回ソフト事業が対象になったと考える。しかし、ソフトに充てられる充当は計算式が決められている。香美市の場合は1億1,000万円が上限だったと思うが、年々その範囲でソフト事業をやっていかなければならない。ソフト事業はアバウトに書かれておるということだが、実際どんなものに考えているのか、知恵を出せというところであり、今回県との協議の中でもある程度、事業を絞ってこいということなので、書き方も事業名がついています。」との答弁。次に、「事業の枠内の範囲であれば、香美市全体で画一的に当てはまるのではなく、その事業の中でも地域へおさまるといふところの地域特性に配慮して動かしていただくのが非常に大事である。地域のニーズにこたえるような対策をとってその事業を生かしていくということで、初めてそれが全体の過疎計画の実現に通じていくというふうに思います。そのあたりを強く求めて聞きたいが。」との質疑に、「起債を受けて事業をする、特にこの過疎債については、市の独自性を生かせるようなものに活用するということが一つの趣旨である。そのような目的で使われるべきであると考えている。ご指摘を受けたことに関しては、今後の事業展開、財政計画を含めまして事業の推進に努めていきたいと考えている。」との答弁がありました。

以上、質疑、答弁、討論の後、採決の結果、全員賛成により議案第77号は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

これで総務常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、教育厚生常任委員会委員長、依光美代子君。

○教育厚生常任委員会委員長（依光美代子君） おはようございます。13番、依光美代子でございます。

今期定例会に教育厚生常任委員会が付託をされた案件は、認定第6号、認定第7号、認定第8号、認定第9号、認定第10号、議案第63号、議案第64号、議案第65号、議案第66号、議案第67号、議案第69号の11件であります。以下、審査の経過と結果を順次ご報告いたします。

認定第6号から認定第10号までの5件の議案については、平成21年度のそれぞれの特別会計歳入歳出決算の認定であるので、引き続き慎重審査の必要を認め、継続審査にすべきと決定いたしました。

次に、議案第63号、平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部から提案理由の補足説明を受け、質疑に入りました。

「議案63-9ページの償還金とはどういうものか。」との問いに、「償還金とは平成21年度のもらい過ぎを精算により返還するものである。」次に、「償還金は今回で最後の精算となるのか。もし、精算が残るとすれば、老人保健特別会計は平成22年度で終わるが会計処理はどのような扱いになるのか。」との問いに、「精算はほぼ最後と思われる。過誤や監査により間違いが見つければ、後年度に返還の可能性はある。会計処理は、平成23年度以降は一般会計で行う。3款、民生費の1項、社会福祉費の中の4目、老人福祉費に入る。」と答弁。

以上で質疑、討論終え、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

議案第64号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「議案64-12ページの一般被保険者療養給付費の財源区分の変更について。」の問いに、「この変更は、議案64-8ページの前期高齢者交付金の本年度の概算の確定による増額である。この財源は議案64-12ページ、議案64-13ページ、議案64-15ページの一般財源から予定をしていた財源を変更するものです。」「前期高齢者の基金を構成している団体を聞く。また、国保の割合は医療給付費の額に応じて決まるか。」の問いに、「団体構成の把握はしていないが、すべて入っていると考える。また、65歳から74歳までの人が使った医療分がすべて入ってくる。」との答弁でした。次に、「議案64-12ページの一般被保険者療養給付費の補正が今回はゼロであるが、当初予算でおさまると考えるのか。」の問いに、「毎年、医療費は若干伸びているので、それを見込み予算を立てているので予算の範囲内であろうと考える。」続いて、「議案64-11ページの連合会負担金の増額理由について。」の問いに、「従来の高知県独自のレセプトのシステムを全国統一した電子レセプトシステムに県内すべて変更するものです。負担金はレセプトの件数割合による。システムの最適化により、機器の更改ということで、全額7ページの財政調整交付金として入り、トンネルで連合会負担金として出すものである。」「議案64-14ページの後期高齢者支援金が6,689万円減額となっているがこれで確定か。」の問いに、「平成22年度の概算が確定したので減額するものである。」と答弁。

以上で質疑、討論を終え、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

議案第65号、平成22年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第

2号)を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「議案65-8ページの1目、第1号被保険者保険料の18万4,000円の内訳について聞く」「議案65-16ページの委託料60万円に対する国と県と保険料の財源配分である。」次に、「議案65-16ページの委託料60万円は、この保険料18万4,000円とあとはどのようになるのか。」との問いに、「保険料と国庫支出金と県支出金を充てている。保険料は調整ですので、一般職員の共済費などを保険料で調整した。」と答弁。

以上で質疑、討論を終え、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

議案第66号、平成22年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)を議題とし、執行部より提案理由の補足説明を受け、質疑に入りました。

格段の質疑もなく、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

議案第67号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とし、執行部より提案理由の説明を受け、質疑に入りました。

「議案67-3ページの繰越金とは前年度の繰越金か。」の問いに、「前年度からの繰越金である。」と答弁。

以上で質疑、討論を終え、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

議案第69号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部より提案理由の補足説明を受け、質疑に入りました。

今回新設されるあけぼの保育園ということで、さまざまな質問がございました。「あけぼの保育園の工事の進捗状況と今後のスケジュールについては。」「基礎工事はほぼ終了し、進捗率は20%です。建物は今月末より建ち上げ、11月中下旬ごろより一部内装に入る予定である。」「保育所により保育時間に違いがある。あけぼの保育園となかよし保育園はともに新設の大規模の保育園なのに保育時間に1時間の差がある。延長時間は全園で統一をすべきでないか。」の問いに対し、「香美市すこやか子育てプランでそれぞれの保育所に特色が示されている。なかよし保育園では子育て支援センターの併設、あけぼの保育園では7時から19時までの長時間保育を行うこととしている。プランの中では大きく統一したサービスを2つ掲げ、保育時間は11時間保育の統一と全園でゼロ歳児保育受け入れを示している。保育時間ではあけぼの保育園ではさらに12時間保育を示しており、香美市の場合、就労の場は高知市が多く、保護者より延長保育を望む声が多くあり、その受け入れをあけぼの保育園で行うとしたのである。全園で同じ保育時間、11時間保育が基本であります。それに対応するには予算はともかく人的配置が難しい状況である。」次に、「人的配置が難しいと言われながら、あけぼの保育園で長時間保育の対応はできるのか。」の問いに、「保育園の職員配置は園児募集の決定後に決めている。正職を基本とし、園児の増減により臨時で対応をしている。しか

し、年々臨時雇用が困難になってきているが、できるだけ受け入れができるよう職員の配置をしている。」「じんざんやさくら保育園の今後の利用と新改保育園の将来の見込みをどのように考えているのか。」の問いに、「じんざん保育園は、借地ですので廃園とともに更地にして地権者に返す。さくら保育園は、売却を予定しているが時期などについては検討中である。新改保育園については、プランの中で新改と片地保育園の方向性は残る園として位置づけをされている。園児数の動向を見ていきますが、全員の子どもが大きい園を希望するとは限りませんので、選択肢として残る園と考えている。」

「保育園の出入り口について聞く。南北であれば北側は危険ではないか。東側にできないか。」の問いに、「出入り口は南北から侵入できるがメインは南側である。東側は車の侵入はできない。北出入り口は園児が秦山公園や土佐山田スタジアムなどの利用時に使用、あと地元住民が園を利用するときなどの利便性などを考えている。また、運動会するときなどは、出入り口はアンカー式となっておりますのでアンカーを上げて車の進入を避防ぐようにしている。」。

以上で質疑、討論を終え、採決の結果、全員賛成をもって可決すべきものと決定しました。

以上で教育厚生常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 次に、産業建設常任委員会委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員会委員長（千頭洋一君） 改めまして、おはようございます。6番、千頭でございます。

10月15日、出席委員7名であり、定足数に達しておりましたので、今期定例会において産業建設常任委員会を開催しました。付託されました審査事件は、認定第2号、認定第3号、認定第4号、認定第5号、認定第11号、認定第12号と議案第60号、議案第61号、議案第70号及び議案第71号の認定6件、議案4件の計10件で審査を慎重審議に行いましたので経過と結果につきまして順次報告いたします。

まず、認定第2号、平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、本案につきましては、継続審査を希望する意見があり、これを諮り全員賛成で認定第2号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、認定第3号、平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、本案につきましては、継続審査を希望する意見があり、これを諮り全員賛成で認定第3号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

認定第4号、平成21年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、本案につきましては、継続審査を求める意見があり、これを諮り全員賛成で認定第4号は、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

次に、認定第5号、平成21年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、審査を行いました。

結果、本案につきましては、継続審査を求める意見があり、これを諮り全員賛成で認定第5号は、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、認定第11号、平成21年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部から決算報告書等の補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑といたしましては、「損益計算書の雑収益、雑支出とはどういうものか。」ということに対しまして、「雑収益は不用品の売却収益、いわゆるメータの売却と、雑収益である。」と答弁。「水道会計の供給単価及び給水原価は幾らか。」の問いに対し、「供給単価は、料金から回収、単価101円41銭で、給水単価、これは原価の単価でございますが80円85銭で、上水道会計では供給単価が給水単価が多いので黒字、一方、簡易水道では逆転している。」との答弁。「流動資産が多いが運用はどういうところになっているのか。」との問いに対しまして、「現金預金2億2,054万4,083円あり、貯蓄の方法は有価証券で、いわゆる株券で国債を1億8,422万1,732円である。」と答弁。「繰上償還リスクの分散について。」の問いに対して、「一般会計同様、諮っている。繰上償還6%、7%が上水道では該当になりやっていますが、5%台は事業に合わないので残っている。」と答弁。「新しい水源確保は、既に見つかっていないといけないのではないか。」との問いに対し、「新水源は、平成初期のころから土佐山田町井戸2本、戸板島と北本町にある予備水源1本の3本で土佐山田町、約1万1,000人の方に給水をしている。どうしても水が足りないということから、平成初期から新水源1本か2本かわからないが足りない水の供給をすることということで新しい水源、新水源という政策を考えて今日まで来ている。平成18年の国の水道ビジョン、基本計画を経て、今までは上水道と簡易水道が分かれていたが、水道施設として日本の水道普及率97.5%になっており、2.5%の方が水道の恩恵を受けていない。今後は、経営基盤を平成28年度をめどに散らばっている水源を1つに統合しなさいという指導により、香美市水道基本計画、ビジョンを作成した。その中で今まで新水源とやっていたが、計画としては明年度にもしなければならぬ。水が足りないので絶対にやらなければならないという方向で水道審議会に諮り進めていきたい。」と答弁。次に、「水道料金の未払い、ストップしている家庭の状況は前年度と比較してどういうことか。」に対して、「監査報告に示してあるように各年度、3月31日の未収額として記載してある。水道会計は企業会計であり出納閉鎖期間がなく、収納率として92.11%、過年度に対しては90.58%である。実際には簡易水道特別会計と合わすと99.6%であり、おおむねいただいている。転居等もあり100%にはならない。」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑、討論なしと認め、採決の結果、認定第11号は、全員賛成をもって原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、認定第12号、平成21年度香美市工業用下水道事業（後に「水道事業」と訂正あり）会計歳入歳出決算の認定についてを議題とし、執行部より提案理由の補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑といたしましては、「営業費用があり、実際は水を使わなくても原水及び送水費、配水及び給水費があるのは、使わなくても水を流していないといけないのは機械が傷むためであるか。」との問いに対し、「お見込みのとおりであり、水を使わなくても週2回ぐらいは水を上げてタンクにためている。」との答弁。「平成18年度7月より給水を開始したが、平成19年4月より給水を停止としたとあるが、一度使ったことがあるか。」の問いに対して、「一度使ったと言おうか、おつき合いで使っていたということがある。」と答弁いたしました。「工業用水の水源は簡易水道の水源と近いが、目的があって工業用水としてつくられているのもう今は利用されていないと。2億円を予定しての新しいところを見つけるものがあるが、その場所に給水施設があるので使えないか。」と問いに対して、「工業団地であるので、工業用水が必要で設置したが使用者がいない。簡易水道の配置、高さは170メートルでその高低を利用して使う。あそこは高さが低いので代替はできない。」と答弁。「高さの問題であればポンプアップで圧力をかけてやることができる、どうか。」の問いに対して、「日量1,000トン、非常に魅力であるが、何分にも工業用水として設置をしているのが、工業団地が満杯になってからの検討でも。」との答弁。「満杯になってから工業用水が要らないときはどうするのか。」との問いに対し、「この事業に使った事業費2億5,500万円はすべて起債発行でやっている。目的外使用になるので繰上償還として無駄な施設にはしたくない。」との答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑、討論なしと認め、採決の結果、認定第12号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、認定第60号（後に「議案第60号」と訂正あり）、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とし、執行部からの提案理由の補足説明後、質疑に入りました。

結果、ほかに質疑及び討論なしと認め、採決の結果、議案第60号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第61号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とし、執行部からの補足説明の後、質疑に入りました。

出されました質疑といたしましては、「下水道維持管理負担金の処理単価が1立方当たり39円から45.86円になっている理由は。」「処理単価は流入量を排出基準に合わす段階でさまざまな処理をしていく。例えばエアーを増加するとか、コンプレッサーの追加をするとか、薬をふやしてとか、BODが200とか400で入ってくるものを東部流域下水道では2ppmに押さえるので薬品等を加えて微生物を活性さすなど入ってくる水質によっていろいろと方策を探り単価が常時動いている。平成21年度はト

一タールで当初39円ぐらいでいけるだろうと予想していたが、1立方当たり45円86銭になった実績に伴うものであり特に大きな施設をつくったとかいうものではない。」と答弁。「水洗化の進んだ理由は。」の問いに対し、「香北町、土佐山田町の職員に未接続者がいると住民からの指摘もあり、処理区域内の未接続者に対して面接調査をし、強力に加入推進をお願いし順次接続をしていただいている結果である。」と答弁。

以上の質疑をもって、ほかに質疑及び討論なしと認め、採決の結果、議案第61号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第70号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部から補足説明の後、審査を行いました。

出された意見といたしまして、「教育運動施設が削除されているが、これは使えなくなったのか、なくなったのか。」の問いに対し、「使っていたテニスコートがあり、これを削除するものである。」と答弁。「コンサルタントが2回入り今も入っていると思うが、何らかの事業の前進があったか。」の問いに対し、「経営診断をし職員の待遇等いろいろの話し合いをし経営改善に努力している。」と答弁。「この施設に4,000万円ほど投入しているが、今後の見通しは。」の問いに対し、「平成18年度599万円、宿泊利用者3,667名、平成19年度1,979万円、3,413名、平成20年度1,377万円、3,472名、平成21年度1,485万円、3,994名と、施設は古くなってきているので、同様な施設もできてきたので利用者は減ってきていると。開業当初は9,400名ぐらいほどの宿泊利用者があったが、現在ではその3分の1ほどになっている。経営努力だけではどうしても、ならない。利用者増の方策についても、自衛隊家族と及び割引協定、取引業者、納入業者と宿泊料の10%の利用割引協定をしているが、とにかく利用者に来ていただかなければならない。」と答弁。

以上の質疑を経て、ほかに質疑及び討論なしと認め、採決の結果、議案第70号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議案第71号、香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とし、執行部からの提案理由の補足説明の後、審査を行いました。

出されました質疑といたしましては、「指定管理者が利用料金を減免することは、あらかじめ市長が定めた基準によるものとする」とあるが、条例に記載すべきではないか。」の問いに対し、減免に関しては、キャンプ場の管理及び運営に関する規則第134号の第5条に記載してある利用料減免箇所を朗読、説明し答弁いたしました。

以上の結果、質疑及び討論なしと認め、採決を行い、議案第71号は、全員賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で産業建設常任委員会の報告を終わります。

○議長（西村芳成君） 暫時ちょっと休憩します。

(午前 9時53分 休憩)

(午前 9時54分 再開)

○議長(西村芳成君) 正場に復します。

常任委員会委員長の報告を終わります。

これから常任委員会委員長に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、矢野公昭君。

○2番(矢野公昭君) 総務委員長にお伺いをいたします。

議案75-1なのですが、第4条の2行目、「遭難救助活動、救助活動その他緊急を要する活動の場合」とありますけれども、その他緊急を要する活動とはどのようなものを想定されているのか、議論はされたんでしょうか、お聞きをいたします。

○議長(西村芳成君) 12番、総務常任委員長、島岡信彦君。

○総務常任委員会委員長(島岡信彦君) 済みません。議案第75号のヘリポートの設置についてであります。条例の時期、それと利用状況、それと維持管理と今後の建設予定の以上の4点しか質疑はございませんでした。

○議長(西村芳成君) ほかに。

「進行」という声あり

○議長(西村芳成君) 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議長(西村芳成君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号から認定第10号までを一括して採決します。

認定第1号から認定第10号までの議案については、各常任委員長から閉会中の所管事務の調査の申し入れがありました。

お諮りします。常任委員長からの申し出のとおり継続審査とすることにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長(西村芳成君) 異議なしと認めます。よって、認定第1号から認定第10号までの各案件は、閉会中の所管事務の調査とすることに決定をいたしました。

これから認定第11号、平成21年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決をいたします。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第11号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、認定第12号、平成21年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は認定であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、認定第12号は、委員長報告のとおり認定されました。

次に、議案第60号、平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第60号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第61号、平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第61号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第63号、平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第63号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第64号、平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第64号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第65号、平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定する

ことに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第65号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第66号、平成22年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第66号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第67号、平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第67号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第68号、香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第68号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第69号、香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第69号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第70号、香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第70号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第71号、香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第71号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第72号、香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第72号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第73号、香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第73号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第74号、香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長(西村芳成君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第74号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第75号、香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

(賛成者挙手)

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第75号は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第77号、香美市過疎地域自立促進計画の策定についてを採決します。

本案についての委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第77号は、委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。日程第30、決議案第1号、議会改革推進特別委員会の設置に関する決議についてから日程第32、意見書案第14号、子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書の提出についての案件は追加案件であります。会議規則第37条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、日程第30、決議案第1号から日程第32、意見書案第14号までの案件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから日程第30、決議案第1号、議会改革推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

まず、提出者から提案理由の説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 案文の朗読をもちまして決議案第1号の提案理由の説明をさせていただきます。

決議案第1号、議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成22年10月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

議会改革推進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり議会改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会改革推進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 地方分権型行政システムへの移行は、必然的に地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を伴います。住民の代表機関として自治体の最終意思決定にあずかる議会の役割と責任は格段に

重くなり、議会の本来的機能である立法的機能、意思決定機能、行政監督機能をより発揮するため、議会を活性化し、存在感のある議会となることが求められています。また、これまで以上に開かれた議会でなければなりません。

これらのことから香美市においては、議員一人ひとりが議会に対する市民のさまざまな期待に応えるため、議会活動や日常の議員活動を活性化するための調査・研究を行う目的をもって議会改革推進特別委員会を設置します。

4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成22年10月20日
- 以上、決議する。

平成22年10月20日、高知県香美市議会
以上ご審議のほうよろしくお願いいたします。

【決議案第1号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第1号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございます。全員賛成であります。よって、決議案第1号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時08分 休憩）

（議会改革推進特別委員会名簿を配付）

（午前10時11分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決議案第1号が議決されましたので、議会改革推進特別委員会の委員の選任を

行う必要があります。

そこで、香美市委員会条例第8条の規定によって、特別委員会の委員は議長が会議に諮って指名するとされておりますので、お手元にお配りしました名簿のとおり議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【議会改革推進特別委員会名簿（指名案） 巻末に掲載】

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定をいたしました。

先ほど決定いたしました議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩をいたします。

（午前10時15分 休憩）

（議会改革推進特別委員会の委員長、副委員長の互選）

（午前10時32分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告をいたします。

休憩中に行われた委員会におきまして、議会改革推進特別委員会の委員長と副委員長が選任されました。議会改革推進特別委員会の委員長は小松紀夫君、副委員長は矢野公昭君、以上のように決定されました。

ここで議会改革推進特別委員会の委員長及び副委員長にごあいさつをいただきたいと思います。議会改革推進特別委員会委員長、小松紀夫君。

○議会改革推進特別委員会委員長（小松紀夫君） 先ほど行われました特別委員会で委員長という大役に選任をされました小松でございます。先ほどの決議案の設置の目的のところでも朗読をさせていただきましたが、今後のこの地方分権を考えるときに、この香美市議会におきましてもこれまで以上に活性化をして、そして緊張感のある議会に改革をしていかなければならないと考えております。また、そうすることによりましておのずと執行部の皆様方も活性化をし、最終的には香美市の住民福祉にきつとつながると、そういう信念を持ってできることからスピード感を持って取り組んでまいりたいと思いますので、どうぞ皆様方のご指導、ご鞭撻よろしくお願いを申し上げます。どうもありがとうございました。

（拍手）

○議長（西村芳成君） 次に、副委員長に選任されました矢野公昭君、ごあいさつをお願いします。

○議会改革推進特別委員会副委員長（矢野公昭君） ご紹介をいただきました矢野でございます。先ほどの会におきまして、図らずも副委員長ということで選んでいただきまして本当にありがたく思っておりますが、しかし、私は、年はいっておりますけれど

も議員としては若輩でございます。しかし、以前から時代も変わり状況も変わります中で、議会改革、これは必要であると、私はこのように思っております。今回委員、そして副委員長として選任をされたわけでございますけれども、委員各位、議員各位、それと執行部の皆様と話を密にし、そして、この議会をよりよい方向に進めていきたい、委員長と話を密にしながら進めていきたい、このように思っております。どうかよろしくお願いをいたします。どうもありがとうございました。

(拍手)

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。両君にはよろしくお願いをいたします。

これから日程第31、決議案第2号、行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議についてを議題とします。

まず、提出者の提案理由の説明を求めます。21番、小松紀夫君。

○21番（小松紀夫君） 案文の朗読をもちまして決議案の提案理由の説明とさせていただきます。

決議案第2号、行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成22年10月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 小松紀夫、賛成者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 同 依光美代子、賛成者 同 千頭洋一

行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり行財政改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名称 行財政改革推進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 地方分権改革の推進は、国と地方の役割分担を見直し、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし、活力に満ちた地域社会を実現することであり、地方自治体が自らの判断と責任の下で、行財政運営を行う必要がありますが、景気悪化に伴う税収減や少子高齢化の進行による社会保障費の増大などにより、依然として地方財政は、危機的な状況にあります。今後、合併特例による地方交付税の優遇措置が終わることも踏まえ、香美市の将来の財政運営は、基金残高も減少し、市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供や地域の活性化を図っていくことができなくなることも考えられます。

以上のことから香美市においては、今後一層の行財政改革を図り、併せて市民負担の公平で公正な均衡ある行財政運営を進めるため、全般に亘って調査及び研究を行い、執行部に対し強力に意見の提言を行う目的をもって行財政改革推進特別委員会を設置します。

なお、特別委員会としてのその成果と反省を速やかに取りまとめ、定期的に執行部との意見交換を行い、確実に実効ある改革が進められるよう確認していきます。

4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成22年10月20日

以上、決議する。

平成22年10月20日、高知県香美市議会

以上よろしくお願いをいたします。

【決議案第2号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから決議案第2号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、決議案第2号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

（午前10時41分 休憩）

（行財政改革推進特別委員会名簿を配付）

（決議案第1号、決議案第2号について21番、小松紀夫君より訂正あり）

（午前10時44分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど決議案第2号が議決されましたので、行財政改革推進特別委員会の委員の選任を行う必要があります。

そこで、香美市委員会条例第8条の規定によって、特別委員会の委員は議長が会議に諮って指名するとされておりますので、お手元にお配りしました名簿のとおり議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

【行財政改革推進特別委員会名簿（指名案） 巻末に掲載】

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。したがって、特別委員会の委員は、お手元に配りました名簿のとおり選任することに決定いたしました。

先ほど決定いたしました行財政改革推進特別委員会の委員長及び副委員長の互選のため、暫時休憩いたします。

（午前10時46分 休憩）

（行財政改革推進特別委員会委員長、副委員長の互選）

（午前11時00分 再開）

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

報告いたします。

休憩中に行われた委員会におきまして、行財政改革推進特別委員会の委員長と副委員長が選任されました。行財政改革推進特別委員会の委員長は山崎龍太郎君、同じく副委員長は比与森光俊君、以上のように決定されました。

ここで行財政改革推進特別委員会の委員長及び副委員長にごあいさつをいただきたいと思います。行財政改革推進特別委員会委員長、山崎龍太郎君。

○行財政改革推進特別委員会委員長（山崎龍太郎君） 山崎龍太郎でございます。図らずも再度選任いただきました。今までの実績等も踏まえて今後も継続した調査、研究を進めてまいりたいと思います。確実に実効ある改革が進められるよう委員各位と協力して頑張ってまいりたいと思います。また、執行部の方にもよろしくお願いいたします。

（拍手）

○議長（西村芳成君） 次に、副委員長の比与森光俊君。

○行財政改革推進特別委員会副委員長（比与森光俊君） 比与森光俊でございます。

前任期中に引き続き、山崎龍太郎委員長とともに行財政改革に取り組むことになりました。委員の皆様のご協力を仰ぎながら頑張ってまいりたいと思いますのでよろしく申し上げます。

（拍手）

○議長（西村芳成君） ありがとうございます。両君にはよろしくお願いをいたし

ます。

ここで産業建設常任委員会の委員長から訂正の申し出がっておりますので先に許可をいたします。産業建設常任委員長、千頭洋一君。

○産業建設常任委員長（千頭洋一君） 千頭です。

先ほどご承認いただきました産業建設常任委員会の報告の中で、「認定第12号、香美市工業用水道事業会計」と申さなければならないところを「下水道事業」と申したようでございますので、「下水道事業」でなくて「水道事業」でございます。それと、「議案第60号」を「認定第60号」と申し上げたようでございますので、これは「議案第60号」でございますので、2点訂正させていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（西村芳成君） ただいまの産業建設常任委員会の委員長の訂正にはご了解いただきますか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。

これから日程第32、意見書案第14号、子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書の提出についてを議題とします。

まず、提出者の提案理由の説明を求めます。13番、依光美代子君。

○13番（依光美代子君） 13番、依光美代子でございます。意見書案を朗読いたしまして提案理由の説明にかえさせていただきます。

朗読の前に補足をさせていただきますが、今回の国の臨時議会のほうにこの子宮頸がんのワクチンの費用が年内実施を目標に計上をされておりますが、最終日に可決となりますので、この子宮頸がんというのはワクチンとやはり検診、この2つをもって初めて100%の予防ができますので、今回この意見書にもワクチンと検診のことを述べており、入れてありますので、地方議会から後押しという意味でもこれを今期提出したいと思っておりますのでよろしくお願ひします。

それでは、案文を朗読させていただきます。

意見書案第14号、子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書の提出について地方自治法第99条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し下記の意見書を提出します。

平成22年10月20日提出、香美市議会議長 西村芳成殿、提出者 香美市議会議員 依光美代子、賛成者 香美市議会議員 島岡信彦、賛成者 香美市議会議員 千頭洋一

子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書（案）

日本では毎年約15000人の女性が子宮頸がんを発症し、約3500人が亡くなっていると推計されています。特に20代、30代に増えており、20代の女性では発症率が一番高いがんになっています。女性の健康と命、ひいては未来の子どもの命

を守るために予防と検診による早期発見の両方が大切になってきます。

予防については子宮頸がんの原因のほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によることからワクチンが開発され、世界百カ国以上で承認、接種されています。日本でも2009年10月に子宮頸がん予防ワクチンの接種が承認され、同年12月から接種が始まりました。

WHOは2009年4月、HPVに関連した疾病は全世界的な公衆衛生の問題だとして、発展途上国を含めた世界全体で同ワクチンの接種を推奨しており、日本でも子宮頸がん制圧をめざす専門家会議などが、検診率の向上、ワクチン接種の公費負担を厚生労働省に求めているところです。

同ワクチンは、現在の日本では任意接種で費用は自己負担となっています。半年間に3回接種する必要があり、費用が合わせて約5万円と多額なことから、予防接種をためらう例が少なくありません。同時にワクチン接種で予防できるのは子宮頸がんの約7割とされており、すでに感染しているウイルスを除く効果はないことから、早期発見・治療のためにも子宮頸がん検診が欠かせません。

よって、政府におかれては、女性の健康と命を守ること、出生率向上のためにも以下の対策を取られるよう強く要望します。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチンの公費助成を早期に実現すること。
2. 子宮頸がん検診費用に公費助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年10月20日、衆議院議長 横路孝弘殿、参議院議長 西岡武夫殿、内閣総理大臣 菅 直人殿、総務大臣 片山善博殿、財務大臣 野田佳彦殿、厚生労働大臣 細川律夫殿、高知県香美市議会議長 西村芳成

以上です。よろしく申し上げます。

【意見書案第14号 巻末に掲載】

○議長（西村芳成君） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

○議長（西村芳成君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（西村芳成君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから意見書案第14号を採決をいたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（西村芳成君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、意見書案第14号は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩にします。

(午前 11 時 10 分 休憩)

(特別委員会の閉会中の所管事務の調査資料配付)

(午前 11 時 13 分 再開)

○議長（西村芳成君） 正場に復します。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 33、閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

お手元にお配りしました閉会中の所管事務調査の申出書及び別表のとおり、会議規則第 105 条の規定によって、議会運営委員会及び各常任委員会及び特別委員会から閉会中の所管事務調査の継続審査について申し出がありました。

お諮りします。議会運営委員会、各常任委員会、議会改革推進特別委員会、行財政改革推進特別委員会から申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することにご異議ありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（西村芳成君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員会、各常任委員会、議会改革推進特別委員会、行財政改革推進特別委員会からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び継続審査を実施することに決定しました。

以上で今期定例会に付された議案はすべて議了しました。

閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

10月4日に開会されました平成22年第7回香美市議会定例会は、本日までの17日間でありました。本議会定例会は市議会議員選挙後初の議会でありましたが、議員各位の慎重な審査と審議の結果、平成22年度香美市一般会計補正予算を初め、提出されました全議案等に対しましてそれぞれ適切な議決をなされました。ただ、平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定など10件の歳入歳出決算の認定につきましては、各常任委員会の継続審査となりましたので、それぞれ12月議会定例会までに慎重な審査をお願いいたします。

今議会定例会では一般質問も14名の議員が質問をされて、市民と協働によるまちづくりや住民福祉の向上、教育、農林業、商工業、伝統産業の振興など、市行政全般にわたって真剣な質問がなされました。また、議員発議で議会改革推進特別委員会の設置、行財政改革推進特別委員会の設置が決議されましたので、それぞれ市民の声を市政に生かされるように調査、研究を行い、市民の期待にこたえるよう努力をお願いしたいと思います。

本日で第7回香美市議会定例会を閉会いたしますが、議員各位には議事運営に対しまして格段のご協力を賜り、スムーズな議会運営ができましたことに感謝とお礼を申し上げます。ありがとうございました。

今年の夏は異常な猛暑で毎日のように35度を超すような暑さでありましたが、秋も

深まってまいりまして、朝夕は少し寒さを感じる季節となつてまいりました。議員各位並びに執行部の皆さんにおかれましては、健康に十分留意をせられ、市政の発展に幅広くご活躍されますように祈念を申し上げまして、閉会に当たり私のごあいさつといたします。ありがとうございました。

次に、市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇楨夫君。

○市長（門脇楨夫君） 閉会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

9月に行われました議員選挙によりまして、日程上、通常より1カ月おくれの定例会でございましたが、10月4日の開会から本日までの17日間、議長の円滑なる議会運営と議員各位のご協力によりまして、今期定例会に提案をいたしてございましたすべての議案に対しまして慎重なる審査をいただき、ここに適切、妥当なご決定を賜りまことにありがとうございました。

一般質問には14名の皆さん方が登壇され、多方面にわたつてのご質問をいただきました。あわせ今議会を通じまして賜りました貴重なご意見やご提言は、今後の行政運営に十分生かしてまいるよう努力してまいる所存でありますので、今後とものご指導よろしくお願いをいたします。

さて、昨日は、第118回県市長会が土佐清水市で開催をされまして、会議提出議案として29議案が提出をされました。類似議案を統一いたしまして全27議案が採択をされました。本市から県への要望議案といたしまして、高知県シカ個体数調査事業の継続とニホンカモシカによる農林業被害調査の実施について、ダム流入口に堆積した砂利の撤去と県内類似河川状況調査の要望について、3点目に、子ども・子育て新システムの基本制度案の要綱の国への要望についての3議案を提出をいたしました。それぞれ本市にとりましては重要な案件でありましたが、全会一致で可決をいただきました。また、会議の前に尾崎知事との意見交換会も開催をされまして、特に知事からは来年度予算に関連して国の地方財政に対する考え方や一括交付金の動向、また、本市から提出を予定をいたしてございました子ども・子育て新システムの疑問点や問題点などについて述べられるなど大変有意義な意見交換会となりました。そのことをご報告を申し上げます。また、その後に農水省の農政局のほうから農業個別所得補償制度について、本格的実施される平成23年度取り組みについての説明があり意見を求められましたので、本制度の問題点、また矛盾点、この制度が本当に日本の農業の発展、また再生につながるのかという疑問を呈したところ、各市長よりも同様の意見も続出をされまして、中央政府に地方の考え方を強く訴えるよう申し入れを行ったところでございます。

さて、いよいよ季節も秋たけなわとなりました。奥物部や香北、轟の滝などの紅葉も見ごろを迎えるようになっておりますが、多くの観光客の皆さん方にぜひ訪れていただきたいと願っております。季節の移り変わりでもございますので、議員の皆様には十分体には気をつけられまして、今後とも市の発展と住民福祉向上のためにご尽力を賜りますことを心からよろしくお願いを申し上げます。

終わりにになりましたが、先ほどの議会改革推進特別委員会、また行財政改革推進特別委員会、議決され設置がされましたが、両委員会ともに大変重要な委員会でございますので、私ども執行部としましても議員の皆さん方の意を体しまして十分に議論を交わしてまいりたいというふうに思います。今後ともよろしくお願いを申し上げまして閉会のごあいさつにかえさせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（西村芳成君） 市長のあいさつを終わります。

これをもって平成22年第7回香美市議会定例会を閉会をいたします。

（午前11時21分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 2 年 第 7 回

香美市議会定例会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成22年第7回香美市議会定例会
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日(曜日)	会 議 等	
第1日	4日(月)	本会議	会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告・議長の報告 市長の行政の報告並びに議案提案・提案理由の説明まで。 但し、議案第59号・第62号・第76号・第79号、諮問第1号・第2号 は、本会議方式で採決まで。(議員協議会)
第2日	5日(火)	休 会	【一般質問通告期限(午前10時)】 議案精査のため
第3日	6日(水)	休 会	〃
第4日	7日(木)	休 会	〃
第5日	8日(金)	休 会	〃
第6日	9日(土)	休 会	休日、議案精査のため
第7日	10日(日)	休 会	〃 〃
第8日	11日(月)	休 会	〃 〃
第9日	12日(火)	本会議	一般質問①
第10日	13日(水)	本会議	一般質問②
第11日	14日(木)	本会議	一般質問③
第12日	15日(金)	本会議	議案質疑～委員会付託 各常任委員会 総務常任委員会の審査(認定第1号、議案第68・72・73・74・75・77号) 教育厚生常任委員会の審査(認定第6・7・8・9・10号、議案第63・64・ 65・66・67・69号) 産業建設常任委員会の審査(認定第2・3・4・5・11・12号、議案第60・ 61・70・71号)
第13日	16日(土)	休 会	休日、議案審査整理のため
第14日	17日(日)	休 会	〃 〃
第15日	18日(月)	休 会	議案審査整理のため
第16日	19日(火)	休 会	〃
第17日	20日(水)	本会議	議案採決(付託議案の報告～採決) 追加議案の提案(委員会付託を省略し、説明から採決まで)

委員会審査結果一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	所管委員会	審査結果	備考
第60号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	産業建設常任委員会	原案可決	全員賛成
第61号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	産業建設常任委員会	〃	〃
第63号	平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	〃	〃
第64号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	〃	〃
第65号	平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	教育厚生常任委員会	〃	〃
第66号	平成22年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	〃	〃
第67号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	教育厚生常任委員会	〃	〃
第68号	香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第69号	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
第70号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	〃	〃
第71号	香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	産業建設常任委員会	〃	〃
第72号	香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第73号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第74号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃
第75号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について	総務常任委員会	〃	〃

第 77 号	香美市過疎地域自立促進計画の策定について	総務常任委員会	原案可決	全員賛成
認定第 1 号	平成 2 1 年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	総務常任委員会	継続審査	全員賛成
認定第 2 号	平成 2 1 年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	〃	〃
認定第 3 号	平成 2 1 年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出予算の認定について	産業建設常任委員会	〃	〃
認定第 4 号	平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	〃	〃
認定第 5 号	平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	〃	〃
認定第 6 号	平成 2 1 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第 7 号	平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第 8 号	平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第 9 号	平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第 10 号	平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	教育厚生常任委員会	〃	〃
認定第 11 号	平成 2 1 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	認定	全員賛成
認定第 12 号	平成 2 1 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	産業建設常任委員会	〃	〃

決議案第1号

議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成22年10月20日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 小松紀夫

賛成者 香美市議会議員 島岡信彦

賛成者 〃 依光美代子

賛成者 〃 千頭洋一

議会改革推進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり議会改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 議会改革推進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 地方分権型行政システムへの移行は、必然的に地方公共団体の自己決定権と自己責任の拡大を伴います。住民の代表機関として自治体の最終意思決定にあずかる議会の役割と責任は格段に重くなり、議会の本来的機能である立法的機能、意思決定機能、行政監督機能をより発揮するため、議会を活性化し、存在感のある議会となることが求められています。また、これまで以上に開かれた議会でなければなりません。
これらのことから香美市においては、議員一人ひとりが議会に対する市民のさまざまな期待に応えるため、議会活動や日常の議員活動を活性化するための調査・研究を行う目的をもって議会改革推進特別委員会を設置します。
4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会が必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成22年10月20日

以上、決議する。

平成22年10月20日

高 知 県 香 美 市 議 会

議会改革推進特別委員会委員の名簿

【 行財政改革推進特別委員会 8人以内 】

議席 番号	議 員 名	議席 番号	議 員 名
2	矢 野 公 昭	1 3	依 光 美代子
3	山 崎 眞 幹	1 5	大 岸 眞 弓
1 0	比与森 光 俊	1 9	前 田 泰 祐
1 1	竹 平 豊 久	2 1	小 松 紀 夫

決議案第2号

行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について

地方自治法第112条及び香美市議会会議規則第14条の規定により、次のとおり決議案を提出します。

平成22年10月20日 提出

香美市議会議長 西村 芳成 殿

提出者 香美市議会議員 小松 紀夫

賛成者 香美市議会議員 島岡 信彦

賛成者 " 依光 美代子

賛成者 " 千頭 洋一

行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議（案）

香美市議会は、香美市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり行財政改革推進特別委員会を設置するものとする。

記

1. 名 称 行財政改革推進特別委員会
2. 設置の根拠 地方自治法第110条及び香美市議会委員会条例第6条
3. 設置の目的 地方分権改革の推進は、国と地方の役割分担を見直し、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし、活力に満ちた地域社会を実現することであり、地方自治体が自らの判断と責任の下で、行財政運営を行う必要がありますが、景気悪化に伴う税収減や少子高齢化の進行による社会保障費の増大などにより、依然として地方財政は、危機的な状況にあります。今後、合併特例による地方交付税の優遇措置が終わることも踏まえ、香美市の将来の財政運営は、基金残高も減少し、市民生活に欠かすことのできない行政サービスの提供や地域の活性化を図っていくことができなくなることも考えられます。
以上のことから香美市においては、今後一層の行財政改革を図り、併せて市民負担の公平で公正な均衡ある行財政運営を進めるため、全般に亘って調査及び研究を行い、執行部に対し強力に意見の提言を行う目的をもって行財政改革推進特別委員会を設置します。
なお、特別委員会としてその成果と反省を速やかに取りまとめ、定期的に執行部との意見交換を行い、確実に実効ある改革が進められるよう確認していきます。
4. 委員の定数 8名以内
5. 会 議 委員会は必要に応じ委員長が招集する。
6. 設置の期間 本委員会の設置期間は、3に掲げる目的が達成される見込みが認められるまでの期間とし、なお議会の閉会中及び各会期にわたり、継続して付議事件について調査・研究ができるものとする。
7. 施行期日 平成22年10月20日

以上、決議する。

平成22年10月20日

高 知 県 香 美 市 議 会

行財政改革推進特別委員会委員の名簿

【 行財政改革推進特別委員会 8人以内 】

議席 番号	議 員 名	議席 番号	議 員 名
4	利 根 健 二	1 2	島 岡 信 彦
6	千 頭 洋 一	1 3	依 光 美代子
8	山 崎 晃 子	1 4	山 崎 龍太郎
1 0	比与森 光 俊	2 0	山 本 芳 男

意見書案第 14 号

子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書の提出について

地方自治法第 99 条の規定により、衆・参両議院議長及び内閣総理大臣並びに関係各大臣に対し、下記の意見書を提出します。

平成 22 年 10 月 20 日 提出

香美市議会議長 西村芳成 殿

提出者 香美市議会議員 依光美代子

賛成者 " 島岡信彦

賛成者 " 千頭洋一

子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書（案）

日本では毎年約 15000 人の女性が子宮頸がんを発症し、約 3500 人が亡くなっていると推計されています。特に 20 代、30 代に増えており、20 代の女性では発症率が 1 番高いがんになっています。女性の健康と命、ひいては未来の子どもを守るために予防と検診による早期発見の両方が大切になってきます。

予防については子宮頸がんの原因のほとんどがヒトパピローマウイルス（HPV）の感染によることからワクチンが開発され、世界百カ国以上で承認、接種されています。日本でも 2009 年 10 月に子宮頸がん予防ワクチンの接種が承認され、同年 12 月から接種が始まりました。

WHO は 2009 年 4 月、HPV に関連した疾病は全世界的な公衆衛生の問題だとして、発展途上国を含めた世界全体で同ワクチンの接種を推奨しており、日本でも子宮頸がん制圧をめざす専門家会議などが、検診率の向上、ワクチン接種の公費負担を厚生労働省に求めているところです。

同ワクチンは、現在の日本では任意接種で費用は自己負担となっています。半年間に3回接種する必要があり、費用が合わせて約5万円と多額なことから、予防接種をためらう例が少なくありません。同時にワクチン接種で予防できるのは子宮頸がんの約7割とされており、すでに感染しているウイルスを除く効果はないことから、早期発見・治療のためにも子宮頸がん検診が欠かせません。

よって、政府におかれては、女性の健康と命を守ること、出生率向上のためにも以下の対策を取られるよう強く要望します。

記

1. 子宮頸がん予防ワクチンの公費助成を早期に実現すること。
2. 子宮頸がん検診費用に公費助成を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成22年10月20日

衆議院議長	横路孝弘	殿
参議院議長	西岡武夫	殿
内閣総理大臣	菅直人	殿
総務大臣	片山善博	殿
財務大臣	野田佳彦	殿
厚生労働大臣	細川律夫	殿

高知県香美市議会議長 西村芳成

平成22年10月香美市議会定例会議決一覧表

1. 議案関係

事件の番号	件名	議決結果	議決年月日
第59号	平成22年度香美市一般会計補正予算(第2号)	原案可決	22.10.4
第60号	平成22年度香美市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)	〃	22.10.20
第61号	平成22年度香美市公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	〃
第62号	平成22年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	〃	22.10.4
第63号	平成22年度香美市老人保健特別会計補正予算(第1号)	〃	22.10.20
第64号	平成22年度香美市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算(第1号)	〃	〃
第65号	平成22年度香美市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第2号)	〃	〃
第66号	平成22年度香美市介護保険特別会計(介護サービス事業勘定)補正予算(第1号)	〃	〃
第67号	平成22年度香美市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)	〃	〃
第68号	香美市施設等整備基金条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第69号	香美市立保育所の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第70号	香美市別府森林総合利用施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第71号	香美市別府峡キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第72号	香美市残土処理場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第73号	香美市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第74号	香美市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
第75号	香美市飛行場外離着陸場の設置及び管理に関する条例の制定について	〃	〃
第76号	定住自立圏形成協定の締結について	〃	22.10.4
第77号	香美市過疎地域自立促進計画の策定について	〃	22.10.20
第79号	香美市立小・中学校太陽光発電システム設置工事(電気設備工事)の請負契約の締結について	〃	22.10.4
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	適任	〃
諮問第2号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	〃	〃
認定第1号	平成21年度香美市一般会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	22.10.20
認定第2号	平成21年度香美市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定第3号	平成21年度香美市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃

事件の 番号	件名	議決結果	議決 年月日
認定 第 4 号	平成 2 1 年度香美市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	継続審査	22. 10. 20
認定 第 5 号	平成 2 1 年度香美市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 6 号	平成 2 1 年度香美市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 7 号	平成 2 1 年度香美市国民健康保険特別会計（事業勘定）歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 8 号	平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（保険事業勘定）歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 9 号	平成 2 1 年度香美市介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 10 号	平成 2 1 年度香美市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
認定 第 11 号	平成 2 1 年度香美市水道事業会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	〃
認定 第 12 号	平成 2 1 年度香美市工業用水道事業会計歳入歳出決算の認定について	〃	〃
決議案 第 1 号	議会改革推進特別委員会の設置に関する決議について	原案可決	〃
決議案 第 2 号	行財政改革推進特別委員会の設置に関する決議について	〃	〃
意見書案 第 14 号	子宮頸がんワクチン等の公費助成を求める意見書の提出について	〃	〃